

文部科学省科学研究費

特定領域研究

Grant-in-Aid for Scientific Research

for Priority Areas

「法化社会における紛争処理と民事司法」

Dispute Resolution and Civil Justice

in the Legalizing Society

ワーキングペーパー第5集

Working Papers, Vol. 5

2009年3月

March 2009

Contents

目次

Introduction はじめに		ii
Some Varieties of Advice Seeking in Ordinary Life: Influences of Family and Constellation of Specialist Advisers, and Implications for Legal Policy	Shiro Kashimura	1
Citizens' Evaluations of Institutionalized Advice Providers Used for Dealing with Everyday Troubles in Japan	Masaki Abe	52
市民の弁護士利用行動からみた弁護士評価の構造と特質	武士俣 敦	68
「代理人付被告」の意識と行動 —訴訟当事者類型別のデータ分析—	守屋 明	90
訴訟上の和解の成立要因：再考 —当事者の判決志向と弁護士の和解志向のズレ—	守屋 明	169
女性にとっての訴訟イメージ —「一般人調査」から得られる10の知見—	和田 安弘	186
特定紛争類型における法使用に対する一般人の評価 —インターネット・サーベイ実験の結果から	前田 智彦	199

はじめに

このワーキングペーパー第5集は、特定領域研究「法化社会における紛争処理と民事司法」参加者が、これまで国内外の学会・研究会において報告した論文に手を加えたものを収録している。最初の3編が法使用行動調査グループ（B班）の論文、後の4編が訴訟行動調査グループ（C班）の論文である。

INTRODUCTION

This is the fifth volume of Working Papers which present findings of the two national surveys conducted in the research project, Grant-in-Aid Scientific Research for Priority Areas “Dispute Resolution and Civil Justice in the Legalizing Society.” Originally the papers were presented at academic conferences in Japan or abroad. The first two papers in English were presented at the annual conference of the ISA Research Committee on Sociology of Law in Milan in July 2008. The other papers in Japanese were presented at the annual conference of the Japanese Association of Sociology of Law in May 2008 or our general discussion meetings. Some papers are included in their original forms, while others were revised afterward. The first three papers resulted from the Advice-Seeking Behaviour Survey. The latter four papers include findings of the Litigation Behaviour Survey.

Some Varieties of Advice Seeking in Ordinary Life: Influences of Family and Constellation of Specialist Advisers, and Implications for Legal Policy

Shiro Kashimura
(Kobe University)
skashimu@kobe-u.ac.jp

This paper aims to describe how Japanese citizens facing potentially legal trouble seek advice in their everyday life, by focusing on how social institutions surrounding the citizens who become aware of the trouble provide advice. The analysis of this paper is based on the findings of the 2006 National Survey on Advice Seeking and Utilization of Law (hereinafter referred as the "2006 Survey"), which was conducted through March to May of 2006 by group B of the Japan Civil Justice Research Project. Group B recently completed the process of reviewing the data for possible mis-categorization and other errors. Firstly, I will examine how the methodological decision that includes troubles of household members affects the data collected from the survey. Secondly, I will examine how the different specialist advisers are approached by the citizens. Then, based on that analysis, I will discuss whether the system of providing advice works appropriately, and if it does not, how it should be improved. This Paper was presented at RCSL2008, Milan and Como, Italy.

CONTENTS

- I. Introduction
- II. Overall Pattern of Advice Seeking Found in the 2006 Survey
- III. How the Family Matters: The Family/Household as a Unit of Trouble-Experience
- IV. The Array of Institutional Advisers
- V. Conclusion and Implications for Legal Policy

I. Introduction

The 2006 survey's aim was to provide a comprehensive picture of Japanese citizens' advice seeking behavior. Such a study is needed even more now as the nationwide network known as "Law Terrace" was introduced by the Law for General Legal Assistance in May, 2004 and launched its operation in October, 2006, just some months after the 2006 survey was completed. "Law Terrace" is basically a combination of the old systems of Civil Legal Aid, State-Appointed Advocacy in Criminal Cases, and a newly designed system of assisting citizens find lawyers with general or special expertise,

and other institutions providing citizens facing potential legal trouble with private, legal, or administrative assistance. The overall goal of the Law for General Legal Assistance is to enable people to find necessary legal support and establishing such a framework "in order to create a society where information and law services necessary to resolve both civil and criminal disputes are available across the country" (Article 2 - General Ideals). Also, the law states that the national government is responsible for establishing and implementing the necessary means (Article 8 - Responsibility of Government). This is noteworthy as the Japanese government has long regarded the civil disputes of law as only the matters of private individuals. Its effects are observable in the low number of legal professions, the low budget of civil and criminal legal aid, and generally poor infrastructures of law, which is called "one-fifth-Justice", a catch-phrase saying that one out of five cases that should be legally solved are brought into law because of some obstacles against accessing legal institutions.

How the consultation activities are utilized by the citizens in need is not clear, however. The questions of how the prejudicial consultation institutions are working and whether they are working strong enough are important in critically examining the new measures, because a newly introduced service necessarily functions within the existing local system (Kashimura 2006, Abe 2007, Sato 2008).

The paper draws on our analytical work for several months. It examines two kinds of social systems which help citizens in trouble find advice and elucidate how advice seeking behavior is connected to them: firstly, the system of family and relatives, which are to be found in proximity to the parties, and secondly, institutional expert advisors, which are to be found outside the proximity support system. Preliminary findings from the 2006 survey have been reported in Sato, Takahashi, Kanomata & Kashimura (2007), Kashimura (2008), and Sato (2008) on the pattern of access to advice providers, Bushimata, Niki and Kashimura (2007), and Bushimata (2008) on the pattern of people using lawyers and judicial scriveners were respectively reported. Abe & Kashimura (2007), and Abe (2008) have reported the findings on people's evaluation of advice providers. This paper draws on the prior analyses further to develop, in exploratory and preliminary ways, the analysis of the characteristics of prejudicial support system in Japan.

II. Overall Pattern of Advice Seeking Found in the 2006 Survey

The principal aim of the 2006 Survey is to clarify the pattern of people's advice seeking in response to trouble and the practical logic of choices in the advice seeking, and to explore their policy implications in contemporary Japanese society.¹

The structure of questionnaire is shown in **Figure 1**. As to the patterns of advice seeking process, the former reports from the 2006 survey had clarified the following:²

(1) The Number of Incidence

1945 (Note: 5330-3385(the number of respondents who reported no experience in in any trouble-category, Q1 through Q14)) out of the total 5330 respondents in the survey reported one or more experiences of troublesome events during the January 2001 to May 2006 period (5 years and 5 months). This amounts to 36.5% of all respondents. The total number of the troublesome events is 4656 - on average, 2.39 per person who experienced some troubles.

(2) The Distribution of Troubles Among Trouble-Categories

The most common category of trouble³ experience was (1) troubles arising from "Information Technology/Telecommunication." This consists of 1475 (31.7%) out of the total 4656 events. The 14 trouble-categories were asked about in the questionnaire. As to the other categories, the following numbers of experiences were reported: (2) Goods/Services (N=1475, 12.1%), (3) Neighborhood

¹ The post-research re-categorization was conducted for the two important questions of the 2006 questionnaire (trouble-categories of Q15 and advice-provider-categories of Q27 with consequential adaptation in Q29). It was considered necessary because (1) the number of advice-giving institutions are large and they are varied in character, and (2) people's definition of "possible legal trouble" are presumably varied. Since the summer of 2007, we carefully read the responses and self-categorizations therein so as to make sure that the answers are valid and reliable for the purposes of analysis. We confirmed that a total of 1850 cases are qualified as the object of further analysis. A few cases were excluded from the trouble-experience case because they reported the case experienced by non-members of the household as was defined in the questionnaire. A case was excluded from the object of analysis because of the illogicality of answers. The process was completed in January of 2008.

² The Codebook for the 2006 survey will be published in 2008; the book will contain the exact question text, response codes and frequency counts for all the variables. The codebook will also include technical descriptions of sample composition, characteristics of non-response, data cleaning and the rules used for re-categorization, and other basic information of data collection and processing. The data-set itself will be published online for further academic analysis in the near future.

³ The details of the definitions of trouble-categories are discussed in Kashimura 2008: 90-92).

(N=530,11.4%),(4) Accident/Crime (N=402,8.6%),(5) Hospital (N=299,6.4%),(6) Workplace(N=298,6.4%),(7) National or Local Government (N=218, 6.4%),(8) Family or Relative (N=191, 4.1%),(9) Real Properties (N=150, 3.2%),(10) School (N=143, 3.1%) (11) Business (N=134, 2.9%),(12) Money Loan (N=121, 2.6%),(13)Landlord-Tenant (N=114, 2.4%). (14) Others was the least common category (N=17, 0.4%). The total number of the respondent for which the information was available is 1850 (1945-95(NA)). (Sato, 2008. The total number was 1946, which was adjusted through post-research reexamination -- 1 case was dropped because of the lack of data.

(3) The Seriousness of Trouble in Value of Money

The monetary value pertaining to the trouble is, in the estimation of the respondent, generally low; the value for each trouble-category varies.

(4) The Frequently Used Advisors - Overall Trends

The most frequently used advice provider is police. Insurance companies, lawyers, consumer centers, sections of local governments, and legal consultation services of the local governments belong to next significantly used categories. There was a tendency of advisors within administrative bodies to be used widely.

(5) The Frequently Used Advisors - Trends Specific to Trouble-Category

The “typical” combination of frequently used advisors can be found in some trouble-categories, that is, one or a few advisors are mainly used, whereas in other trouble-categories, such a “typical” combination is unclear, that is, a wide variety of advisors are used.

(6) Trouble Response Strategies

People respond to their trouble differently, as trouble-category and the amount of damages, vary. Out of 1810 respondents for whom the information of their response is available, 17% (300 cases) of the respondents did not take any action; 55% (995 cases) did take action to solve the problem without

utilizing a specialist advisor; and 29% (515 cases) sought advice from the specialist advice providers. Thus, 84% of the citizens acted to deal with the trouble, while 17% did nothing. The reasons why people did not use some advisors vary across advisors - the concern for payment for some advisors, and the concern for time for other advisors, etc.⁴

(7) Duration of the Trouble

I add here some information of the duration of trouble in our data, which is not reported in our previous papers.

The total duration of trouble is calculated in terms of full months spent by using a question which asked when the trouble started (Q16) and one asking when it ended (SQ75.02), for the cases which were reported as concluded (Q75). If the trouble ended within a month then the duration is 0. **Table 1** shows the results of Q75.

There are 831 cases for which the total duration of trouble is known. 641 (77.1%) ended within 6 months. 460 (55%) ended within 3 months. 717 (86.2%) ended within 12 months. **Table 2 (right)** shows the distribution except for 2 extreme cases (146 months and 204 months respectively). **Figure 2** shows the distribution of duration of the cases concluded in less than 18 months. There seems to be a periodic increase in numbers every 6 months. This may be an artificial phenomenon reflecting the fact that people tend to answer in round terms, whereas the respondents are instructed to answer in the exact time it began and ended, and there seems to be a similar increase in the previous and following months, this seems not to be totally artificial and reflects something in reality.

The time until first advice is calculated in terms of months by using Q16 and a question asking when the respondent consulted the first institutional advisor if any. **Table 2 (Above)** shows the tendency that advice is obtained within 6 months in most cases (87.8%); and in 66.5% of advice is obtained within a month.

Thus, in a large majority (77%) of concluded cases, citizens dealt with the problems in a rather short period. Also, in a large majority (87%) of cases in which the respondents could get an institutional advice, the first such advice is obtained in a short time. These results show that when citizens decided to get specialist advice, a large majority of them could find such advice in a reasonable amount of time.

⁴ The number of cases is adjusted reflecting the post-research re-categorization and are slightly different from those reported in Sato, Takahashi, Kanomata, & Kashimura (2007).

However, there is a substantial proportion of cases in which citizens spent tens of months to get the trouble resolved; similarly, there is a substantial proportion of cases in which citizens spent tens of months to get the first specialist advice.

Among the questions to be raised regarding this situation, the questions of what specialist advisors are used, and in what combination and in what order they are used will be taken up in section IV of this paper.

III. How the Family Matters: The Family/Household as a Unit of Trouble-Experience

(1) The Household as a Unit of Trouble and Its Remedy

The data of the 2006 survey contains a significant number of cases in which the respondents report that a family member other than themselves is the principal party to the trouble they experienced. A typical example is that a 28-year old mother experienced trouble after talking to her son's teacher about the son's being bullied because the teacher would not listen to her (Case #5002907).⁵ However, there are other cases in which 53-year old son was angry at the doctor for his cohabitating mother whom was injured during a medical examination of her stomach cancer and whom was ill-treated after spitting up blood (Case #0201706). In those kinds of cases, the respondent reported that the principal party to the trouble was another member of the household⁶.

One of the decisions in designing the 2006 survey was that not only the problems experienced by the respondents themselves, but also those experienced by the other members of the respondent's household. Those problems are also included as the object of analysis. The decision was intended to enhance the database of trouble, but it naturally affected the composition of the cases of the 2006 survey. Due to this decision to include these cases, the questions about advice seeking behavior are asked about the behavior of household members both as an individual and a member of the household. I will explore some effects of this decision on the data in what follows.

(2) Family Member as the Party to Trouble

⁵ Cases mentioned are intended to serve as examples because we are still in the process of analyzing open-ended questions.

⁶ For the definition of household, See Kashimura (2008: 84).

The purpose of enhancing the database seems to be fulfilled. But some invalid cases are included in the database.

The ratio of respondents who reported the trouble experience in the preceding 5 years in the 2006 survey was 1850/5330 (34.7%), which is significantly higher than the ratio reported in the 2005 National Survey of our larger group, which is 2343/12408 (18.9%) (Sato 2008: ,Hamano 2007: 30).

Table 3 shows the difference between the two results. Presumably the main reason for this difference may be the difference in definition of trouble-experience in the two surveys. In the 2006 survey, the problems experienced by the members of the respondent's household members were included in the realm of troubles, but all except for the experience of trouble of the respondent's children under 20, they were excluded⁷.

Table 4 shows who were the principal parties in trouble-experiences in the 2006 cases, and to a certain degree, explains the difference in the ratio of occurrence. It shows that the number of respondents who were themselves the principal parties was 1256(69% of the 1811). Therefore, if we recalculate the rate of occurrence of cases in which the respondents themselves were the parties, the occurrence is estimated as $1256/5330 = 23.6$ (%), which is closer to the 2005 survey's rate (18.9%).

The rest of the differences may be attributed to another difference of definition, by which the cases arising from respondent's business relationships are included in the cases as far as they are experienced by the respondent as the individual, whereas those cases are not included in the 2005 cases.

Another possible reason for the higher rate of occurrence of troubles in the 2006 survey is that the level of 2006 respondent's awareness for some troubles, such as IT/Telecommunication, was raised because some of those troubles were widely reported in the media; the so-called "It's me" fraud cases attracted attention from 2005 to 2006, which may have led to the heightened awareness of such troubles.

The result of the 2006 survey indicates that by adopting an inclusive definition of trouble and its categories, the number of cases increased by as much as 47% ($(1850-1256)/1256*100=47.3$). A study from our group found that more citizens tend to seek advice from institutional advisors for troubles involving their children than for troubles involving themselves as the principal party ($p<0.1$) (Takahashi 2008: 99).

Table 5 compares whom the respondent sought advice in the 2006 survey with that in the 2005 survey. For the 2006 survey, out of a total 1850 respondents who experienced at least one trouble, 1510

⁷ Page 1 of 2005 survey questionnaire reprinted in Murayama & Matsumura eds., 2007: 249.

(81.6%) asked advice from various sources; 515(28.5%) sought advice from institutional advisors; that the household members are also important as advice providers.

Table 6 shows who the principal party was across different trouble-categories. It is worth noting that the distribution of who the party was is uneven. The respondents were randomly selected from a voting list or resident registry list; therefore, there is a good reason to assume that they were selected randomly within the household members, thus making the distribution of who the party was rather even, if there is equal influence from factors specifically related to trouble-categories.

This may indicate (1) the awareness threshold between themselves and others, and (2) the extent of common concern. That is, whether the respondents consider the trouble as the matters of their own or the matters of common concern with others. Much detailed and careful analysis is needed to examine these interpretations, however.

(2) Difficulty to Impliment the Definition

The household is defined in terms of family members sharing living expenses. We included the family members living in different places but sharing their living expenses; the child/student living near the college or the father living near the workplace were included in the possible party to trouble.

A close examination of some of the completed questionnaire reveals that a difficulty may have existed in implementing the definition of household, however. We doubt that some respondents were strongly reminded of their family relationships by having heard the definition and so reminded of the troubles out of the defined boundary of household and that they told the experiences of family member or relative. We excluded some cases due to the criteria of party's definition if the information provided in the answers revealed that the reality is otherwise. However, some cases in which we doubted otherwise were included in the data.

So for purpose of exact analysis, it is suggested that only the cases in which the respondent her/himself is reported as the principal party should be included in the analysis.

(3) The Family as the Source of Advice

Table 7 summarizes the frequency of seeking advice from family members among the respondents who took some action to cope with the trouble, excluding legal or non-legal institutional advisors.

The proportions of whether the respondent asked for advice from members of family/relatives in trouble-categories.

(4) Some Implications for Theory

The cases in which the respondents report that some other member of the household was the principal party were presumably not represented randomly, but were represented via connections existing among the family members. Also errors in implementing the definition of household might have occurred because sometimes a strong tie existed between the respondent and his/her family and other members of the family or relatives.

These observations, however, suggest that there are some merits in taking the inclusive approach. For policy concerns, it should be important to recognize that the potential needs for advice arise not only from troubles experienced by citizens as individuals but also from troubles in which citizens act for other members of their family. For theoretical interests, it may be suggested that the collective nature of trouble experience or advice seeking merit serious analysis on its own right. In general, experience of potentially legal troubles consists of both constant core and temporary varying fringes; it may be suggested that legal troubles of some kind may be concerned not solely with the principal party but also with the household members (for a line of possible exploration, see Takahashi 2008: 100).

For those reasons, it should be worth exploring how and why people act for their family members, friends or other members of their group in greater detail and how those efforts are connected and motivated by a social network of mutual assistance, which is, according to some studies, still strong and influential on people's advice seeking behavior in rural areas of Japan (Yoshioka 2007, Kashimura 2008).⁸

IV. The Array of Institutional Advisers

Figure 3 shows the variety and distribution of the specialist advice providers used by respondents. Out of 696 approaches by 515 citizens, the most frequently used advise-category was the police (182

⁸ Hopefully some future research should take up the family in trouble-coping process in its own right. There is a tradition in clinical social psychology of studying interaction in troubled family in social and psychological problem (e.g. Gubrium & Holstein 1990). One interesting starting point is examining a hypotheses stating that two classes of problem exist: one class being communal, while the other class individual.

cases). Insurance companies are the second, and lawyers are the third. The specialist advisor who provided advice for more than 50 cases are the Police, Insurance Companies, Lawyers, Consumer Centers, and Sections of Local Government⁹.

(1) The Access 1: Association of Trouble Type and Institutional Advisers

Sato (2008: 8-10) compares the 3 most frequently used advisors across the area. Sato observed the tendencies that (1) the most frequent category differs from an area of trouble to another, (2) the degree of how the frequently used advisors were dominantly used within the trouble-area differs across the areas (Sato 2008: 10).

Figures 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, and 11 depict the situations of selected areas in detail (the area including 50 cases or more).

In **Figure 4**, a "concentrated" pattern can be found in IT/Telecommunication, Goods/Service, Workplace, and Accidents/Crime. In these areas, one or two advice providers have the "share" exceeding 60% of the cases. In the area of IT/Communications, the Police and the Consumer Centers are two dominating providers. In Accident/Crime categories, the Police and the Insurance Companies are 2 major providers. In these areas, advice is given for the majority of cases by the provider belonging to the small number of categories.

Figure 5 shows another example of "concentration" of providers used in the Goods/Service area. The Consumer Centers comes in first place and gather a large majority of the cases. Others are small in number and the Police and the Business Associations share the second place. The 4th place is also shared by two legal specialists (the lawyer and legal consultation service of the local government). The significance of Business Associations and legal advisors may be remarkable features.

Figure 6 shows another "concentrated" pattern. First place is occupied by providers belonging to National Government Branch Offices, presumably the local Labor Standard Inspection Offices.

Figure 7 also indicates a "concentrated" pattern -- the Police and the Insurance Company are two dominating providers. It is assumed that the majority of troubles belonging to this area are automobile accidents.

These are "concentrated" patterns. Two observations can be made. Firstly, the dominating providers are regarded as specialists for the area; thus, the reason for the emergence of a "concentrated"

⁹ For the specialist advisor list and the design of questions, see Kashimura (2008: 93 - 95).

pattern may be the existence of advisors with special knowledge or expertise. Secondly, the Police appeared in several categories; this may reflect the fact that the Police have a wide variety of mandates relating to people's everyday lives: crime investigation, peace keeping, and control of violence - which make resorting to the Police appropriate as personal advisors. In fact, there are reportedly a large number of consultation applications made with the local police. The different sections of the Police may function like a single consultation agency in some areas. Therefore it may be worthwhile for future research to focus on the works of sections of the Police as well as the Police as a unitary organization.

In other areas, "diffuse" patterns may be observable.

Figure 8 shows the "diffuse" distribution of specialist advisors in the area of neighborhood troubles. The observation can be made that more than half of the respondents asked for advice from the Police, Sections of Local Government, but Legal Consultation of the Local Government, Lawyers, and Resident's Organization¹⁰.

Figure 9 depicts that in Family/Relative area, a weak concentration of legal specialist advisors can be visible -- Lawyers, Legal Consultation of the Local Government, and Court Officers at the Reception Desk.

Figure 10 summarizes the rather "diffuse" distribution among the used providers. Top 3 advisors are legal specialists.

Figure 11 shows the situation of Hospital cases. Expectably Doctors come to in first place, but sections of local government (Medical Control Division or Welfare Division) were approached. For example, in case #3100203, a 66 year old man had a grievance after having cerebral apoplexy against his physician who referred him to an orthopedist for rehabilitation without enough explanation, and asked advice from the Medicine Control Division of the Local Government.

In conclusion of this section, two observations can be made. Firstly, a general pattern of advice seeking seems to reflect citizens' concerns to get specialist advice, that is, citizens seem to choose the advisor whose expertise is appropriate for their problems. Secondly, some advisors such as the Police have been approached by citizens experiencing different types of troubles. It is assumed that this is due to the fact that the Police have wide areas of work relevant to the everyday life of people. Similar consideration can be applied to the Sections of Local Governments. Lawyers, on the other hand, do appear as frequent advisors in several areas, but they are more confined in some specialized areas like family/relative, and in other areas they have "diffuse" distribution.

¹⁰ A new category created through post-research re-categorization.) combine to have the comparable share.

A "Concentrated" pattern may be the reflection of a high level of administrative control in Japanese society, where, if a new social problem emerges, administrative rather than judicial measures tend to be applied. Consumer problems and multiple debt problems emerged as Japanese society experienced modernization. Lawyers, Legal Aid Societies, and Court were rather slow to institutionalize themselves to meet the needs of the consumers or debtors, and it is only recently that lawyers and judicial scriveners began to use litigation as a strong countermeasure to the multiple debt problems and the court followed by issuing a decision favorable to debtors.

The needs for advice may be consequential to the establishment of specialist advisers. In our data, the needs may be estimated by looking at different rate of seeking behavior for third party advice in different trouble-areas.

(2) The Access 2: Geographical Influence

Another interesting feature of people's utilization of advice providers is related to geographical difference. The size of community is determined by using the information of sampling points; the area is divided into four categories according to the size of population of the city, town or village where the respondent lives. The 16 metropolitan areas are statutory categories including Tokyo, Osaka, and other large urban cities.

Figure 12 shows the percentages of users across 4 community categories of 4 specialist advisors: the Legal Consultation of the Local Government, Lawyer, Consumer Centers, and Judicial Scriveners. The percentages were calculated by dividing the number of users in each residential category by the number of people who live there and asked whatever specialist advice. So the percent is intended to measure the availability of specialist advice for those who decided to act on to remedy the trouble.

The percentage of Legal Consultation Service of the Local Government drops sharply as the size of the area increases. An interpretation is that this is due to the different availability of such Consultation Services, because, although there are such services operating in most of the local governments of cities and towns except villages, the opening days and hours differ, presumably making it more difficult for the smaller community residents to use the service. We are now collecting data on the actual availability of such services for the local governments under which the respondents in our sample live.

The percentage of Consumer Centers increases as the size of the community decreases, and decreases sharply at the level of towns and villages. This pattern again may reflect the availability of

consumer centers within the residential area. The consumer centers are in operation in all of 16 metropolitan areas and cities populated over 200,000, whereas there are in 60% of the cities with populations less than 200,000, and only 3% of towns and villages.

The percentage of Lawyers is exceptionally high in the 16 metropolitan areas and low in the other 3 categories. This may well reflect the population of lawyers, the distribution of which is highly skewed geographically¹¹. Especially, as **Figures 13** indicates, Tokyo and Osaka residents ask for advice from lawyers nearly 3 times more than the residents of other cities do.

The percentage of Judicial Scriveners is generally low but increases as the community size decreases. It is known that judicial scriveners are distributed more evenly across the country (Kashimura 2006), and the pattern may well reflect the distribution.

Figure 14 depicts the same percents for the Police, Sections of Local Government, Branches of National Government Offices, Local Welfare Officer, Community Probation Officers, and other community officers. The usage of last two categories display similar changes - slight increase until small city size but drops at the Towns & Village category. The Police remains at the high level of usage between 30 to 40 % of third party advice seeking in all community categories. Sections of Local Government shows a drop in smaller cities but as a whole increases as the size of community decreases.

To hypothesize, some of these changes seem to reflect a **relative availability** of **appropriate specialist** adviser within the community. It is a remarkable feature that the common types response behaviors are different as trouble areas differ. This is depicted in **Figure 15**. In any rate, these figures suggest that there seem to be several paths of influences between geographical factors and advice seeking behavior, which demands further study.

(3) The Outcome 1: Connection to Legal System

It is important to ask whether and how often the citizens, as the consequence of having obtained advice, are led to the use of court - litigation, mediation on general civil matters or other speciality mediations, or the like.

We asked the respondent what advice was given in 1st, 2nd, and last specialist advisers. **Figure 16** depicts the advice to go to court was given by specialist advisers in order of its frequency.

¹¹ For the recent data and their interpretation, see Kashimura (2008).

It is observable that the few advisers who gave advice to go to court are advisers of judicial speciality - judicial screeners, lawyers and court officers, and few other types of specialist advisers provide such an advice very infrequently. The tendency is suggestive although the numbers of relevant cases is so small that statistical significance would not be detected.

(4) The Outcome 2: The Sifting Effect of Institutional Advisers

Other important questions to be asked are related to effectiveness of advice. It is difficult to construct appropriate measures of effectiveness of advice, however. Advice organizations generally maintain statistics on termination of the cases they advised. These statistics lacks precise information of how the case was resolved, however. Whether a tendency of one organization has something in common with other organization of the same category or with other categories cannot be estimated, either.

Like a mass of flour sifted by a pensive, in each stage of advice seeking/providing, some portion of advice seekers remain without going further for another adviser, whereas the others continue on. So it has somewhat meaningful to see how many of the users stop going further and how many went on for another adviser - a measure which may be called a "rate of reduction."

Our data has a merit of containing a first hand information of the citizen's behavior following the contact with adviser-categories. Q29 asked to name the advisers categories being utilized in up to 10 successive order. Thus by using the questions on the history of advice seeking, a rate of reduction can be counted for each advice category, that is, by counting the non-users of 2nd adviser-categories for users of each category as 1st adviser, and so on. The reduction rate represents the portion of the users who did not reach to second adviser among the total users of the category as the first adviser.

Tables 8, 9, 10, and 11 summarizes the frequency of usage and the reduction rates of each adviser-category as 1st to 5th advising stages. The number of cases remaining after 3rd advice given is very small. At the stage of 6th adviser, only two cases remain; one citizen stopped at this stage after the advice by court officer at the court reception window; one citizen continued on seeking advice more than 13 categories until he/she reached to a lawyer as the "last" adviser (Case # 0000802).

The average rate of stopping advice seeking is 70-74% for the 1st through 3rd advisers. The rates fluctuate for later place advisers.

It is a remarkable feature of **Tables 8 through 11** that the reduction rates differ significantly among different adviser-categories, however. And there are differences between those among 1st advisers and those among 2nd advisers.

Among the high reduction advisers within top 8 advisers at the first stage are Insurance Companies (91%), Consumer Centers(86%), Business Associations (85%) and Sections of Local Government(78%). The advisers with average reduction rates are National Government Branches(74%) and Police(71%), and Lawyers(67%). The advisers more than 10 points under the average reductions rate is Legal Consultation at the Local Government(45%).

As to the advisers appear as the 2nd advisers, Those with high reduction rates are Insurance Companies (83%), Sections of Local Government (79%), Lawyers (79%), and Business Associations (88%). Those with average reduction rates are Consumer Centers(67%),and National Government Branches(67%). Police (53%) drops onto the level of significantly low and Legal Consultation at the Local Government (13%) shows a significant drop in rate within the lowest category.

As a prospects for future analysis, this difference and changes in difference may be examined for the following factors: (A) the actual as well as stated function of each adviser - referral or termination, (B) institutionalized path for access -- e.g. high for insurance companies, (C) the services provided - information or resolution.

(5) The Common Combination and Succession of Institutional Advisers

Characteristics of combined use of advisers are phenomena of worth examining. Is there any characteristic combination of using different adviser-categories? Is there any stable path between one adviser-category to another? If any of these phenomena exists, why?

Because the variety of advisers approached by the citizens are large, I did not try multivariate analysis. Instead, some simple correlation analyse using chi-square tests were conducted.

Table 12 shows the frequency distribution of combination of two adviser-categories (out of selected 14 categories) among advisers reported as used in Q27, which asked the respondent to select all of the categories they actually used to remedy the trouble. Most frequent combination is the Police plus the Insurance Company(25 cases). Police plus Lawyer comes next (14 cases), and Legal Consultation at the Local Government plus Lawyer comes next (13 cases). Police plus

Consumer Centers and, somewhat unexpectedly, Legal Consultation at the Local Government plus Local District Welfare Officer come together in the next place (10 cases).

A statistical significance was tested on the nul-hypothesis that the combinations are random. Small blue triangles signifies the combination for which observations occur at more than expected numbers and small red triangles signifies the combination for which observations occur at less than expected numbers. **Figure 17** represents the connections graphically. The combinations may well reflect the division of life-interst space of trouble: crime/accident, community life, law and others. The Legal Consultation at the Local Government is positioned between community services and legal services, whreas the police and insurance company consist in a specialized area of trouble-shooting.

Tables 13 shows the result of chi-square test for relative frequencies of selected 14 advisers appearing as 1st adviser. The null-hypothesis is that all advisers have equal probabiliity of appearing as 1st adviser under the condition that the total of 479 needs for any advice exist - every adviser-category has $14/479$, which is rougly 34.2, frequency for its cell, thus the residual (actual number minus expected number) for Legal Counsultation at the Local Government, which actually appears as 1st adviser 34 times, is nearly zero.

Figures 18 & 19 depicts the paths that connect advisers in successive stages. There are specialist advisers from which many lines go out (from left to right), and those to which many lines come in. The Legal Consultation at the Local Government has the pivotal value as the entrance to the array of specialist advisers, because many lines go out. Also many lines go out from Police and Lawyers. A thick line comes in to Insurance Companies from Police. And Police and Lawyers as 2nd advisers receive many lines from various 1st advisers.

In the movement from 2nd to 3rd stage of advice provision, Legal Consultation at the Local Government and the Police are major sender of the paths, whereas Legal Consultation at the Local Government and Sections of Local Government and Lawyers receives many paths.

In the movement from 3rd to 4th stage, the lawyers receive somewhat more paths from various advisers.

V. Conclusion and Implications for Legal Policy

In this paper, I have examined two group of questions. Frstly, I estimated how many cases were included as the consequence of methodological decision that the household not the individual

should be the unit of trouble experience. I also examined some influence of family on the member's advice seeking behavior. I suggested that some troubles are experienced primarily as family matter, so that the household based approach may be justified in studying some trouble categories.

Secondly, I examined aspects of citizen's mobilization of specialist advisers. I distinguished two kinds of distribution in different trouble-areas, concentrated and diffuse. I pointed out that differences in mobilization are observable along with the difference in size of the community. I suggested that this may be explained by geographically skewed distribution of advisers. The probability of advice to go to court was examined. Then several effects following the combined use of advisers are examined. Different reduction rates are found with different adviser-categories. And common and uncommon combinations are distinguished by using chi-square type analysis.

The findings can be combined to conceive general characters of advice seeking by Japanese citizens today. Generally speaking, we found the reduction rates of specialist advisers are generally high; 70% stops at the first stage of seeking advice. For some trouble areas, there seem to be established paths leading to appropriate and conclusive advisers. This does not mean that many people are satisfied with the advice or its consequence, however. For trouble areas for which no clear paths are established, Police and Legal Consultation at Local Government seem to be two major point of first contact with advice institutions. Both do not necessarily offer conclusive resolution; both rather functions as referer. Lawyers and other judicial advisers mainly receive these cases, and seemingly offer conclusive solutions. Examining this pattern more fully with careful control of variables should be necessary and it is hopeful to combine these observations with findings of citizen's evaluation of adviser (Abe, paper to be presented in this conference).

Then, based on the analysis, I will discuss whether the system of providing advice works appropriately, and if it does not, in what points it should be improved. It may be suggested that the lawyer and other judicial advisers should play more active role in receiving cases from citizens. The present situation is suffered by the lack of inclusive contact points which accepts wide variety of cases and would be able to coach people where to go.

Here, the "Law-Terrace," a state-operated adviser referral network, should find its pivotal role. Whether the "Law-Terrace" will be able to fulfill its stated aim of "create a society where information and services of law necessary to resolve both civil and criminal disputes are available" is unclear, however.

Firstly, there is a strong social conception that advice, including legal, is free, and the demand of getting quick and swifty provision of advice seems so high that popular conception toward the "Law-Terrace" sticks itself with the image of free advice provider.

Secondly, the "Law-Terrace" relies its successful operation heavily on the cooperation of Japan Federation of Bar Association (JFBA, Nichibenren) . And local "Law-Terrace" branch offices are operated by the local lawyers. JFBA, however, is presently under heavy inner pressure against expanding legal services in the community from the fear of heavy competition due to the increased production of lawyers through new Law School system, which was introduced in Government's Judicial Reform Initiative in 2004. A backrush may occur toward old style of narrowly defined, and private-interest oriented professionalism in a few years from now. If this happens, the "Law-Terrace" may become a storefront salesdesk for the lawyers.

Thirdly, most of the active advice providers are operated on local and national government, the police, consumer centers, and free legal consultation services. Advice providers and managers of those organization hope that cases be referred from the "Law-Terrace" to their organization. In fact, "Law-Terrace" is supposed to maintain a comprehensive list of administrative, judicial and private advice providers. What should be needed more is to expand the access for people to judicial advisers from administrative advisers, for there seem to be a substantial amount of cases which go to administrative advisers first and then referred to judicial advisers. The social organizational dynamics seem to be runing in opposite directions.

In sum, these dynamics run in several different directions; so that a careful observation continues to be necessary.

References:

Abe, Masaki 2008 Citizen's Experiences of Utilizing Third-Party Advice Providers For Resolving Everyday Disputes in Contemporary Japan. Grant-in-Aid for Scientific Research for Priority Areas: Dispute Resolution and Civil Justice in the Legalizing Society, Working Papers, Vol.2: 101-119.

Abe, Masaki & Kashimura,S 2007 Citizens' Experiences of Utilizing Third-Pary Advice Providers for Resolving Everyday Disputes in Contemporary Japan. A Paper Presented at RCSL2007, Berlin, Germany.

Bushimata, Atsushi 2008 Mobilization of Legal Professionals By the Ordinary Citizens in Contemporary Japan. Grant-in-Aid for Scientific Research for Priority Areas: Dispute Resolution and Civil Justice in the Legalizing Society, Working Papers, Vol.2: 120-133.

Bushimata, Atsushi, Niki,T & Kashimura,S. 2007 Mobilization of Legal Professionals By the Ordinary Citizens in Contemporary Japan. A Paper Presented at RCSL2007, Berlin, Germany

Gubrium, J.F. and J.A. Holstein. 1990. What Is Family?. Mountain View, CA: Mayfield.

Hamano, Ryo 2008 Advice Seeking Behavior of Civil Disputants in Japan. Grant-in-Aid for Scientific Research for Priority Areas: Dispute Resolution and Civil Justice in the Legalizing Society, Working Papers, Vol.2: 58-78.

Kashimura, Shiro 2008 The Design and Methodology of the Research of the 2006 National Survey on Legal Advice Seeking. Grant-in-Aid for Scientific Research for Priority Areas: Dispute Resolution and Civil Justice in the Legalizing Society, Working Papers, Vol.2: 79-95.

Kashimura, Shiro 2008b Underserved By the Law: The Lack of Legal Service and Appraisal of Reform Measures. In Kashimura, S et al. Horizontal Legal Order: Law and Transaction in Economy and Society. (Lexis/Nexis, Singapore): 251-278.

Sato, Iwao, Takahashi, H., Kanomata, N. & Kashimura, S. 2007 Citizen's Access to Legal Advice in Contemporary Japan: Lumpers, Self-Helpers, and Third-Party Advice Seekers. A Paper Presented at RCSL2007, Berlin, Germany

Sato, Iwao 2008 Citizen's Access to Legal Advice in Contemporary Japan: Findings from the 2006 National Survey. Grant-in-Aid for Scientific Research for Priority Areas: Dispute Resolution and Civil Justice in the Legalizing Society, Working Papers, Vol.3: 1-17.

Takahashi, Hiroshi 2008 Who is the "Party" in Disputes?: Some Observations from the 2006 National Survey. Grant-in-Aid for Scientific Research for Priority Areas: Dispute Resolution and Civil Justice in the Legalizing Society, Working Papers, Vol.2: 96-100.

Yoshioka, Suzuka 2007 Seeking Legal Advice in Rural Areas of Japan: The Recent Changes in Legal Networks. Kobe University Law Review, vol. 41:17-36.

Tables & Figures:

Table 1

Present Status of the Trouble (Q75)

	Percent	Number
Concluded	57.3	987
Not Concluded, but Close to Solution	3.8	65
Still Persists, with No Progress Expected	14.3	246
Still Persists, Getting More Serious	2.4	42
Left Undecided, or Dropped	22.2	382
Number of Respondents	100.0	1722

Months	Number	Percent
1 - 6	388	87.8
7 - 12	24	5.4
13 - 18	13	2.9
19 - 24	3	0.7
25 - 30	6	1.4
31 or more	8	1.8
Total	442	100

Table II-2: Time To Get the First Advice
(Above)

Table II-2 : Total Duration of Troubles
(Right)

Months	Number	Percent
1 - 6	641	77.1
7 - 12	76	9.1
8 - 18	44	5.3
19 - 24	24	2.9
25 - 30	15	1.8
31 - 36	14	1.7
37 - 42	3	0.4
43 - 48	1	0.1
49 - 54	2	0.2
55 - 60	4	0.5
61 - 66	2	0.2
67 - 72	1	0.1
73 - 78	0	0
79 - 84	0	0
85 - 90	1	0.1
91 - 96	1	0.1
97 or more	2	0.2
Total	831	100

Table 3

The Incidence of Problem

	2006 Survey	2005 Survey
Number of Respondents	5,330 (100%)	12,408 (100%)
Respondents Who Experienced at Least One Problem within the Past 5 Years*	1,850 (34.7%)	2,244(18.1%)

*Problems experienced by household members were included in 2006 survey, whereas they were not included in 2005 survey except for the experience of children under 20(Page 1 of 2005 questionnaire reproduced in Murayama&Matsumura eds. 2006, 249). Also the problems experienced in business-related matters of respondent's household members were not included in 2005 survey, which were included in 2006 survey. When these two are excluded from 2006 data, the estimated incidence rate may be somewhere around 25%.

Table 4 The Principal Party to Problem

	N	%
Respondent Her/himself	1256	69.4
Respondent's Spouse	243	13.4
Respondent's Child	185	10.2
Respondent's Parent	74	4.1
Respondent's Brother/Sister	17	0.9
Other Member of Respondents Household	36	2.0
N of Respondents	1811	100.0

Table 5 **General Pattern of Advice Seeking**

	2006 Survey (N=1850)	2005 Survey (N=2244)
Respondents Who Acted (Searching Internet, Talking to Family, Asking Specialist Advice etc)	1510 (81.6%)	1728(77.0%)
Respondents Who Sought Advice from at Least one Institutional Advisor (Either a Non-Legal or a Legal Advisor)*	515 (28.5%)	1013 (45.1%)
Respondents Who Sought Advice from Lawyer (Either in Law Office or Advice Center at the Bar Assoc.)**	88 (4.8%)	165 (7.4%)

*Advice from Friends/Family and Colleagues were included in 2005 survey, whereas they were excluded from 2006 survey as far as institutional advisor was not involved. The number for this category in 2006 was 759 (making the number 1274 (70%) for 2006). See the Table on the next slide.

**Judicial Scriveners & Legal Consultation at Local Government are excluded.

Table 6**Principal Party to the Trouble (Q18)**

	Respondent his/herself	Other member	Total
	Percent	Percent	Number
Information Technology or Telecommunication	73	27	511
Neighborhood	76	24	212
Good or Service	85	15	208
Accident or Crime	59	41	203
Workplace	79	21	131
Hospital	50	50	105
Family or Relative	44	56	73
National or Local Government	74	26	73
Buying, Selling or Repair of Real Properties	75	25	71
Landlord-Tenant Relations	62	38	60
School	12	88	50
Business	74	26	47
Money Loan	82	18	45
Others	73	27	22
Total	69	31	1811

X-squared = 172.1484, df = 13, p-value < 2.2e-16

Table 7

Advice Obtained From Friend/Acquaintance/ Colleague & Family/Relatives Among “Other Action” Group

		Did You Ask Advice From Your Family/Relatives?		
		Yes	No	Total
Did You Ask Advice From Your Friends/Acquaintances/Colleagues?	Yes	281	99	380
	No	379	226	605
	Total	660	325	985

Table 8 Respondents Who Stopped Searching Advisors and Those Who Continued Searching After Having Used Them (Top 9 Advisers as 1st, for 1st and 2nd rounds)

	1st			2nd			
	Number of Respondents Who Used 1st Advisors	Respondents Who Stopped Advice Seeking	Respondents Who Continued on Advice Seeking	Number of Respondents Who Used 2nd Advisors	Respondents Who Stopped Advice Seeking	Respondents Who Continued on Advice Seeking	
	N	%	%	N	%	%	%
Police	162	71	29	15	53	47	
Consumer Centers	56	86	14	6	67	33	
Insurance Companies/Agents	55	91	9	24	83	17	
Sections of Local Governments	41	78	22	14	79	21	
Lawyers/Law Offices	36	67	33	24	79	21	
Legal Consultation at Local Governments	33	45	55	8	13	88	
Companies/Business Associations	27	85	15	8	88	13	
National Government's Branch Offices	23	74	26	6	67	33	
Others	8	63	38	2	100	0	
All Respondents	515	74	26	135	70	30	

Table 9**(Less Frequently Used Advisers as 1st, for 1st and 2nd rounds)**

	Number of Respondents Who Used 1st Advisers	Respondents Who Stopped Advice Seeking	Respondents Who Continued on Advice Seeking	Number of Respondents Who Used 2nd Advisers	Respondents Who Stopped Advice Seeking	Respondents Who Continued on Advice Seeking
	N	%	%	N	%	%
Local District Welfare Officers etc	7	57	43	2	100	0
Legal Consultation at Bar/Legal Aid	7	57	43	5	40	60
Court Officers at the Reception Section	7	86	14	4	75	25
Judicial Scriveners	6	67	33	4	100	0
Administrative Scriveners etc	6	83	17	2	50	50
*Teachers/School Officials	6	67	33	-	-	-
*Residents Organizations	6	83	17	2	0	100
Labor Unions	5	80	20	-	-	-
NPO/NGO etc	5	60	40	2	50	50
*Doctors/Hospitals/Nurse	5	100	0	3	100	0
Agricultural Regulation Commissions etc	4	50	50	2	0	100
Social Welfare Councils	3	67	33	1	100	0
*Long-Term Care Insurance Specialists	3	67	33	-	-	-
Political Parties/ Politicians	2	50	50	-	-	-
Arbitration Society/Services	1	0	100	1	100	0
*Other Judicial Institutions	1	0	100	-	-	-
Religious Organisations/Groups	0	-	-	-	-	-

Table 10

(Top 9 Advisers as 1st, for 3rd, 4th and 5th rounds)

	3rd			4th			5th		
	Number of Respondents Who Used 3rd Advisor	Respondents Who Stopped Advice Seeking	Respondents Who Continued On Advice Seeking	Number of Respondents Who Used 4th Advisor	Respondents Who Stopped Advice Seeking	Respondents Who Continued on Advice Seeking	Number of Respondents Who Used 5th Advisor	Respondents Who Stopped Advice Seeking	Respondents Who Continued On Advice Seeking
	N	%	%	N	%	%	N	%	%
Police	3	33	67	2	0	100	-	-	-
Consumer Centers	2	100	0	1	0	100	1	0	100
Insurance Companies/Agents	-	-	-	1	100	0	-	-	-
Sections of Local Governments	5	100	0	2	100	0	-	-	-
Lawyers/Law Offices	6	83	17	4	100	0	-	-	-
Legal Consultation at Local Governments	5	60	40	-	-	-	1	100	0
Companies/Business Associations	3	67	33	-	-	-	-	-	-
National Government's Branch Offices	2	0	100	-	-	-	-	-	-
Others	-	-	-	-	-	-	-	-	-
All Respondents	41	71	29	12	75	25	3	33	67

Table 11

(Less Frequently Used Advisers as 1st, for 3rd, 4th and 5th rounds)

	3rd			4th			5th		
	Number of Respondents Who Used 3rd Advisor	Respondents Who Stopped Advice Seeking	Respondents Who Continued On Advice Seeking	Number of Respondents Who Used 4th Advisor	Respondents Who Stopped Advice Seeking	Respondents Who Continued on Advice Seeking	Number of Respondents Who Used 5th Advisor	Respondents Who Stopped Advice Seeking	Respondents Who Continued On Advice Seeking
	N	%	%	N	%	%	N	%	%
Local District Welfare Officers etc	2	0	100	-	-	-	-	-	-
Legal Consultation at Bar/Legal Aid	4	100	0	-	-	-	1	0	100
Court Officers at the Reception Section	5	100	0	-	-	-	-	-	-
Judicial Scriveners	1	0	100	1	100	0	-	-	-
Administrative Scriveners etc	-	-	-	-	-	-	-	-	-
*Teachers/School Officials	-	-	-	-	-	-	-	-	-
*Residents Organizations	1	100	0	-	-	-	-	-	-
Labor Unions	-	-	-	-	-	-	-	-	-
NPO/NGO etc	1	0	100	-	-	-	-	-	-
*Doctors/Hospitals/Nurse	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Agricultural Regulation Commissions etc	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Social Welfare Councils	-	-	-	-	-	-	-	-	-
*Long-Term Care Insurance Specialists	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Political Parties/ Politicians	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Arbitration Society/Services	1	100	0	-	-	-	-	-	-
*Other Judicial Institutions	-	-	-	1	100	0	-	-	-
Religious Organisations/Groups	-	-	-	-	-	-	-	-	-

Table 12

Frequency of Combinations of Specialist Advisers (Q27)

	Legal Consultation at Local Governments	Sections of Local Governments	National Government's Branch Offices	Police	Local District Welfare Officers etc	Consumer Centers	Companies/Business Associations	Insurance Companies/ Agents	Legal Consultation at Bar/Legal Aid	Lawyer s/Law Offices	Judicial Scriveners	Administrative Scriveners etc	Court Officers at the Reception Section	Others
Legal Consultation at Local Governments	0 ▼	3	3	2 ▼	10 ▲	6	2	2	3	13 ▲	1	0	3	0
Sections of Local Governments		0	2	11	2	4	1	0	1	7	1	0	0	1
National Government's Branch Offices		2	0	5	1	2	0	0	1	3	0	1	0	0
Police		2 ▲	11	5	0 ▼	3	8	25 ▲	5	14	0	4	2	0
Local District Welfare Officers etc		10 ▲	2	3	0	0	0	10 ▲	1	3	0	0	0	0
Consumer Centers		6	4	10	0	0	2	0	1	3	2	0	1	0
Companies/Business Associations		2	0	8	0	2	0	2	2	6	1	0	1	0
Insurance Companies/ Agents		2	0	25	0	0	2	0	3	5	0	0	0	0
Legal Consultation at Bar/Legal Aid		3	1	5	1	1	2	3	0	5	0	2	1	0
Lawyers/Law Offices		13 ▲	7	14	3	6	5	0	0	5	5 ▲	2	6 ▲	1
Judicial Scriveners		1	0	0	2	1	0	0	0	5	0	0	0	0
Administrative Scriveners etc		0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	▲
Court Officers at the Reception Section		3	0	4	0	1	1	0	1	6 ▲	0	1	0	0
Others		0	1	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0

(▲ More Frequent Than Expected, ▼ Less Frequent Than Expected, p<.05)

Table 13 Relative Order of Frequencies of Usage --14 Specialists As 1st Advisers Compared

	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
1 Legal Consultation at Local Governments	1 = 2	1 = 3	1 < 4	1 > 5	1 = 6	1 = 7	1 = 8	1 > 9	1 = 10	1 > 11	1 > 12	1 > 13	1 > 14
2 Sections of Local Governments		2 = 3	2 < 4	2 > 5	2 = 6	2 = 7	2 = 8	2 > 9	2 = 10	2 > 11	2 > 12	2 > 13	2 > 14
3 National Government's Branch Offices			3 < 4	3 = 5	3 < 6	3 = 7	3 < 8	3 = 9	3 = 10	3 = 11	3 = 12	3 = 13	3 = 14
4 Police				4 > 5	4 > 6	4 > 7	4 > 8	4 > 9	4 > 10	4 > 11	4 > 12	4 > 13	4 > 14
5 Local District Welfare Officers etc					5 < 6	5 < 7	5 < 8	5 = 9	5 < 10	5 = 11	5 = 12	5 = 13	5 = 14
6 Consumer Centers						6 = 7	6 = 8	6 > 9	6 = 10	6 > 11	6 > 12	6 > 13	6 > 14
7 Companies/ Business Associations							7 = 8	7 > 9	7 = 10	7 > 11	7 > 12	7 > 13	7 > 14
8 Insurance Companies/Agents								8 > 9	8 = 10	8 > 11	8 > 12	8 > 13	8 > 14
9 Legal Consultation at Bar/Legal Aid								9 < 10	9 = 11	9 = 12	9 = 13	9 = 14	
10 Lawyers/Law Offices								10 > 11	10 > 12	10 > 13	10 > 14		
11 Judicial Scriveners									11 = 12	11 = 13	11 = 14		
12 Administrative Scriveners etc										12 = 13	12 = 14		
13 Court Officers at the Reception Section												13 = 14	

Nubers in the uppermost and far left rows indicate Specialist Adviser Categories. Category 14 is "Other Specialist Adviser".

Method : Multiple Comparison Test, using Ryan's nominal level. Significance Level = 0.05, Significant cells are indicated. by > .

Figure 1

The Structure of The Questionnaire

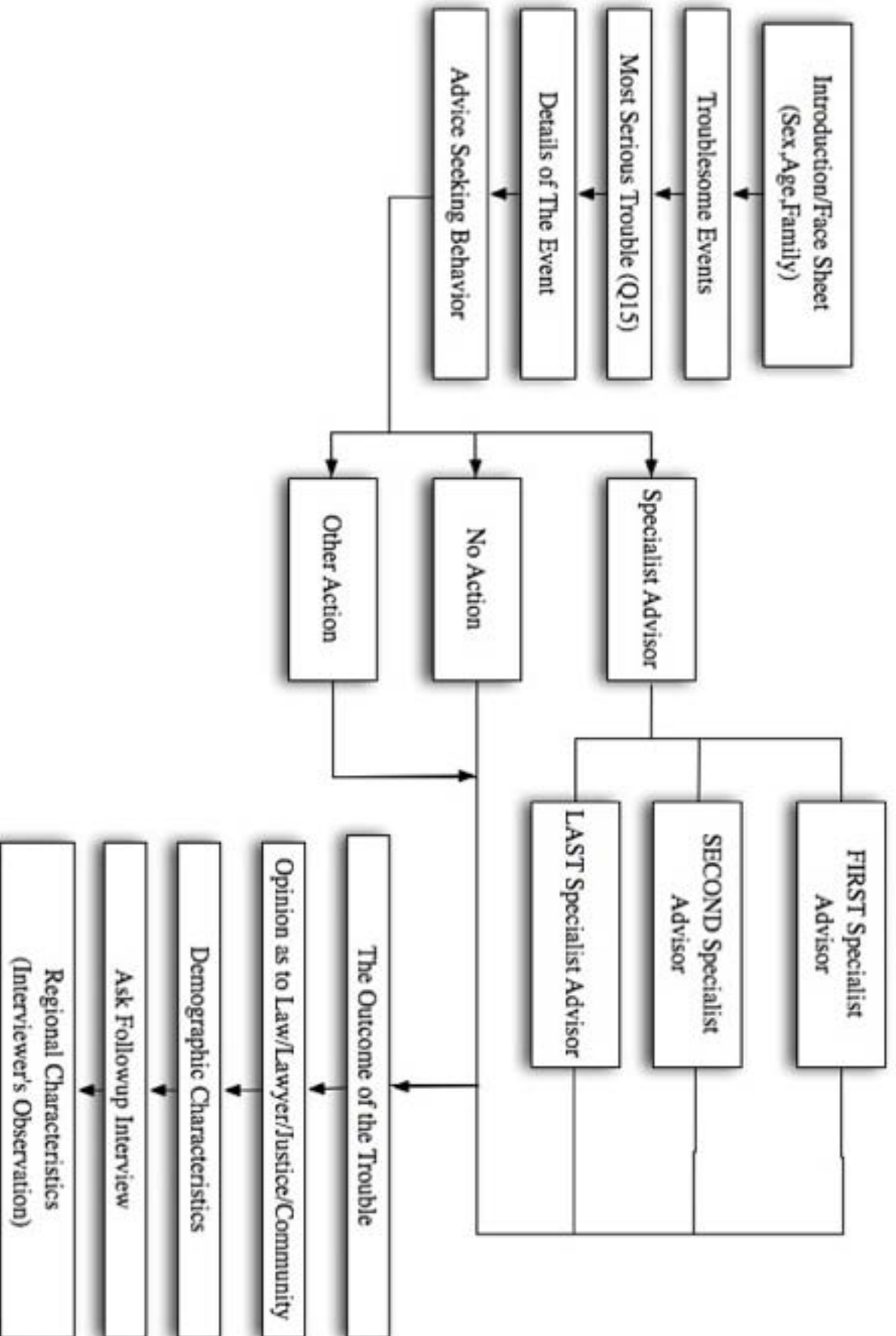


Figure 3 Overall Pattern of Usage of Institutional Specialist Advisor

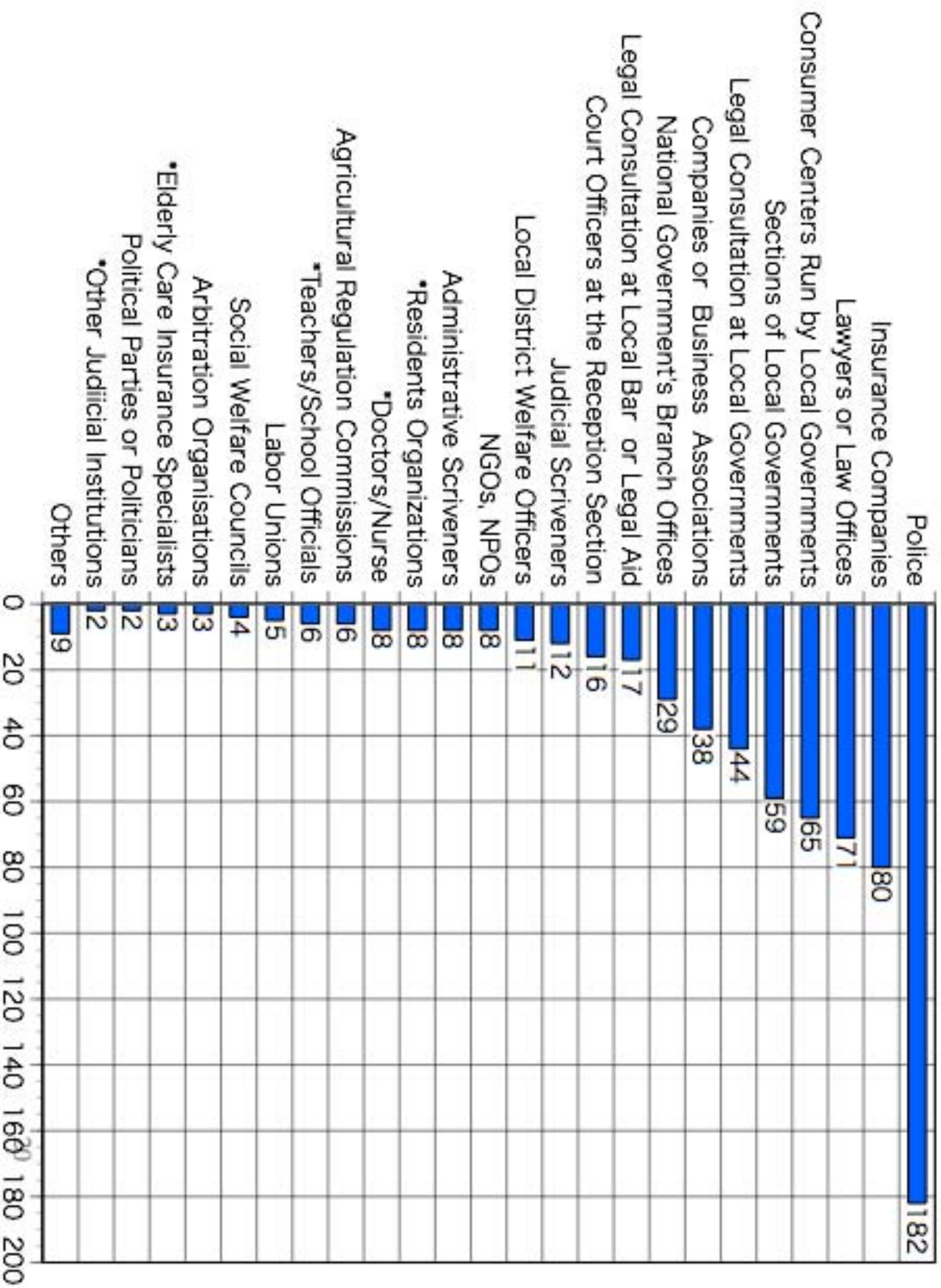


Figure 4

(a) Frequently Used Advisors in IT/Telecommunication

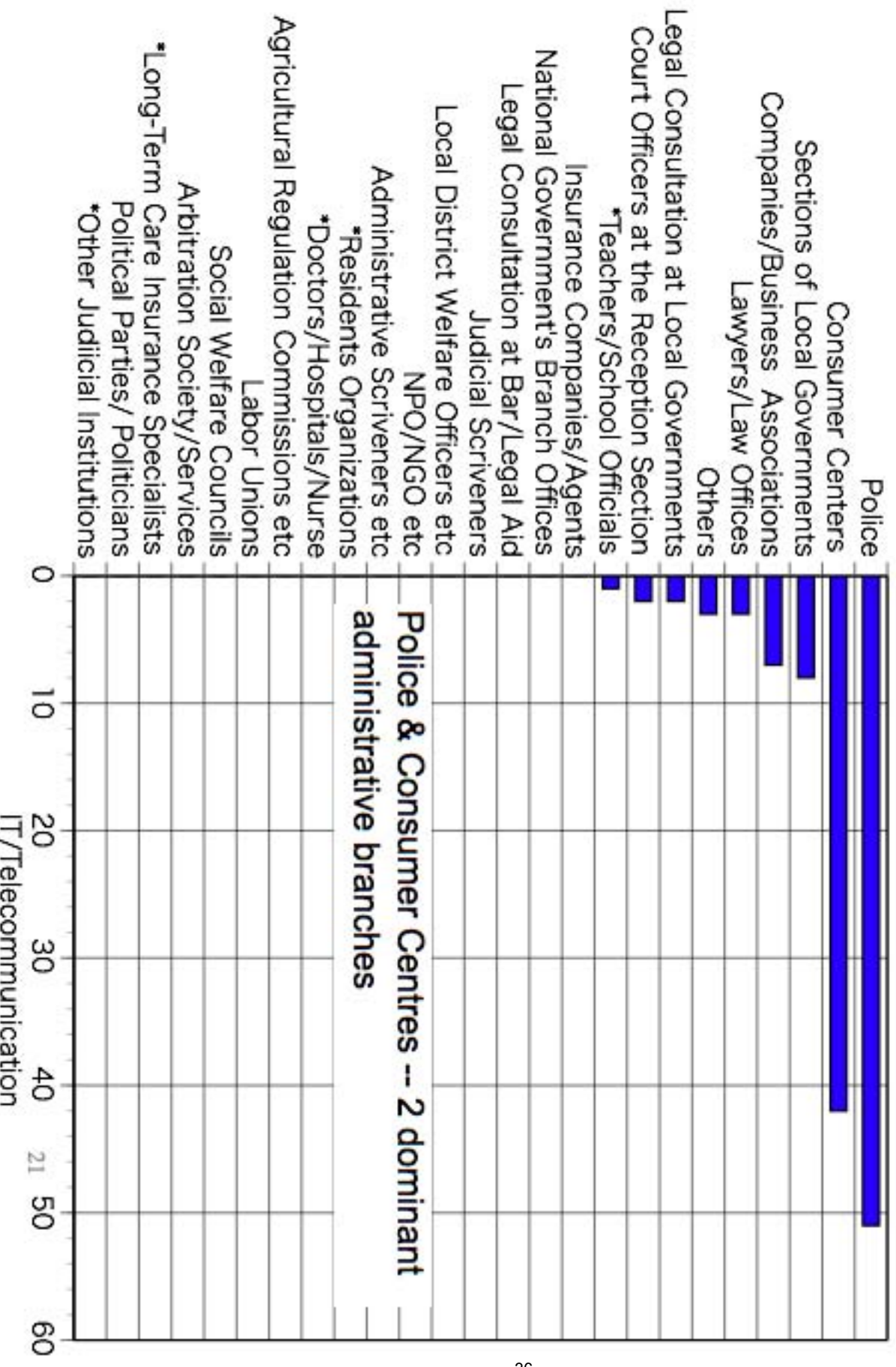
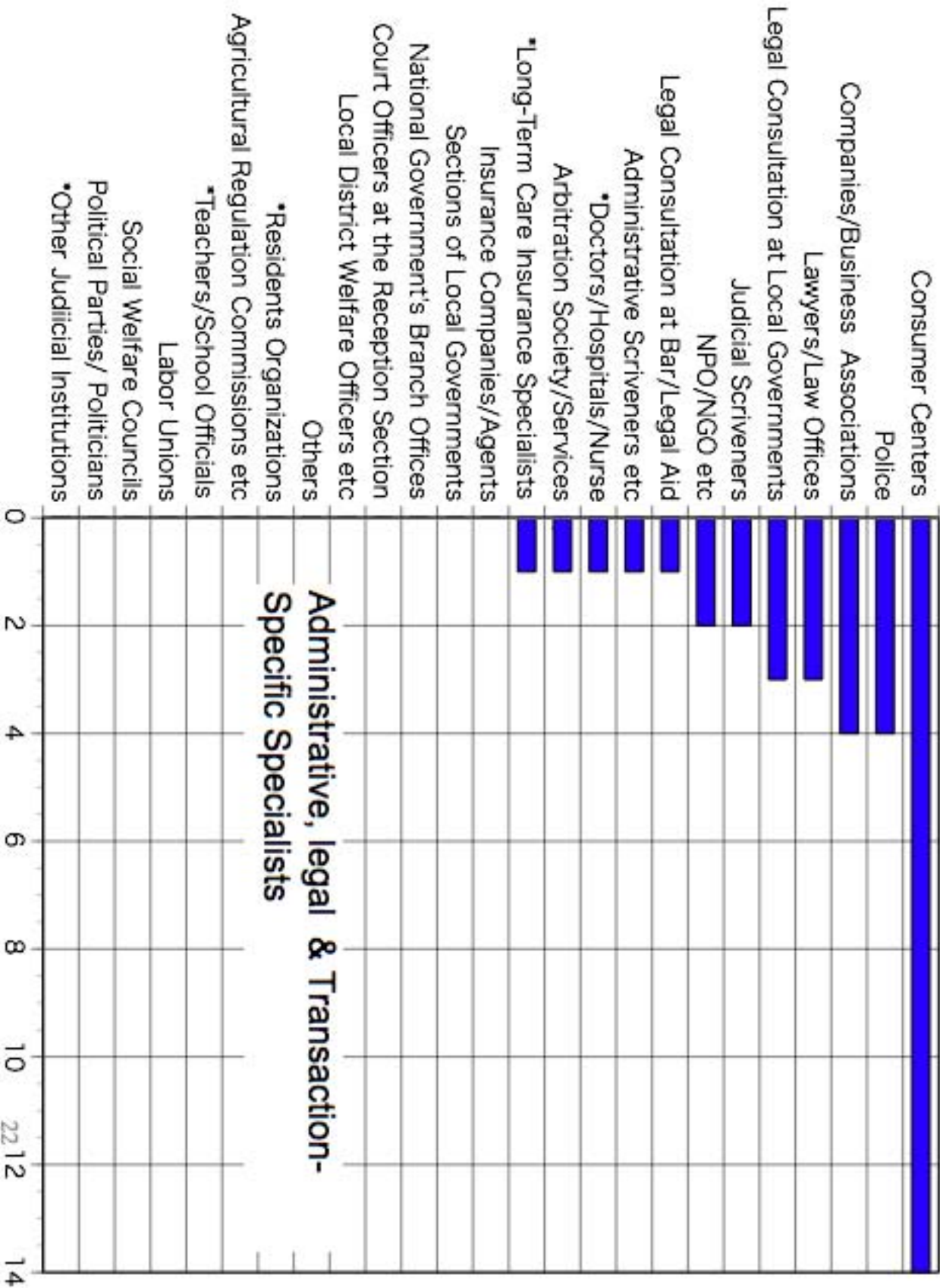


Figure 5

(b) Frequently Used Advisors in Goods/Services



Administrative, legal & Transaction-Specific Specialists

Figure 6 (c) Frequently Used Advisors in Workplace Cases

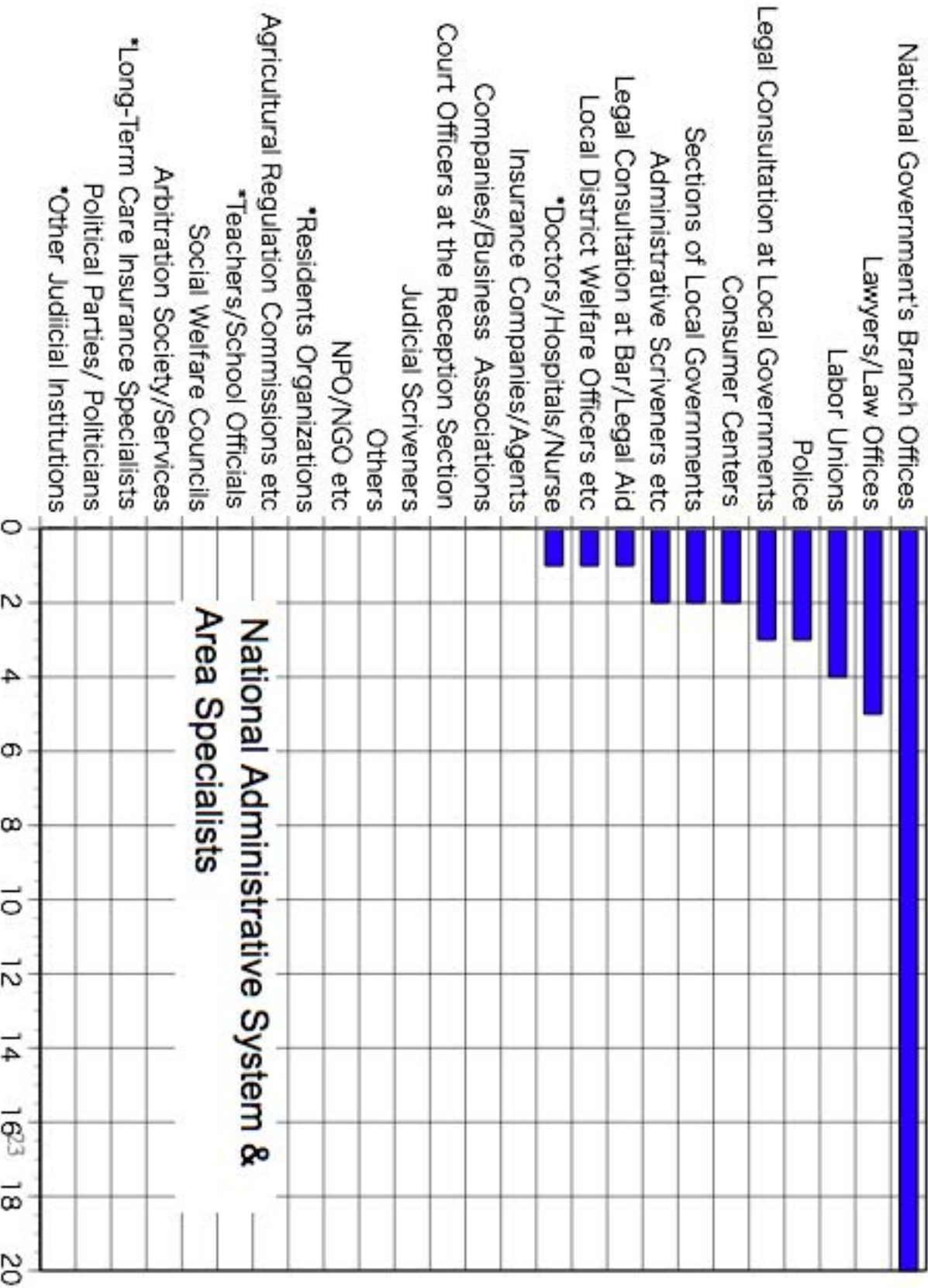


Figure 7

(d) Frequently Used Advisors in Accident/Crime Cases

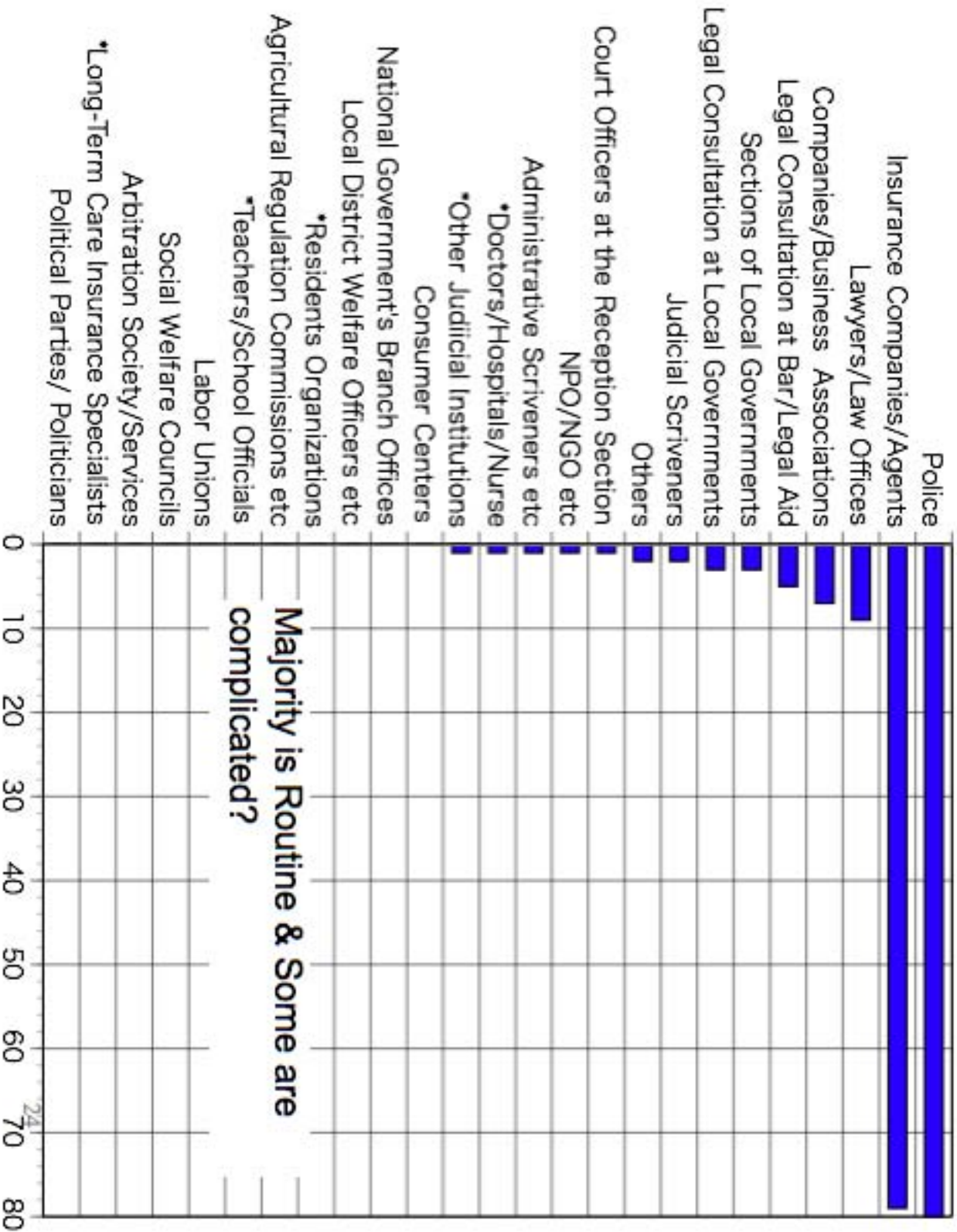


Figure 8

(e) Frequently Used Advisors in Neighborhood Cases

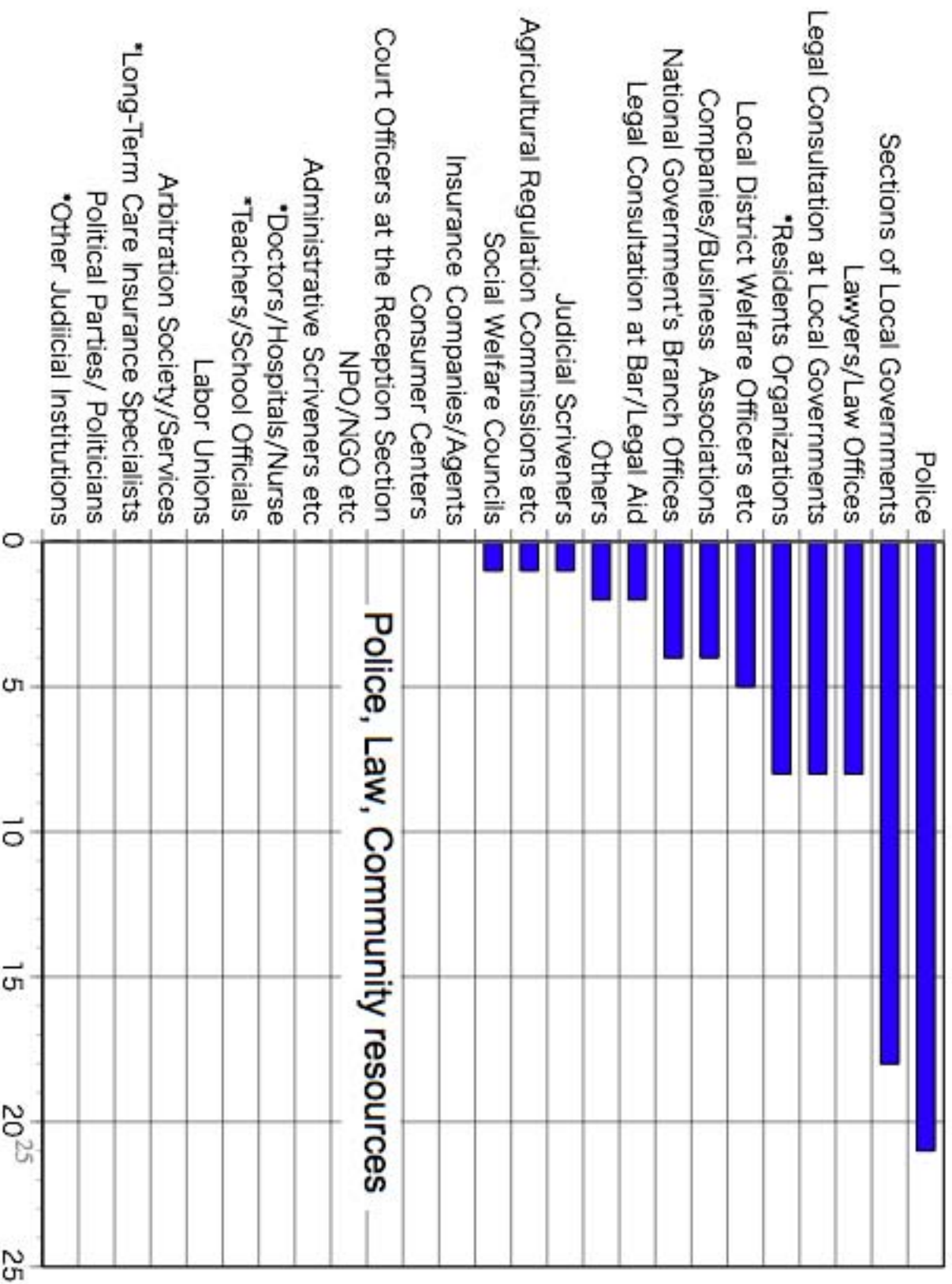


Figure 9

(f) Frequently Used Advisors in Family/Relative Cases

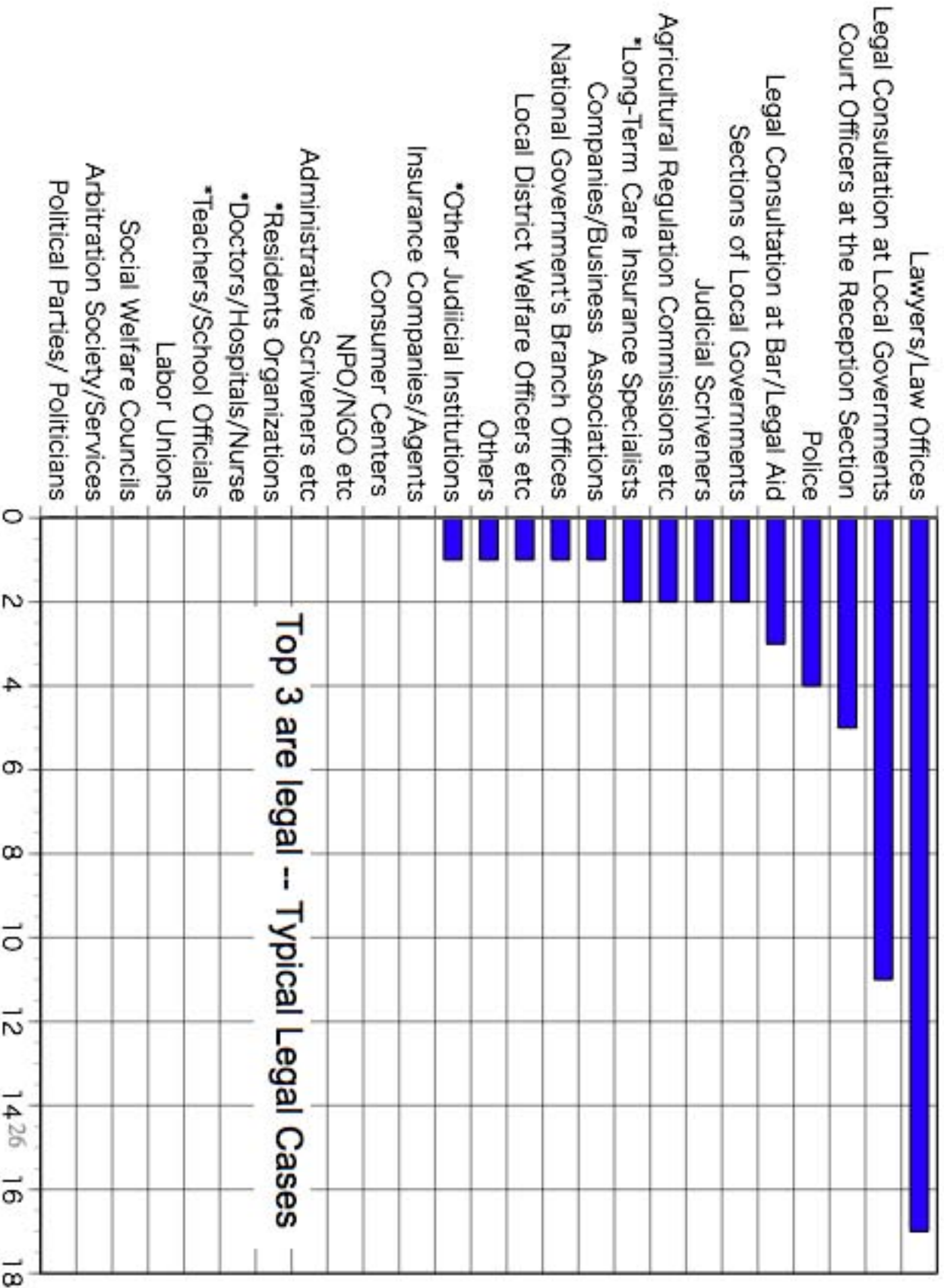


Figure 10

(g) Frequently Used Advisors in Landlord/Tenant

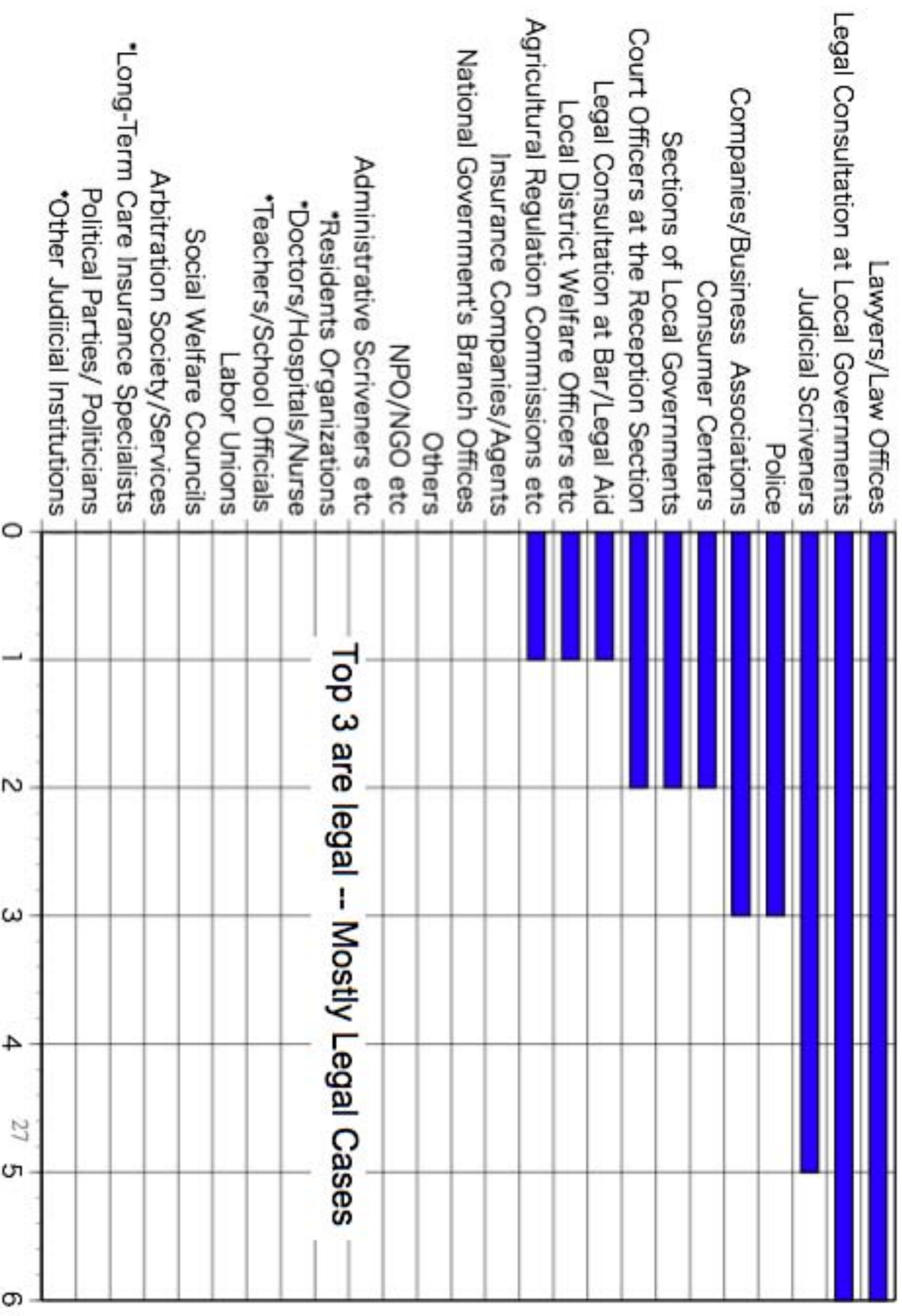


Figure 11

(h) Frequently Used Advisors in Hospital Cases

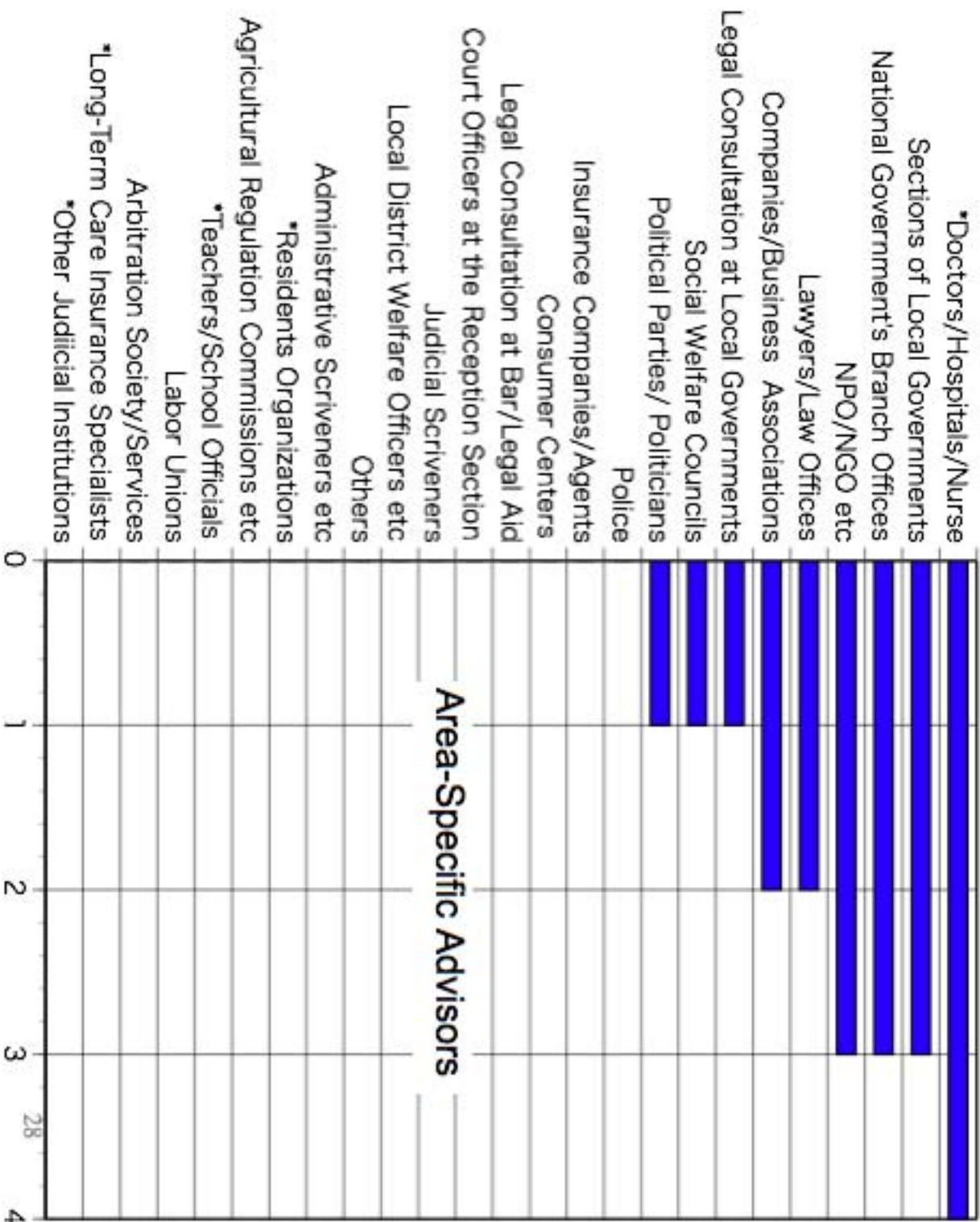


Figure 12 Percent of Users Among Seekers for Specialist Advice
By the Size of Residential Area (Part I)

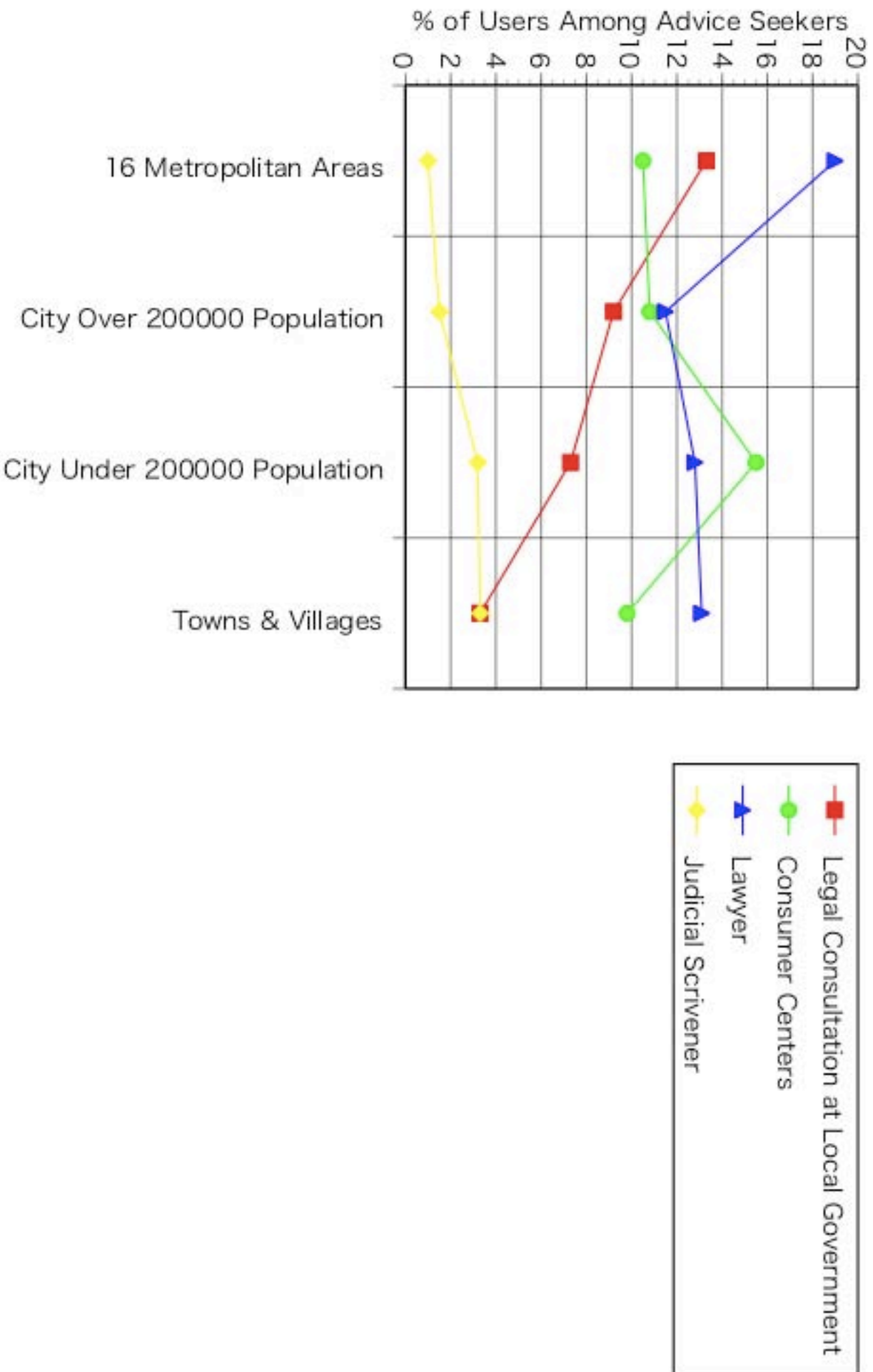


Figure 13 Percents of Users of Lawyer Among Specialist Advice Seekers
by the Size of Community: Tokyo & Osaka and Other Areas

Adapted from Sato (2008)

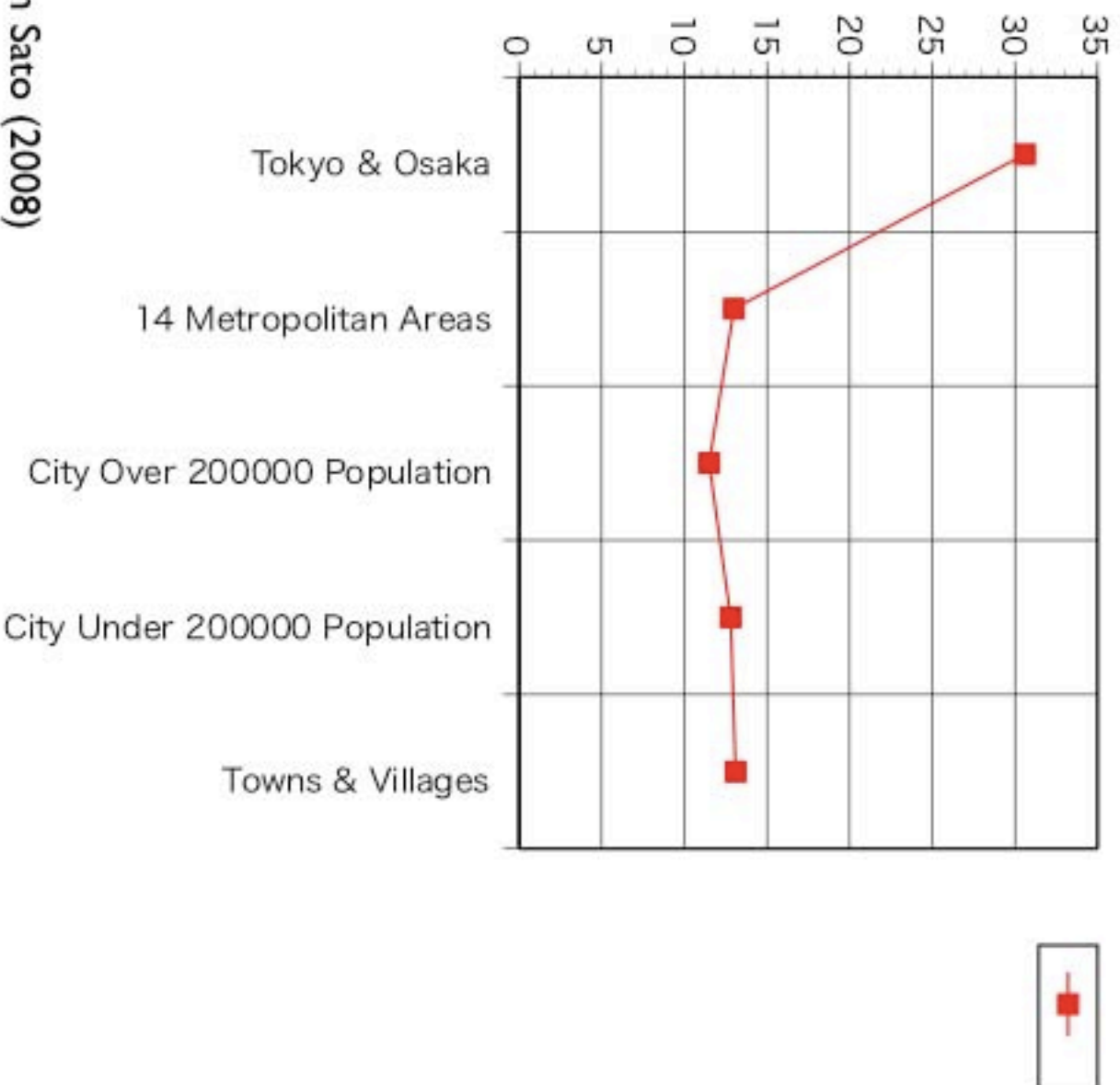


Figure 14 Percent of Users Among Seekers for Specialist Advice
By the Size of Residential Area (Part II)

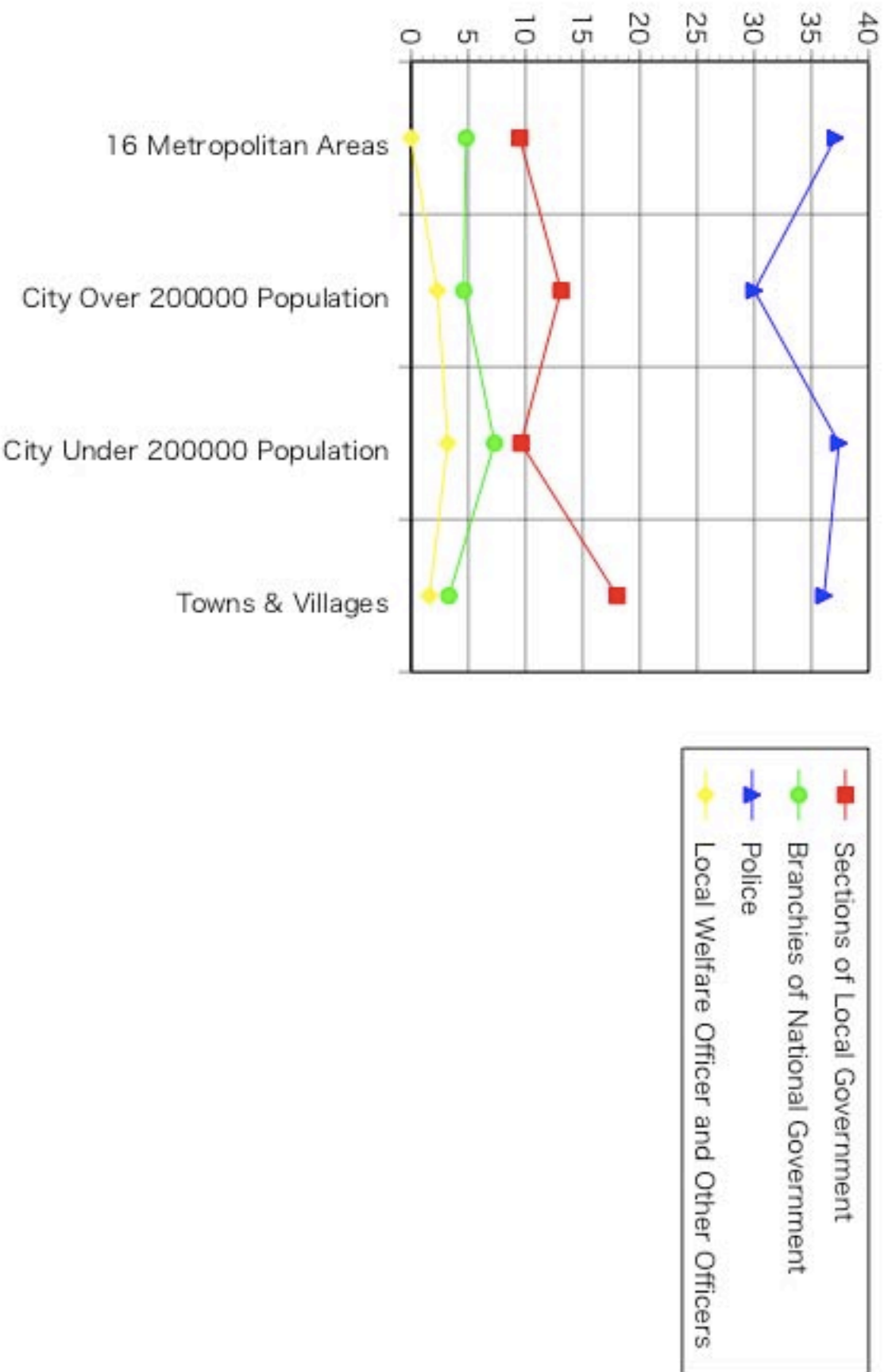


Figure 15

Responses To Trouble By Trouble Areas

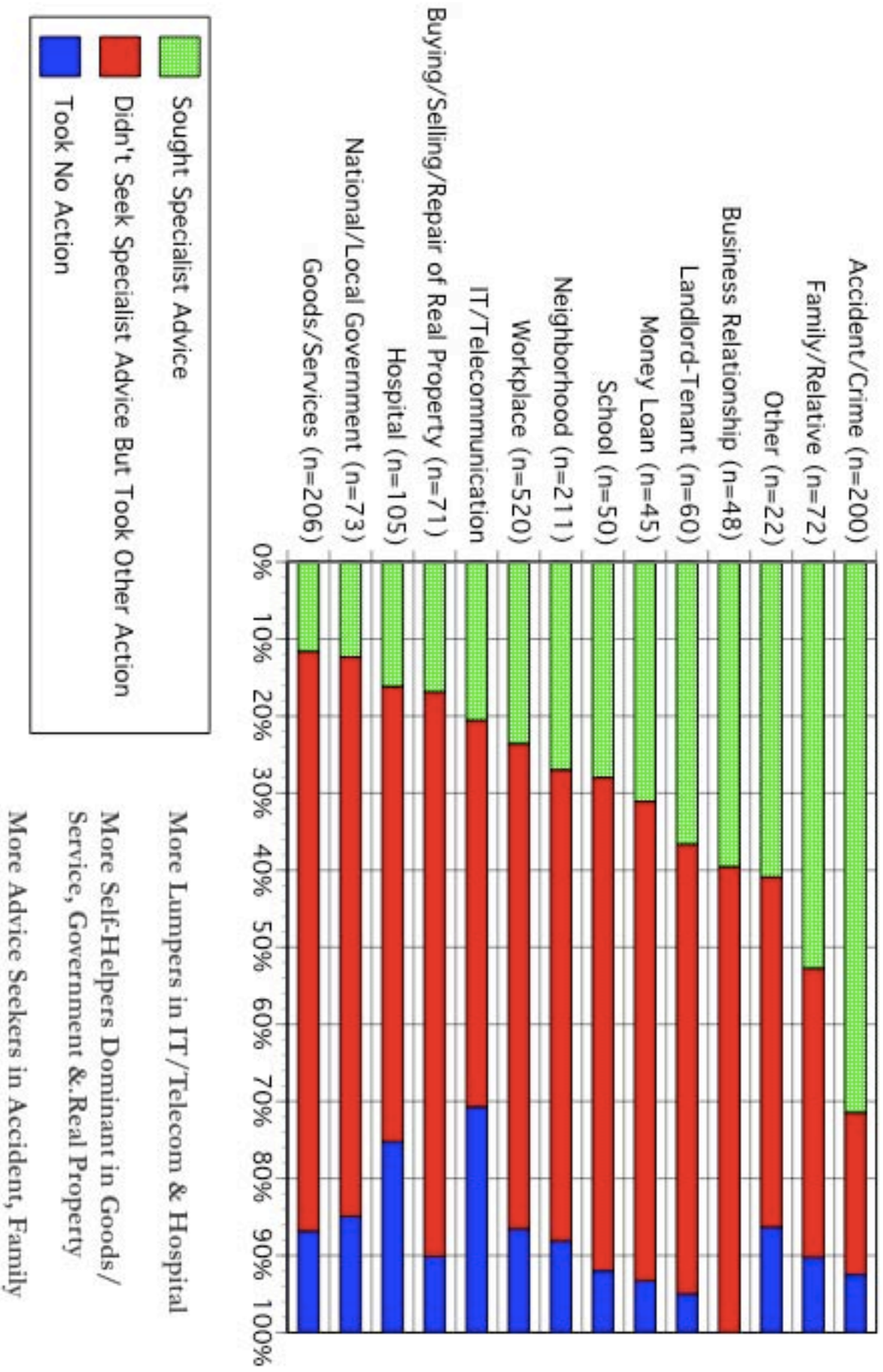


Figure: Responses to Trouble by Trouble Areas

Figure 16 Advice By The Specialists of 1st Resort (Going To Court)

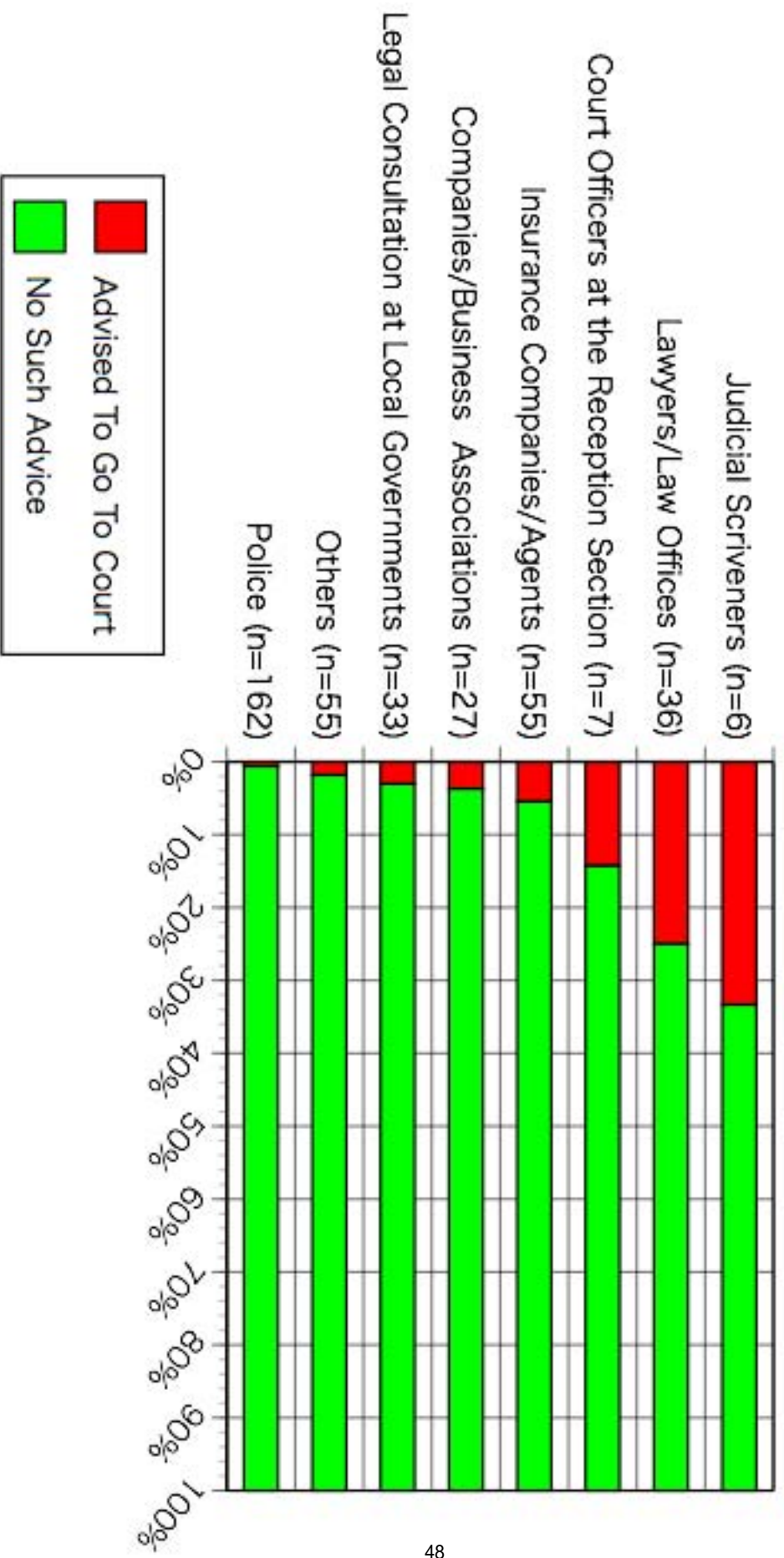
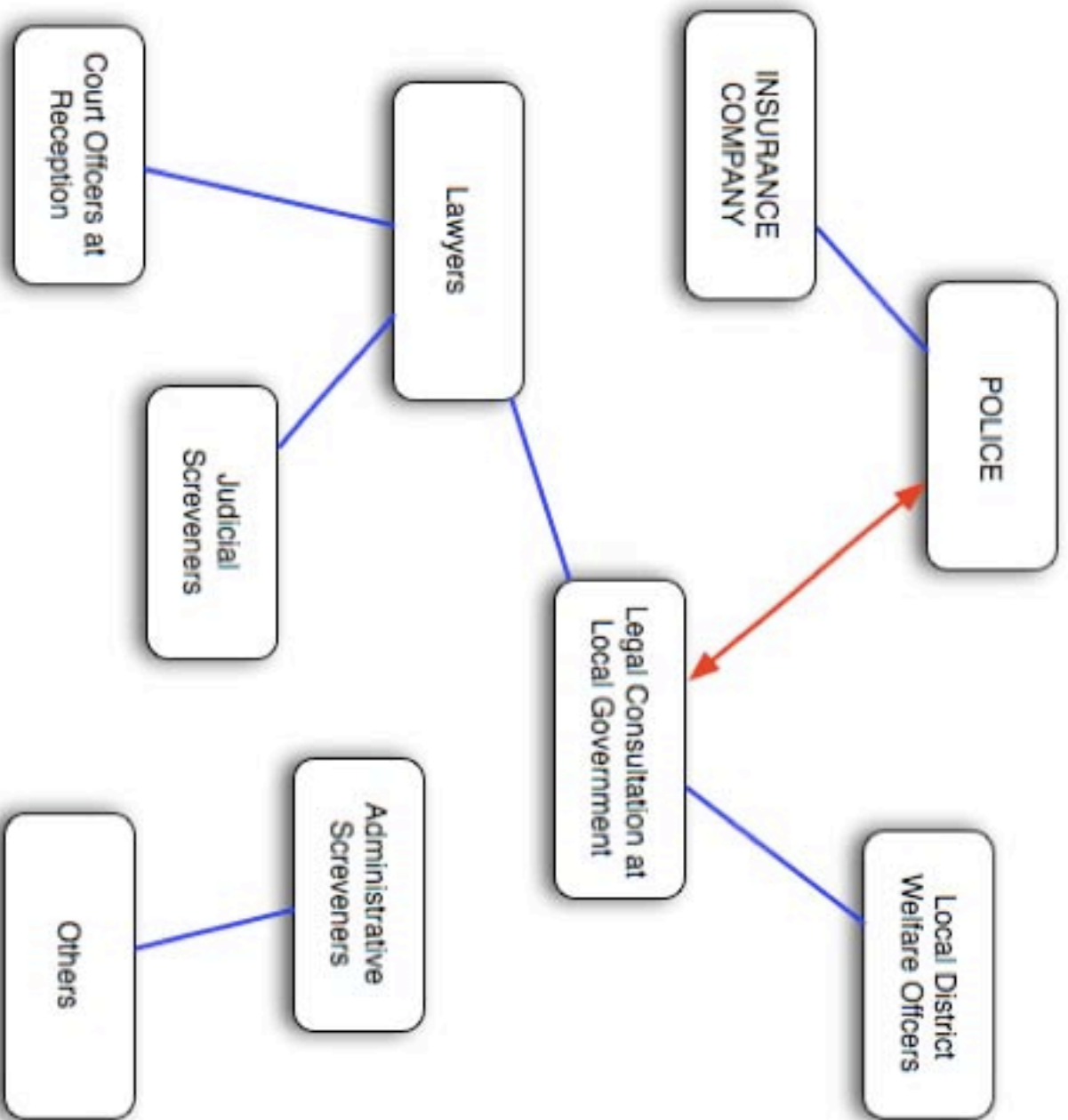


Figure 17

Common and Uncommon Combination of Specialist Advisers



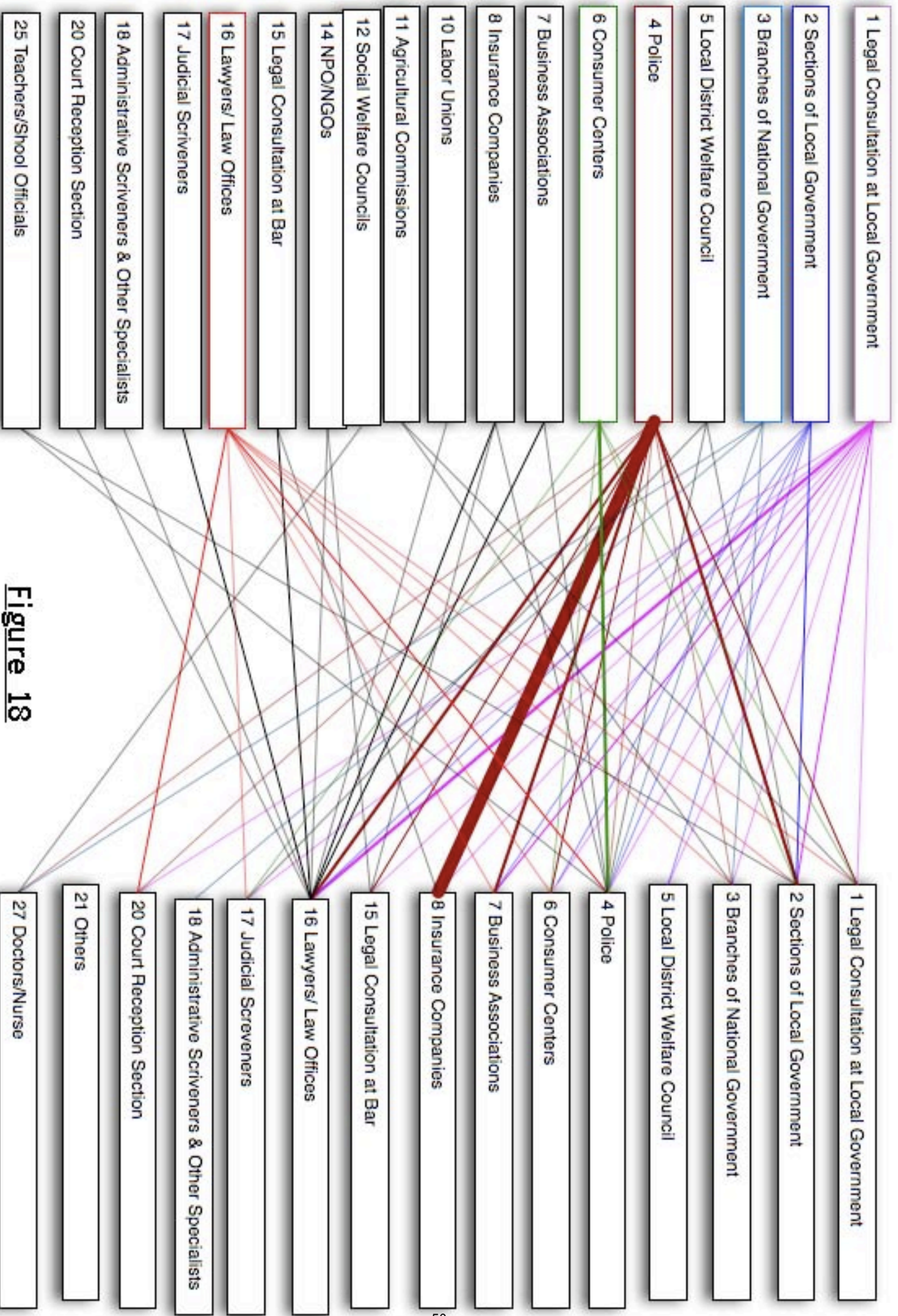


Figure 18

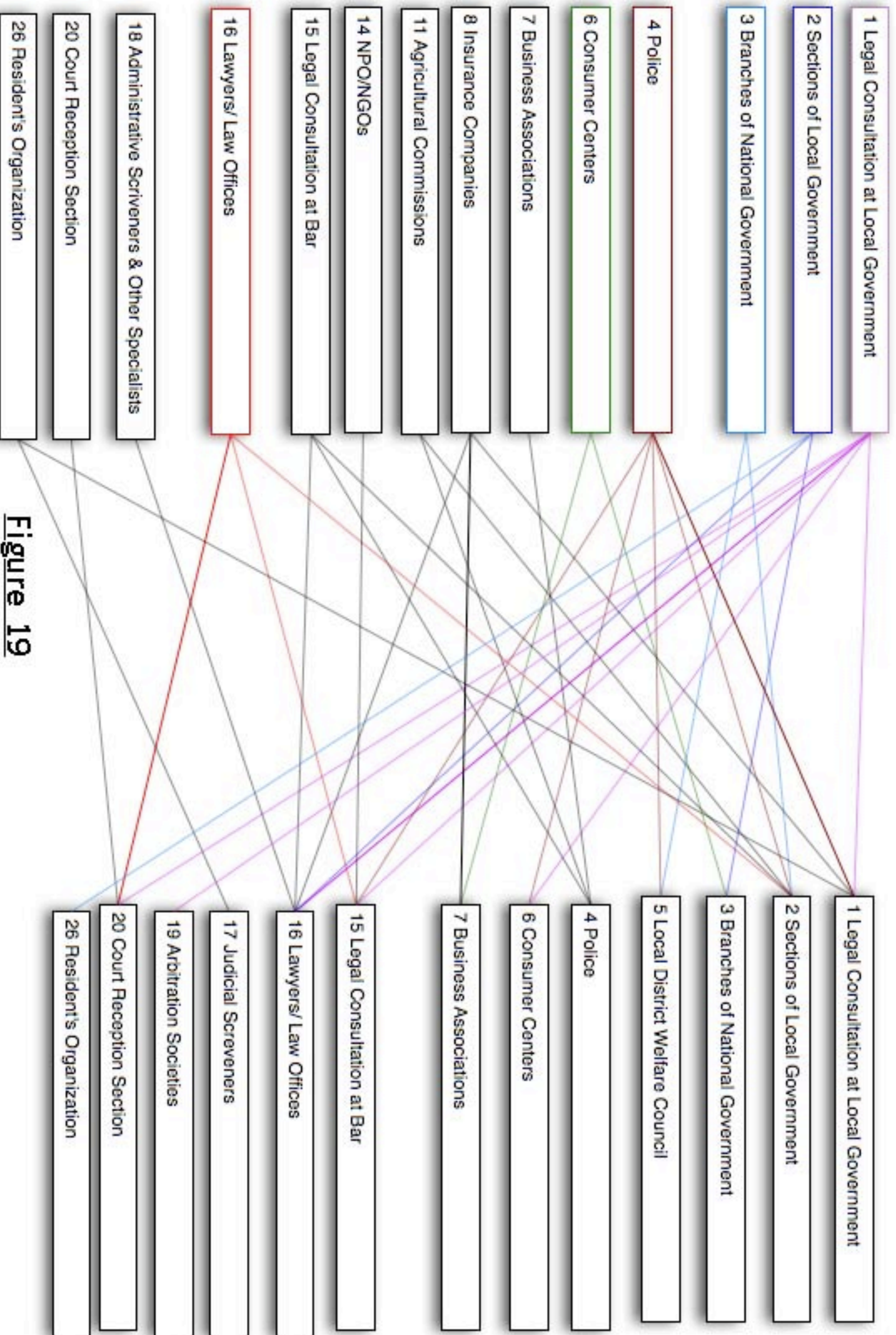


Figure 19

Citizens' Evaluations of Institutionalized Advice Providers Used for Dealing with Everyday Troubles in Japan

Masaki Abe,
Osaka City University
abe@law.osaka-cu.ac.jp

[Summary]

In Japan, there are various professionals, governmental organs, non-governmental organizations which provide citizens who are caught up in some troubles potentially relating to law with advice about how to deal with the troubles. Lawyers occupy only a small part of the whole universe of those institutionalized advice providers. In most cases, advice is provided by non-lawyers with no charge or only a small amount of charge.

Based on a national survey conducted in 2006, this paper examines how citizens who used those institutionalized advice providers evaluate their experience and why it is so. Citizens' initial expectations of what institutionalized advice providers they used would do for them, as well as what the institutionalized advice providers actually did for them, have significant influence on their evaluation of the institutionalized advice providers. In addition, the evaluation of some features of an institutionalized advice provider is correlated with the evaluation of other features of the same institutionalized advice provider. Based on those findings, a psychological structure of citizens' evaluation of institutionalized advice providers can be depicted.

[Key Words]

Trouble, Advice Seeking Behavior, Institutionalized Advice Providers, Result-Based Evaluation, Expectation-Based Evaluation

1. “Result-Based Evaluations” and “Expectation-Based Evaluations”

In Japan, there are various professionals, governmental organs, and non-governmental organizations which provide citizens who have potentially law-related troubles advice about how to deal with them. Lawyers occupy only a small portion of those institutionalized advice providers. In most cases, advice is provided by those who are not lawyers for free or with a minimal fee. In some cases, those advice providers give their users not only advice, but also some other related

services such as negotiating with the other party with whom the users had had trouble or introducing another professional or organization to the users.

The purpose of this paper is to clarify how those who used those advice providers in the process of dealing with troubles encountered in their everyday life evaluate their experience of using particular advice providers.

There are two things which the users of advice providers might consider when they evaluate the advice providers they used. One is whether or not the troubles were settled with satisfaction after using the advice providers. The other is whether or not the advice providers offered what the users had expected to be offered before using the advice providers.

As to whether or not the troubles were settled with satisfaction after using the advice providers, there is a proverb that says “all’s well that ends well.” If this proverb expresses a popular sentiment, a process which led to a good result will be positively evaluated irrespective of what happened in the process merely because the process led to a good result. It means that one who had used a particular advice provider in the process of dealing with a trouble and been treated badly by the advice provider may still evaluate the advice provider positively if the trouble was settled with satisfaction in the end. In contrast, one who received good treatment from an advice provider and hence gained a favorable impression of the advice provider may come to evaluate the advice provider negatively if the trouble in which he had been involved was not settled or became worse after consulting with the advice provider. What is important is not the substance or the quality of services provided by an advice provider, but the present condition of the trouble for which the advice provider was used. I will call the user’s evaluation of an advice provider he or she used which is based on the present condition of a trouble for which the advice provider was used a “result-based evaluation.”

“Result-based evaluations” are not the only sort of evaluations we can think of, however. Even if troubles were not settled with satisfaction, advice providers which had been used in the process of dealing those troubles may be positively evaluated. For instance, if the services provided by an advice provider met the user’s expectations or exceeded them, the user may evaluate the advice provider positively even if the trouble in which the user had been involved was not settled with satisfaction in the end. In contrast, if the services provided by an advice provider were far worse than the expectations of a user, the user may evaluate the advice provider negatively even if the trouble in which the user had been involved was settled with satisfaction in the end. In short, it is thought that the degree of coincidence or gap between what a user had expected an advice provider to provide and what the advice provider actually provided may have some influence on the user’s evaluation of the advice provider, regardless of the present condition of the trouble for which the advice provider was used. I would like to call this sort of evaluation an “expectation-based evaluation.”

In this paper, I will examine how and to what degree “result-based evaluations” “expectation-based evaluations” are actually practiced by making use of the data obtained through a national survey conducted in 2006.

2. Variables

In our national survey conducted in 2006, we first asked all respondents if they had experienced some troubles with others which are potentially “law-related” during the last 5 years by showing them a list of troubles. Then, we asked those who had experienced several troubles to choose “the most serious trouble.” For respondents who had experienced only one trouble during the last 5 years, that trouble is regarded as “the most serious trouble.” After that, we asked those respondents who had experienced one or more troubles if they had used some advice providers in the process of dealing with their respective most serious troubles. Then, we asked those who answered that they had used one or more advice providers several questions regarding their experience of using those advice providers. Among those questions, there were several questions concerning what they had expected the advice providers to do before using the advice providers, what the advice providers actually did for them, and their evaluation of the advice providers.

Respondents who had used two advice providers in the process of dealing with their respective most serious troubles, we asked the same set of questions concerning both of the advice providers they had used. We asked respondents who had used three or more advice providers the same set of questions three times in order to obtain data concerning their experience with advice providers which they had used first, second, and last.

In addition, we asked those respondents who had experienced one or more troubles how satisfied they were with the end-results or the present conditions of their respective most serious troubles.

The evaluations of the advice providers which respondents used last must be most strongly affected by the end-results or the present condition of the troubles. It is because most respondents must think that the advice providers which they used last have greater influence on the end-results or the present condition of the troubles as compared with other advice providers they had used in the earlier stage of the process of dealing with the troubles. Therefore, if our data shows that respondents practiced not only “result-based evaluations” but also “expectation-based evaluations” when they evaluate the advice providers they used last, it must be the most robust evidence which demonstrates the fact that the evaluating advice providers is not as simple as “all’s well that ends well.” For this reason, in this paper, I will focus on the respondents’ evaluations of the advice providers which were used last. For respondents who used only one advice provider in the process of dealing with “the most serious trouble,” I will analyze their evaluations of the advice providers. For respondents who used two or more advice providers in the process of dealing with

their respective most serious troubles, I will analyze their evaluations of the advice providers which they used last.

In order to examine whether or not respondents practice “result-based evaluations,” I will use the respondents' answers to the following question as an independent variable. That is, “Are you satisfied with the present condition of the trouble? If the trouble has already come to an end, please answer if you were satisfied with the end-result of the trouble.” The distribution of the respondents' answers to this question is as shown in Table 1.

In order to examine whether or not respondents practice “expectation-based evaluations,” I made an independent variable in the following way. In our survey, we asked those respondents who used advice providers in the process of dealing with their respective most serious troubles whether or not they had expected the advice providers to do 7 specific things for them before using the advice providers. Those 7 things are “listening to the respondent's side of the story,” “negotiating with the other party with whom the respondent had been in trouble,” “giving the respondent legal advice,” “giving the respondent specialized, non-legal knowledge,” “teaching the respondent how to protect his or her interests,” “introducing another agency, association, or specialist to the respondent,” and “representing the respondent in litigation or mediation.” We also asked whether or not each of these expectations was realized. From respondents' answers to those questions, I calculated for each respondent “the number of expectations which were not realized” concerning the advice provider he or she used last. This is the independent variable which I will use for examining whether or not respondents practice “expectation-based evaluations.” The number of respondents who had expected each of 7 things, the number of respondents for whom each of those 7 things were realized, and the realization rate are shown in Table 2, and the distribution of the number of expectations which were not realized is shown in Table 3.

For the evaluation of advice providers which respondents used last in the process of dealing with their respective most serious troubles, we asked 5 questions concerning various aspects of the competence and performance of the advice providers in addition to 2 questions concerning the usefulness of and satisfaction with the advice providers. The respondents' answers to those 7 questions are used as dependent variables. The distributions of respondents' answers to those questions are shown in Table 4.

3. Analyses

Firstly, simple correlation coefficients were calculated. The correlation between each of two independent variables, that is, “the number of expectations which were not realized” and “the evaluation of the present condition of the trouble” on the one hand and each of the 7 dependent variables on the other is as shown in Table 5. All of the simple correlation coefficients are

statistically significant. In addition, it should be noted that all of the 7 dependent variables are more strongly correlated to “the evaluation of the present condition of the trouble” than to “the number of expectations which were not realized.”

Next, multiple regression analyses were carried out for all of 7 dependent variables by putting both "the number of expectations which were not realized" and "the evaluation of the present condition of the trouble" into equations as independent variables. Standardized partial coefficients and coefficients of determinations (R^2 s) are shown in Table 6. On the one hand, “the evaluation of the present condition of the trouble” has statistically significant influence on all of 7 dependent variables even after the influence of “the number of expectations which were not realized” is controlled. On the other hand, if the influence of “the evaluation of the present condition of the trouble” is controlled, “the number of expectations which were not realized” has statistically significant influence on 6 of the 7 dependent variables, but doesn't have a statistically significant influence on the evaluation of whether or not the advice provider had enough legal knowledge. In addition, “the evaluation of the present condition of the trouble” has greater influence on all of 7 dependent variables than “the number of expectations which were not realized.” This last finding is the same as what was found by calculating simple correlation coefficients.

The fact that “the number of expectations which were not realized” doesn't have a statistically significant influence on the evaluation of “whether or not the advice provider had enough legal knowledge” after controlling the influence of “the evaluation of the present condition of the trouble” may result from the diversity of expectations respondents had for advice providers. As shown in Table 2, 195 respondents had expected the advice providers they used lastly to give them legal advice. It is only 38% of those who used advice providers in the process of dealing with their respective “most serious trouble.” Other respondents had other expectations for advice providers. Then, if a respondent had expected an advice provider to provide some services other than legal advice but his or her expectations were not realized, the fact that his or her expectations were not realized may not influence his or her evaluation of “whether or not the advice provider had enough legal knowledge.”

So, I selected only those respondents who had expected the advice providers used lastly to give them legal advice, and examined whether or not this expectation had been realized had some influence on those respondents' evaluation of “whether or not the advice provider had enough legal knowledge” after controlling the influence of “the evaluation of the present condition of the trouble” by using a general linear model. The result is shown in Table 7 (a). B values in this table mean that among those respondents who had expected the advice providers used lastly to give them legal advice, whether or not this expectation was realized has a statistically significant influence on the evaluation of “whether or not the advice provider had enough legal knowledge” even after controlling the influence of “the evaluation of the present condition of the trouble.” In

contrast, the influence of “the evaluation of the present condition of the trouble” on the evaluation of “whether or not the advice provider had enough legal knowledge” isn’t statistically significant after controlling the influence of whether or not the expectation of giving legal advice was realized.

Similar findings may be obtained concerning two other expectations which are also closely related to the evaluation of specific performance of advice providers. Those are the expectations of “listening to respondents’ side of the story” and that of “giving respondents specialized, non-legal knowledge.” It is hypothesized that the evaluation of “whether or not the advice providers let respondents say what they had wanted to say enough” will be strongly influenced by whether or not the expectation of “listening to respondents’ side of the story” was realized, and the evaluation of “whether or not the advice providers had enough non-legal expertise” will be strongly influenced by whether or not the expectation of “giving respondents specialized, non-legal knowledge” was realized.

Statistical analyses by using a general linear model verify these hypotheses. Both the relationship between whether or not the expectation of “listening to respondents’ side of the story” was realized and the evaluation of “whether or not the advice providers let respondents say what they had wanted to say enough” and that between whether or not the expectation of “giving respondents specialized, non-legal knowledge” was realized and the evaluation of “whether or not the advice providers had enough non-legal expertise” are statistically significant as expected (Table 7 (b) & (c)).

It seems certain that whether or not particular expectations respondents had for advice providers before using the advice providers were realized influences at least the evaluation of the specific competence or performance of the advice providers which is related to those previous expectations. This means that the evaluation of advice providers by their users is more complex than what the proverb “all’s well that ends well” implies. The users of advice providers evaluate their experience of using particular advice providers not only by making reference to the end-results or the present conditions of the troubles in which they had been involved, but also by checking whether or not the advice providers realized their expectations. In other words, the users of advice providers do practice “expectation-based evaluations” alongside of “result-based evaluations.”

Incidentally, causal relationships can be hypothesized among variables concerning the evaluation of advice providers. It is assumed that respondents’ answers to 5 questions concerning various aspects of the competence and performance of advice providers have causal influence on their answers to 2 questions concerning the usefulness of and satisfaction with advice providers. In addition, between respondents’ answers to a question concerning the usefulness of advice providers and those to a question concerning satisfaction with advice providers, the former must have some causal effect on the latter, which is supposed to be the ultimate dependent variable.

Then, “the number of expectations which were not realized” and “the evaluation of the present condition of the trouble” are thought to be exogenous variables which affect the whole causal relationships among variables concerning the evaluation of advice providers.

The result of a path analysis based on those assumptions is shown in Figure 1. This figure indicates the following things.

Firstly, while “the evaluation of the present condition of the trouble” has statistically significant influence directly on both the evaluation of usefulness and satisfaction, there is not such a statistically significant direct causal relationship between “the number of expectations which were not realized” on the one hand and the evaluation of usefulness and satisfaction on the other.

Secondly, except for “the evaluation of the present condition of the trouble,” only “whether or not advice providers dealt with respondents’ trouble efficiently” and “whether or not advice providers politely explained the contents of advice or other support they gave to respondents” have statistically significant influence directly on the evaluation of the usefulness of advice providers. Variables concerning the evaluation of other competence and performance of the advice providers don’t have such influence. Even if users of an advice provider think that the advice provider has enough legal knowledge or other expertise, such positive evaluation does not necessarily lead to the equally positive evaluation of the usefulness of the advice provider.

Thirdly, except for “the evaluation of the present condition of the trouble,” only “whether or not advice providers let respondents say what they had wanted to say enough,” “whether or not advice providers politely explained the contents of advice or other support they gave to respondents,” and the evaluation of the usefulness of advice providers have statistically significant influence directly on the satisfaction with advice providers. What is interesting is that while “whether or not advice providers let respondents say what they had wanted to say enough” doesn’t have statistically significant influence on the evaluation of the usefulness of advice providers, the same variable does have statistically significant influence on satisfaction with advice providers. It seems that, even if the users of advice providers think that the advice providers they used are not very useful, they may be still satisfied with the advice providers to some degree provided that the advice providers let them say what they had wanted to say enough.

Regarding “result-based evaluations” and “expectation-based evaluations,” the results of the above path analysis indicate that whether or not expectations which users of advice providers had had for the advice providers before using the advice providers were realized does have some influence on both the evaluation of the usefulness and satisfaction with the advice providers although those influences are indirect ones. After all, it cannot simply be asserted that “all’s well that ends well.”

4. Policy Implications

I would like to mention some policy implications which can be obtained from the above-mentioned analyses. First of all, the above-mentioned analyses don't lead to the conclusion that there is no room for "all's well that ends well" concerning users' evaluations of advice providers. On the contrary, it is undeniable that many users of advice providers do practice "result-based evaluations" in the sense that they evaluate advice providers which that they used for dealing with troubles they had been involved in on the basis of the present condition of the troubles. Therefore, there is a possibility that an advice provider can receive positive evaluations from its users whose troubles have happened to be settled with satisfaction irrespective of the very low competence and poor performance of the advice provider.

If this is the case, then, an advice provider which accepts only those potential users who were involved in certain types of troubles which are likely to be settled in such a way as to give satisfaction to the potential users would enjoy a good reputation even if its competence and performance are miserable. Although it is not certain whether or not such types of troubles exist, it seems to be certain that accepting only those potential users who were involved in such types of troubles is an effective way for an advice provider to win a good reputation if such types of troubles do exist.

Of course, such an easy way to win a good reputation can never be recommended. A more important policy implication of the above-mentioned analyses is that whether or not expectations which users of advice providers had had when they had used the advice providers were realized or not do affect their evaluation of the advice providers, and therefore, in order to win a good reputation, advice providers should endeavor to perceive what their users expect them to do and to meet those expectations.

When advice providers make such endeavors, they should not think that improving their legal knowledge or other specialized knowledge is futile because even if users evaluate that advice providers they used had enough legal knowledge or other specialized knowledge, such evaluations result neither in their high appreciation of the usefulness of the advice providers nor in their satisfaction with the advice providers. As the results of path analysis shown in Figure 1 indicate, it is certain that both the evaluation that the advice provider had enough legal knowledge and the evaluation that the advice provider had enough non-legal expertise influence neither the evaluation of the usefulness of nor satisfaction with advice providers. It should not be disregarded, however, that the number of expectations which were not realized influences both users' evaluation of the usefulness of and satisfaction with advice providers although those influences are indirect ones. This means that if those who had expected advice providers to provide legal knowledge or other specialized knowledge did obtain what they had expected from the advice providers they used, then, their evaluation of the usefulness of and satisfaction with the advice providers they used will rise.

Therefore, for advice providers, it is worth improving their legal or other specialized knowledge in anticipation that some of their users expect them to provide legal or other specialized knowledge.

In addition, although it may be difficult for advice providers to infer what each of their users expects from them, the data I used here clearly shows what many users of advice providers expect from them. As shown in Table 2, about 60 percent of those who used advice providers expected the advice providers they used to listen to their side of the story. For those users, whether or not this expectation was realized alters the number of expectations which were not realized and then indirectly influences both the evaluation of the usefulness and satisfaction with the advice providers. The users' expectation for advice providers to listen to the users' side of the story were realized in as high as 85.6% of cases. It means that those cases in which this expectation was not realized are exceptional. It should be emphasized, however, that advice providers should endeavor to reduce the possibility of the occurrences of such exceptional cases if they do want to win reputation among their users.

Table 1. Evaluation of the Present Condition of the Trouble

	Frequency	%
Satisfactory	91	19.0
Rather Satisfactory	85	17.8
No Opinion Either Way	75	15.7
Rather Unsatisfactory	62	12.9
Unsatisfactory	166	34.7
Total	479	100.0

Table 2. Realization of Expectations for the Advice Provider Used Last

	Expected	Realized	Realization Rate (%)
Listening to Your Side of the Story	313	268	85.6
Negotiating with the Other Party with Whom You Had Been in Trouble	185	111	60.0
Giving You Legal Advice	195	115	59.0
Giving You Specialized, Non-legal Knowledge	105	59	56.2
Teaching You How to Protect Your Interests	118	46	39.0
Introducing Another Agency, Association, or Specialist to You	13	4	30.8
Representing You in Litigation or Mediation	37	15	40.5

n = 515

Table 3. Number of Expectations Which Were Not Realized

	Frequency	%
0	274	53.2
1	159	30.9
2	63	12.2
3	15	2.9
4	3	0.6
5	0	0.0
6	1	0.2
7	0	0.0
Total	515	100.0

Table 4. Evaluation of the Advice Provider Used Last

(a) Did the Advice Provider Let You Say What You Had Wanted to Say Enough?

	Frequency	%
1. No	21	4.4
2. Not Really	12	2.5
3. No Opinion Either Way	63	13.1
4. Considerably	104	21.6
5. Yes	282	58.5
Total	482	100.0

(b) Did the Advice Provider Have Enough Legal Knowledge?

	Frequency	%
1. No	12	2.6
2. Not Really	21	4.5
3. No Opinion Either Way	71	15.3
4. Considerable Amount	79	17.1
5. Yes	280	60.5
Total	463	100.0

(c) Did the Advice Provider Have Enough Non-legal Expertise?

	Frequency	%
1. No	18	4.1
2. Not really	16	3.7
3. No Opinion Either Way	98	22.4
4. Considerable Amount	82	18.8
5. Yes	223	51.0
Total	437	100.0

(d) Did the Advice Provider Deal with Your Trouble Efficiently?

	Frequency	%
1. No	35	7.3
2. Not Really	26	5.4
3. No Opinion Either Way	64	13.3
4. Considerably Efficient	97	20.1
5. Yes	260	53.9
Total	482	100.0

(e) Did the Advice Provider Politely Explain the Content of the Advice or Other Support They Gave to You?

	Frequency	%
1. No	22	4.5
2. Not Really	23	4.8
3. No Opinion Either Way	89	18.4
4. Considerably Polite	105	21.7
5. Yes	245	50.6
Total	484	100.0

(f) Was It Useful for You to Use the Advice Provider?

	Frequency	%
1. No	43	8.7
2. Not Really	42	8.5
3. No Opinion Either Way	47	9.5
4. Considerably Useful	105	21.3
5. Yes	256	51.9
Total	493	100.0

(g) Are You Satisfied with What the Advice Provider Did for You?

	Frequency	%
1. No	58	11.8
2. Not Really	42	8.5
3. No Opinion Either Way	70	14.2
4. Considerably Satisfied	136	27.6
5. Yes	187	37.9
Total	493	100.0

Table 5. The Correlation between the Number of Expectations Which Were Not Realized and the Present Conditions of the Trouble on the One Hand and the Evaluation of the Advice Provider Used Last on the Other (Pearson's Correlation Coefficient)

	The Advice Provider Let You Say What You Had Wanted to Say Enough	The Advice Provider Had Enough Legal Knowledge	The Advice Provider Had Enough Non-Legal Expertise	The Advice Provider Dealt with Your Trouble Efficiently	The Advice Provider Politely Explained the Content of the Advice or Other Support they Gave to You	It Was Useful for You to Use the Advice Provider	You Are Satisfied with What the Advice Provider Did for You
Number of Expectations Which Were Not Realized	** -0.179	* -0.094	** -0.129	** -0.266	** -0.252	** -0.232	** -0.205
Present Condition of the Trouble	** 0.206	** 0.265	** 0.222	** 0.362	** 0.321	** 0.458	** 0.479

** = Significant at 0.01 Level

* = Significant at 0.05 Level

Table 6. The Correlation between the Number of Expectations Which Were Not Realized and the Present Conditions of the Trouble on the One Hand and the Evaluation of the Advice Provider Used Last on the Other (Standardized Partial Correlation Coefficient & Coefficient of Determination)

	The Advice Provider Let You Say What You Had Wanted to Say Enough	The Advice Provider Had Enough Legal Knowledge	The Advice Provider Had Enough Non-Legal Expertise	The Advice Provider Dealt with Your Trouble Efficiently	The Advice Provider Politely Explained the Content of the Advice or Other Support they Gave to You	It Was Useful for You to Use the Advice Provider	You Are Satisfied with What the Advice Provider Did for You
Number of Expectations Which Were Not Realized	** -0.156	* -0.060	** -0.104	** -0.222	** -0.205	** -0.161	** -0.130
Present Condition of the Trouble	** 0.177	** 0.253	** 0.203	** 0.321	** 0.282	** 0.427	** 0.454
Coefficient of Determination (R ²)	0.062	0.069	0.055	0.175	0.140	0.232	0.243

** = Significant at 0.01 Level

* = Significant at 0.05 Level

Table 7. Relationship between Whether Specific Expectation Was Realized or Not and the Evaluation of the Advice Provider’s Competence or Performance Related to the Expectation

(a) The Evaluation of Whether the Advice Provider Had Enough Legal Knowledge or Not

	B
Whether the Expectation of “Giving You Legal Advice” Was Realized or Not	* 0.291
Present Condition of the Trouble	0.067
R ²	0.049
Adjusted R ²	0.038

* Only those cases in which the respondent had expected an advice provider used last for dealing with his or her “most serious trouble” to give legal advice were used (N = 175).

(b) The Evaluation of Whether the Advice Provider Let You Say What You Had Wanted to Say Enough

	B
Whether the Expectation of “Listening to Your Side of the Story” Was Realized or Not	** 0.712
Present Condition of the Trouble	** 0.159
R ²	0.097
Adjusted R ²	0.091

* Only those cases in which the respondent had expected an advice provider used last for dealing with his or her “most serious trouble” to listen to the respondent’s side of the story were used (N = 280).

(c) The Evaluation of Whether the Advice Provider Had Enough Non-Legal Expertise

	B
Whether the Expectation of “Giving You Specialized, Non-Legal Knowledge” Was Realized or Not	* 0.516
Present Condition of the Trouble	0.123
R ²	0.099
Adjusted R ²	0.078

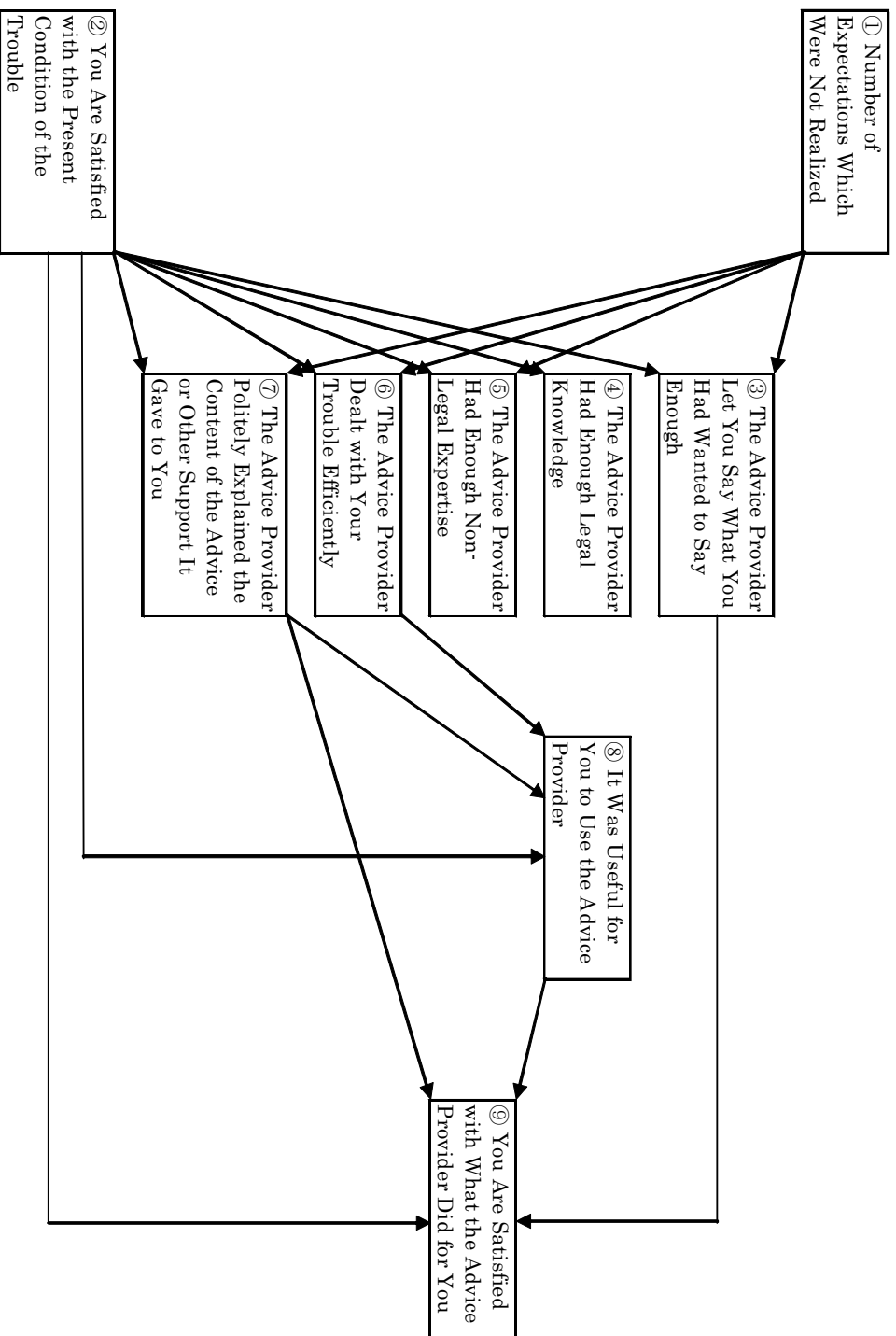
* Only those cases in which the respondent had expected an advice provider used last for dealing with his or her “most serious trouble” to give specialized non-legal knowledge were used (N = 91).

As to B values in (a), (b), and (c)

** = Significant at 0.01 Level

* = Significant at 0.05 Level

Figure 1. Relationship among Various Aspects of the Evaluation of Advice Providers



* Only Those Paths Which Are Statistically Significant at 0.05 Level Are Indicated.

Path	Standardized Partial Correlation Coefficient	Path	Standardized Partial Correlation Coefficient
①→③	-0.156	①→⑤	-0.104
①→⑥	-0.222	①→⑦	-0.205
②→③	0.177	②→④	0.253
②→⑤	0.203	②→⑥	0.282
②→⑦	0.282	②→⑧	0.229
②→⑨	0.134	③→⑨	0.142
⑥→⑧	0.329	⑦→⑧	0.221
⑦→⑨	0.227	⑧→⑨	0.476

市民の弁護士利用行動からみた弁護士評価の構造と特質

武士俣 敦

福岡大学

abushima@fukuoka-u.ac.jp

【要約】

本稿では、遭遇したトラブルないし問題への対応のために弁護士を利用した市民が、その弁護士に対して下す評価について取り扱う。「法使用行動調査」のデータにもとづいて、弁護士への評価がいかなる要因によって影響されているか、また、評価がその後の市民の紛争対応行動にどう影響するかが分析された。評価は有用性と満足度の2つの側面に分けて分析された。有用性と満足度のそれぞれにつき、仮説としてあらかじめ用意された一定の規定要因を独立変数として分析した結果、因果的な連関のパターンが析出され、それをふまえて市民による弁護士評価の構造が論じられる。

【キーワード】 弁護士 弁護士評価 有用性 満足度

1 はじめに

トラブルや問題に直面した市民が弁護士にアクセスし、何らかの助言ないし援助を受けたとき、彼らはその弁護士にたいしてどのような評価をくだしているだろうか。個々の市民が特定のトラブルや問題に関して提供された弁護士サービスに対して抱く評価についての知見は、弁護士サービスのあり方への反省を通して、市民の正義へのアクセスの改善・向上という政策的課題につながる。また理論的には、市民による弁護士イメージの形成や変動のダイナミクスという問題にも連なる。

本稿では、さしあたり、特定領域研究B班によって実施された全国調査（「法使用行動調査」）からのデータを用いて、トラブルや問題への対応行動として弁護士を利用した市民の弁護士評価を記述し、その特徴を探るとともに、その評価の関連要因を分析する。以下では、まず、既存の経験的データにもとづく弁護士評価に関連する知見を瞥見したうえで、本論に進む。

2 これまでの弁護士評価をめぐる知見

ひとくちに弁護士評価といっても、一般的な弁護士イメージに対応する社会的評価と実際に供給される弁護士サービスの善し悪しに対応する具体的な評価がある。このいずれの面においてもわが国での研究はきわめて乏しいが、後者に関するデータや知見について簡

単にふれておく¹。

一般的イメージや理論的分析ではなく、弁護士業務の実際にたいする評価に関しては、弁護士会がとりまとめている苦情申立の状況が参考になる。それによると、依頼者からの苦情で多い順番に挙げると「処理の仕方」、「対応・態度等」、「処理の遅滞」、「報酬」、そして「終結結果への不満」となっている。もっとも多い「処理の仕方」についての苦情は毎年ほぼ全苦情件数の約3分の1を占めている。また、「終結結果への不満」が占める割合は約8%である。依頼者から苦情を受けた弁護士は約3600人余りで、全弁護士数のおよそ16、17%である²。ただし、これは受任事件についてのデータであり、相談のみの事件は含まれていないと思われる。

弁護士のサービス提供のあり方についての評価をより綿密に測定しているのが1985年の日弁連による全国調査である³。そこでは、12の項目について評価が測定された。評価が低かったのは「費用の額」、「費用に関する情報提供」、「処理の迅速さ」、および「経過報告の不十分さ」であった。他方、それ以外の8項目については総じて評価が高かった。「説明のわかりやすさ」、「質問への応答」、「希望を聞いてくれる」、「結論前の相談」、「書類の出来栄え」など仕事に関する要素のほか、「親切さ」、「誠実さ」、「熱意」といった人格的要素についても高い評価が出ている⁴。

より総合的な評価指標としての満足度についてみると、「満足した」が37.5%、「やや満足した」が18.8%で、合わせて56.3%と満足が不満足をやや上回っている⁵。これは同時に測定された弁護士以外の他の相談機関等と比べてかなり高い評価になっている。有用性の評価は直接には測定されていないが、相談の結果が紛争の解決へどれくらい寄与したかという形で間接的に測定された。それによれば、弁護士に相談したケースではその約半分において「相談の結果」が紛争解決につながっている。これは他の相談機関等よりも高い割

¹ 前者の一般的イメージについては、日本文化会議がおこなった日本人の法意識調査の中で一般的な弁護士イメージが探求されている。そこでは、全体的に他の職業との対比においては、法曹三者はひとつにまとめることができ、“頭がよく”、“鋭い”し、“信頼できる”、そして、どちらかといえば、“清潔”で、“正義の味方”だと思われている。弁護士だけについてみると、“ゆうずう”がきき、たいへん”もうかる商売”であるという特徴的イメージが示された（日本文化会議編『日本人の法意識』74-76頁（至誠堂、1973年））。また、こうした知見をもふまえて、日本的弁護士像の位相を理論的に掘り下げた棚瀬は公益的業務における肯定的評価と日常業務における否定的評価という評価の分裂を指摘した。後者における評価の根源を専門性のギャップ、権威のギャップに加えて、公共奉仕の倫理化を強調する日本社会の特質に求めている（棚瀬孝雄『現代社会と弁護士』227頁（日本評論社、1987年））。

² 苦情申立は2004年から全国で統一的に集計されるようになった。データは毎年の日弁連編『弁護士白書』に掲載されている。

³ 日弁連編『市民と法律問題』（商事法務、1985年）にまとめられている。

⁴ 同80—85頁

⁵ 同75—79頁

合である⁶。

村山眞維を中心とする研究グループによって実施された特定領域研究・紛争行動調査のデータにも弁護士の有用性に関するものが含まれている。そこでは紛争を経験し、そのために弁護士を利用した市民にたいし、直裁に、その弁護士が「役に立たなかった」かどうかをたずねている。そこでは、17.2%が役に立たなかったと評価した⁷。

民事訴訟の当事者にたいして菅原郁夫が中心となって実施された2回にわたる継続的全国調査からも弁護士を代理人として利用した市民による弁護士評価のデータが得られている。2000年に公表された第1回目の調査における法人当事者を除く満足の割合は、原告側の利用者で59.5%、被告側の利用者で52.6%とであった⁸。その後、2007年公表の第2回目調査の結果では、満足のポイントはやや上昇し、自分の弁護士に満足した割合は、原告側で66.5%、被告側で57.0%となっている⁹。

3 モデルとデータ

本稿における分析の対象は、市民の弁護士評価をめぐる2つの側面である。ひとつは評価を従属変数として、何がその規定要因となっているかを探り、評価の構造を明らかにすることを目指す。もう一つは評価を独立変数とし、弁護士相談後の行動を従属変数として評価と相談後行動の連関を探る。

3-1. 弁護士評価とその規定要因

従属変数としての利用者による弁護士評価には2つのものを区別する必要がある。有用性と満足度である。前者は利用者がその直面した問題に対処するにあたって役に立ったかどうかというプラグマティックな観点からの評価であるのにたいし、後者は利用した結果における満足の度合であり、前者よりも一般的な性質の評価であるといえよう。

弁護士評価の規定要因となる独立変数にはどのようなものがありうるだろうか。仮説的に7つの要因を想定してみた。第1は、利用者と弁護士との社会的距離である。その弁護士について利用者がどれだけよく知っているかという程度を意味する。その弁護士をよく知っており、かつ、その弁護士を選択したという事実は、他の条件が等しければ弁護士への評価を高める方向に作用するという仮定を置くことができよう。

第2に、物理的な距離が挙げられる。一般的にいて、相談のために弁護士事務所に出かける距離が長ければ長いほど利用者は不便をかこつわけであり、他の条件が等しい限り、弁護士にアクセスするのにかかる時間が長いと弁護士評価を低める方向に作用すると考えられる。

⁶ 同 72—74 頁

⁷ 村山眞維・松村良之編『紛争行動基本集計書』337 頁（有斐閣、2006 年）

⁸ 司法制度改革審議会「民事訴訟利用者調査」第4部I—1基本集計表・表3A-18-⑨（2000年）

⁹ 民事訴訟制度研究会編『民事訴訟利用者調査』183 頁（商事法務、2007年）

第3に、相談時間の量も弁護士評価に要因として考慮に値すると思われる。たんに相談時間が長ければ評価も高くなるというわけではないであろうが、時間の長短が利用者にとって不足の感覚を通して弁護士評価に影響することは当然考えられる。

第4が弁護士に相談料として支払った金銭的費用である。弁護士の相談料はこれまで長いこと30分5000円という標準額が設定されてきた。その多寡は評価に影響すると考えられる。一般的にいて、他の条件が等しければ、高いほど評価は低くなり、安いほど評価は高くなると想定される

第5に、弁護士が提供してくれたサービスの内容が考えられるであろう。それが利用者にとって適切なものであれば評価を高めるであろうし、不適切なものであれば評価を低めるであろう。ただ、何が適切で何が不適切であるかは利用者の抱えている問題に応じて多岐にわたるし、弁護士への期待に依存して変動するものであり、単純な仮定を置くのはむずかしい。本稿では、サービスの内容を多様な法的な関連性を有する問題・トラブルを通じた8つの汎用的なサービス形態として特定した。それらは、「話を聞いてくれた」、「交渉してくれた」、「法的な助言の付与」、「法律以外の専門的知識・助言の付与」、「利益を守る方法の教示」、「他の機関・団体・専門家の紹介」、「訴訟や調停の勧め」、そして「訴訟や調停の代理」である。ここでは、これらのサービス提供の有無と弁護士評価との関連性を探り、なんらかの仮説を探索することになる。

第6の要因は、サービス供与の態様である。これは、相談における利用者と弁護士との接触場面で弁護士がどのような対応をしたかということである。サービス提供者側の対応の善し悪しの利用者による判断が利用者の側での満足度等に関連することは一般的にいえることであろう。弁護士として例外ではない。ここでは、弁護士の対応を5つの側面に分けて、それぞれにたいする利用者の評価的判断と弁護士への評価との関連性をみることにした。それらの側面とは、「言いたいことを十分に言わせてくれた」、「法的な知識の十分な保持」、「法律以外の専門知識の十分な保持」、「効率的な対応」、そして「ていねいな説明」である。仮定としては、これらの各側面について利用者が肯定的に反応するほど弁護士評価も高くなるということである。

最後に、問題・トラブルないし紛争の解決状況が弁護士のサービス内容やサービス供与の態様とは独立に弁護士評価に影響する可能性も排除できない。弁護士に相談したにもかかわらず問題・トラブルないし紛争が終結していないという客観状況、あるいは終結はしたが必ずしも満足いく結果ではないという結果評価の状況が弁護士評価を低める方向に作用するという可能性である。この点も検証してみる必要があると思われる。

3-2. 弁護士評価と相談後行動

弁護士に相談した後、利用者である市民はどのような行動をとるであろうか。ある場合には、その問題・トラブルの処理を弁護士に依頼することがあるであろうし、他の場合には、相談だけで終わって、その後は自分自身で問題・トラブルの対応にあたることもある

であろう。あるいはまた、別の弁護士やその他の相談機関を利用するということもあるかもしれない。このように種々の行動がありうるわけであるが、この相談後行動を規定する独立変数のひとつとして利用者による弁護士評価を想定してよいであろう。仮定は、他の条件が等しい限り、弁護士評価が高ければその弁護士に依頼し、弁護士評価が低ければその弁護士には依頼しないであろうというものである。

従属変数として特定化した相談後行動はつぎの5変数である。すなわち、「その弁護士に交渉をまかせた」、「自分たちで相手方と交渉した」、「その弁護士に紹介された他の相談機関等を利用した」、および「自分たちで探した他の相談機関等を利用した」である。

独立変数として使用する弁護士評価は、上述の弁護士の有用性と満足度の2つである。有用性は、弁護士への相談が「役に立った」、「どちらともいえない」、および「役に立たなかった」の3つの値を、満足度は、弁護士がとった対応に「満足」、「どちらともいえない」、および「不満」の3つの値で測定した。

3-3. データ

本稿で分析するデータは特定領域研究B班が実施した「法使用行動調査」によって収集されたものである。上述の各変数には調査票の特定の質問項目が対応している。この調査は日本全国の20才以上の市民で問題・トラブル経験者がそれへの対処のためにいかなる相談機関等の利用行動をとっているかを明らかにすることをねらいとしたものである。弁護士は相談機関等の1カテゴリーとして位置づけられており、したがって弁護士利用行動は調査データ全体の一部をなす¹⁰。

全国の成人から無作為抽出された1万1000人のサンプルから5330の回答が得られた。そのうち、問題・トラブルを経験した回答者は1850人であった。さらに、そのうちで、何らかの相談機関等に相談した回答者は515人であった。その中で弁護士に相談した回答者は73人であった。この73ケースがここでの分析対象となる。この73ケースには弁護士に加え、他の相談機関等を利用したものも含んでいる。他の相談機関等の利用との先後関係を明らかにするという調査設計がなされているので、弁護士利用ケースは、相談行動に関しては、最初の相談先として弁護士が利用されたケース、2番目の相談先として弁護士が利用されたケース、それに最後の相談先として弁護士が利用されたケースの3群に分けて集計されている。それぞれのケース数は、38、23、そして11ケースである¹¹。以下では、弁護士が最初の相談先である群を第1群と呼び、弁護士が2番目の相談先である群を第2群と呼び、これら2つの群を分析対象とする。統計的な分析をおこなうには十分なケース数ではないという留保を付して以下の分析に進みたい。

¹⁰ 本稿執筆時点で使用したデータは、データ・クリーニングが完了し、最終的なデータセットが確定する前のデータである。調査の概要並びに最終確定データ全体の単純集計については、檜村志郎編『法使用行動調査基本集計書』（特定領域研究・法使用行動調査研究グループ、近刊）を参照。

¹¹ 弁護士利用ケース全73ケース中、1ケースは4番目の相談先として弁護士を利用しているため、最初、2番目、そして最後の相談先という3つの群の集計には含まれていない。

4 データ分析と知見

4-1. 弁護士評価：有用性と満足度の程度

市民の弁護士利用者による弁護士の有用性評価と満足度評価がどの程度であるかをデータによってみてみよう。まず、有用性であるが、弁護士が最初の相談先である第1群では83.8%が、第2群では78.3%が役に立ったと回答している。逆に見ると、役に立たなかったが第1群では13.5%、第2群では21.7%となっていて、平均的には17.6%である。この値は、前述の村山らの調査における弁護士相談の有用性に関する結果と同じ水準である。

表A0

有用性	第1群		第2群	
	度数	%	度数	%
役に立った	31	83.8	18	78.3
どちらともいえない	1	2.7	0	0.0
役に立たなかった	5	13.5	5	21.7
合計	37	100.0	23	100.0

つぎに、満足度はどうであろうか。第1群では満足している割合が56.8%、満足していない割合が24.3%であり、第2群では、満足している割合が81.8%、満足していない割合が18.2%となっている。一見して、第1群と第2群で満足度の割合に開きがあることがみてとれる。前述の菅原らによる民事訴訟の弁護士利用者に対する調査結果では依頼した弁護士に対する満足度は56%から62%であるので、第1群の水準に近い。第2群の割合の大きさが目につくところである。

表B0

満足度	第1群		第2群	
	度数	%	度数	%
満足している	21	56.8	18	81.8
どちらともいえない	7	18.9	0	0.0
不満である	9	24.3	4	18.2
合計	37	100.0	22	100.0

4-2. 弁護士評価の規定要因

(1) 弁護士の有用性

有用性の規定要因を探るため、上述のモデルにもとづいて、ひとつひとつの独立変数と

弁護士が役立ったかどうかという質問に対する反応との関連性を検討した。まず、第1群について結果をみよう。一定の関連性が示唆されるのは、サービス内容では法的助言の付与、サービス提供態様では「法律以外の専門知識の十分な保持」、「効率的な対応」、そして「ていねいな説明」の3つの要因、それに問題・トラブルの解決状況である。それほどはっきりしないけれども関連性がうかがわれる要因としては、弁護士との社会的距離、サービス提供態様のうちの「言いたいことを十分に言わせてくれた」、および「法律的な知識の十分な保持」の2つである。

弁護士との社会的距離は、利用した弁護士がもともと知っていた弁護士であるかどうかという質問で操作化した。結果は、もともと知っている弁護士においては役に立たないという割合は少ないという傾向がうかがわれる(表A1-1)。サービス内容として我々があらかじめ用意した8つの項目のうち、有用性と一定の関連性をうかがえるのは法的助言の付与のみであった(表A1-2)。すなわち、法的助言を受けた人はそうでない人より有用性評価の割合が高いということである。サービス提供態様としては、「言いたいことを十分に言わせてくれた」、「法律的な知識の十分な保持」、「法律以外の専門知識の十分な保持」、「効率的な対応」、そして「ていねいな説明」という弁護士との接触場面における全部で5つの側面を取り上げたのであるが、一応これらのすべてが何らかの程度で有用性との関連性を示唆した(表A1-3, A1-4, A1-5, A1-6, A1-7)。すなわち、いずれの側面においても肯定的な評価的判断が高い有用性評価と結びつく傾向を示している。最後に、問題・トラブルの解決状況も有用性との関連を示している(表A1-8)。その問題・トラブルがすでに解決したか、またはその見通しが立っている場合には、そうでない場合よりも有用性を高く評価しているように思われる。

表A1-1

【社会的距離】	役に立った	どちらともいえない	役に立たなかった	計
元から知っていた	16	0	0	16
そうでない	15	1	5	21
計	31	1	5	37

表A1-2

	役に立った	どちらともいえない	役に立たなかった	計
法的助言を与えてくれた	22	0	1	23
そうでない	9	1	4	14
計	31	1	5	37

表A1-3

【言いたいことを言わせてくれた】	役に立った	どちらともいえない	役に立たなかった	計
1. 十分に	20	0	1	21
2. どちらかという十分に	5	0	0	5
3. どちらともいえない	2	0	0	2
4. どちらかという十分ではない	1	0	0	1
5. 十分ではない	2	1	3	6
計	30	1	4	35

表A1-4

【法律的な知識を持っている】	役に立った	どちらともいえない	役に立たなかった	計
1. 十分に	22	1	3	26
2. どちらかという十分に	7	0	0	7
3. どちらともいえない	2	0	0	2
4. どちらかという十分ではない	0	0	0	0
5. 十分ではない	0	0	2	2
計	31	1	5	37

表A1-5

【法律以外の専門知識を持っていた】	役に立った	どちらともいえない	役に立たなかった	計
1. 十分に	16	0	2	18
2. どちらかという十分に	6	0	0	6
3. どちらともいえない	8	0	1	9
4. どちらかという十分ではない	1	1	0	2
5. 十分ではない	0	0	2	2
計	31	1	5	37

表A1-6

【効率的に対応してくれた】	役に立った	どちらともいえない	役に立たなかった	計
1. そうである	17	0	1	18
2. どちらかというところである	9	0	0	9
3. どちらともいえない	3	0	0	3
4. どちらかというところでない	1	1	0	2
5. そうでない	1	0	4	5
計	31	1	5	37

表A1-7

【ていねいに説明してくれた】	役に立った	どちらともいえない	役に立たなかった	計
1. そうである	17	0	1	18
2. どちらかというところである	9	0	0	9
3. どちらともいえない	4	1	0	5
4. どちらかというところでない	0	0	1	1
5. そうでない	1	0	3	4
計	31	1	5	37

表A1-8

【問題の解決状況】	役に立った	どちらともいえない	役に立たなかった	計
1. すでに終わっている	18	0	0	18
2. 解決に近づいている	5	0	0	5
3. 進展がない	7	0	3	10
4. より深刻になっている	1	0	0	1
5. うやむやになっている	0	1	2	3
計	31	1	5	37

つぎに、第2群についての結果をみよう。第1群とはかなり異なったパターンになっている。弱いながらも有用性と何らかの関連性をうかがわせる要因は、サービス内容のうち

の「利益を守る方法の教示」(表 A2-2)、およびサービス提供態様のうちの「言いたいことを十分に言わせてくれた」(表 A2-3)であり、より明白な要因としては、弁護士との物理的距離(表 A2-1)、それにサービス供与態様のうちの「効率的な対応」、および「ていねいな説明」の2つである(表 2-4, 2-5)。このうち、物理的距離の関連性は近い方が役に立たないという方向性であって解釈はむずかしい(表 A2-1)。弁護士との社会的距離、法的助言サービス、それに問題・トラブルの解決状況などとの関連性は見いだせなかった。

表A2-1

【物理的距離】	役に立った	役に立たなかった	計
1. 30分未満	2	4	6
2. 30分～1時間	8	0	8
3. 1時間～2時間	4	0	4
4. 2時間以上	0	0	0
計	14	4	18

表A2-2

	役に立った	役に立たなかった	計
利益を守る方法を教えてくれた	8	0	8
そうでない	10	5	15
計	18	5	23

表A2-3

【言いたいことを言わせてくれた】	役に立った	役に立たなかった	計
1. 十分に	12	1	13
2. どちらかという十分に	5	1	6
3. どちらともいえない	1	1	2
4. どちらかという十分ではない	0	1	1
5. 十分ではない	0	1	1
計	18	5	23

表A2-4

【効率的に対応してくれた】	役に立った	役に立たな かった	計
1. そうである	13	2	15
2. どちらかというそうである	5	0	5
3. どちらともいえない	0	1	1
4. どちらかというそうでない	0	1	1
5. そうでない	0	1	1
計	18	5	23

表A2-5

【ていねいに説明してくれた】	役に立った	役に立たな かった	計
1. そうである	12	1	13
2. どちらかというそうである	5	0	5
3. どちらともいえない	0	1	1
4. どちらかというそうでない	0	2	2
5. そうでない	0	1	1
計	17	5	22

ところで、独立変数にあたる要因群のうち、実際に受けたサービス内容と弁護士評価との関連については、当該サービス提供に先行する期待のあり方との関連も作用している可能性を前に示唆した。そこで、期待と実際に提供されたサービスとの一致・不一致を測る変数を作成し、弁護士評価との関連を探ってみた。この新たな変数の値は、①「そのサービスを期待し、実際に受けた」、②「そのサービスを期待してはいなかったが、実際には受けた」、③「そのサービスを期待していなかったし、実際に受けなかった」、および④「そのサービスを期待していたが、実際には受けなかった」の4つである。仮定は、有用性でも満足度でも④から①の方向にむけて割合が高くなるというものである。

分析の結果は、第1群では全7種類のどのサービス内容についても有用性との関連はみられなかった。つまり、法的助言の付与が有用性を高めているということは期待のあり方とは無関係のようである。第2群においては、唯一「利益を守る方法の教示」のサービスにおいて期待のあり方との関連性がうかがわれた(表A3-1)。実際に受けた「利益を守る方法の教示」は利用者の期待とのかかわりにおいて有用性を高めているようである。

表 A3-1

【利益を守方法の教示】	役に立った	役に立たなかった	計
期待し受けた	4	0	4
期待せず受けた	4	0	4
期待せず受けなかった	10	3	13
期待し受けなかった	0	2	2
計	18	5	23

第1群と第2群における有用性と独立変数群の関連パターンの差異については後でまた検討することにする。

(2) 弁護士にたいする満足度

満足度の規定要因を探るため、上記の有用性に関する分析と同一の独立変数群を用い、同様の手順で分析をおこなった。まず、第1群について結果をみてみよう。一定の関連性が示唆される要因はつぎのようなものである。比較的是っきりでているものとして、サービス内容の中の交渉サービスと利益を守る方法の教示、つぎに相談時間の長さ、およびそれについての評価、それにサービス提供態様のすべてである。やや関連性があいまいなのが、弁護士との社会的距離、そして法的助言の付与の2つである。

社会的距離に関しては、利用した弁護士が元から知っていた弁護士である場合に満足度が高くなる（表 B1-1）。サービス内容に関しては、弁護士により交渉をしてもらい、法的助言を受け、利益を守る方法を教えてもらったことは満足度を高めている（表 B1-2, B1-3, B1-4）。サービス提供態様に関しては、「言いたいことを十分に言わせてくれた」、「法律的な知識の十分な保持」、「法律以外の専門知識の十分な保持」、「効率的な対応」、そして「ていねいな説明」という弁護士との接触場面における5つの側面のすべてで肯定的な反応が高い満足度とつながっている（表 B1-7, B1-8, B1-9, B1-10, B1-11）。

表B1-1

【社会的距離】	満足している	どちらともいえない	不満である	計
元から知っていた	11	4	1	16
そうでない	10	3	8	21
計	21	7	9	37

表B1-2

	満足している	どちらともいえない	不満である	計
交渉してくれた	12	0	4	16
そうでない	9	7	5	21
計	21	7	9	37

表B1-3

	満足している	どちらともいえない	不満である	計
法的助言を与えてくれた	14	6	3	23
そうでない	7	1	6	14
計	21	7	9	37

表B1-4

	満足している	どちらともいえない	不満である	計
利益を守る方法を教えてくれた	7	0	0	7
そうでない	14	7	9	30
計	21	7	9	37

表B1-5

【相談時間の長さ】	満足している	どちらともいえない	不満である	計
1. 30分未満	5	1	4	10
2. 30分～1時間	1	3	0	4
3. 1時間～2時間	8	1	1	10
4. 2時間～3時間	3	0	0	3
5. 3時間～5時間	0	0	2	2
6. 5時間以上	2	2	1	5
計	19	7	8	34

表B1-6

【相談時間の評価】	満足している	どちらともいえない	不満である	計
1. 短すぎる	2	0	3	5
2. やや短い	1	2	2	5
3. 適切	16	3	2	21
4. やや長い	0	0	1	1
5. 長すぎる	0	0	0	0
計	19	5	8	32

表B1-7

【言いたいことを言わせてくれた】	満足している	どちらともいえない	不満である	計
1. 十分に	17	4	0	21
2. どちらかという十分に	1	2	2	5
3. どちらともいえない	1	1	0	2
4. どちらかという十分ではない	1	0	0	1
5. 十分ではない	0	0	6	6
計	20	7	8	35

表B1-8

【法律的な知識を持っていた】	満足している	どちらともいえない	不満である	計
1. 十分に	17	4	5	26
2. どちらかという十分に	4	3	0	7
3. どちらともいえない	0	0	2	2
4. どちらかという十分ではない	0	0	0	0
5. 十分ではない	0	0	2	2
計	21	7	9	37

表B1-9

【法律以外の専門知識を持っていた】	満足している	どちらともいえない	不満である	計
1. 十分に	13	1	4	18
2. どちらかという十分に	2	4	0	6
3. どちらともいえない	5	2	2	9
4. どちらかという十分ではない	1	0	1	2
5. 十分ではない	0	0	2	2

表B1-10

【効率的に対応してくれた】	満足している	どちらともいえない	不満である	計
1. そうである	14	4	0	18
2. どちらかというそうである	6	2	1	9
3. どちらともいえない	1	1	1	3
4. どちらかというそうでない	0	0	2	2
5. そうでない	0	0	5	5
計	21	7	9	37

表B1-11

【ていねいに説明してくれた】	満足している	どちらともいえない	不満である	計
1. そうである	15	3	0	18
2. どちらかというそうである	4	4	1	9
3. どちらともいえない	2	0	3	5
4. どちらかというそうでない	0	0	1	1
5. そうでない	0	0	4	4
計	21	7	9	37

つぎに、第2群についての結果はどうであろうか。関連性の弱い示唆が見て取れるのが物理的距離、およびサービス内容のうちの「利益を守る方法の教示」である。より明白な関連性を示唆するのは相談時間の長さの評価、サービス供与態様のうちの「言いたいことを十分に言わせてくれた」、「効率的な対応」、そして「ていねいな説明」の3要因であった。

物理的距離という要因は、有用性の第2群における結果と同様、ここでも近い方が役に

立たないという方向性であって解釈はむずかしい(表 B2-1)。それ以外の要因はモデルにおける仮定と一貫した結果である。「利益を守る方法の教示」がなされた場合にはそうでない場合より満足度が高くなり(表 B2-2)、相談時間を短過ぎると評価する人は満足度が低くなり(表 B2-3)、弁護士との接触場面で「言いたいことを十分に言わせてくれた」、「効率的な対応だった」、「ていねいな説明があった」という肯定的評価が満足の高さとつながっている(表 B2-4, B2-5, B2-6)。

表B2-1

【物理的距離】	満足している	不満である	計
1. 30分未満	3	3	6
2. 30分～1時間	7	0	7
3. 1時間～2時間	4	0	4
4. 2時間以上	0	0	0
計	14	3	17

表B2-2

	満足している	不満である	計
利益を守る方法を教えてくれた	8	0	8
そうでない	10	4	14
計	18	4	22

表B2-3

【相談時間の評価】	満足している	不満である	計
1. 短すぎる	1	1	2
2. やや短い	1	1	2
3. 適切	14	0	14
4. やや長い	0	0	0
5. 長すぎる	1	1	2
計	17	3	20

表B2-4

【言いたいことを言わせてくれた】	満足している	不満である	計
1. 十分に	12	0	12
2. どちらかという十分に	5	1	6
3. どちらともいえない	1	1	2
4. どちらかという十分ではない	0	1	1
5. 十分ではない	0	1	1
計	18	4	22

表B2-5

【効率的に対応してくれた】	満足している	不満である	計
1. そうである	13	1	14
2. どちらかというそうである	5	0	5
3. どちらともいえない	0	1	1
4. どちらかというそうでない	0	1	1
5. そうでない	0	1	1
計	18	4	22

表B2-6

【ていねいに説明してくれた】	満足している	不満である	計
1. そうである	12	0	12
2. どちらかというそうである	5	0	5
3. どちらともいえない	0	1	1
4. どちらかというそうでない	0	2	2
5. そうでない	0	1	1
計	17	4	21

ところで、有用性の規定要因に関する分析の際に指摘したのと同様のことが満足度の分析においてもあてはまる。すなわち、独立変数にあたる要因群のうち、実際に受けたサービス内容と弁護士評価との関連については、当該サービス提供に先行する期待のあり方との関連も作用している可能性を検討しなければならないということである。そこで、期待と実際に提供されたサービスとの一致・不一致を測る変数を作成し、弁護士評価との関連を探ってみた。この新たな変数の値は、①「そのサービスを期待し、実際に受けた」、②「そのサービスを期待してはいなかったが、実際には受けた」、③「そのサービスを期待してい

なかったし、実際に受けなかった」、および④「そのサービスを期待していたが、実際には受けなかった」の4つである。仮定は、有用性でも満足度でも④から①の方向にむけて度合が高くなるというものである。

分析の結果をみてみよう。第1群においては全7種類のサービス内容のうち、交渉サービスのみにおいて期待のあり方が満足度と関連しているようである（表B3-1）。法的助言、利益を守る方法の教示といったサービスの満足度との関連性は期待のあり方とは無関係のようである。第2群においては、「利益を守る方法の教示」のみが期待のあり方との関連を示した（表B3-2）。すなわち、期待をして実際に受けた場合には満足度は高く、期待したのに受けなかった場合には満足度が低くなっている。

表B3—1

【交渉の代理サービス】	満足している	どちらともいえない	不満である	計
期待し受けた	12	0	3	15
期待せず受けた	0	0	1	1
期待せず受けなかった	7	6	2	15
期待し受けなかった	2	1	3	6
計	21	7	9	37

表B3—2

【利益を守る方法の教示】	満足している	不満である	計
期待し受けた	4	0	4
期待せず受けた	4	0	4
期待せず受けなかった	10	2	12
期待し受けなかった	0	2	2
計	18	4	22

4-3. 弁護士評価と相談後行動

(1) 有用性

弁護士への相談が役に立ったかどうかという質問への反応が、相談後の利用者の行動とどのような関連性をもつかを分析した。従属変数となる相談後の行動の選択肢として5つの行動を特定した。第1に、相談した弁護士に交渉をまかせることである。第2に、自分たちで交渉をおこなうことである。第3に、相談した弁護士に紹介された他の相談機関等を利用することである。最後に、自分たちで探した相談機関等を利用することである。もちろん、これらは排他的な選択肢ではなく、複数の組合せがありうる。

分析の結果、弁護士と有用性と関連性がうかがわれたのは、第1群で、相談の後その弁護士に交渉をまかせるという行動のみであった(表A4-1)。すなわち、役に立ったと評価する人はその後交渉をまかせ、役に立たなかったと評価した人は交渉をまかせないという傾向をある程度みてとれる。第2群ではいかなる行動との関連性も見いだせなかった。

表A4—1

相談後の行動	役に立った	どちらともいえない	役に立たなかった	計
その弁護士に交渉を任せたい	18	0	0	18
そうではない	13	1	5	19
計	31	1	5	37

(2) 満足度

有用性と同様に、満足度についても相談後行動との関連性を分析した。相談後行動の選択肢は有用性の分析の場合と同じ5種類の行動である。結果は、第1群において、相談した弁護士に紹介された他の相談機関等を利用したという行動との連関のみが示唆された(表B4-1)。つまり、その弁護士に満足していない人が紹介された相談機関等を利用する傾向があるということである。第2群ではいかなる行動との関連性も見いだせなかった。

表B4—1

相談後の行動	満足している	どちらともいえない	不満である	計
その弁護士に紹介された他の機関等を利用した	0	2	2	4
そうでない	21	5	7	33
計	21	7	9	37

5 要約と結論

5-1. 弁護士評価の構造

(1) 弁護士の有用性とその規定要因

問題・トラブルへの対応のために弁護士に相談した市民が、その弁護士が役立ったと評価するのは、いかなる条件の下においてであろうか。本稿で設定したモデルの枠のなかで

データを分析した結果得られた知見を要約しよう。

弁護士が最初の相談先の場合と2番目の相談先の場合のいずれにおいても役に立ったとされる要因が有用性評価のもっとも重要な要因とするならば、弁護士に相談した際の「言いたいことを言わせてくれた」、「効率的に対応した」、それに「ていねいに説明してくれた」という3つの態様がそれにあたる。

弁護士が最初の相談先であった場合にのみ役立った要因には、弁護士との社会的距離の近さ、法的助言の付与、法的知識および法律以外の知識の豊富さにたいする評価であった。これにたいし、弁護士が2番目の相談先であった場合にのみ役に立った要因は弁護士との物理的距離、それに利益を守る方法を教示してもらったことであった。

以上を総合すれば、市民による弁護士の有用性の評価にあたっては、法律家としての専門性もさることながら、まずは利用者へのその対応が重視されるようである。それも、法的、非法的を問わず専門知識に関する面での対応ではなく、より関係形成的な面での対応である。ただし、弁護士への相談が最初であったか2番目であったかによって、評価の構造にも差異があるように思われる。最初の相談先の場合には、弁護士との距離の近さ、法的助言を受けたこと、法的知識・法律以外の知識を十分にもっていることが有用性評価を高めているわけであるが、これは第1群に属する利用者がみずからの問題を最初から法的な性質の問題と認識し、法的な専門性にもとづく援助を求めており、そのために知り合いの弁護士にアクセスしているものと想定される。それゆえ、問題が解決していない場合、その現状に対して有用性の観点から弁護士を低く評価しているものと思われる。これにたいし、第2群に属する利用者は、自らが抱える問題が法的な性質のものとして認識しているわけではなく、とにかくその問題の解決を希求している。そのために、つてをたどって遠くとも弁護士を探索し、解決のための方法を教えてもらうことが有用性の評価につながっている。ここでの評価の構造はこのようなイメージで捉えられる。

(2) 弁護士への満足度とその規定要因

つぎに、問題・トラブルへの対応のために弁護士に相談した市民が、その弁護士に満足したと評価するのは、いかなる条件の下においてであろうか。本稿でのデータ分析の結果から利用者の満足度評価の構造をまとめてみたい。

弁護士が最初の相談先の場合と2番目の相談先の場合のいずれにおいても満足と関連する要因が満足度評価のもっとも重要な要因とするならば、相談の際に、弁護士が「言いたいことを言わせてくれ」、「効率的に対応し」、そして「ていねいに説明してくれた」ことがもっとも重要である。これらは有用性評価でも同様である。これに加えて、「利益を守る方法の教示」も満足度を高める要因となっている。

最初の相談先と2番目の相談先のいずれか一方でのみ関連性を示した要因をみると、第1群では、弁護士との社会的距離の近さ、適切な相談時間の長さ、それに交渉、法的助言の付与、および利益を守る方法の教示といったサービス提供が見いだされた。他方、第2

群で特異な要因は、物理的距離のみであった。これは有用性の場合の第2群と同様、物理的な近さが満足とはつながらず、むしろ、距離が遠い方が満足度が高いというものである。

以上を総合すると、市民の弁護士にたいする満足度評価には、基本的には有用性と同じ構造が垣間見える。すなわち、法律家としての専門性よりも、まずは利用者への対応が重視されるということである。それも、法的、非法的を問わず専門知識に関する面での対応ではなく、より関係形成的な面での対応である。それに加えて、満足度にとっては、相談時間の適切さ、および法的側面の援助にとどまらない問題解決のためのより広い援助が重要であることを示唆している。

ただし、ここでも最初の相談であるか、2番目の相談であるかによる構造の差異にふれておく必要がある。最初の相談先である場合に特異の要因を加味して考察するならば、法の専門家としての弁護士に即応した要因が満足度に関っている。すなわち、弁護士との距離の近さ、交渉してもらったこと、法的助言を受けたこと、法的知識を十分にもっていることが満足度にとって重要であることを示しているわけであるが、これは第1群に属する利用者がみずからの問題を最初から法的な性質の問題と認識し、法的な専門性にもとづく援助を求めており、そのために知り合いの弁護士にアクセスしているものと想定される。これにたいし、2番目の相談においては、法的専門性は満足度にとってほとんど重要ではないように見える。この第2群に属する利用者は、自らが抱える問題が法的な性質のものと認識しているにせよ、いないにせよ、ともかくその問題の解決を希求している。そのために、つてをたどって遠くとも弁護士を探索し、解決のための方法を教えてもらうことが満足度を高めているのだと思われる。

(3) 相談時期と弁護士評価：最初の相談と2番目の相談

上のように、有用性と満足度の構造をまとめてみると、基本的なところでかなり似通っているように思われる¹²。つまり、有用性と満足度のいずれにおいても、弁護士の法的専門性はもっとも重要な規定要因ではないということである。法的専門性の規定性が分かれるのは有用性と満足度の区別においてではなく、むしろ、いずれにせよ相談が最初であったか、2番目であったかという面においてである。そこで、相談時期における弁護士評価の差異をここで検討しておく。

弁護士に最初に相談した場合と2番目に相談した場合とを比べて、評価に関する対照的要因を指摘するとつぎのようである。まず、弁護士への社会的距離である。これは1番目の評価では重要であるが、2番目の評価では関係しない。つぎに、弁護士への物理的距離である。これは2番目の評価では重要であるが、1番目の評価では関係しない。さらに、サービス提供態様に関して、「法的知識を十分にもっていること」と「法律以外の知識を十分にもっていること」は、1番目の評価では重要であるが、2番目の評価では関係しない。

¹² この点は、有用性と満足度の相関がかなり強いことと対応していると思われる。

最後に、「利益を守る方法を教えられること」は、2番目の評価では重要であるが、1番目の評価では重要性の程度はやや低いといえる。

こうした結果が意味しているのは、1番目の相談と2番目の相談で利用者が求めているものの違いであるように思われる。1番目の相談における利用者は明らかに弁護士の法的専門性にもとづく援助を求めており、その有無が評価に作用している。もちろん、それだけでなく、より広く解決それ自体を追求に資する援助も求めており、その有無も評価に関っている。他方で、2番目の相談における利用者は問題解決それ自体を直裁に求めており、切迫した依存的状況の中で弁護士に相談していることが想像される。ここで物理的距離の近さではなく遠さが評価を高めているのは、困難の中で弁護士にアクセスすることができたという結果の反映ではないかと思われる。

5-2. 弁護士評価と相談後行動

弁護士評価と相談後行動との関連に関するデータ分析の結果は前述した。結果は、部分的にはここでの仮定と一貫性をもつように思われる。他の条件が等しい限り、有用性にせよ満足度にせよ、弁護士にたいする評価が高ければ、その弁護士に依頼し、低ければ、その弁護士から離れていくであろう。第1群で、有用性を高く評価した人たちがその弁護士に交渉をまかせるというのはこの仮定に沿っているように思われる。しかし、問題は有用性と依頼との関係に作用する他の条件をコントロールできていないことである。有用性を認識してもその後の行動は自助によることは費用やその他の条件によっては当然あり得ることである。

満足度においては、第1群の利用者に、弁護士にたいし満足していない人は紹介された他の相談機関等を利用する傾向がうかがえたが、これも一面では仮定と一貫しているように見えるものの、他面では満足していない弁護士からの紹介に従うというの一貫していないとも解釈できる。

結局のところ、有用性にせよ、満足度にせよ、弁護士にたいする評価がストレートに相談後の弁護士利用につながってはいかないということは明白であり、この点のさらなる検討が必要とされる。

「代理人付被告」の意識と行動

——訴訟当事者類型別のデータ分析——

守屋 明

関西学院大学法学部

moriya@kwansei.ac.jp

【論文要旨】

訴訟行動は、当事者が原告であるか被告であるか、また当事者に代理人が付いているか否かによって異なる可能性がある。訴訟行動調査班の実施した訴訟行動調査では、訴訟当事者に対するアンケート調査を通じて、訴訟に至る前から訴訟の各段階での当事者の行動およびその認知、また訴訟後の評価等について質問し、訴訟行動についての実証的データを蒐集した。その結果、当事者が原告であるか被告であるか、また代理人が付いているかどうかにより、当事者の裁判への期待や裁判の再利用意思などいくつかの項目について違いがみられることが分かった。

本稿では、このうちの代理人付被告グループからの回答について、質問票の順に単純集計の結果を報告する。従って、図表については代理人付被告の回答のみを対象として作成した。但し、コメントについては、代理人付原告との比較を主としながら、必要に応じて本人訴訟原告および被告についても比較対照している。

【キーワード】 民事訴訟、訴訟当事者、被告、代理人弁護士

1. はじめに

本稿は、訴訟行動調査班の実施した訴訟行動調査の中から、代理人付被告に対するアンケート調査の結果を取り出して、その概要を報告するものである。

訴訟行動調査においては、民事訴訟の当事者（法人は除く）およびその代理人弁護士を対象として、2006年度に留置法による調査票調査を実施した。調査対象は、2004年度に終了した全国の地方裁判所本庁の民事通常事件からランダムサンプリングされた1132件の自然人当事者（総数2300名）およびその代理人弁護士（総数1779名）である。

調査の実施にあたっては、代理人付原告・代理人付被告・本人訴訟原告・本人訴訟被告・原告代理人・被告代理人それぞれに異なる6種類の調査票を準備した。回収した調査票数は、訴訟当事者については533、代理人弁護士については324である。調査対象総数の中の住所不明者や死亡者、長期不在者などの調査不能対象者を除いた実質的な対象者数に占める回答者の比率は、当事者については30.2%、代理人弁護士については18.8%となっている。

2. データセットについて

本稿の主たる対象とするのは、訴訟当事者からの回答数 533 のうち、代理人付被告からの回答 137 である。これは代理人付被告の調査対象総数 606 の 22.6% であるが、住所不明者や死亡者などを除いた実質的調査対象者に占める割合は 31.6% となっている。

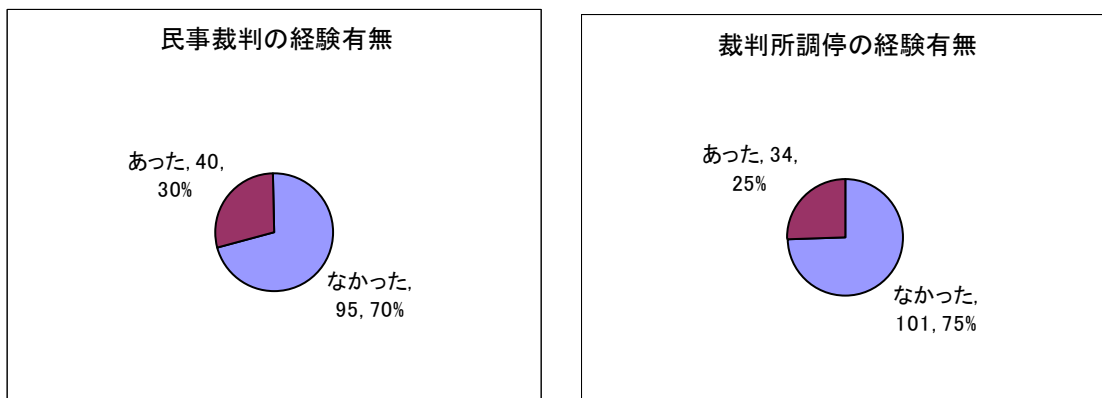
3. 代理人付被告の調査票について

代理人付被告の調査票は、原則として代理人付原告用の調査票と同じである。但し、原告と被告との立場上の違いのために同一の質問文を用いることができない場合には、その限りで文章を変更している（例えば、問 11 では代理人付原告用の調査票では「裁判を起こす前に」としているが、代理人付被告用では「原告に訴えを提起されて裁判になる前に」という文言を用いている）。また、原告用と被告用で同趣旨の質問を行うことができない場合、若干異なる趣旨の質問が行われている場合がある（問 15）。

4. 調査結果の概観

(1) 裁判所の利用経験

問 1 は、回答者が今回対象とした事件より前に、裁判所に関わった経験を有しているかどうかを尋ねたものである。代理人付被告の場合、民事裁判に関与した経験者は有効回答の 30% である。この代理人付被告の経験率を他のグループと比較してみると、代理人付被

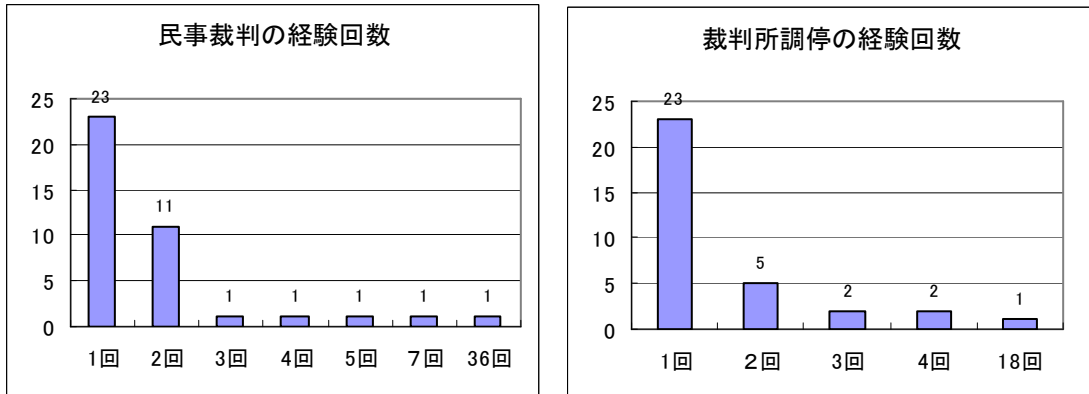


告の民事裁判経験率は、代理人原告の場合（20%）よりも有意に高い（ $n=375$, $p<0.05$ ）のに対して、本人訴訟原告の場合（44.4%）および本訴訟被告の場合（34.2%）よりも低くなっている（それぞれ $n=277$, $p<0.01$ 、および $n=355$, $p<0.01$ ）。

民事調停の経験については、代理人付被告の経験率は有効回答の 25% であり、これは代理人付原告の場合（20%）との間に有意差がみられないが、本人訴訟原告の場合（53%）との間には有意に差がある（ $n=272$, $p<0.01$ ）。なお、本人訴訟被告の民事調停経験率は 27%

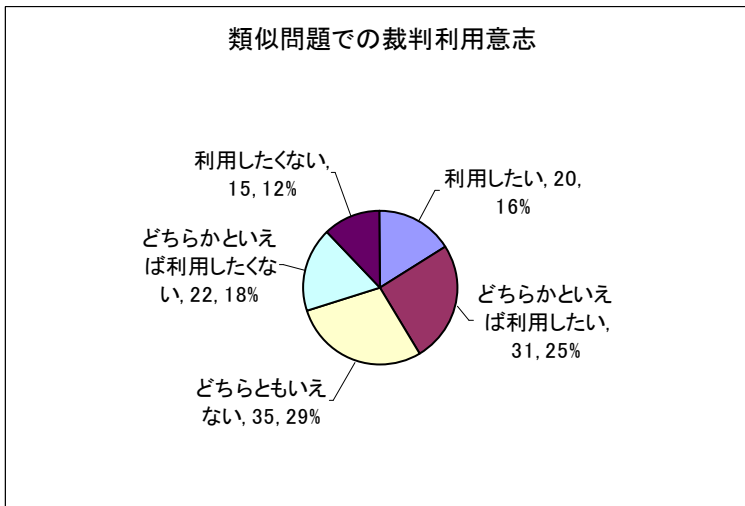
であり、代理人付被告との間に有意差はみられない。

民事訴訟および民事調停の経験者についてその経験回数をみると、代理人付被告の場合、その半数以上は1回のみであるが、民事訴訟については回答者の40%、民事調停については回答者の30%が、2回以上の利用経験を有していた。



(2) 裁判全体についての評価

問2において、裁判を経験した結果、将来の問題発生時にもまた裁判を利用したいかどうかを尋ねると、「利用したい」「どちらかといえば利用したい」と回答した者は合わせて42%であり、「利用したくない」「どちらかといえば利用したくない」との回答者30%を10



ポイント上回っている。但し、「どちらともいえない」との回答者が35%に上っていることに注意が必要である。

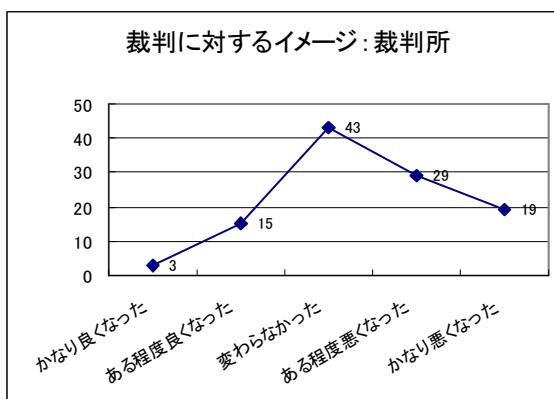
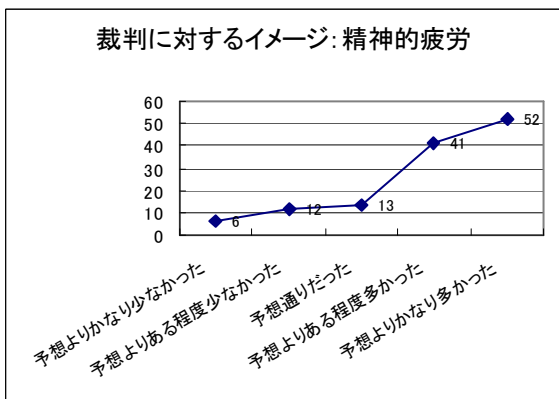
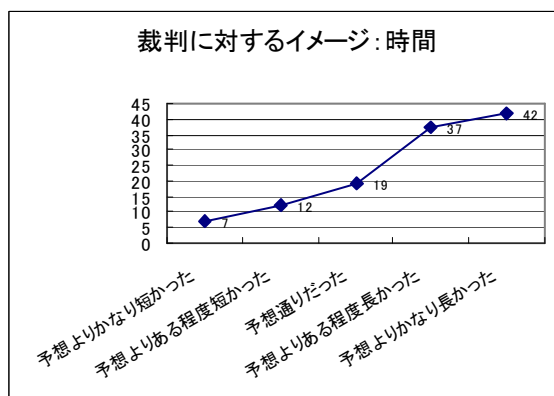
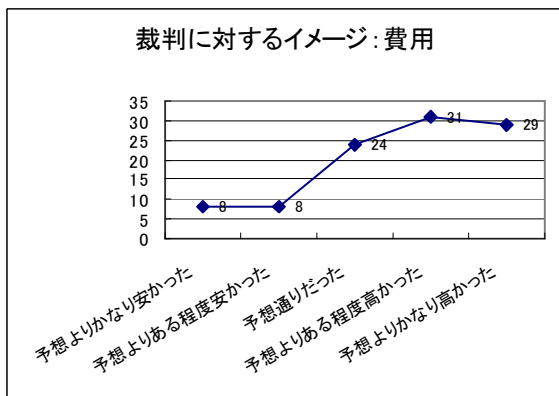
なお、裁判利用への意志は、代理人付原告と比較して、代理人付被告の場合には有意に低くなっている (n=340, p<0.05)。また、代理人付被告と本人訴訟原告

との間にはその評価に有意な差はみられないが、本人訴訟被告と比べると有意に高くなっている (n=313, p<0.01)。

問3では、今回の裁判を通じて裁判についてのイメージが変わったかどうか尋ねている。尋ねた項目は、裁判にかかる費用、時間、ストレス、および裁判所に対する全般的イメージである。

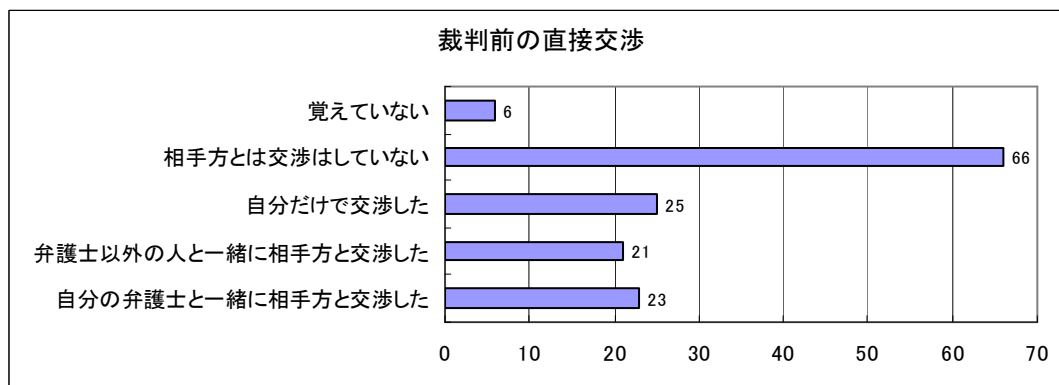
裁判を経験した代理人付被告の場合、予想よりストレスが生じたこと、および時間がか

かったことについての不満が強かったようである。それに続いて、費用がかかるとの印象が強まったようであるが、他方で裁判所に対するイメージそのものはそれほど悪化しなかったようである。



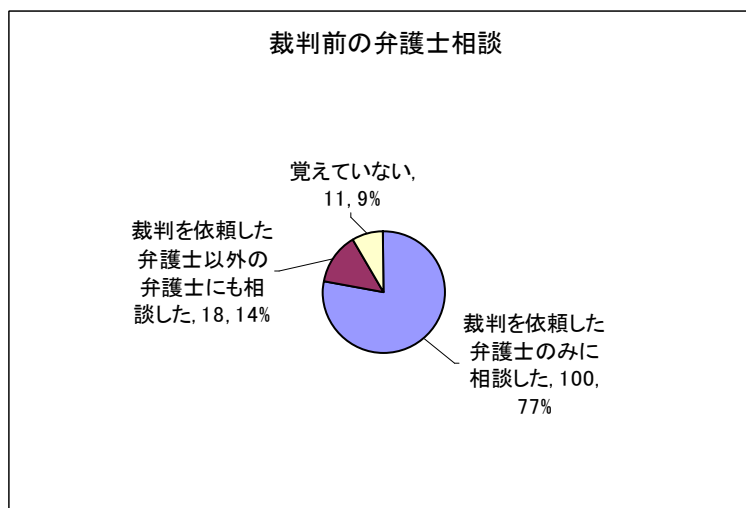
(3) 裁判前の当事者の行動

問4では、当事者が裁判前に、相手方と直接に交渉をしたかどうかを尋ねた。弁護士付被告については、弁護士と一緒に相手方と交渉したという回答者の比率は回答者数の16%に留まり、相手方とは交渉していないとする回答者が47%に上っている。但し、弁護士付原告の場合にも、裁判前に弁護士と一緒に相手方と交渉したとする回答者の比率は13%に

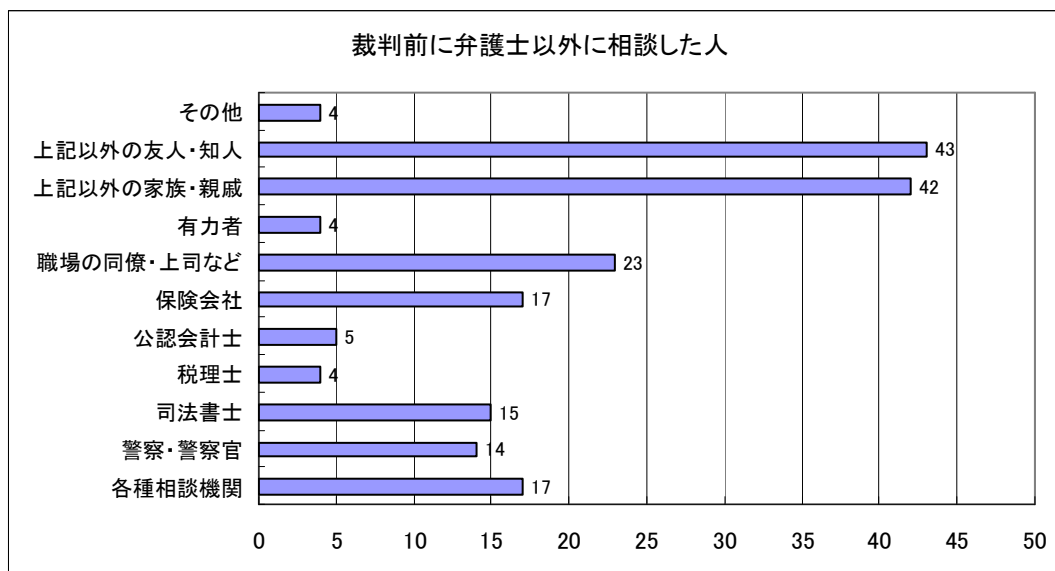


過ぎず、相手方と直接に交渉していない代理人付原告の比率は 50%に上ることからして、弁護士を付けた事件の場合、原告であるか被告であるかに拘わらず、約半数は自分自身では直接に事前交渉をしていないことが分かる。

裁判となる前に弁護士に相談したかどうかを尋ねた問 5 に対する回答結果をみると、代理人付被告については、その 77%が裁判を依頼した弁護士に相談し、更に 18%については裁判を依頼した弁護士以外にも相談していた。なお、代理人付原告と代理人付被告とを比較すると、代理人付原告の方が有意に「裁判を依頼した弁護士以外の弁護士」にも相談していた (n=340, p<0.05)。



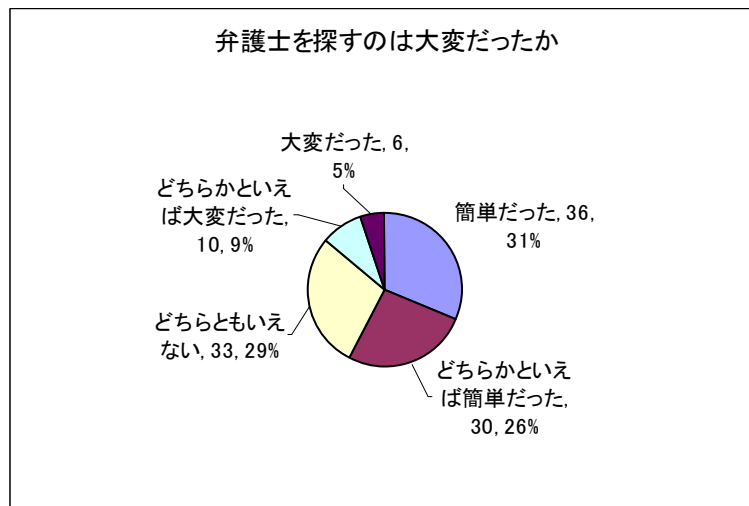
問 6 では、裁判となる前に弁護士以外に相談した人がいるかどうかを尋ねた。その結果、36%の回答者が友人・知人、35%が家族・親戚に相談していた。これに、職場の同僚・上



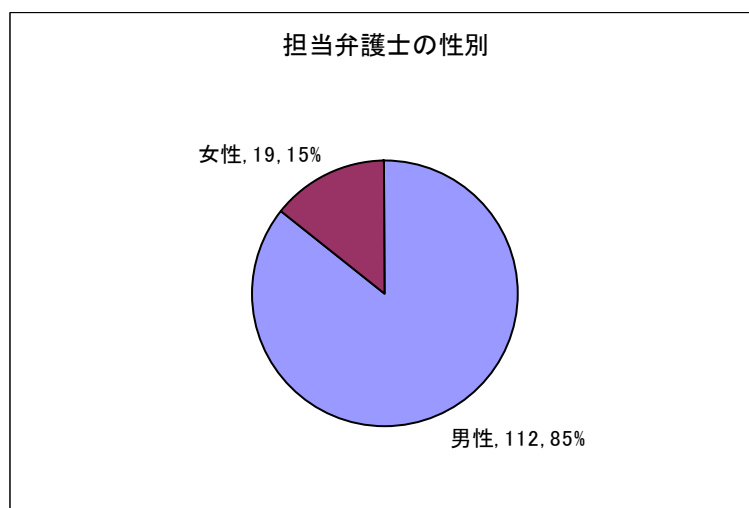
司など (19%) が続いており、身近な人に相談していることが確認できる。各種の相談機関を利用したのは 14%の回答者であり、保険会社への相談も同率となっている。各種相談機関の利用率は、代理人付原告の場合が 25%、本人訴訟原告の場合には 35%に上っているのに対し、本人訴訟被告の場合には 14%と低くなっている。各種相談機関は、訴訟の被告よりも原告によって利用される傾向があるようである。

(4) 弁護士へのアクセス

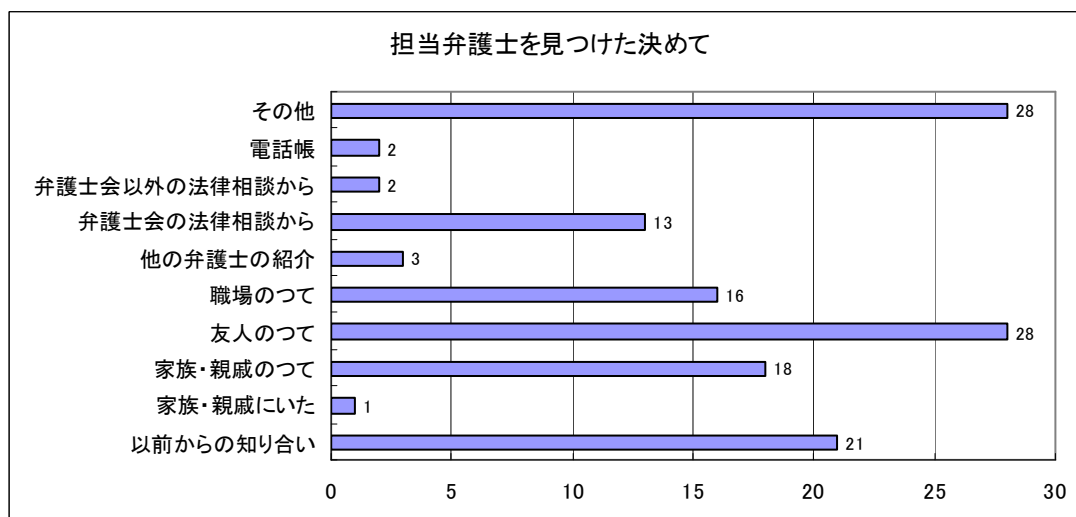
代理人を依頼した被告にとって、弁護士を探すのは大変だったかどうかを尋ねた問7への回答結果をみると、「簡単だった」と「どちらかといえば簡単だった」の合計が57%に上り、「大変だった」と「どちらかといえば大変だった」の合計は14%に留まっていることからして、弁護士を探すことにそれほど困難が感じられていないことが分かる。なお、弁護士を依頼した原告についても同様の結果となっており、原告・被告の間に有意な差はみられない。



被告が依頼した弁護士の性別（問8）は、男性が86%、女性が14%である。原告の場合よりも被告の場合に女性弁護士が依頼される率が有意に高くなっている（ $n=369$, $p<0.01$ ）。

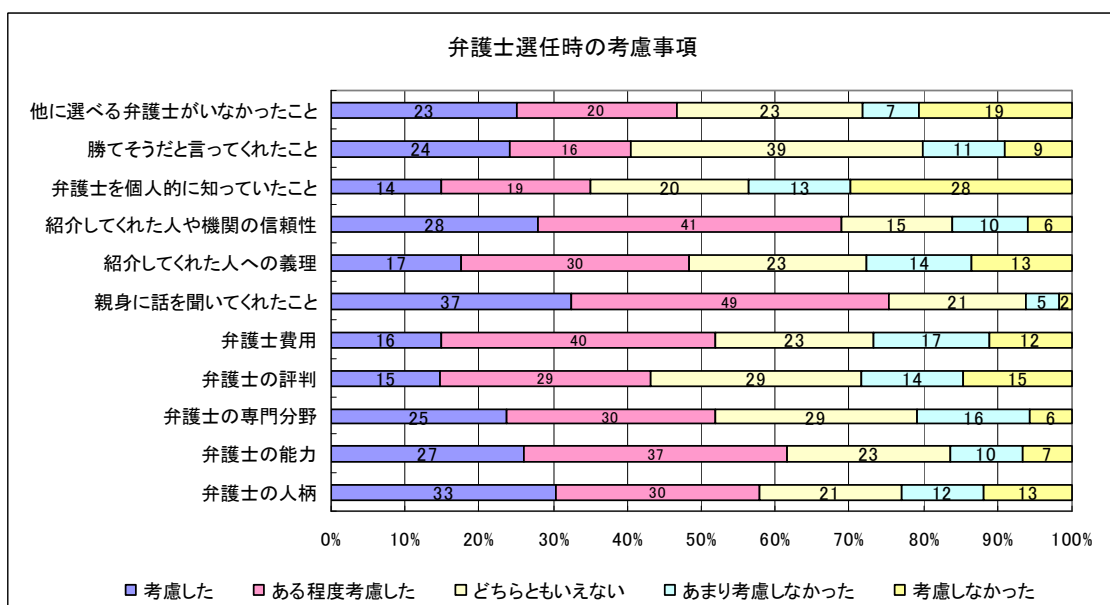


問9では、裁判を依頼した弁護士を選ぶ決め手となったものを尋ねているが、その結果、「友人のつて」や「以前からの知り合い」、更に



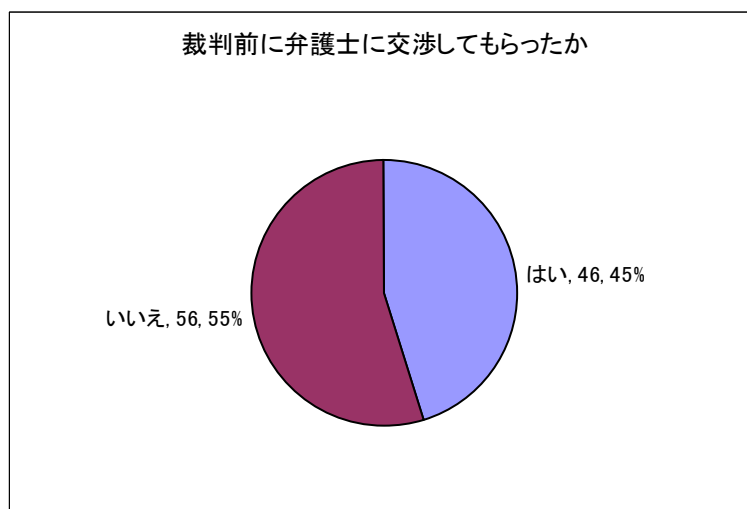
は「家族・親戚のつて」や「職場のつて」というように、人を頼って弁護士を依頼していることが確認できる。弁護士会の法律相談を通じて弁護士を依頼しているのは10%に過ぎず、弁護士会以外の法律相談を含めても、11%に過ぎない。電話帳やインターネットは、弁護士を選ぶ際の「決めて」とはなっていないようである。なお、原告の場合と被告の場合で、弁護士を選ぶ決め手に有意差はないようである。

弁護士を選ぶ際にどのような事柄を考慮したのかを尋ねた問10の結果を見ると、「相談したときに親身に話を聞いてくれた」ことが最も考慮されていることが分かる（「考慮した」



と「ある程度考慮した」を合わせると76%に上る)。次いで「紹介してくれた人や機関が信頼できたこと」(同69%)、「弁護士の能力」(同62%)、「弁護士の人柄」(58%)、「弁護士の専門分野」(同52%)、「弁護士費用」(同52%)が重視されている。「弁護士を個人的に知っていたこと」が考慮されていないのは、回答者の多くには個人的に知り合いの弁護士がいなかったためと考えられる。当然のことであるが、弁護士の選択の決め手として「以前の知り合い」を選んだ回答者の75%は、「弁護士を個人的に知っていたこと」を「考慮した」または「ある程度考慮した」と答えている。

裁判を依頼した弁護士に、訴えを提起されてから裁判になる前に相手方と交渉してもらったかどうかを尋ねると(問11)、



「わからない」と回答した者(23%)を除いた有効回答者のうちの45%が、交渉してもらったと答えた。この点についても、原告および被告の間で有意差はみられない。

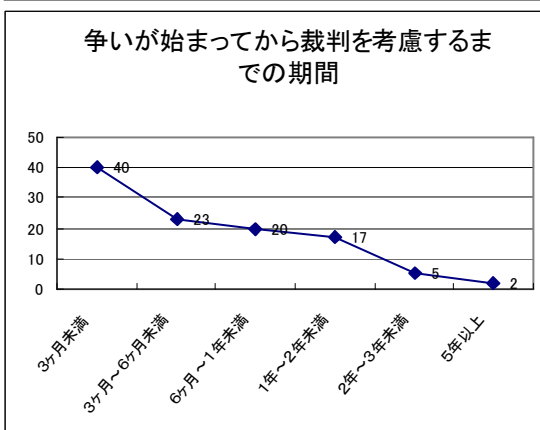
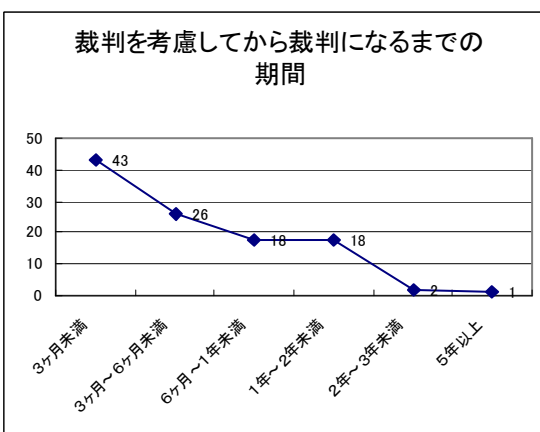
(5) 裁判への期待

問12では、回答者が裁判になるかもしれないと考えるようになってから実際に裁判になるまでにどのくらいの期間がたったか(問12(1))、また争いが始まってから裁判になるかもしれないと考えるまでどのくらいの期間がたったか(問12(2))を尋ねた。回答結果を見ると、どちらの期間についても3ヶ月未満が最も多く、40%ないしそれに近い回答者が3ヶ月未満を選択している。

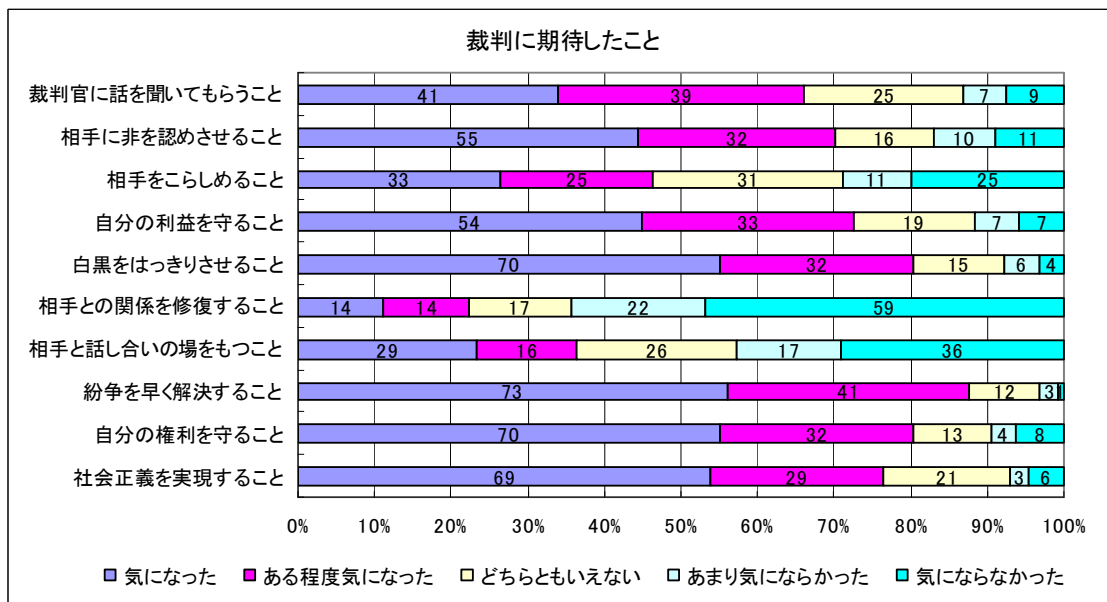
また、1年未満と答えたものは累積で80%前後になる。なお、争いが始まってから裁判になるまでの期間が6ヶ月未満である回答者(代理人付被告)は26%である。また、同期間が2年未満となる回答者は少なくとも7割を超える。ところで、この2つの質問の間の相関係数は0.53であり、1パーセント水準で有意である。

問13では、当事者は何を裁判に期待していたかを尋ねている。代理人付被告人の回答では、「紛争を早く解決すること」への期待が最も強く、「期待した」と「ある程度期待した」を合わせると88%に上る。次いで、「白黒をはっきりさせること」(同80%)、「自分の権利を守ること」(同80%)、「社会正義を実現すること」(同77%)、「自分の利益を守ること」(73%)と続いている。他方で、「相手との関係を修復すること」(同22%)、「相手と話し合いの場をもつこと」(同36%)への期待は弱く、この2項目について「期待しなかった」と「あまり期待しなかった」を合わせると、関係修復については64%、話し合いの場を持つことについては43%に上っている。

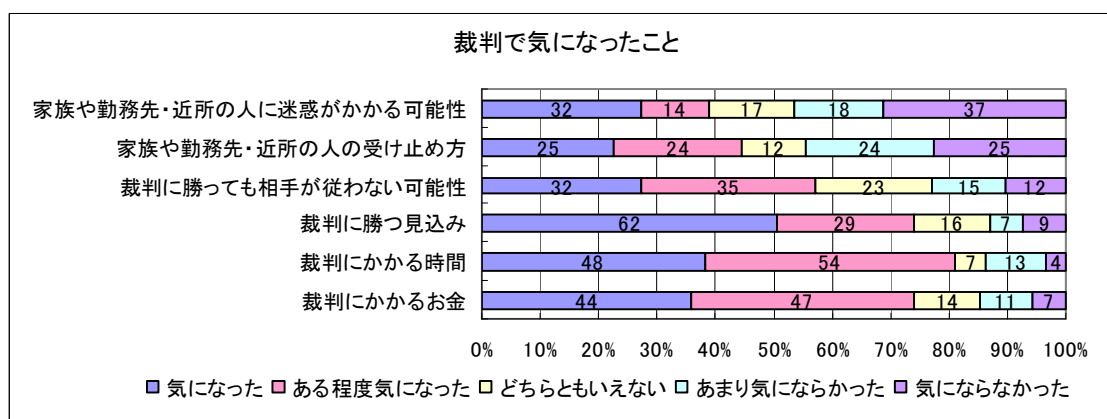
なお、代理人付原告の場合には、「白黒をはっきりさせること」(87%)、「自分の権利を守ること」(87%)、「紛争を早く解決すること」(85%)、「相手に非を認めさせること」(82%)、「社会正義を実現すること」(79%)、「自分の利益を守ること」(76%)への期待が高く、逆に「相手との関係を修復すること」(16%)、「相手と話し合いの場をもつこと」(34%)への期待は低い。全般的には、代理人付原告と代理人付被告との裁判への期待は重なり合っているようであるが、「相手に非を認めさせる」という期待については1パーセント水準有



意で代理人付原告の方の期待が高く、「白黒をはっきりさせること」「自分の権利を守ること」については5パーセント水準有意で同じく代理人付原告の方の期待が高くなっている。代理人付被告よりも代理人付原告の方に、自分の権利を守りながら白黒をはっきりさせ、相手方に非を認めさせることへの期待が認められるようである。

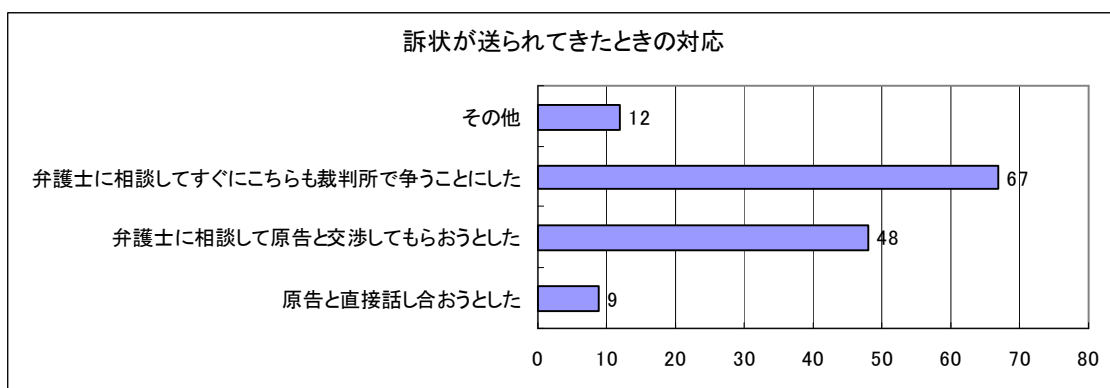


問 14 は、裁判を行うに際して回答者はどのようなことが気になったかについて尋ねたものである。代理人付被告にとって気になった項目は、「裁判にかかる時間」（「気になった」と「ある程度気になった」を合わせて 81%）、「裁判にかかるお金」（同 74%）、「裁判に勝つ見込み」（同 74%）である。逆に、「家族や勤務先・近所の人に迷惑がかかる可能性」（同 39%）、「家族や勤務先・近所の人の受け止め方」（同 45%）については、比較的気にならなかったと回答している。この質問については代理人付原告の回答も同様の傾向を示しており、代理人付原告と代理人付被告との間に有意な差が認められる項目はなかった。



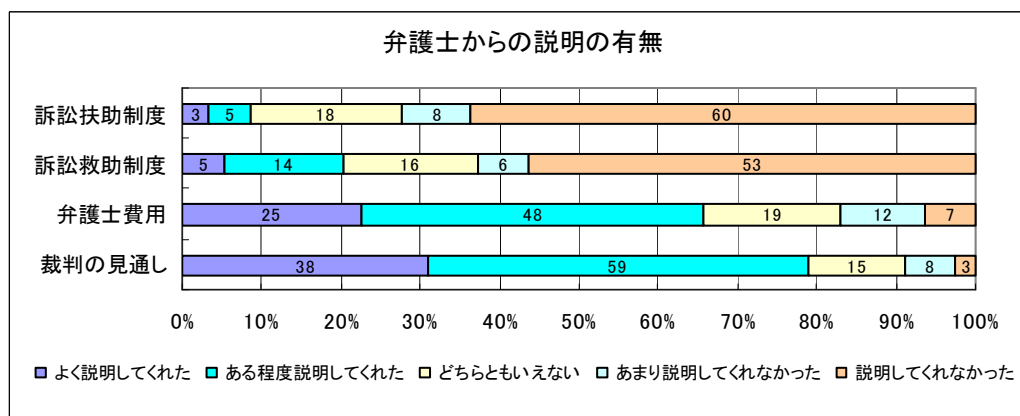
(6) 原告への対応

問 15 では、原告から訴状が送られてきた時の被告の対応について尋ねた。被告は原告と話し合おうとしたのか、それとも裁判で争うことをすぐに決断したのかについてみると、すぐに裁判で争うことにしたと答えた回答者は 52% であり、弁護士に原告と交渉してもらおうとした回答者 (38%) を 14 ポイント上回っている。原告が弁護士に相談するときに訴訟提起を決断している比率は 49%、弁護士と相談してから訴訟提起を決めた回答者の比率は 51% であるので、弁護士に相談するときの当事者は、原告・被告を問わず、その約半数が裁判での争いを覚悟しているようである。



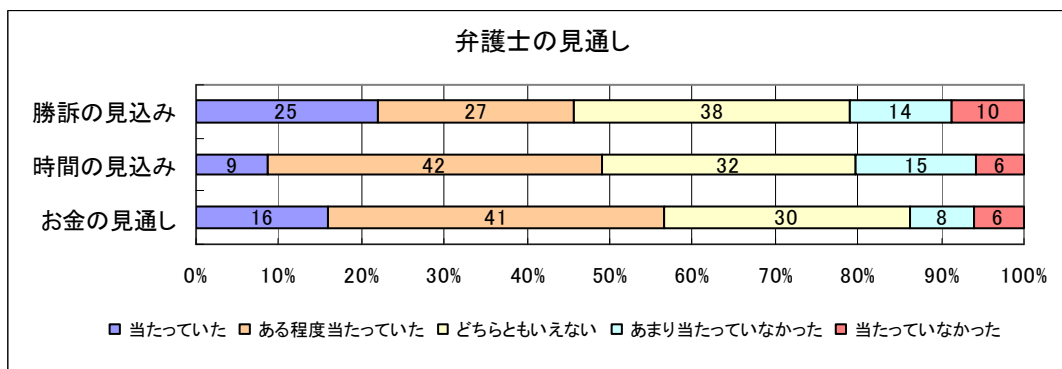
(7) 依頼者に対する弁護士の事前の説明

裁判を依頼した弁護士が、依頼者に対してどのような説明を行ったかについて、問 16 では質問している。被告側弁護士の場合、「裁判の見通し」については「よく説明してくれた」および「ある程度説明してくれた」と回答した者が 79%、「弁護士費用」については同様の説明を受けたと回答した者が 66% に達しているが、「訴訟救助制度」および「訴訟扶助制度」についてはその比率がそれぞれ 20%、9% となっている。弁護士を依頼した原告と被告とを比較すると、「裁判の見通し」および「弁護士費用」についての説明には有意差が認められないが、「訴訟救助制度」および「法律扶助制度」についての説明については、いずれも被告よりも原告の方が、有意な差をもって (前者は 5 パーセントで有意、後者は



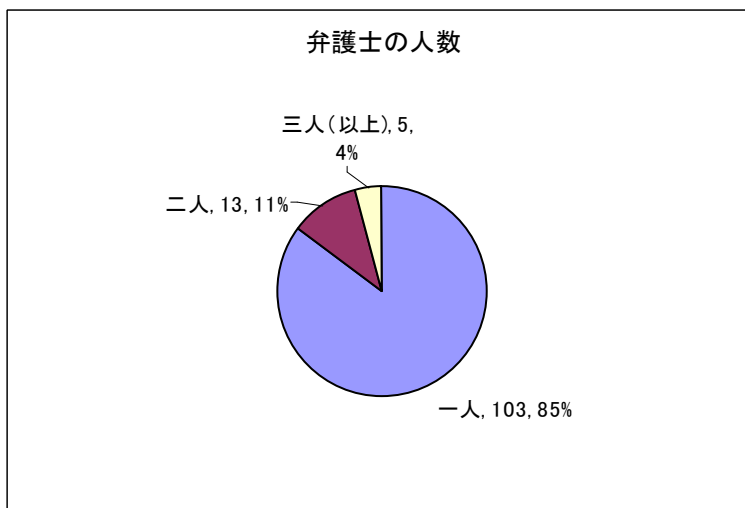
1パーセントで有意) 弁護士より説明を受けたと回答していた。

裁判結果を振り返って、弁護士の説明した費用の見込み、時間の見込み、勝訴の見込みがどの程度あたっていたかについて尋ねた(問17)結果、代理人付被告については、いずれについてもほぼ半数の回答者が「当たっていた」または「ある程度当たっていた」と回答している。この質問については、代理人を依頼した原告と被告との間で有意な差はみられなかった。

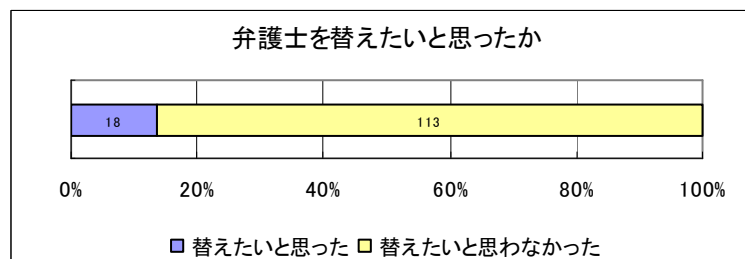


(8) 実働弁護士数および弁護士の交替

裁判を通じて実際に働いた弁護士の数を尋ねると(問18)、被告の場合には、回答者の85%が1人と答えている。これに対して、原告の場合、弁護士一人は69%に止まり、二人が22%、三人以上が9%となっており、両者の間には有意差が認められる(n=344, p<0.01)。



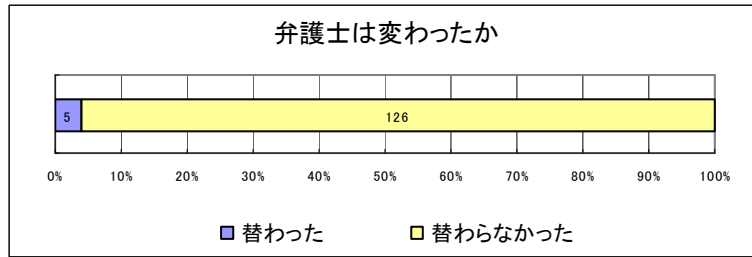
問19において、裁判途中で弁護士を替えたいと思ったかどうかについて尋ねると、替えたいと思った依頼者は14%に止まっている。この質問については、原告側当事者と被告側当事者との間で有意な差はみられない。



他方で、実際に弁護士が替わったかどうかを尋ねると、弁護士が変わっ

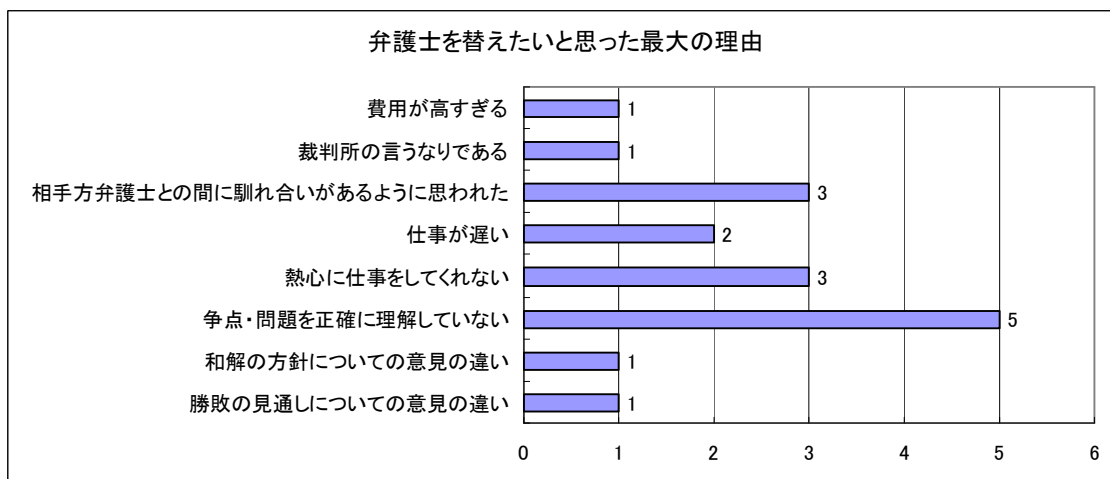
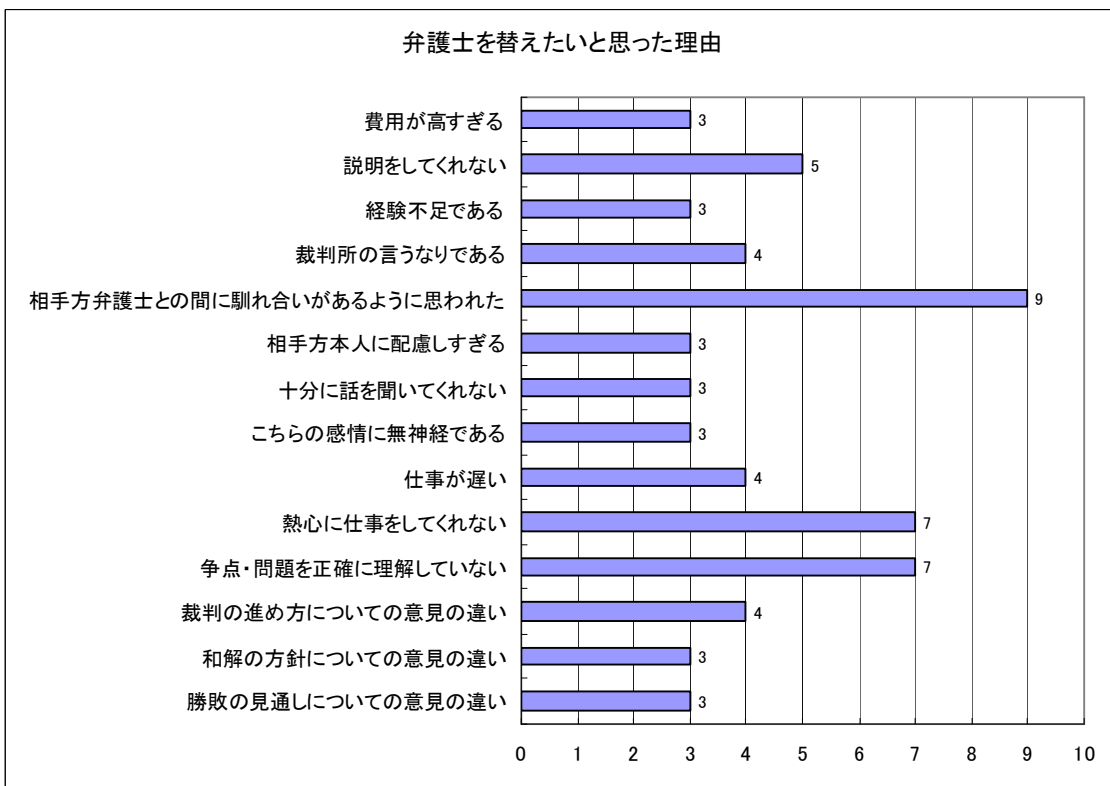
た被告側当事者は4%に過ぎなかった。

但し、弁護士が実際に交替したかどうかとうことは、被告側当事者が弁護士を替えたいと思ったかどうかと有意な関連性はない。なお、原告側当事者については、



弁護士を替えたいという回答と、実際に弁護士が替わったという回答との間には、緩やかな関連性が認められるが、有意であるとまでは言えない (p=0.08)。

弁護士を替えたいと思った理由については (問 20)、「相手方弁護士との間に馴れ合いが

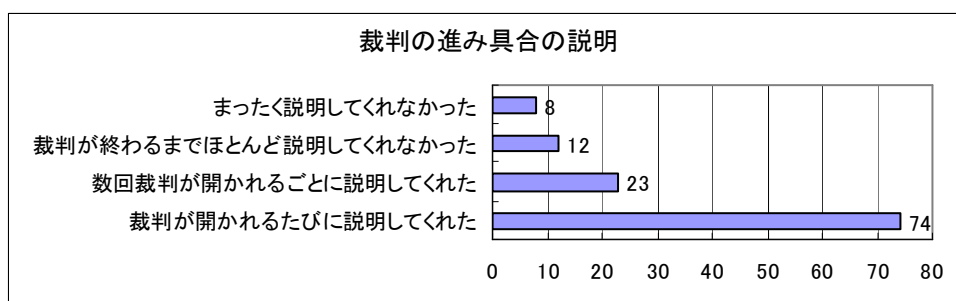


あるように思われた」という理由が最も多く、次いで「争点・問題を正確に理解していない」および「熱心に仕事をしてくれない」、更に「説明をしてくれない」という理由が選ばれている。但し、最も重要な理由として選ばれているのは、「争点・問題を正確に理解していない」という理由であり、最終的には「馴れ合い」というような依頼者の漠然とした不信感よりも「争点の理解不足」という実際的理由の方が、弁護士交替を求める理由としては一層重要でありそうである。

(9) 委任した弁護士に対する評価

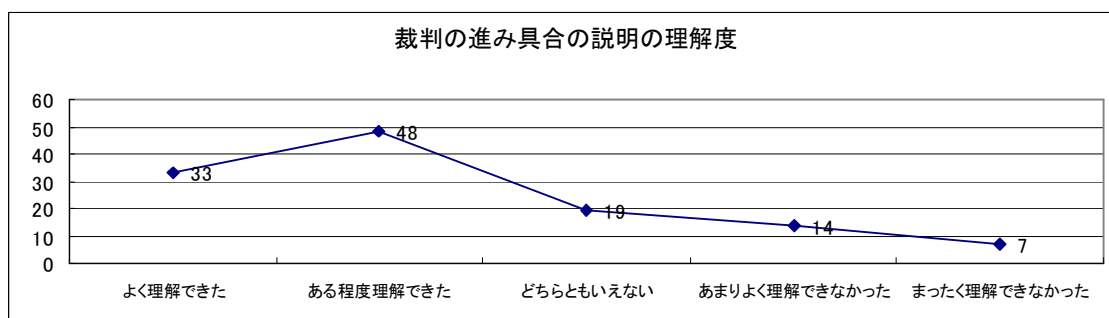
回答者が委任した弁護士がどの程度依頼者に対して裁判の進み具合について説明していたかについての質問をみると（問 21）、裁判が開かれるたびに説明を受けたとする回答者が 63%

に上り、数回裁判が開かれるごとに説明を受けた者を



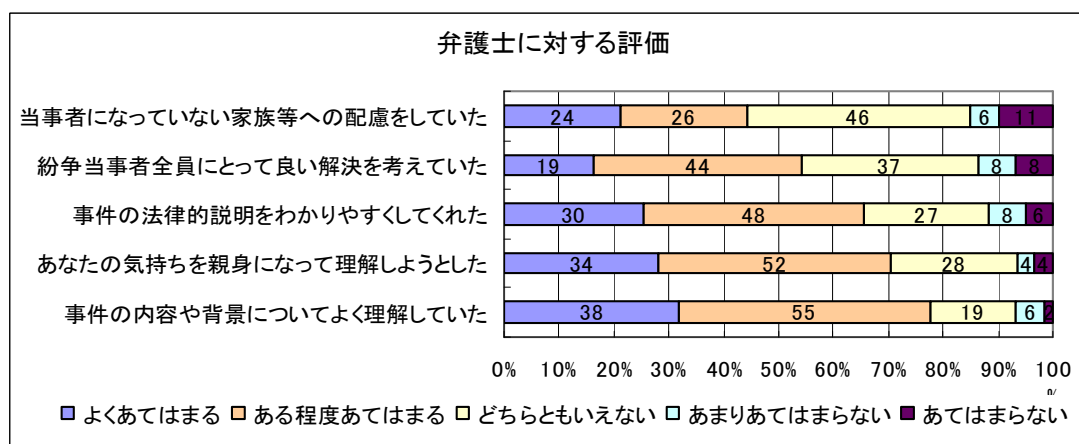
加えると 83%に達する。「ほとんど説明してくれなかった」「全く説明してくれなかった」と答えた者が 20%に上っていることには問題がありそうであるが、全般的には、当事者は弁護士よりかなりの頻度で説明を受けていると感じているようである。

また、弁護士の説明が理解できたかどうかについても、67%の回答者が「よく理解できた」または「ある程度理解できた」と回答しており、「余りよく理解できなかった」「理解できなかった」を合わせた 17%よりも 50 ポイント上回っている。なお、原告側当事者と被告側当事者とで弁護士の説明についての評価を比較すると、裁判の進み具合の説明についてはやや弱い関連性がみられる ($p=0.06$) が、その説明の理解度については有意差がみられない。

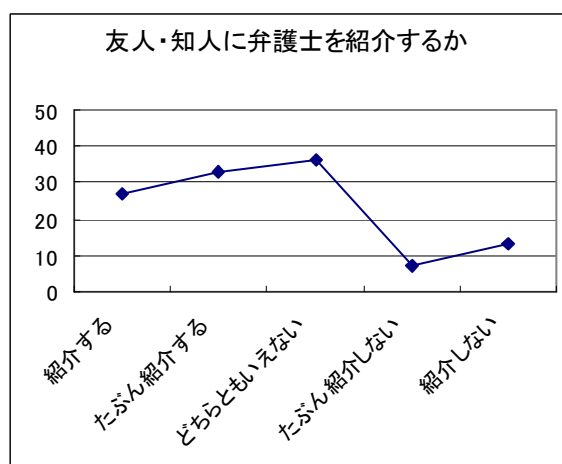
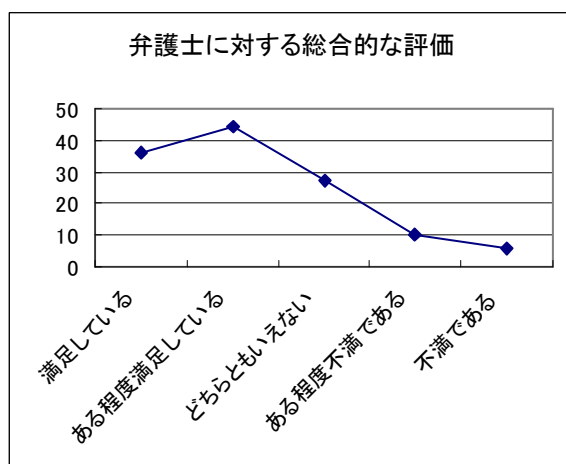


依頼した弁護士に対する全般的な評価をみると（問 22）、「事件の内容や背景についてよく理解していた」という項目についての評価が最も高く、「よくあてはまる」「ある程度あ

てはまる」を合わせて 78%に上っている。「あなたの気持ちを親身になって理解しようとした」(同 71%)、「事件の法的説明をわかりやすくしてくれた」(同 66%) の項目についての評価も良い。「相手方を含め、当事者全員にとって良い解決を考えていた」(同 54%) についても半数以上の回答者が肯定的に答えていることは注目される。なお、弁護士を依頼した原告と被告との間で、弁護士評価に関する上記 5 項目についての有意な差は見いだされない。



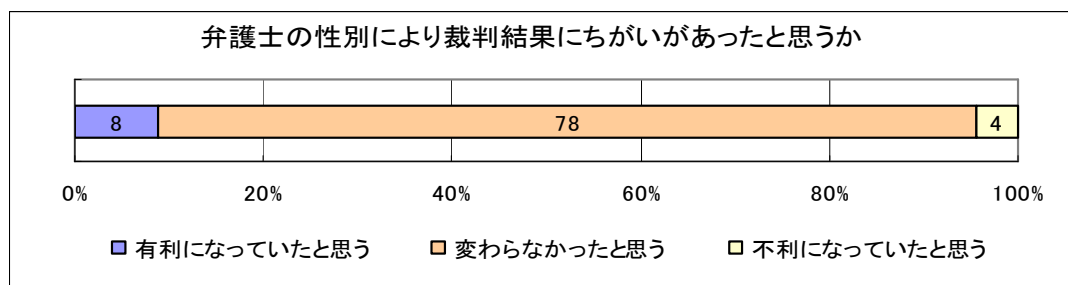
弁護士に対する総合的な満足度をみると (問 23)、「満足している」「ある程度満足している」を合わせて 65%になり、「不満である」「ある程度不満である」を合わせた 13%を 52 ポイント上回っている。この満足度についても、弁護士を依頼した原告と被告との間で有意な差はみられない。



次に、友人や親戚にその弁護士を紹介するかという質問に対しては、「紹介する」「多分紹介する」という回答を合わせると 52%になり、「紹介しない」「多分紹介しない」を合わせた 17%を 35 ポイント上回っている。弁護士への満足度と比べてその差が小さくなっているが、弁護士に対する強い肯定的な評価がみられることに変わりはない。なお、上記 2 つの質問間の相関をみると、被告当事者についての相関係数は 0.84、原告当事者についての相関係数は 0.83 であり、いずれの場合も強い相関を見せている ($p < 0.01$)。

なお、裁判が判決で終わった場合、結果が実質的に勝訴であったと考える当事者ほど弁護士に満足する傾向があり、相関係数は 0.44 となっている ($p < 0.01$)。裁判が和解に終わった場合については、該当ケースが少ないため確認できない。

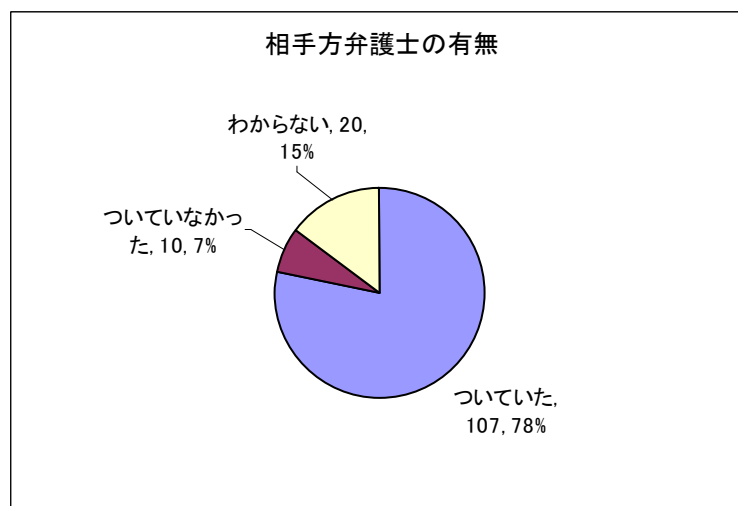
次に、弁護士の性別が実際とは逆であったとすれば裁判の結果に違いがあったと思うかどうかという質問に対しては、代理人付被告の 87% の回答者が「変わらなかったと思う」と答えている。この質問については、代理人付原告と代理人付被告との間で有意な差はみられなかった。

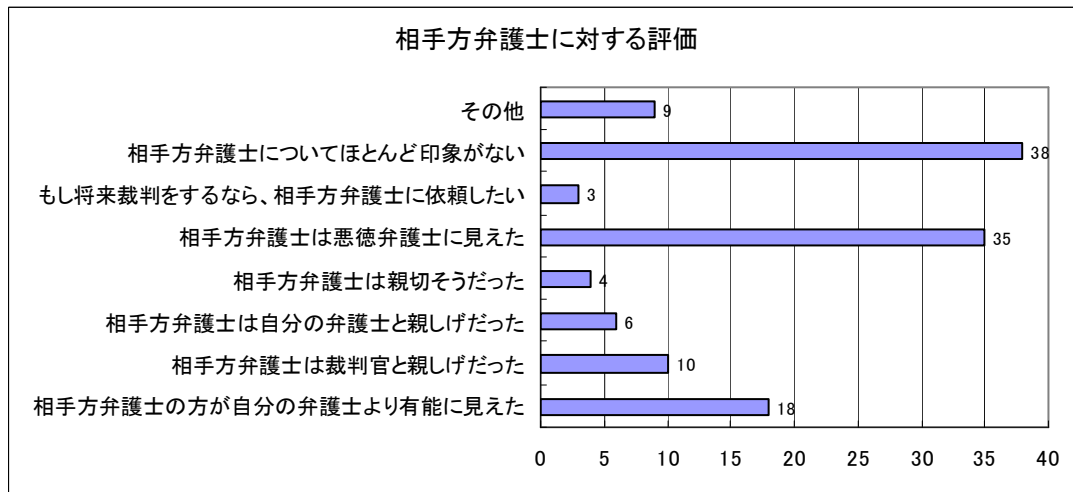


(10) 相手方弁護士についての評価

訴訟の相手方に弁護士が付いていたかどうかを尋ねると (問 24)、「ついていた」と答えた回答者 (代理人付被告) は 78% に上り、「ついていなかった」が 7%、「わからない」が 15% であった。

相手方弁護士についての代理人付被告の評価をみると、「相手方弁護士についてほとんど印象がない」が最も多く、回答者の 37% が選択している。次いで、「相手方弁護士は悪徳弁護士に見えた」が選択されており、34% に上っている。代理人付原告の場合にも同様の結果となっており、原告と被告の場合で有意な差は見いだされない (但し、「その他」の選択肢を除く)。

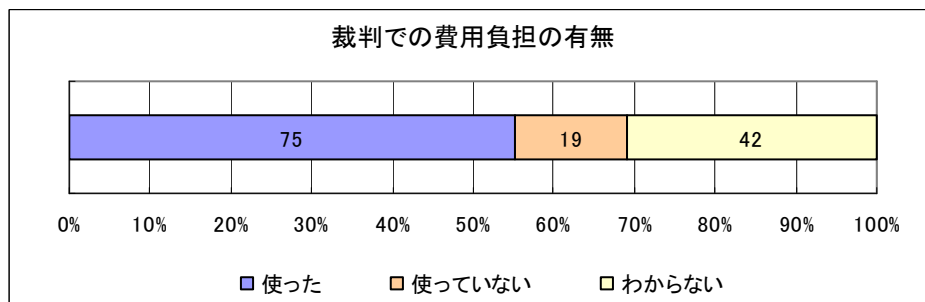




(11) 裁判のコスト

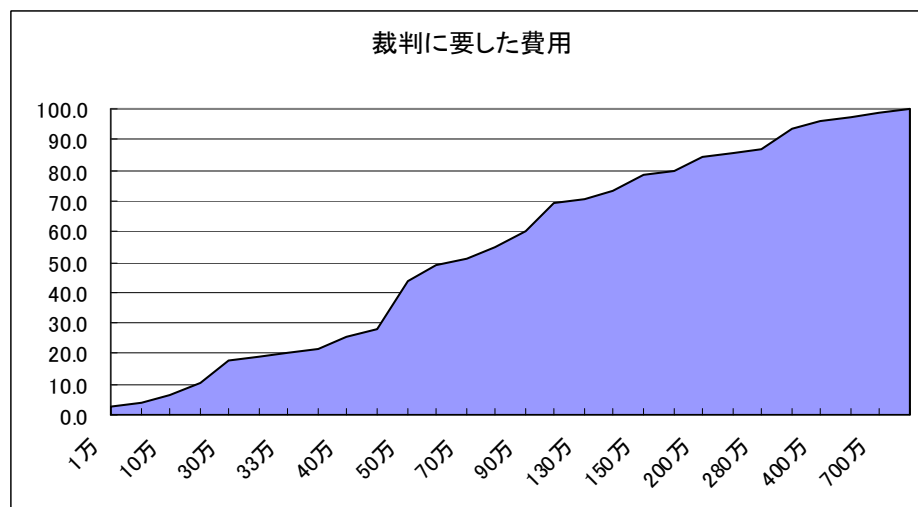
裁判にかかった費用についての質問（問 25）に対する代理人付被告の回答をみると、「いくら使ったか分からない」との回答者 31%、「使っていない」14%を除くと、50 万円未満が 28%、

100 万円未満が 60%、200 万円未満が 80% となっている。費用の

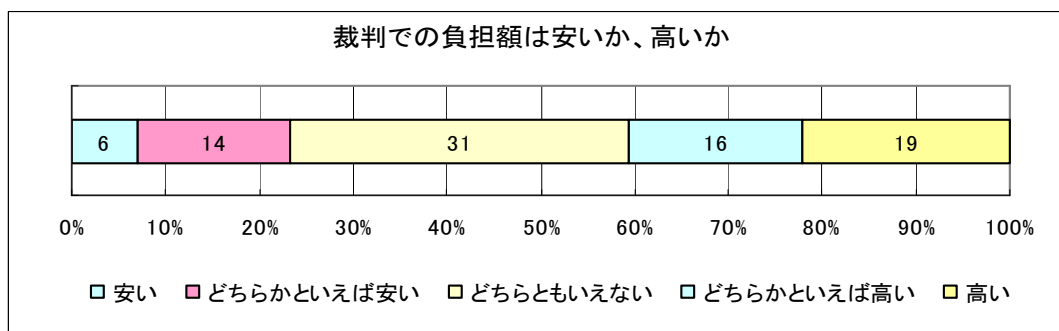


平均値は 651 万円であるが、中央値は 70 万円である。代理人付原告の場合の平均値は 456 万円であり、中央値が 80 万円であるので、代理人付被告の場合には高額な訴訟費用を費や

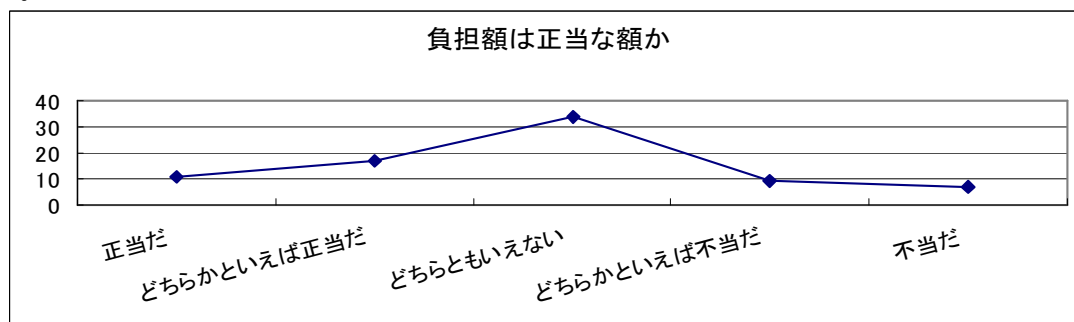
している者が相対的に多いように見えるものの、統計的には両者の間に有意な差はみられない。



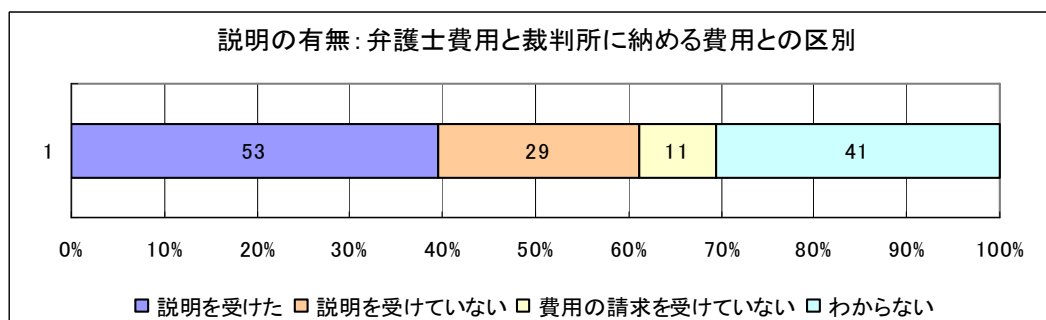
このような裁判上の支出を高いと思うかどうかについて尋ねると、「高い」または「どちらかといえば高い」との回答者が 41%に上っているものの、「どちらともいえない」との回答者が 36%いるため、「安い」「どちらかといえば安い」との回答者 23%との差は 18 ポイントとなっている。このような評価についてもまた、代理人付原告と代理人付被告との間に有意な差は見いだされない。



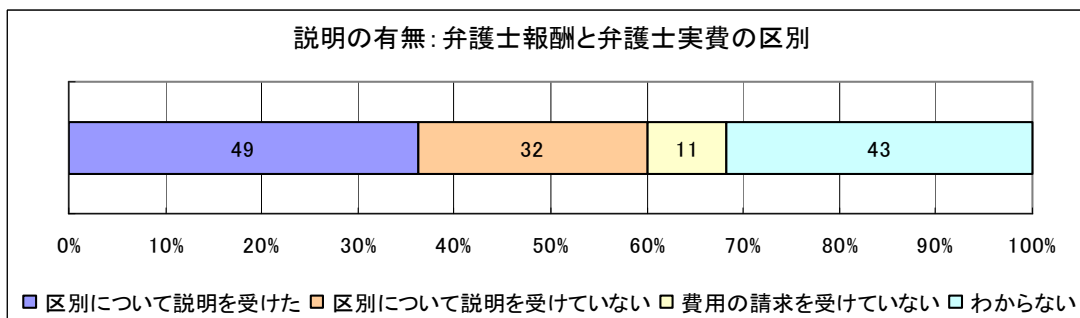
更に、そのような費用が正当な額であったかどうかを尋ねたところ、「正当だ」または「どちらかといえば正当だ」と回答した者が 36%であり、「不当だ」または「どちらかといえば不当だ」と回答した者 21%との差は 15 ポイントとなっている。この点についても、代理人付原告と代理人付被告との間に有意な差はみられない。なお、費用が高いかどうかと正当かどうかについての評価の相関を見ると、代理人付被告の場合の相関係数は 0.69 ($p < 0.01$) であり、高い相関関係がみられている。代理人付原告についてもほぼ同じである。



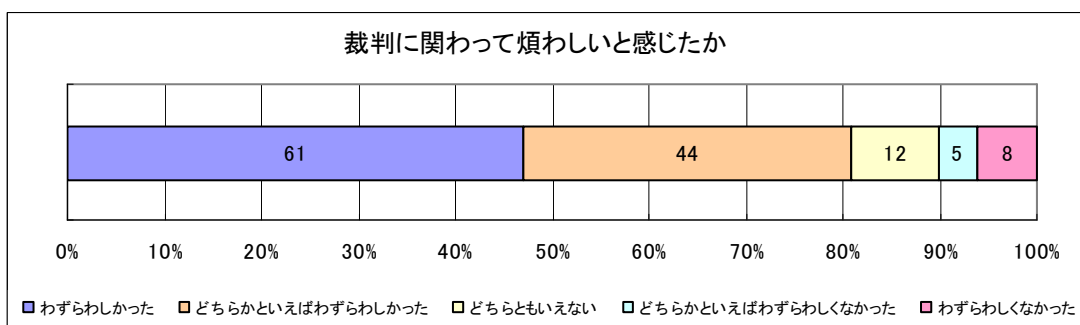
裁判にかかった費用について弁護士から内訳の説明を受けたかどうかについての質問(問 26) について見ると、「弁護士費用」と「裁判所に納める費用」との区別については、被告側当事者の 39%が「説明を受けた」と回答しているが、「説明を受けていない」およ



び「わからない」を合わせると 51%に上っていることが分かる。弁護士報酬と弁護士実費との区別についても、36%が「説明を受けた」と答えている一方で、55%は「説明を受けていない」または「わからない」と答えている。弁護士を依頼した原告の場合には、弁護士費用と裁判所に納める費用との区別について 58%が「説明を受けた」と答え、また弁護士報酬と弁護士実費との区別についても 53%が同様に答えている。原告と被告との回答の差は、いずれも 1 パーセント水準で有意である。

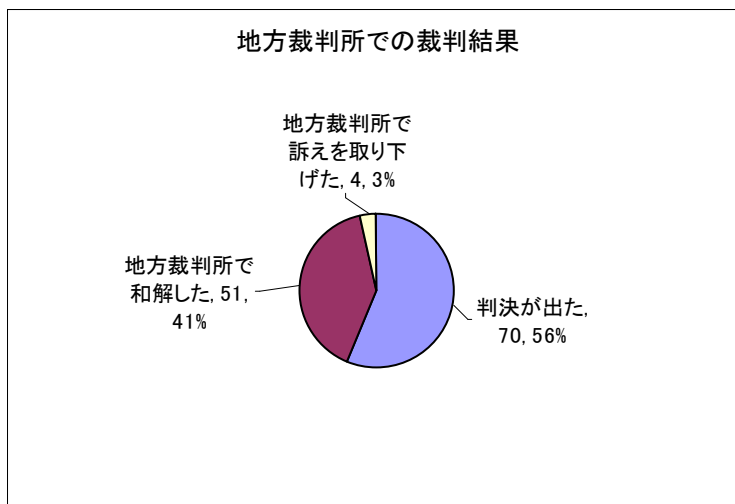


問 27 では、裁判に関わることの煩わしさについて尋ねた。回答結果をみると、「煩わしかった」と「どちらかといえば煩わしかった」を合わせて 77%に上っている。他方で、代理人付原告の場合には「煩わしかった」と「どちらかといえば煩わしかった」を合わせて 57%に止まっており、この差は 1 パーセント水準で有意である。



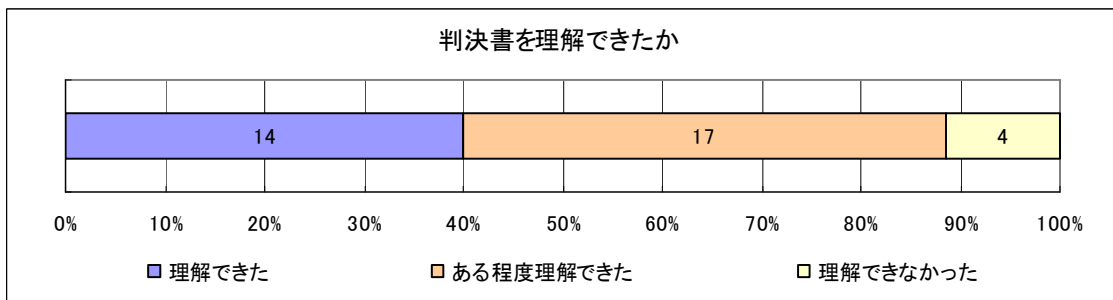
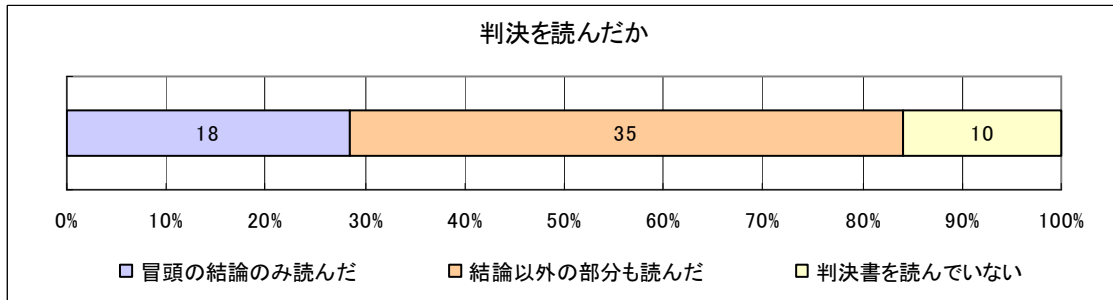
(12) 裁判の結果

地裁での裁判結果を尋ねると（問 28）、判決が出たと回答した者が 56%、裁判所で和解したと回答した者が 41%、訴えを取り下げた者が 3%であった。代理人付原告の場合、判決が出た者が 49%、和解した者が

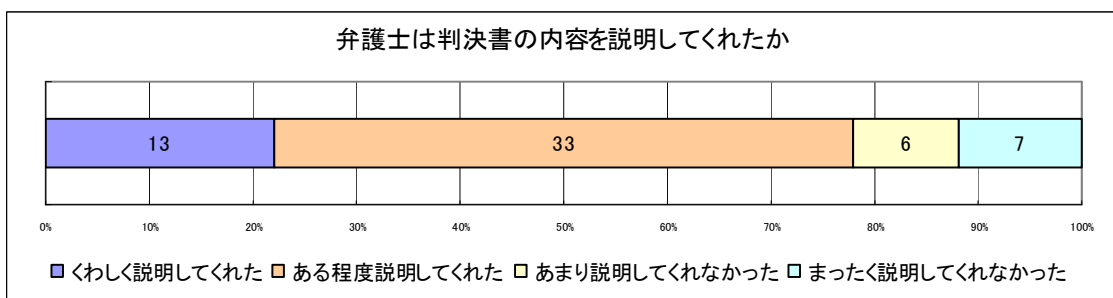


43%、取り下げた者が6%であり、代理人付の原告・被告の間に有意な差はみられない。

判決が出たと回答した者に対して判決書を読んだかどうかを尋ねると、「結論以外の部分も読んだ」者が56%で、主文のみ読んだと回答した者は29%であった。また、結論以外の部分も読んだと回答した者に対して、判決書が理解できたかどうかを尋ねると、その89%が「理解できた」または「ある程度理解できた」と答えている。この問いについては、代理人付原告と代理人付被告との間に有意な差はみられなかった。

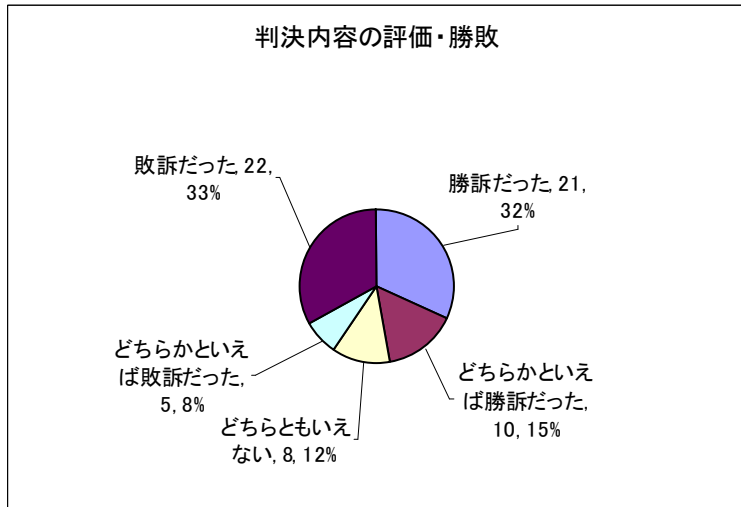


判決内容について弁護士は説明してくれたかどうかを尋ねた問いに対しては、「詳しく説明してくれた」「ある程度説明してくれた」を合わせると78%に上っている。なお、この質問についても、代理人付原告と代理人付被告との間に有意差はみられない。

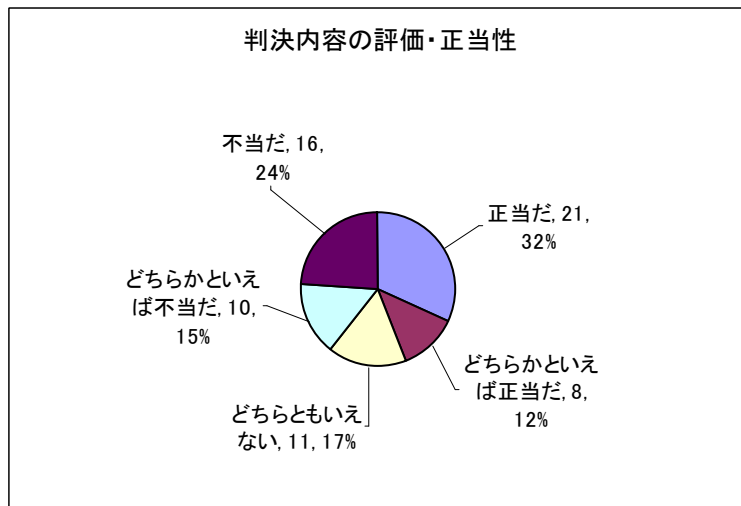


判決が回答者にとって実質的に勝訴であったか、それとも敗訴であったかを尋ねると、「勝訴であった」または「どちらかといえば勝訴だった」と回答した者が47%、「敗訴だった」または「どちらかといえば敗訴だった」と回答した者が41%であった。他方、代理人付原告の場合には、「勝訴だった」「どちらかといえば勝訴だった」が合わせて57%、「敗訴だった」「どちらかといえば敗訴だった」が合わせて35%となっている。代理人付原告と比べて代理人付被告側にやや敗訴感がつよいようであるが、統計的には有意ではない。

続いて、その判決をどのように評価するかについて尋ねると、「正当だ」「どちらかといえば正当だ」と答えた者が44%、「不当だ」「どちらかといえば不当だ」と答えた者が39%であった。代理人付原告の場合、「正当だ」「どちらかといえば正当だ」と答えた者が51%、「不当だ」「どちらかといえば不当だ」と答えた者が38%であり、原告の場合と被告の場合とで回答に有意差はみられない。

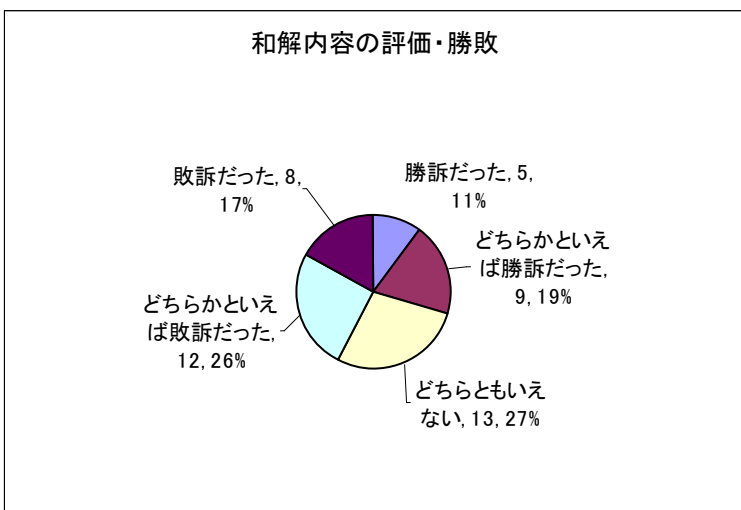


なお、判決が勝訴か敗訴かという評価と、判決の正当性についての評価とは強く相関しており、原告・被告を合わせた場合、相関係数は0.80で、1パーセント水準で有意である。なお、代理人付原告および代理人付被告それぞれについても、原告の場合の相関係数は0.78、被告の場合の相関係数は0.83となっている。



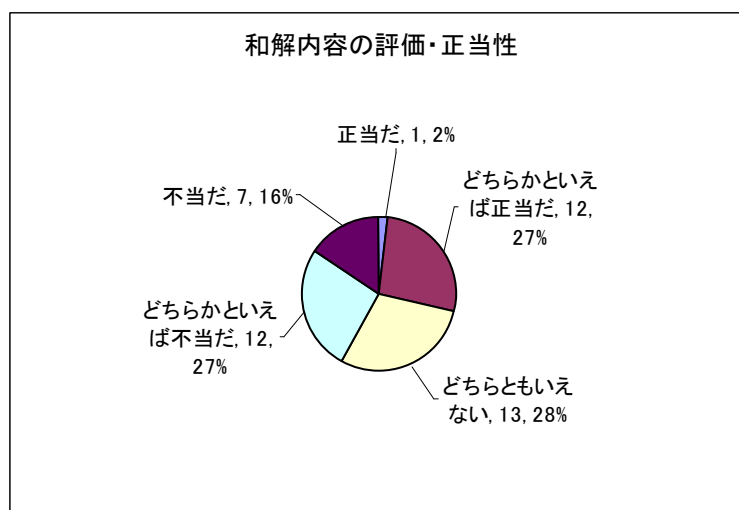
(13) 裁判所での和解

問30では、和解した当事者に対して、和解が実質的に勝訴であったかどうかを尋ねている。代理人付被告の結果では、「勝訴だった」「どちらかといえば勝訴だった」を合わせると30%であるが、「敗訴だった」「どちらかといえば敗訴だった」を合わせると37%である。



た」を合わせると 43%に上っており、勝訴との評価を上回っている。代理人付原告の場合をみると、「勝訴だった」「どちらかといえば勝訴だった」を合わせると 63%に上り、「敗訴だった」「どちらかといえば敗訴だった」を合わせた 17%を 46 ポイントも上回っている。和解で終わった場合、原告には勝訴感が強く、逆に被告には敗訴感が強いようである。なお、この評価の差は統計的に有意である (n=133, p<0.01)。

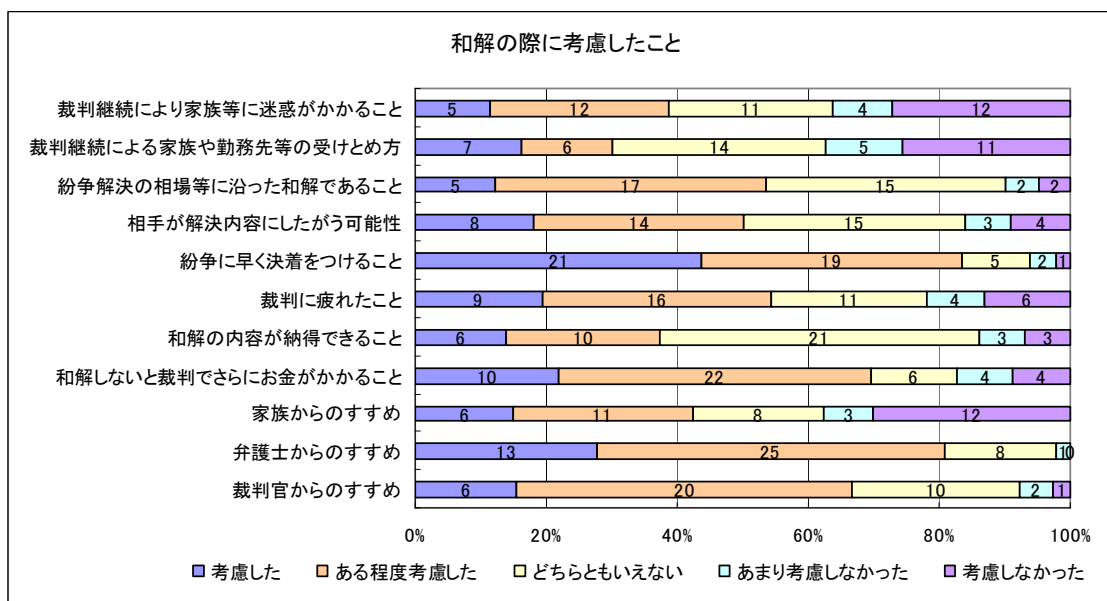
続いて、和解の内容をどのように評価しているか尋ねると、「正当だ」「どちらかといえば正当だ」を合わせて 29%であり、これに対して「不当だ」「どちらかといえば不当だ」を合わせると 42%に上っている。他方で、代理人付原告の場合、「正当だ」「どちらかといえば正



当だ」を合わせると 56%に上り、「不当だ」「どちらかといえば不当だ」を合わせた 25%を 31 ポイントも上っている。原告に正当性の評価が高いのに対して、被告側には不当であるとの評価が強くみられるようである。なお、この原告・被告の間の差も統計的に有意である (n=131, p<0.01)。また、和解の勝敗の評価と和解内容の正当性評価との相関を見ると、代理人付原告および代理人付被告を合わせた場合の相関係数が 0.83 であり、代理人付原告のみでは 0.81、代理人付被告については 0.84 となっている (いずれも 1 パーセント水準で有意)。

和解の際に考慮したことについて尋ねた問 31 の結果を見ると、代理人付被告が重視した項目は、「紛争に早く決着を付けること」(「考慮した」と「ある程度考慮した」を合わせて 83%)、「弁護士からのすすめ」(同 81%)、「和解しないと裁判でさらにお金がかかること」(同 70%)、「裁判官からのすすめ」(同 67%) である。逆に、余り重視しなかった項目は、「家族からのすすめ」(「考慮しなかった」と「余り考慮しなかった」を合わせて 38%)、「裁判継続による家族や勤務先等の受けとめ方」(同 37%)、「和解の内容が納得できること」(同 37%)、「裁判継続により家族等に迷惑がかかること」(同 36%) となっている。和解の理由として紛争の早期終結が重視され、家族や勤務先等への気遣いは弱い傾向が現れている。他方で、代理人付原告の場合、重視した項目は、「弁護士からのすすめ」(「考慮した」と「ある程度考慮した」を合わせて 83%)、「紛争に早く決着を付けること」(同 83%)、「弁護士からのすすめ」(同 81%)、「紛争に早く決着を付けること」(同 77%)、「紛争解決の相場・おとしどころに沿った和解であること」(同 72%)、「裁判からのすすめ」(同 71%) となっている。余り重視されなかった項目は、「裁判継続により家族等に迷惑がかかること」(「考

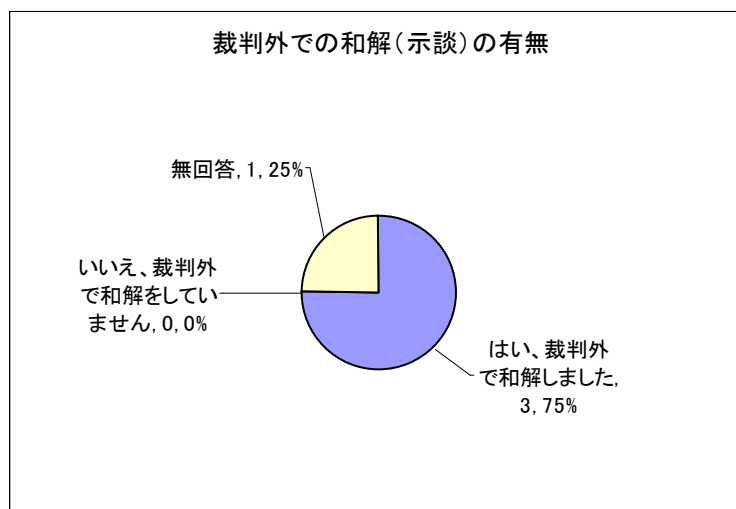
慮しなかった」と「余り考慮しなかった」を合わせて54%)、「裁判継続による家族や勤務先等の受けとめ方」(同50%)、「家族からのすすめ」(同39%)、「和解しないと裁判ですらにお金がかかること」(同35%)、「裁判に疲れたこと」(同34%)となっている。代理人付原告と代理人付被告との間の差異については、統計的に有意である項目はみられない。但し、「家族からのすすめ」「和解の内容が納得できること」「紛争に早く決着を付けること」「紛争解決の相場に沿った和解であること」の4項目については、10パーセント水準で有意傾向がみられる。



(14) 訴えの取下げ

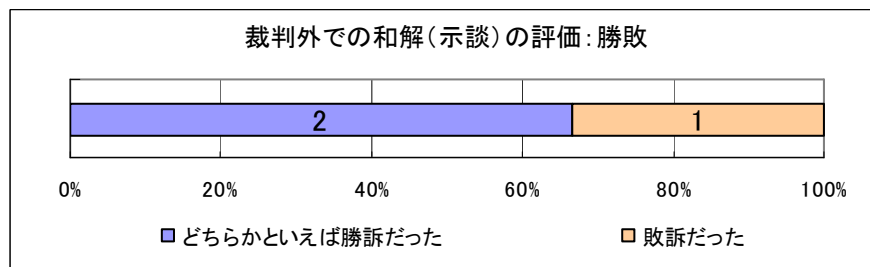
訴えを取り下げた場合に裁判外で和解をしたかどうかを尋ねると(問32)、該当者のうち和解をしたと回答した者は4名のうちの3名である。訴えを取り下げた場合に裁判外での和解が実現していることが推測されるが、データ数が少ないために参考値に過ぎない。

この和解をした3名について、それが実質的に勝訴であったか敗訴であったかを尋ねると、3名のうちの2名がどちらかといえば勝訴であると答え、1名が敗訴であったと答えている。また、その裁判外での和解の正当性について尋ねると、同じく2名が正当であると答え、1名が不当であると

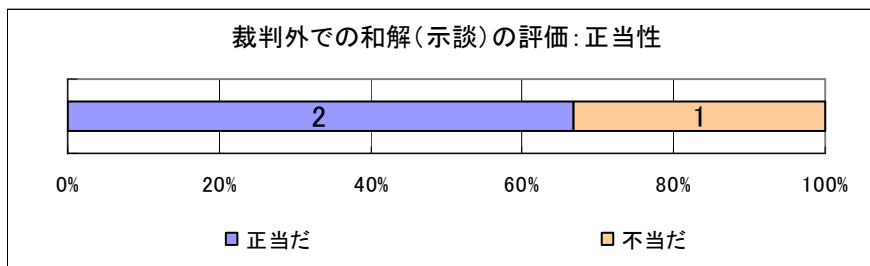


答えた。この3名についての勝敗についての評価と正当性の評価とは一致している。

なお、訴えを取り下げた場合に裁判外で和解をしたかどうか、その和解の勝敗



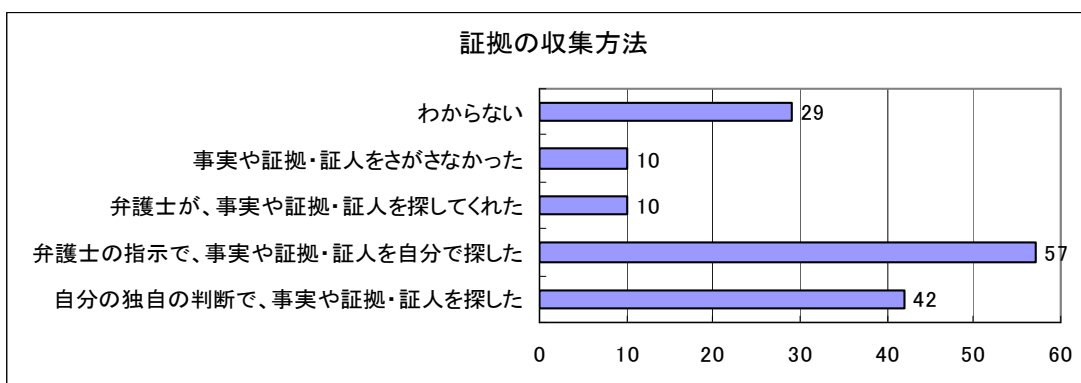
をどう評価しているか、またその正当性をどう評価しているかについては、代理



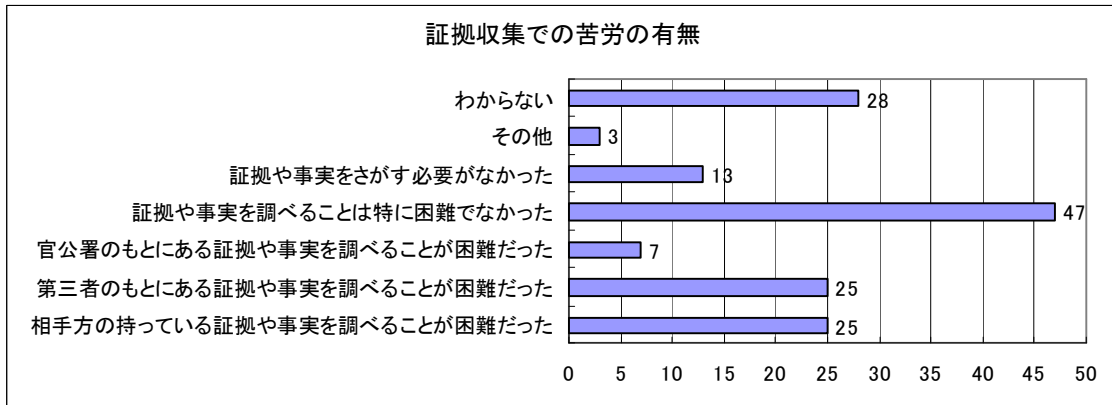
人付原告と代理人付被告との間に有意な差を見いだすことはできなかった。

(15) 裁判過程での当事者の行動

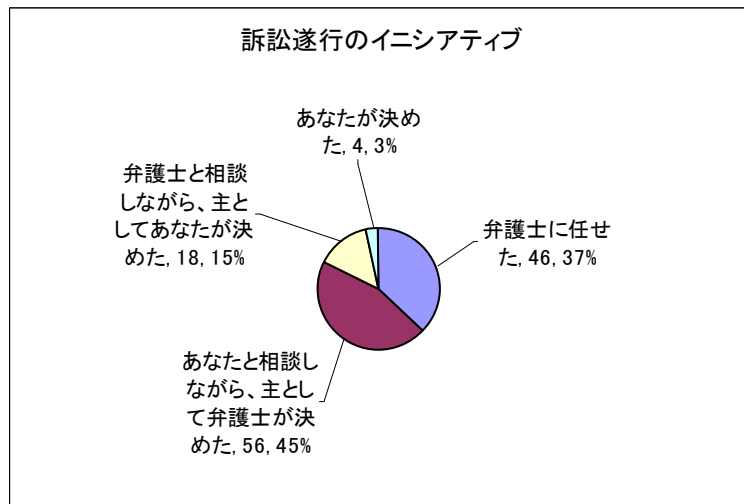
問 33 では、当事者がどのようにして証拠や証人をさがしたり事実を調査したりしたかを尋ねている。回答結果を見ると、代理人付被告の場合、43%の回答者が「弁護士の指示で事実や証拠・証人を自分でさがした」と回答し、32%の回答者が「自分の独自の判断で事実や証拠・証人を探した」と答えている。



続いて、そのような証拠の収集は困難であったかどうかについて尋ねると（問 34）、「証拠や事実を調べることは特に困難でなかった」と答えた者が 36%であり、「相手方の持っている証拠や事実を調べるのが困難だった」および「第三者のもとにある証拠や事実を調べるのが困難だった」と答えた者が 19%となっている。

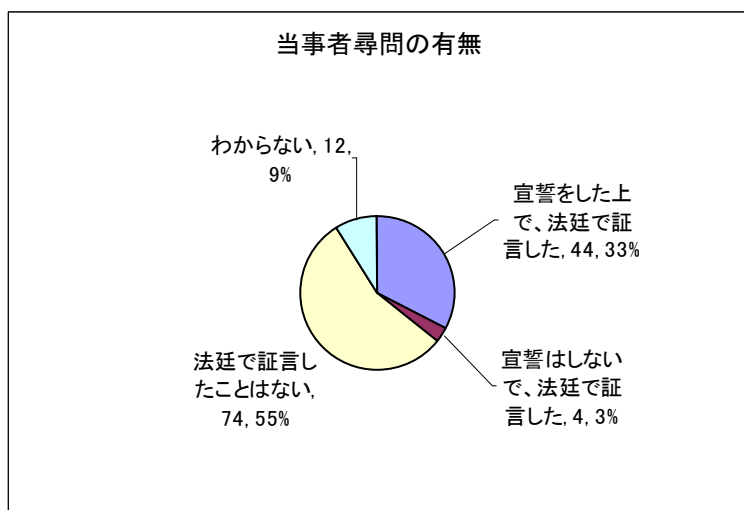


裁判過程において主導権をとったのは当事者か弁護士かを尋ねる問 35 への回答では、「弁護士に任せた」(37%)、「あなたと相談しながら、主として弁護士が決めた」(45%) となっており、「あなたが決めた」および「弁護士と相談しながら、主としてあなたが決めた」を合わせた回答 18%を大きく上回っている。裁判過程においては、当事者自身よりも、弁護士のイニシアティブが強く表れているようである。なお、この問いへの回答については、代理人付原告と代理人付被告との間に有意差はみられない。



(16) 法廷での証言

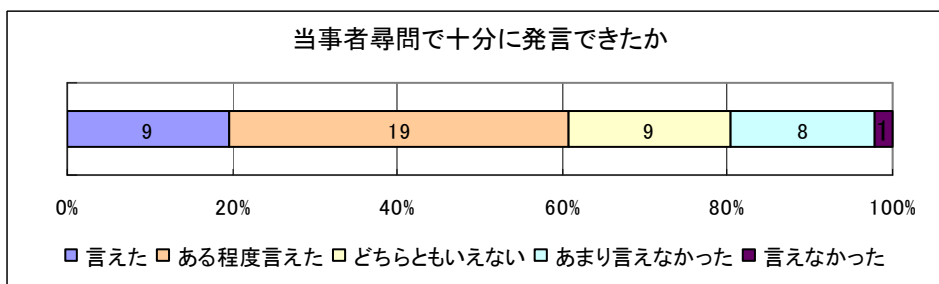
法廷で証言したかどうかについて尋ねたところ（問 36）、「先生をした上で法廷で証言した」および「宣誓はしないで法廷で証言した」者をあわせると 36%、他方で「法廷で証言したことはない」者は 55%となっている。この点についても、



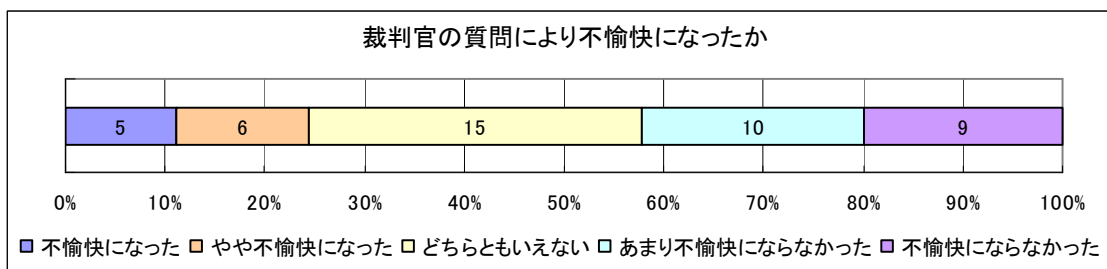
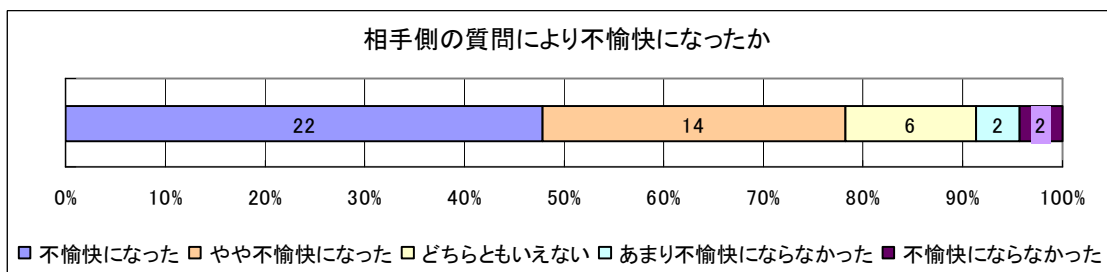
代理人付被告と代理人付原告との間に有意な差はみだされない。

次いで、法廷で証言した回答者に対して、「言いたいことが言えたか」「相手方の質問によって不愉快になったか」「裁判官の質問によって不愉快になったか」を尋ねると、法廷での発言については「言いたいことが言えた」「ある程度言えた」を合わせると 61%に上っているが、相手方の質問により不愉快になったかどうかについては、「不愉快になった」「やや不愉快になった」を合わせると 78%に達し、当事者尋問が回答者に不快感を与えたことが分かる。

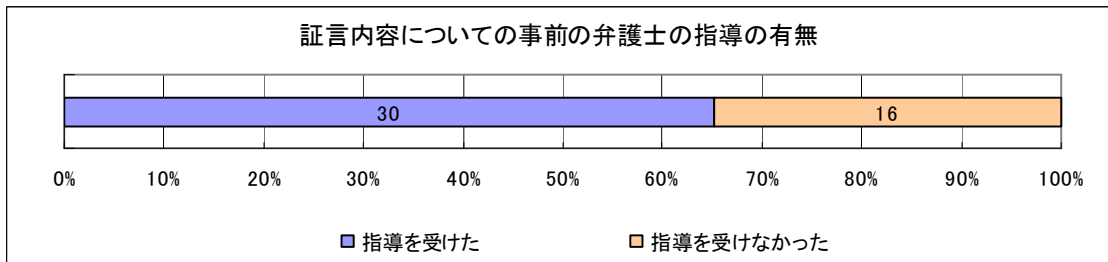
但し、裁判官の質問に対しては、「不愉快になった」



「やや不愉快になった」回答者は 24%に過ぎない。なお、この代理人付被告の回答を代理人付原告と比較してみると、法廷での発言および裁判官の質問については全く有意差が認められないものの、相手方の質問によって不愉快になったかどうかについては、代理人付被告の方が代理人付原告の場合よりも一層不快になっている可能性があるようである ($p < 0.10$)。



法廷で証言する前に弁護士の指導を受けたかどうかについては、「受けた」とする者が 65%に上っている。この点については、代理人付原告と代理人付被告との間で有意差は認められない。

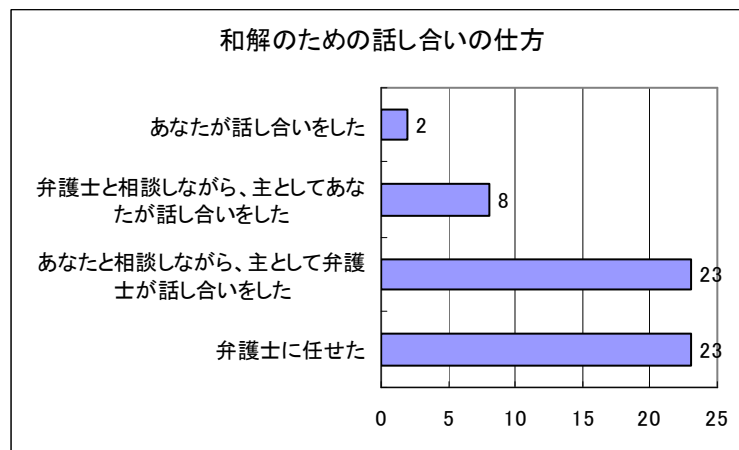
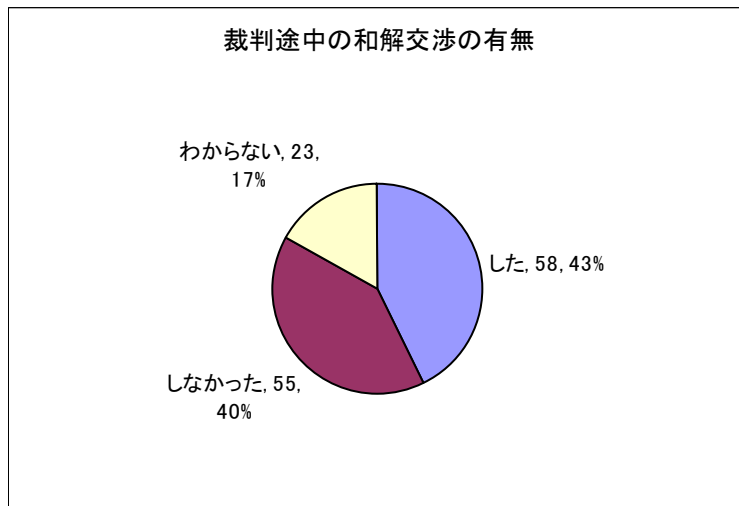


(17) 和解のための話し合い

問 37 は、裁判途中で和解のための話し合いがなされたかどうかを尋ねている。その結果、「した」と回答した者が 43%、「しなかった」と回答した者が 40%で回答が分かれた。なお、代理人付被告と代理人付原告との間で、この質問に対する回答に有意な差異は見いだされない。

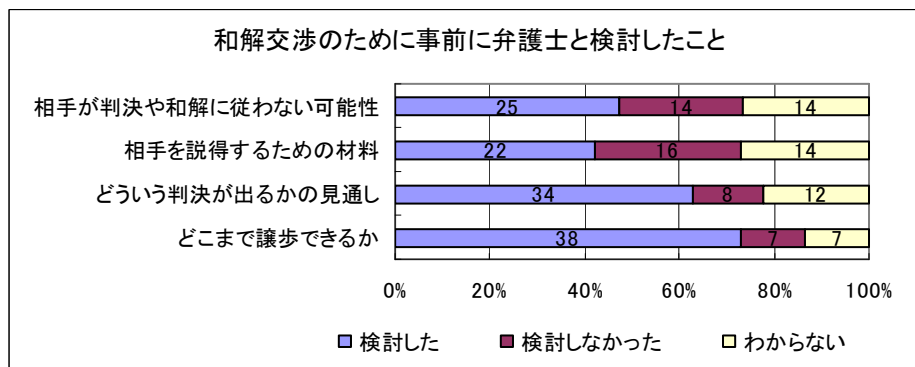
この和解のための話し合いをした当事者に対して、その交渉をどのように行ったかを尋ねると、「弁護士に任せた」または「主として弁護士が話し合いをした」と答えた者が合わせて 82%に達している。弁護士を依頼した場合には、和解交渉もまた弁護士主導で行われる傾向が示されている。なお、和解交渉のイニシアティブについても、代理人付被告と代理人付原告の間に有意差はみられない。

更に、和解の話し合いのために、どのような事項を事前に弁護士と検討していたかについて尋ねると、「どこまで譲歩できるか」(73%)、「どういう判決が出るかの見通し」(63%)、「相手が判決や和解に従わない可能性」(47%)、「相手を説得するための材料」(42%) となった。どこまで譲歩できるかということと、判決の見通しとは、和解交渉を進める上での基本的な検討事項であることが確認できる。なお、



代理人付被告と代理人付原告との間で回答に違いがあるかどうかをみると、5 パーセント水準では有意差が認められないが、「相手を説得するための材料」の検討についてのみ、10

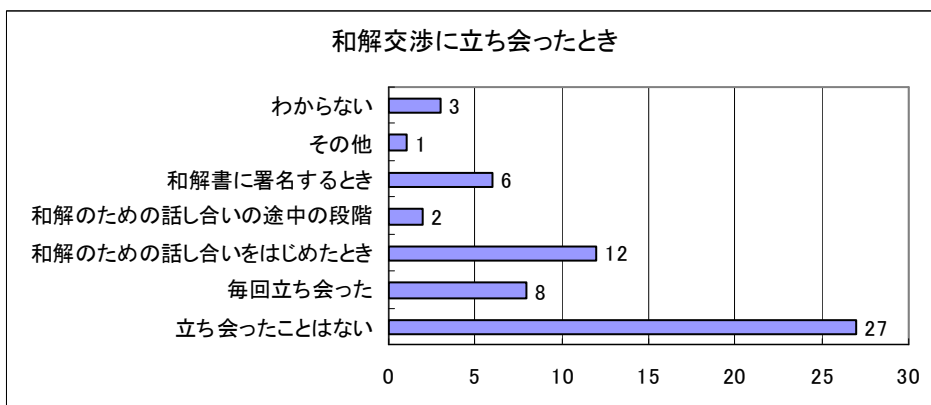
パーセント水準での有意差が認められた。代理人付原告の方が、説得材料についての検討



を行う傾向がやや強いようである。

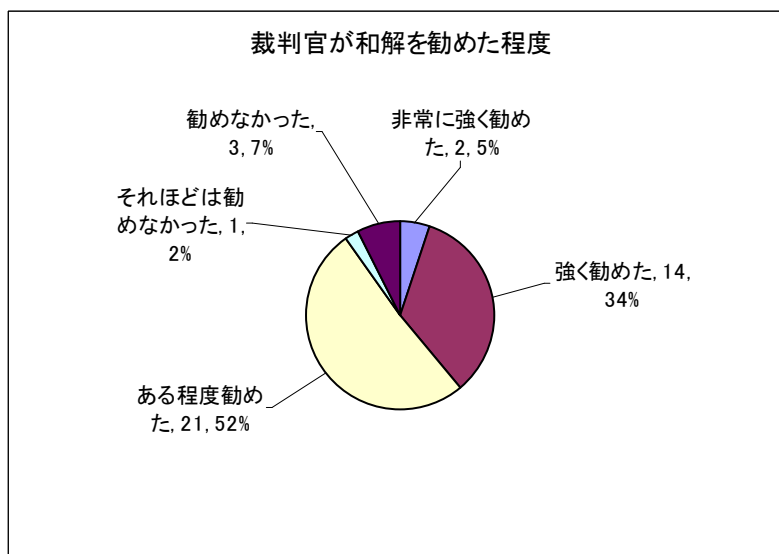
和解のための話し合いに回答者が立ち会ったかどうか、いつ立ち会ったかについて質問すると、和解交渉に立ち会ったことはないと回答した者が 47% に上った。和解交渉に立ち

会った場合にも、話し合いを始めたときが 21% で最も多く、次いで毎回立ち会った (14%) と



なっている。なお、「立ち会ったことがない」との回答は、代理人付被告の方が代理人付原告よりも有意に多く ($p < 0.05$)、また、「和解のための話し合いの途中の段階」についても同様である。

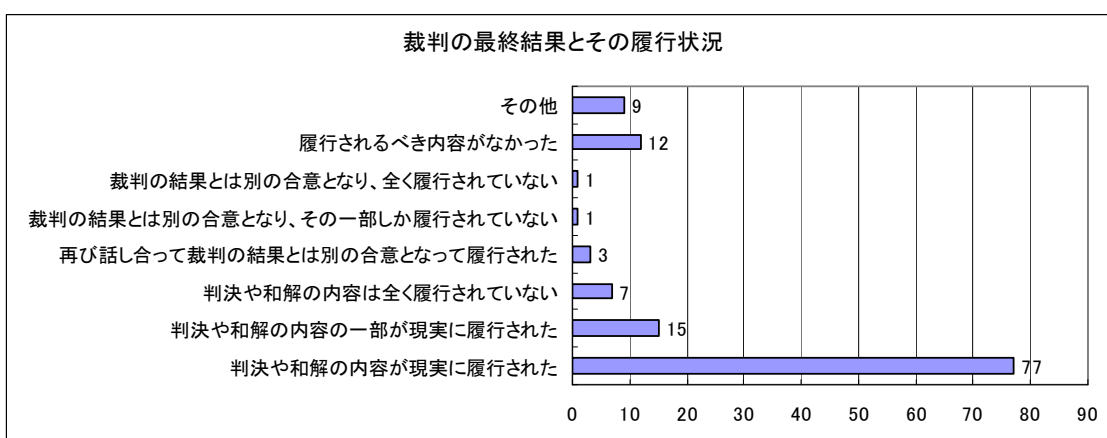
裁判官による和解の勧めについては、「非常に強く勧めた」「強く勧めた」と感じた回答者が 39% であるのに対して、「勧めなかった」「それほどは勧めなかった」と感じた回答者は 10% に止まっている。「ある程度勧めた」が 52% となってお



り、和解が勧められることは通常のここのようである。なお、代理人付原告と代理人付被告とで、裁判官が和解を勧める程度に違いがあるとは感じられていないようである。

(18) 裁判の最終結果（履行結果）

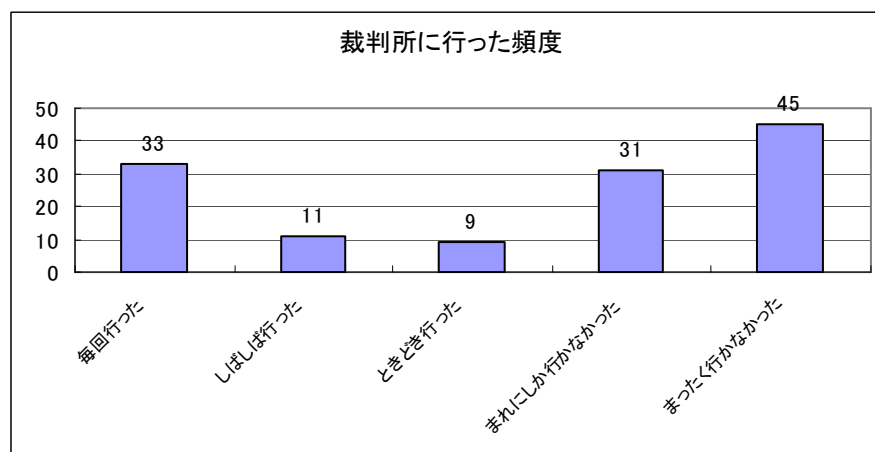
問 39 において、裁判の結果がどのように履行された（あるいは履行されなかった）かを尋ねると、判決や和解の内容が「履行された」とする者が 62%、「一部が履行された」とする者を加えると 74%に達している。履行状況についての評価についても、代理人付原告の場合と代理人付被告の場合とで有意差はなく、原告と被告とで履行状況の認識に大きな不一致はないようである。



(19) 裁判所に出向いた場面

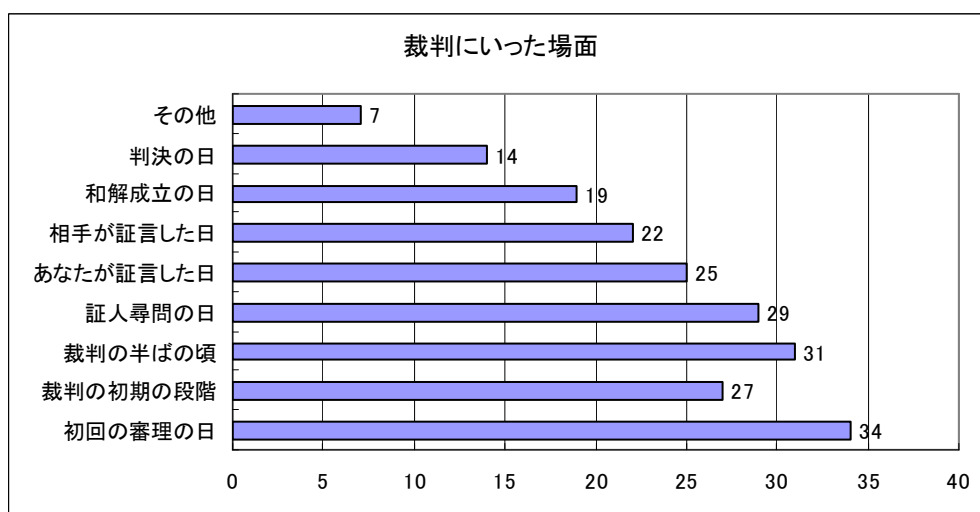
問 40 では、回答者がどの程度裁判所に出向いたかを尋ねている。「全く行かなかった」「まれにしか行かなかった」と回答した者が合わせて 59%に上っているが「毎回行った」「しばしば行った」と回答した者も 34%となっている。この裁判所に出向いた頻度については、代理人付被告と代理人付原告との間に有意差はみられない。

次いで、裁判所に出向いたことがある回答者に対して、どのような機会に裁判所に行ったのかを尋ねると、「紹介の審理の日」が最も多く 42%となってお



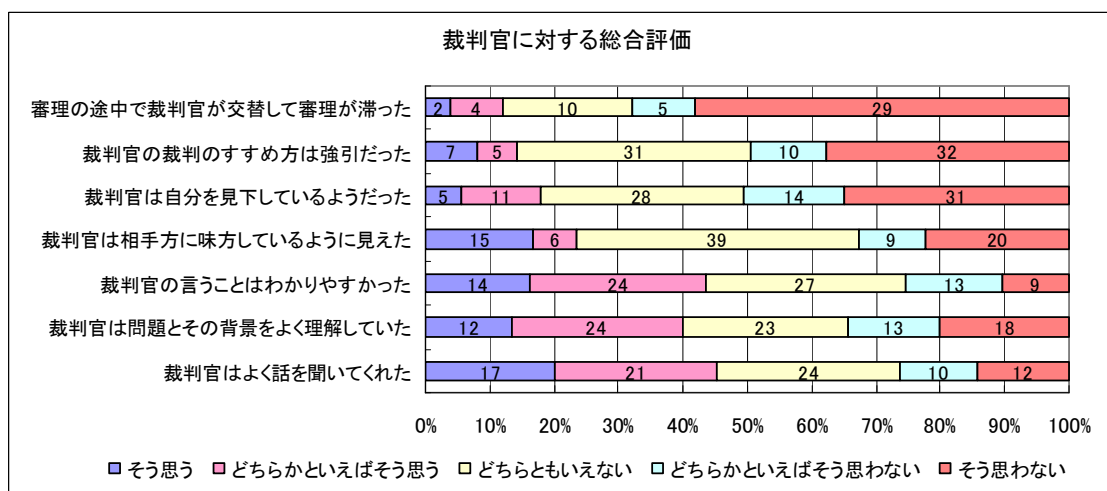
り、それに続いて「裁判半ばの頃」「証人尋問の日」などとなっている。判決の日に裁判所に出向いたのは17%に過ぎない。

なお、この質問についても、代理人付被告と代理人付原告との間に有意な差はみられなかった。



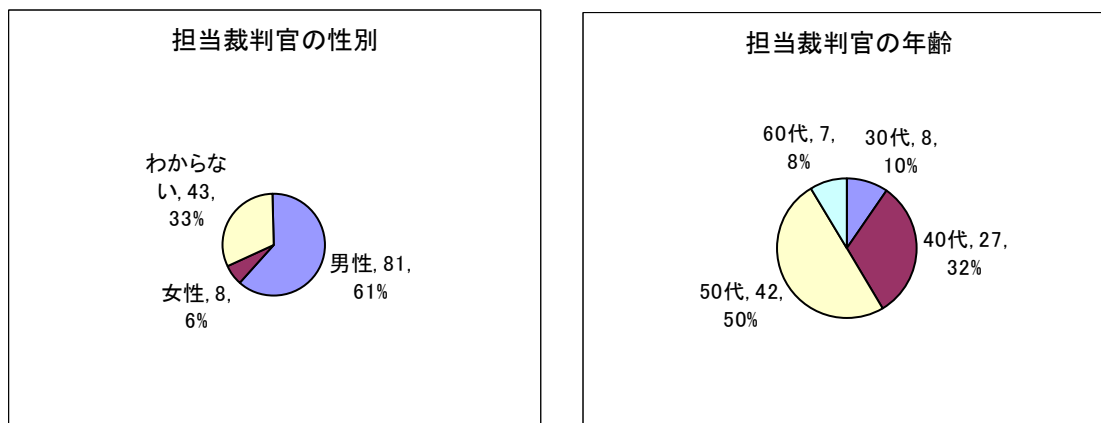
(20) 裁判官に対する評価

問 41 では、裁判に対する当事者の総合評価を尋ねている。各評価項目への回答をみると、代理人付被告は「裁判官はよく話を聞いてくれた」（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせて 54%）、「裁判官の言うことはわかりやすかった」（同 44%）、「裁判官は問題とその背景をよく理解していた」（同 40%）と肯定的な評価が高く、「裁判官のすすめ方は強引だった」（同 14%）、「裁判官は自分を見下しているようだった」（同 18%）などは低くなっている。なお、裁判官に関する以上の項目全てについて、代理人付被告と代理人付原告との間に有意差はみられなかった。



なお担当裁判官の性別については（問 42）、「わからない」という回答が 33%となってお

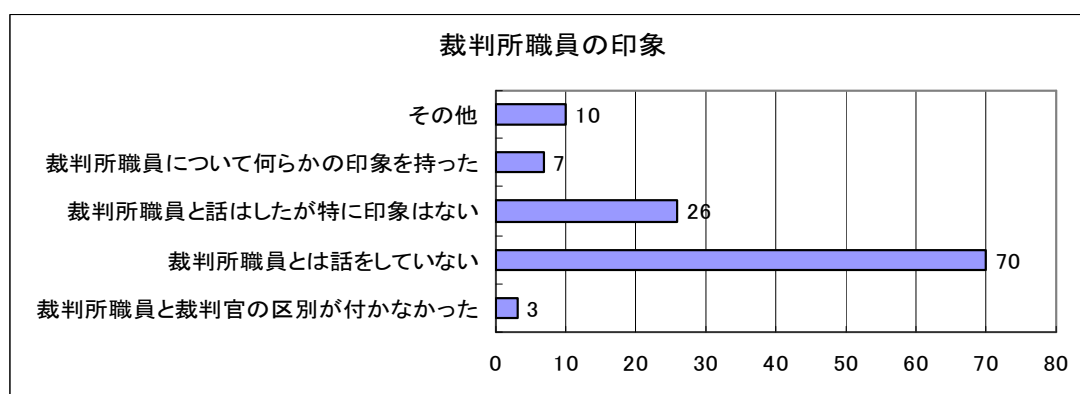
り、裁判官を認識していない当事者が多いことは裁判所に出向いていない被告が多いことから推測される。「わからない」との回答を除くと、担当裁判官が男性であったと答えた比率は91%となる。



また裁判官の年齢については、性別と同様に「わからない」との回答が22%に上っているが、これを除くと、50歳代との評価が50%に上り、次いで40歳代が32%、30歳代が10%となっている。

(21) 裁判所職員についての印象

問43では、裁判所職員についての印象を尋ねている。裁判所職員について、「裁判所職員とは話をしていない」と回答した者が61%に上り、これに「特に印象がない」という回答者を加えると83%に達する。なお、裁判所職員についての印象もまた、代理人付被告と代理人付原告とでその回答に有意差はみられない。



(22) 共同被告について

問44では、共同被告について尋ねている。まず、共同被告がいたかどうかについては、「いた」と回答した者が57%に上っている。代理人付原告の場合、共同原告がいると回答

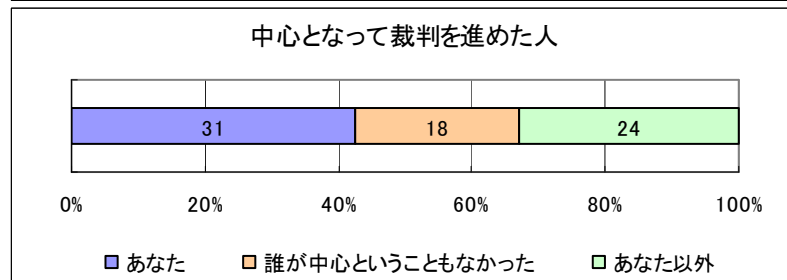
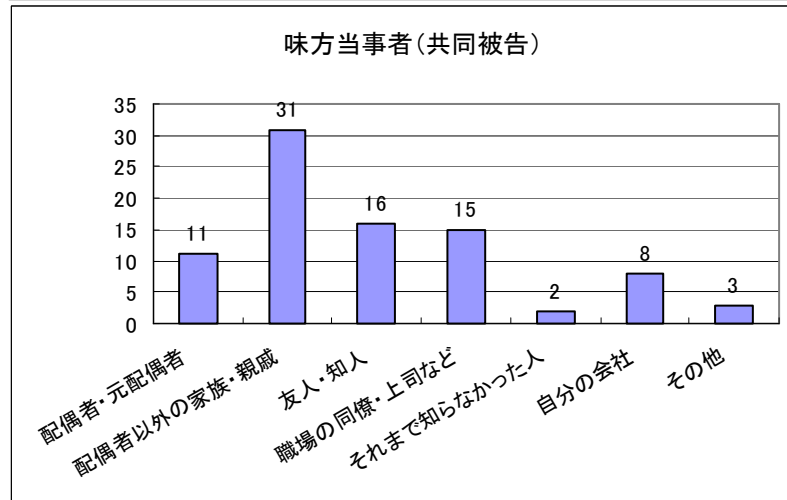
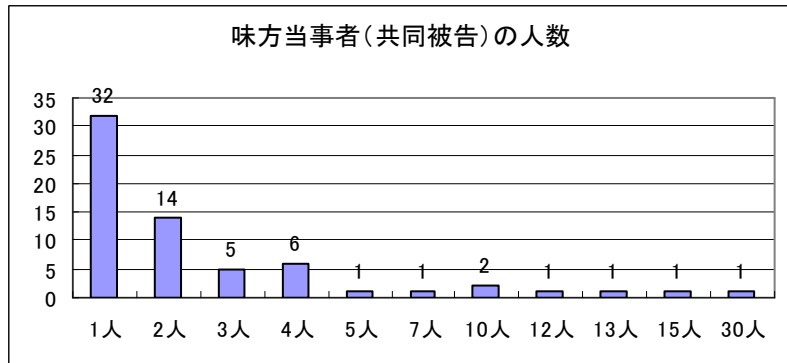
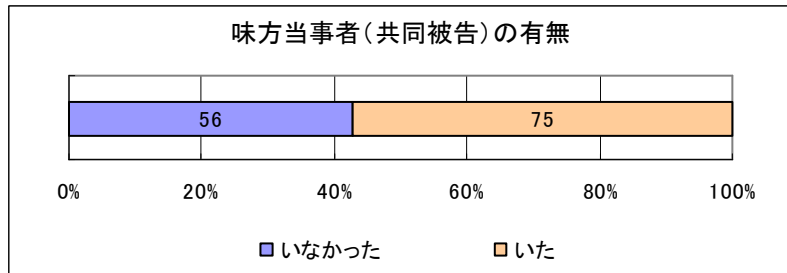
した者は51%であるが、両グループ間に有意差があるとは言えないようである。

共同被告がいる場合の人数については、一人の場合が49%を占めているが、二人以上四人以下の場合も38%存在している。

共同被告がいる場合のそのタイプは、「配偶者以外の家族・親戚」が41%となっており、これに「配偶者・元配偶者」を加えると56%に上る。その他、友人・

知人、職場の同僚・上司などが共同被告となる場合があるようである。

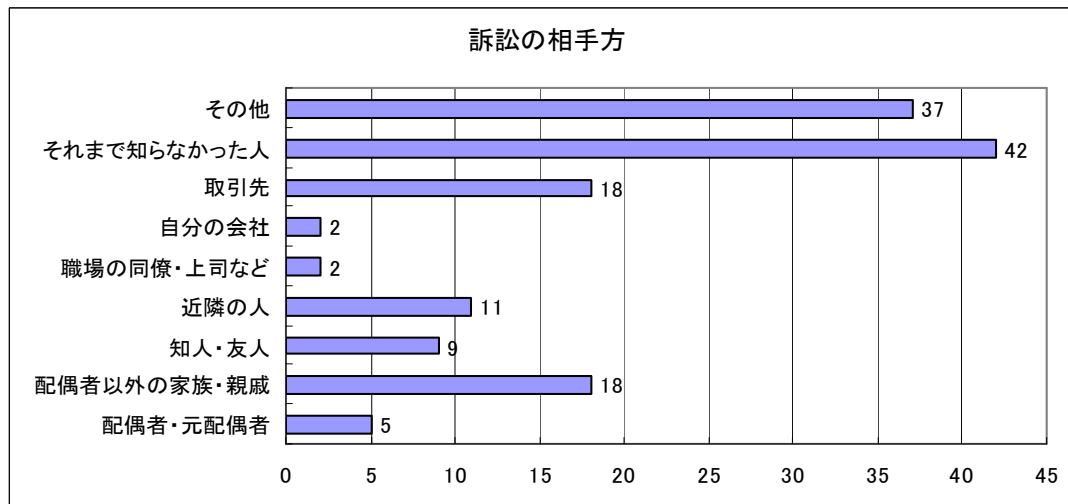
共同被告がいる場合、訴訟を中心となって勧めたのは誰かを尋ねると、「回答者自身が中心となった」という回答が42%、「回答者以外が中心となった」という回答が33%、「誰が中心ということもなかった」という回答が25%であった。



(23) 裁判の相手方

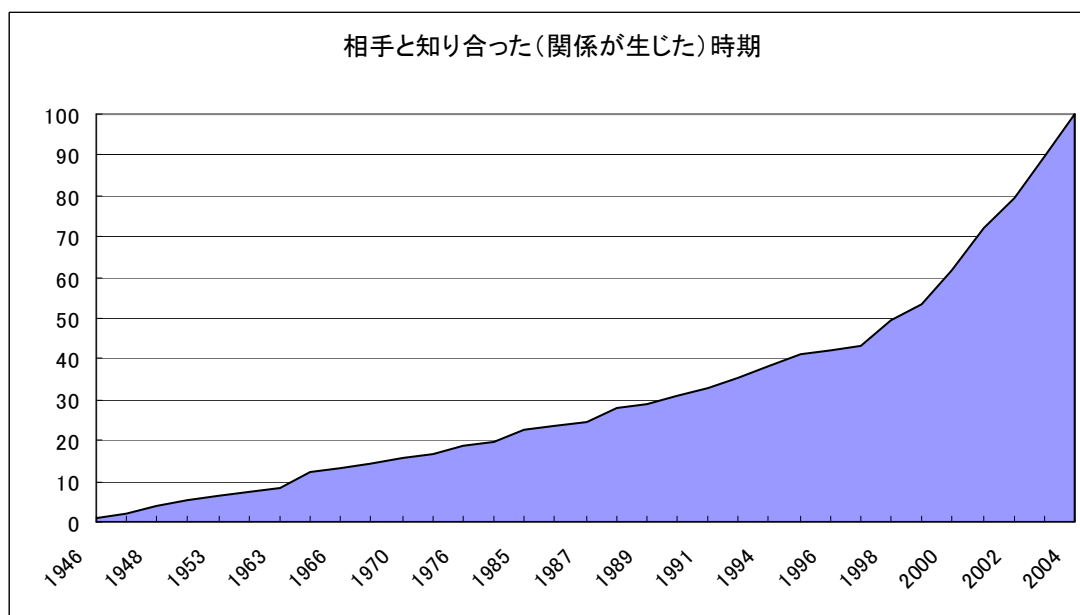
代理人付被告の場合に裁判の相手方となったのは、「それまで知らなかった人」(32%)が最も多い(問45)。これに次いで「配偶者以外の家族・親戚」(14%)および「取引先」(14%)となっている。なお、回答者数が少ないためはっきりと確認することはできない

が、訴訟の相手方についての回答についても、代理人付被告と代理人付原告との間で、特



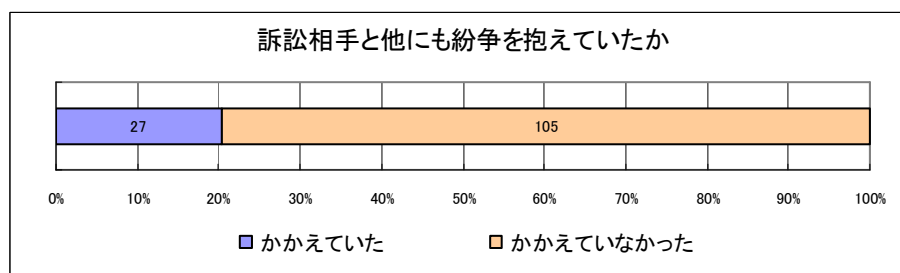
に有意な差がみられるものはないようである。

また、訴訟の相手方といつから関係が生じたかについて尋ねると（問46）、2000年以前から関係があった場合が54%、1970年以前から関係があった場合も15%に上っている。



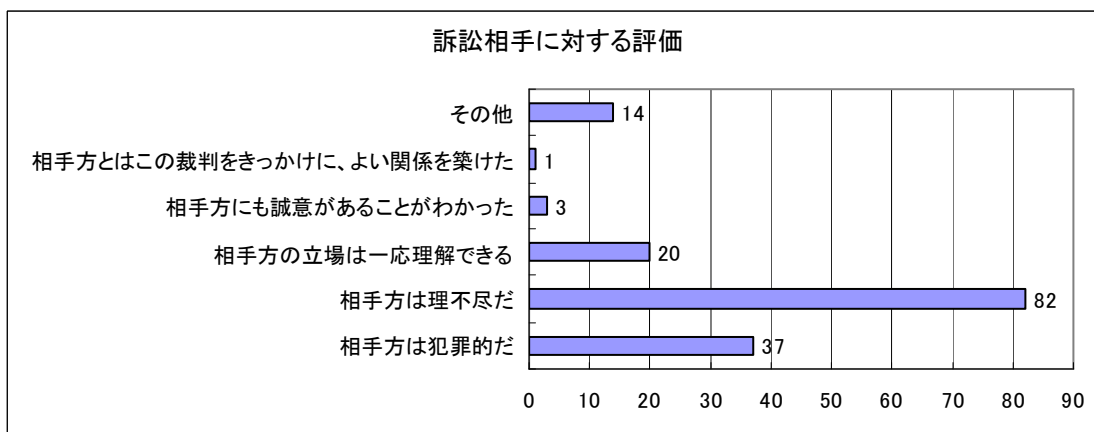
他方で、2003年以降の関係が生じた事例も10%存在している。

この訴訟の相手方と、他にも紛争を抱えていたかどうかを尋ねると



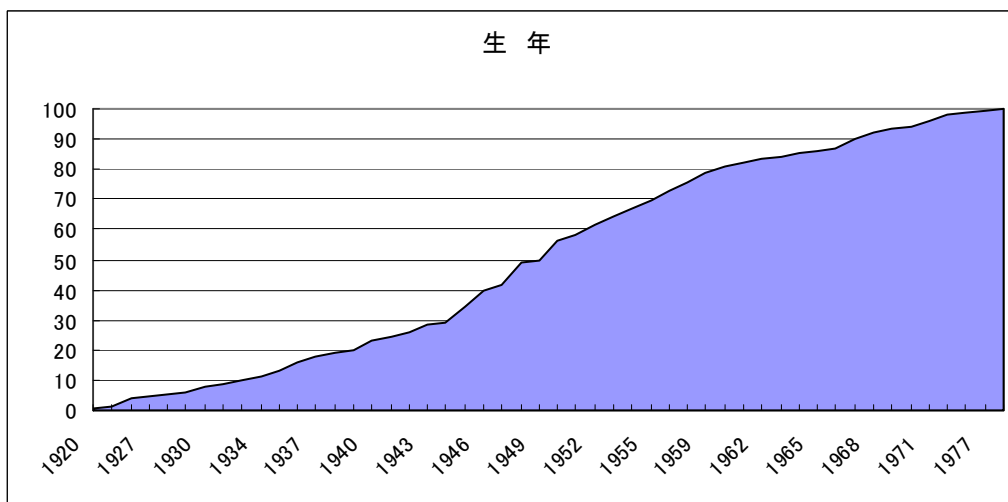
(問 47)、回答者の 21%が「かかえていた」と答えた。この点については、代理人付被告の場合と代理人付原告の場合で、特に有意な差は見いだされなかった。

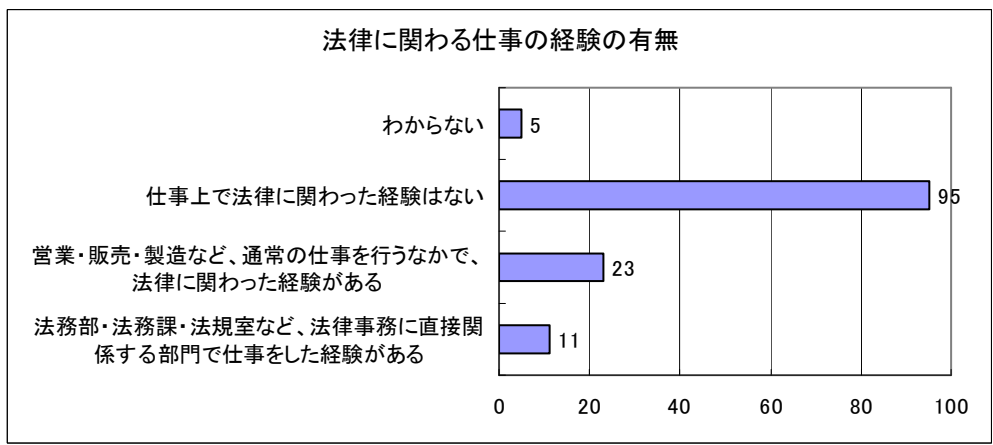
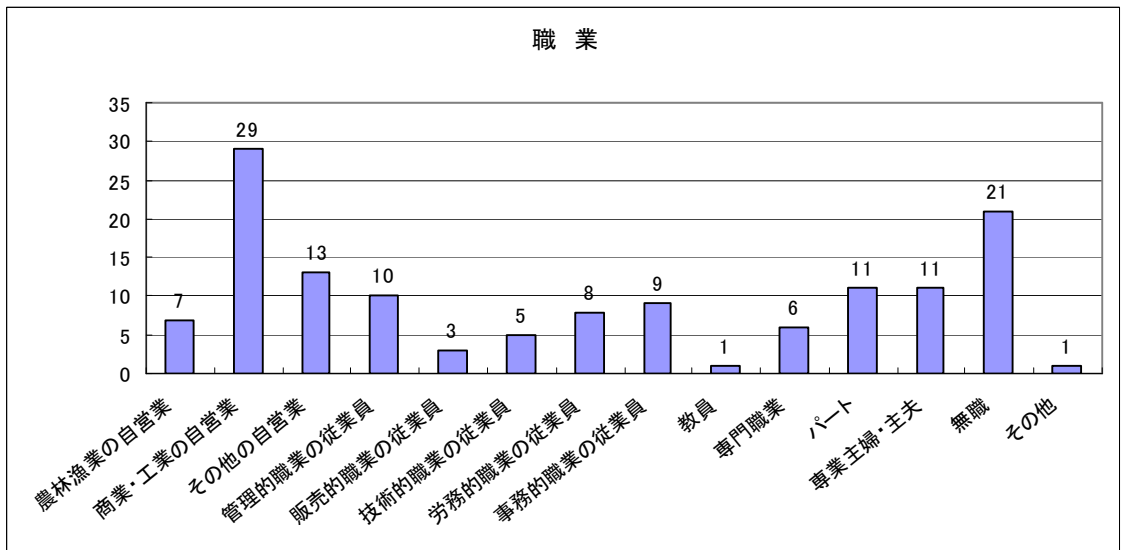
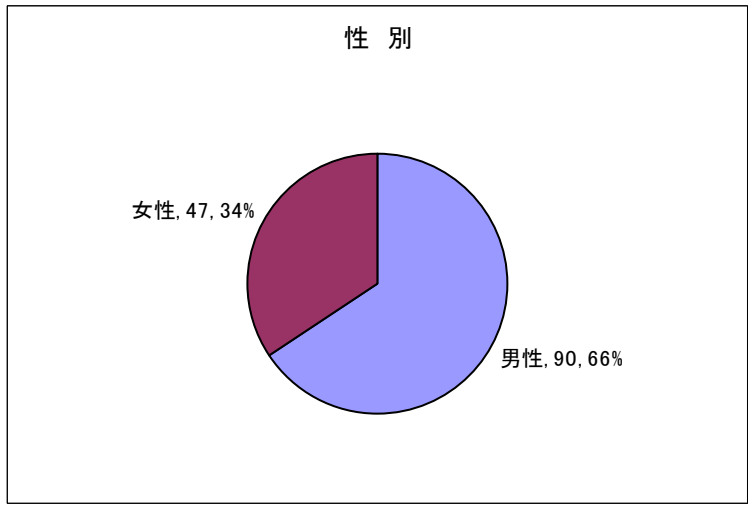
更に、訴訟の相手方についての回答者の評価を尋ねると、「相手方は理不尽だ」(64%)、「相手方は犯罪的だ」(29%)という非難の感情が強いようであり、「相手方の立場は一応理解できる」というような肯定的な回答はわずかに止まっている。なお、代理人付原告の場合と比較すると、「相手方は犯罪的だ」という項目についてのみ、代理人付原告の方が代理人付被告よりも有意に多く選択されている ($p<0.05$)

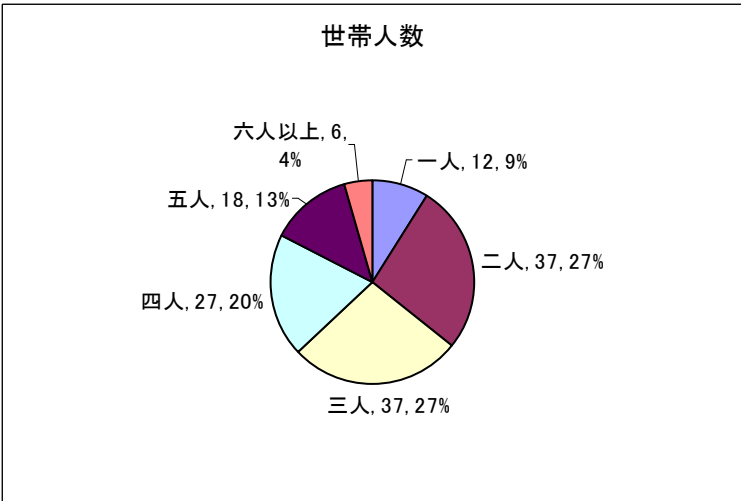
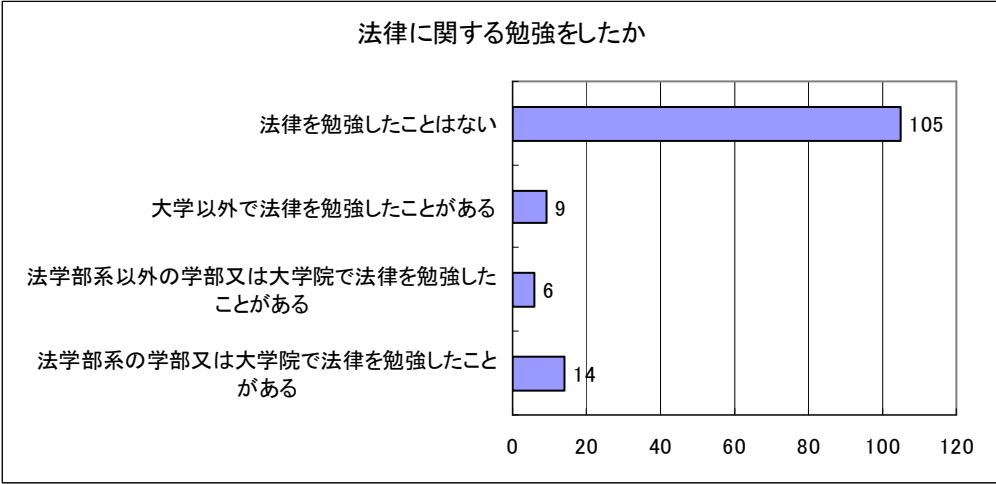
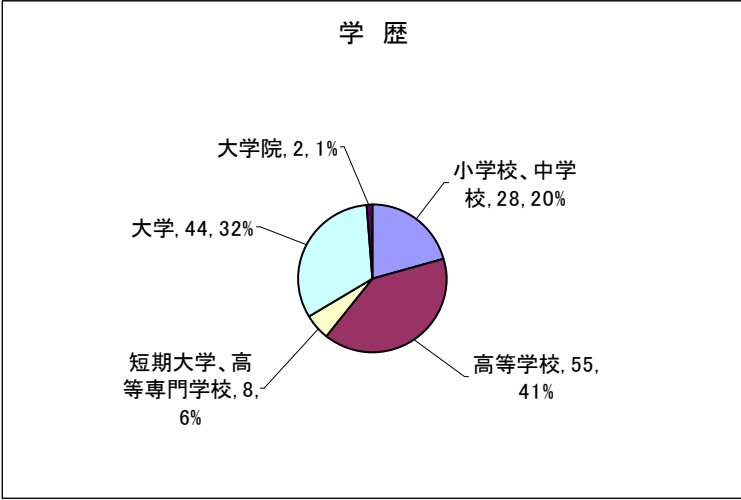


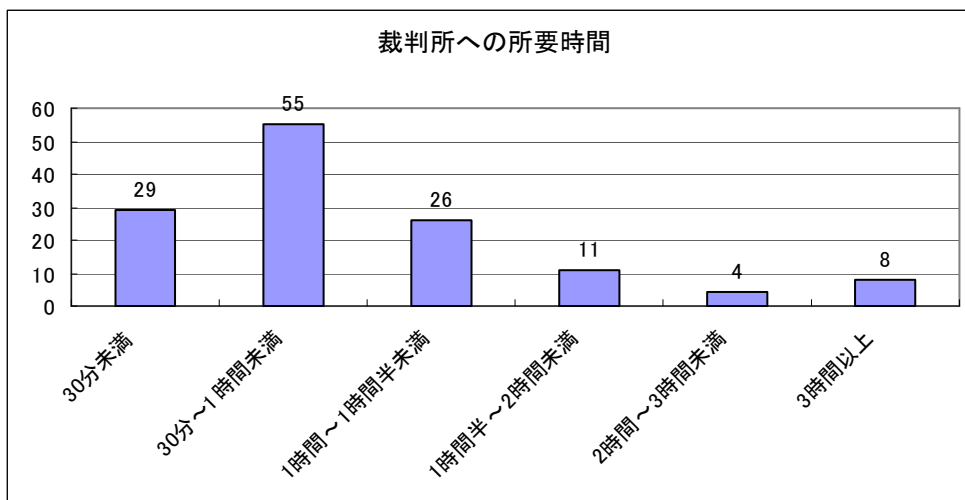
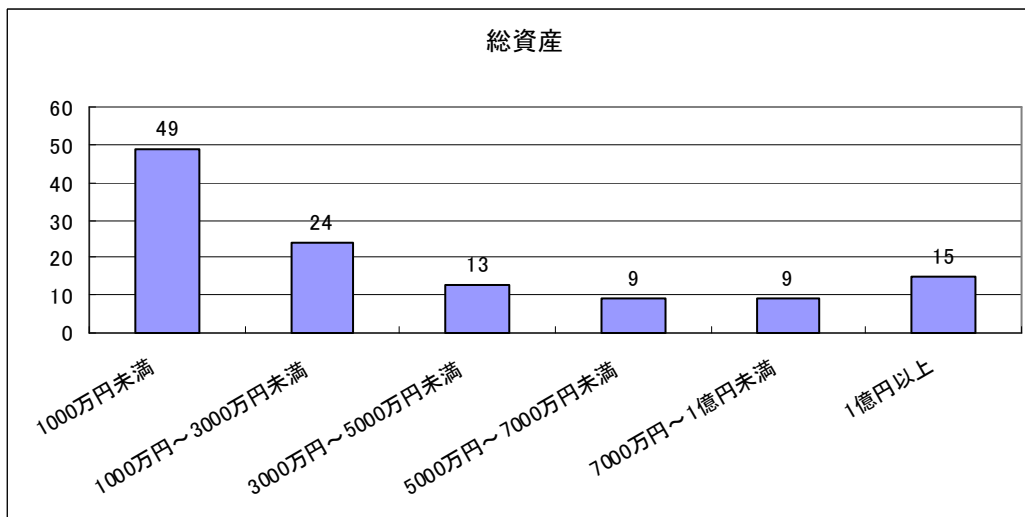
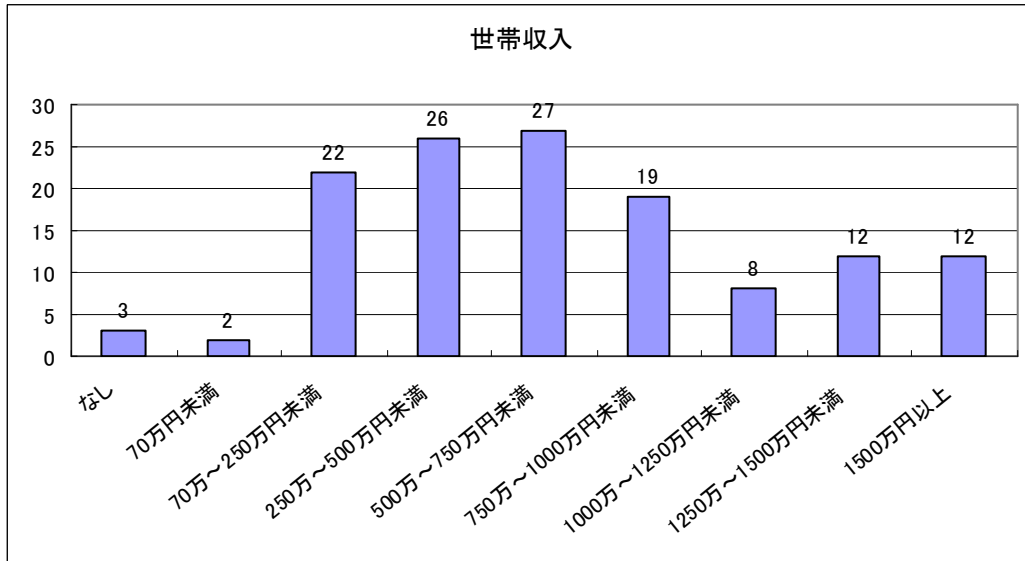
(24) 回答者の属性

代理人付被告の当事者は、性別では男性が多く、職業的には「商業・興業の自営業」が多い。その多くは仕事で法律に関わった経験はなく、また法律を勉強したこともないと回答している。また、裁判所までの所要時間は、30分から1時間未満の者が多いようである。









5. おわりに

以上、代理人付被告の回答を中心に、特に代理人付原告と比較しながら単純集計結果をみてきた。代理人付被告の場合には代理人付原告よりも訴訟利用経験が多く、また代理人付原告の方が代理人付被告よりも裁判の再利用意思が高いことをはじめとして、各グループ間には様々な差違がみられることが分かった。但し、本稿では、単純集計結果を確認するという目的から、それぞれに踏み込んだ分析を行うことはできなかった。今後、さらに論点ごとに詳細な分析を行っていくことが課題である。

【付表】単純集計表（代理人付原告）

問1(1) 民事裁判の経験有無（Q1_1）

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	なかった	95	69.3	70.4	70.4
	あった	40	29.2	29.6	100.0
	合計	135	98.5	100.0	
欠損値	わからない	1	.7		
	無回答	1	.7		
	合計	2	1.5		
合計		137	100.0		

問1(1) 民事裁判の経験回数（Q1_1）

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	1.0	23	16.8	59.0	59.0
	2.0	11	8.0	28.2	87.2
	3.0	1	.7	2.6	89.7
	4.0	1	.7	2.6	92.3
	5.0	1	.7	2.6	94.9
	7.0	1	.7	2.6	97.4
	36.0	1	.7	2.6	100.0
	合計	39	28.5	100.0	
欠損値	非該当	97	70.8		
	無回答	1	.7		
	合計	98	71.5		
合計		137	100.0		

問1(2) 裁判所調停の経験有無（Q1_2）

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	なかった	101	73.7	74.8	74.8
	あった	34	24.8	25.2	100.0
	合計	135	98.5	100.0	
欠損値	わからない	1	.7		
	無回答	1	.7		
	合計	2	1.5		
合計		137	100.0		

問1(2) 裁判所調停の経験回数（Q1_2）

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	1.0	23	16.8	69.7	69.7
	2.0	5	3.6	15.2	84.8
	3.0	2	1.5	6.1	90.9
	4.0	2	1.5	6.1	97.0
	18.0	1	.7	3.0	100.0
	合計	33	24.1	100.0	
欠損値	非該当	103	75.2		
	無回答	1	.7		

	合計	104	75.9		
合計		137	100.0		

問2 類似問題が起きた場合に裁判を利用するか (Q2)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	利用したい	20	14.6	16.3	16.3
	どちらかといえば利用したい	31	22.6	25.2	41.5
	どちらともいえない	35	25.5	28.5	69.9
	どちらかといえば利用したくない	22	16.1	17.9	87.8
	利用したくない	15	10.9	12.2	100.0
	合計	123	89.8	100.0	
欠損値	わからない	12	8.8		
	無回答	2	1.5		
	合計	14	10.2		
合計		137	100.0		

問3(1) 裁判に対するイメージ・費用 (Q3.1)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	予想よりかなり安かった	8	5.8	8.0	8.0
	予想よりある程度安かった	8	5.8	8.0	16.0
	予想通りだった	24	17.5	24.0	40.0
	予想よりある程度高かった	31	22.6	31.0	71.0
	予想よりかなり高かった	29	21.2	29.0	100.0
	合計	100	73.0	100.0	
欠損値	わからない	35	25.5		
	無回答	2	1.5		
	合計	37	27.0		
合計		137	100.0		

問3(2) 裁判に対するイメージ・時間 (Q3.2)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	予想よりかなり短かった	7	5.1	6.0	6.0
	予想よりある程度短かった	12	8.8	10.3	16.2
	予想通りだった	19	13.9	16.2	32.5
	予想よりある程度長かった	37	27.0	31.6	64.1
	予想よりかなり長かった	42	30.7	35.9	100.0
	合計	117	85.4	100.0	
欠損値	わからない	18	13.1		
	無回答	2	1.5		
	合計	20	14.6		
合計		137	100.0		

問3(3) 裁判に対するイメージ・精神的疲労 (Q3.3)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	予想よりかなり少なかった	6	4.4	4.8	4.8
	予想よりある程度少なかった	12	8.8	9.7	14.5
	予想通りだった	13	9.5	10.5	25.0

	予想よりある程度多かった	41	29.9	33.1	58.1
	予想よりかなり多かった	52	38.0	41.9	100.0
	合計	124	90.5	100.0	
欠損値	わからない	12	8.8		
	無回答	1	.7		
	合計	13	9.5		
合計		137	100.0		

問3(4) 裁判に対するイメージ・裁判所 (Q3_4)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	かなり良くなった	3	2.2	2.8	2.8
	ある程度良くなった	15	10.9	13.8	16.5
	変わらなかった	43	31.4	39.4	56.0
	ある程度悪くなった	29	21.2	26.6	82.6
	かなり悪くなった	19	13.9	17.4	100.0
	合計	109	79.6	100.0	
欠損値	わからない	28	20.4		
合計		137	100.0		

問4 裁判前に相手方と直接交渉したか(多重回答) (Q4x1~5_A)

	応答数		ケースのパーセント
	N	パーセント	N
自分の弁護士と一緒に相手方と交渉した	23	16.3%	16.9%
弁護士以外の人と一緒に相手方と交渉した	21	14.9%	15.4%
自分だけで交渉した	25	17.7%	18.4%
相手方とは交渉はしていない	66	46.8%	48.5%
覚えていない	6	4.3%	4.4%
合計	141	100.0%	103.7%

問5 裁判前に弁護士に相談したか (Q5_A)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	裁判を依頼した弁護士のみに相談した	100	73.0	84.7	84.7
	裁判を依頼した弁護士以外の弁護士にも相談した	18	13.1	15.3	100.0
	合計	118	86.1	100.0	
欠損値	覚えていない	11	8.0		
	無回答	8	5.8		
	合計	19	13.9		
合計		137	100.0		

問6 裁判前に弁護士以外で相談した人(多重回答) (Q6x1~11)

	応答数		ケースのパーセント
	N	パーセント	N
各種相談機関	17	9.0%	14.2%
警察・警察官	14	7.4%	11.7%
司法書士	15	8.0%	12.5%

税理士	4	2.1%	3.3%
公認会計士	5	2.7%	4.2%
保険会社	17	9.0%	14.2%
職場の同僚・上司など	23	12.2%	19.2%
有力者	4	2.1%	3.3%
上記以外の家族・親戚	42	22.3%	35.0%
上記以外の友人・知人	43	22.9%	35.8%
その他	4	2.1%	3.3%
合計	188	100.0%	156.7%

問7 裁判を依頼した弁護士を探すのは大変だったか (Q7_A)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	簡単だった	36	26.3	31.3	31.3
	どちらかといえば簡単だった	30	21.9	26.1	57.4
	どちらともいえない	33	24.1	28.7	86.1
	どちらかといえば大変だった	10	7.3	8.7	94.8
	大変だった	6	4.4	5.2	100.0
	合計	115	83.9	100.0	
欠損値	わからない	19	13.9		
	無回答	3	2.2		
	合計	22	16.1		
合計	137	100.0			

問8 担当弁護士の性別 (Q8_A)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	男性	112	81.8	85.5	85.5
	女性	19	13.9	14.5	100.0
	合計	131	95.6	100.0	
欠損値	無回答	6	4.4		
合計		137	100.0		

問9 担当弁護士を見つけた決め手 (Q9_A)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	以前からの知り合い	21	15.3	15.9	15.9
	家族・親戚にいた	1	.7	.8	16.7
	家族・親戚のつて	18	13.1	13.6	30.3
	友人のつて	28	20.4	21.2	51.5
	職場のつて	16	11.7	12.1	63.6
	他の弁護士の紹介	3	2.2	2.3	65.9
	弁護士会の法律相談から	13	9.5	9.8	75.8
	弁護士会以外の法律相談から	2	1.5	1.5	77.3
	電話帳	2	1.5	1.5	78.8
	その他	28	20.4	21.2	100.0
	合計	132	96.4	100.0	
欠損値	無回答	5	3.6		
合計	137	100.0			

問10(1) 依頼した弁護士を選んだ時点で考慮したこと・弁護士の人柄 (Q10_1)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	33	24.1	30.3	30.3
	ある程度考慮した	30	21.9	27.5	57.8
	どちらともいえない	21	15.3	19.3	77.1
	あまり考慮しなかった	12	8.8	11.0	88.1
	考慮しなかった	13	9.5	11.9	100.0
	合計	109	79.6	100.0	
欠損値	わからない	27	19.7		
	無回答	1	.7		
	合計	28	20.4		
合計		137	100.0		

問10(2) 依頼した弁護士を選んだ時点で考慮したこと・弁護士の能力 (Q10_2)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	27	19.7	26.0	26.0
	ある程度考慮した	37	27.0	35.6	61.5
	どちらともいえない	23	16.8	22.1	83.7
	あまり考慮しなかった	10	7.3	9.6	93.3
	考慮しなかった	7	5.1	6.7	100.0
	合計	104	75.9	100.0	
欠損値	わからない	32	23.4		
	無回答	1	.7		
	合計	33	24.1		
合計		137	100.0		

問10(3) 依頼した弁護士を選んだ時点で考慮したこと・弁護士の専門分野 (Q10_3)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	25	18.2	23.6	23.6
	ある程度考慮した	30	21.9	28.3	51.9
	どちらともいえない	29	21.2	27.4	79.2
	あまり考慮しなかった	16	11.7	15.1	94.3
	考慮しなかった	6	4.4	5.7	100.0
	合計	106	77.4	100.0	
欠損値	わからない	30	21.9		
	無回答	1	.7		
	合計	31	22.6		
合計		137	100.0		

問10(4) 依頼した弁護士を選んだ時点で考慮したこと・弁護士の評判 (Q10_4)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	15	10.9	14.7	14.7
	ある程度考慮した	29	21.2	28.4	43.1
	どちらともいえない	29	21.2	28.4	71.6
	あまり考慮しなかった	14	10.2	13.7	85.3
	考慮しなかった	15	10.9	14.7	100.0
	合計	102	74.5	100.0	

欠損値	わからない	34	24.8		
	無回答	1	.7		
	合計	35	25.5		
合計		137	100.0		

問10(5) 依頼した弁護士を選んだ時点で考慮したこと・弁護士費用 (Q10.5)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	16	11.7	14.8	14.8
	ある程度考慮した	40	29.2	37.0	51.9
	どちらともいえない	23	16.8	21.3	73.1
	あまり考慮しなかった	17	12.4	15.7	88.9
	考慮しなかった	12	8.8	11.1	100.0
	合計	108	78.8	100.0	
欠損値	わからない	28	20.4		
	無回答	1	.7		
	合計	29	21.2		
合計		137	100.0		

問10(6) 依頼した弁護士を選んだ時点で考慮したこと・親身になって話を聞いてくれたこと (Q10.6)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	37	27.0	32.5	32.5
	ある程度考慮した	49	35.8	43.0	75.4
	どちらともいえない	21	15.3	18.4	93.9
	あまり考慮しなかった	5	3.6	4.4	98.2
	考慮しなかった	2	1.5	1.8	100.0
	合計	114	83.2	100.0	
欠損値	わからない	22	16.1		
	無回答	1	.7		
	合計	23	16.8		
合計		137	100.0		

問10(7) 依頼した弁護士を選んだ時点で考慮したこと・紹介してくれた人への義理(Q10.7)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	17	12.4	17.5	17.5
	ある程度考慮した	30	21.9	30.9	48.5
	どちらともいえない	23	16.8	23.7	72.2
	あまり考慮しなかった	14	10.2	14.4	86.6
	考慮しなかった	13	9.5	13.4	100.0
	合計	97	70.8	100.0	
欠損値	わからない	32	23.4		
	無回答	8	5.8		
	合計	40	29.2		
合計		137	100.0		

問10(8) 依頼した弁護士を選んだ時点で考慮したこと・以前からその弁護士を個人的に知っていたこと (Q10.8)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	14	10.2	14.9	14.9

	ある程度考慮した	19	13.9	20.2	35.1
	どちらともいえない	20	14.6	21.3	56.4
	あまり考慮しなかった	13	9.5	13.8	70.2
	考慮しなかった	28	20.4	29.8	100.0
	合計	94	68.6	100.0	
欠損値	わからない	39	28.5		
	無回答	4	2.9		
	合計	43	31.4		
合計		137	100.0		

問10(9) 依頼した弁護士を選んだ時点で考慮したこと・勝てそうだと言ってくれたこと (Q10_9)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	24	17.5	24.2	24.2
	ある程度考慮した	16	11.7	16.2	40.4
	どちらともいえない	39	28.5	39.4	79.8
	あまり考慮しなかった	11	8.0	11.1	90.9
	考慮しなかった	9	6.6	9.1	100.0
	合計	99	72.3	100.0	
欠損値	わからない	33	24.1		
	無回答	5	3.6		
	合計	38	27.7		
合計		137	100.0		

問10(10) 依頼した弁護士を選んだ時点で考慮したこと・他に選べる弁護士がいなかったこと (Q10_10)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	23	16.8	25.0	25.0
	ある程度考慮した	20	14.6	21.7	46.7
	どちらともいえない	23	16.8	25.0	71.7
	あまり考慮しなかった	7	5.1	7.6	79.3
	考慮しなかった	19	13.9	20.7	100.0
	合計	92	67.2	100.0	
欠損値	わからない	39	28.5		
	無回答	6	4.4		
	合計	45	32.8		
合計		137	100.0		

問11 裁判前に弁護士に相手方との交渉をしてもらったか (Q11_Ar)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	はい	46	33.6	45.1	45.1
	いいえ	56	40.9	54.9	100.0
	合計	102	74.5	100.0	
欠損値	わからない	31	22.6		
	無回答	4	2.9		
	合計	35	25.5		
合計		137	100.0		

問12(1) 裁判になるかもしれないと考えてから実際に裁判になるまでの期間 (Q12_1.D)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	3ヶ月未満	43	31.4	39.8	39.8
	3ヶ月～6ヶ月未満	26	19.0	24.1	63.9
	6ヶ月～1年未満	18	13.1	16.7	80.6
	1年～2年未満	18	13.1	16.7	97.2
	2年～3年未満	2	1.5	1.9	99.1
	5年以上	1	.7	.9	100.0
	合計	108	78.8	100.0	
欠損値	わからない	25	18.2		
	無回答	4	2.9		
	合計	29	21.2		
合計		137	100.0		

問12(2) トラブル発生から裁判になるかもしれないと考えるまでの期間 (Q12_2)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	3ヶ月未満	40	29.2	37.4	37.4
	3ヶ月～6ヶ月未満	23	16.8	21.5	58.9
	6ヶ月～1年未満	20	14.6	18.7	77.6
	1年～2年未満	17	12.4	15.9	93.5
	2年～3年未満	5	3.6	4.7	98.1
	5年以上	2	1.5	1.9	100.0
	合計	107	78.1	100.0	
欠損値	わからない	26	19.0		
	無回答	4	2.9		
	合計	30	21.9		
合計		137	100.0		

問13(1) 裁判に期待したこと・社会正義を実現すること Q13_1)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	期待した	69	50.4	53.9	53.9
	ある程度期待した	29	21.2	22.7	76.6
	どちらともいえない	21	15.3	16.4	93.0
	あまり期待しなかった	3	2.2	2.3	95.3
	期待しなかった	6	4.4	4.7	100.0
	合計	128	93.4	100.0	
欠損値	わからない	6	4.4		
	無回答	3	2.2		
	合計	9	6.6		
合計		137	100.0		

問13(2) 裁判に期待したこと・自分の権利を守ること (Q13_2)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	期待した	70	51.1	55.1	55.1
	ある程度期待した	32	23.4	25.2	80.3
	どちらともいえない	13	9.5	10.2	90.6
	あまり期待しなかった	4	2.9	3.1	93.7

欠損 値	期待しなかった	8	5.8	6.3	100.0
	合計	127	92.7	100.0	
	わからない	7	5.1		
	無回答	3	2.2		
	合計	10	7.3		
合計		137	100.0		

問13(3) 裁判に期待したこと・紛争を早く解決すること (Q13_3)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	期待した	73	53.3	56.2	56.2
	ある程度期待した	41	29.9	31.5	87.7
	どちらともいえない	12	8.8	9.2	96.9
	あまり期待しなかった	3	2.2	2.3	99.2
	期待しなかった	1	.7	.8	100.0
	合計	130	94.9	100.0	
欠損 値	わからない	4	2.9		
	無回答	3	2.2		
	合計	7	5.1		
合計		137	100.0		

問13(4) 裁判に期待したこと・相手と話し合いの場をもつこと (Q13_4)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	期待した	29	21.2	23.4	23.4
	ある程度期待した	16	11.7	12.9	36.3
	どちらともいえない	26	19.0	21.0	57.3
	あまり期待しなかった	17	12.4	13.7	71.0
	期待しなかった	36	26.3	29.0	100.0
	合計	124	90.5	100.0	
欠損 値	わからない	10	7.3		
	無回答	3	2.2		
	合計	13	9.5		
合計		137	100.0		

問13(5) 裁判に期待したこと・相手との関係を修復すること (Q13_5)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	期待した	14	10.2	11.1	11.1
	ある程度期待した	14	10.2	11.1	22.2
	どちらともいえない	17	12.4	13.5	35.7
	あまり期待しなかった	22	16.1	17.5	53.2
	期待しなかった	59	43.1	46.8	100.0
	合計	126	92.0	100.0	
欠損 値	わからない	8	5.8		
	無回答	3	2.2		
	合計	11	8.0		
合計		137	100.0		

問13(6) 裁判に期待したこと・白黒をはっきりさせること (Q13_6)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	期待した	70	51.1	55.1	55.1
	ある程度期待した	32	23.4	25.2	80.3
	どちらともいえない	15	10.9	11.8	92.1
	あまり期待しなかった	6	4.4	4.7	96.9
	期待しなかった	4	2.9	3.1	100.0
	合計	127	92.7	100.0	
欠損値	わからない	7	5.1		
	無回答	3	2.2		
	合計	10	7.3		
合計		137	100.0		

問13(7) 裁判に期待したこと・自分の利益を守ること (Q13_7)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	期待した	54	39.4	45.0	45.0
	ある程度期待した	33	24.1	27.5	72.5
	どちらともいえない	19	13.9	15.8	88.3
	あまり期待しなかった	7	5.1	5.8	94.2
	期待しなかった	7	5.1	5.8	100.0
	合計	120	87.6	100.0	
欠損値	わからない	14	10.2		
	無回答	3	2.2		
	合計	17	12.4		
合計		137	100.0		

問13(8) 裁判に期待したこと・相手をこらしめること (Q13_8)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	期待した	33	24.1	26.4	26.4
	ある程度期待した	25	18.2	20.0	46.4
	どちらともいえない	31	22.6	24.8	71.2
	あまり期待しなかった	11	8.0	8.8	80.0
	期待しなかった	25	18.2	20.0	100.0
	合計	125	91.2	100.0	
欠損値	わからない	9	6.6		
	無回答	3	2.2		
	合計	12	8.8		
合計		137	100.0		

問13(9) 裁判に期待したこと・相手に非を認めさせること (Q13_9)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	期待した	55	40.1	44.4	44.4
	ある程度期待した	32	23.4	25.8	70.2
	どちらともいえない	16	11.7	12.9	83.1
	あまり期待しなかった	10	7.3	8.1	91.1
	期待しなかった	11	8.0	8.9	100.0
	合計	124	90.5	100.0	

欠損 値	わからない	10	7.3		
	無回答	3	2.2		
	合計	13	9.5		
合計		137	100.0		

問13(10) 裁判に期待したこと・裁判官に話を聞いてもらうこと (Q13_10)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	期待した	41	29.9	33.9	33.9
	ある程度期待した	39	28.5	32.2	66.1
	どちらともいえない	25	18.2	20.7	86.8
	あまり期待しなかった	7	5.1	5.8	92.6
	期待しなかった	9	6.6	7.4	100.0
	合計	121	88.3	100.0	
欠損 値	わからない	13	9.5		
	無回答	3	2.2		
	合計	16	11.7		
合計		137	100.0		

問14(1) 裁判で気になったこと・裁判にかかるお金 (Q14_1)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	気になった	44	32.1	35.8	35.8
	ある程度気になった	47	34.3	38.2	74.0
	どちらともいえない	14	10.2	11.4	85.4
	あまり気にならなかった	11	8.0	8.9	94.3
	気にならなかった	7	5.1	5.7	100.0
	合計	123	89.8	100.0	
欠損 値	わからない	12	8.8		
	無回答	2	1.5		
	合計	14	10.2		
合計		137	100.0		

問14(2) 裁判に期待したこと・裁判にかかる時間 (Q14_2)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	気になった	48	35.0	38.1	38.1
	ある程度気になった	54	39.4	42.9	81.0
	どちらともいえない	7	5.1	5.6	86.5
	あまり気にならなかった	13	9.5	10.3	96.8
	気にならなかった	4	2.9	3.2	100.0
	合計	126	92.0	100.0	
欠損 値	わからない	9	6.6		
	無回答	2	1.5		
	合計	11	8.0		
合計		137	100.0		

問14(3) 裁判に期待したこと・裁判に勝つ見込み (Q14_3)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	気になった	62	45.3	50.4	50.4

	ある程度気になった	29	21.2	23.6	74.0
	どちらともいえない	16	11.7	13.0	87.0
	あまり気にならなかった	7	5.1	5.7	92.7
	気にならなかった	9	6.6	7.3	100.0
	合計	123	89.8	100.0	
欠損値	わからない	12	8.8		
	無回答	2	1.5		
	合計	14	10.2		
合計		137	100.0		

問14(4) 裁判に期待したこと・裁判に勝っても相手がしたがわれない可能性 (Q14.4)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	気になった	32	23.4	27.4	27.4
	ある程度気になった	35	25.5	29.9	57.3
	どちらともいえない	23	16.8	19.7	76.9
	あまり気にならなかった	15	10.9	12.8	89.7
	気にならなかった	12	8.8	10.3	100.0
	合計	117	85.4	100.0	
欠損値	わからない	18	13.1		
	無回答	2	1.5		
	合計	20	14.6		
合計		137	100.0		

問14(5) 裁判に期待したこと・家族や勤務先・近所の人の受けとめ方 (Q14.5)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	気になった	25	18.2	22.7	22.7
	ある程度気になった	24	17.5	21.8	44.5
	どちらともいえない	12	8.8	10.9	55.5
	あまり気にならなかった	24	17.5	21.8	77.3
	気にならなかった	25	18.2	22.7	100.0
	合計	110	80.3	100.0	
欠損値	わからない	25	18.2		
	無回答	2	1.5		
	合計	27	19.7		
合計		137	100.0		

問14(6) 裁判に期待したこと・裁判により、家族や勤務先・近所の人に迷惑がかかる可能性 (Q14.6)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	気になった	32	23.4	27.1	27.1
	ある程度気になった	14	10.2	11.9	39.0
	どちらともいえない	17	12.4	14.4	53.4
	あまり気にならなかった	18	13.1	15.3	68.6
	気にならなかった	37	27.0	31.4	100.0
	合計	118	86.1	100.0	
欠損値	わからない	17	12.4		
	無回答	2	1.5		
	合計	19	13.9		
合計		137	100.0		

問15 訴状が送られてきたときの対応(多重回答)(Q15_1~4.D)

	応答数		ケースのパーセント
	N	パーセント	N
原告と直接話し合おうとした	9	6.6%	7.0%
弁護士に相談して原告と交渉してもらおうとした	48	35.3%	37.5%
弁護士に相談してすぐにこちらで裁判所で争うことにした	67	49.3%	52.3%
その他	12	8.8%	9.4%
合計	136	100.0%	106.3%

問16(1) 弁護士からの説明の有無・裁判の見通し (Q16_1)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	よく説明してくれた	38	27.7	30.9	30.9
	ある程度説明してくれた	59	43.1	48.0	78.9
	どちらともいえない	15	10.9	12.2	91.1
	あまり説明してくれなかった	8	5.8	6.5	97.6
	説明してくれなかった	3	2.2	2.4	100.0
	合計	123	89.8	100.0	
欠損値	わからない	13	9.5		
	無回答	1	.7		
	合計	14	10.2		
合計	137	100.0			

問16(2) 弁護士からの説明の有無・弁護士費用 (Q16_2)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	よく説明してくれた	25	18.2	22.5	22.5
	ある程度説明してくれた	48	35.0	43.2	65.8
	どちらともいえない	19	13.9	17.1	82.9
	あまり説明してくれなかった	12	8.8	10.8	93.7
	説明してくれなかった	7	5.1	6.3	100.0
	合計	111	81.0	100.0	
欠損値	わからない	25	18.2		
	無回答	1	.7		
	合計	26	19.0		
合計	137	100.0			

問16(3) 弁護士からの説明の有無・訴訟救助制度 (Q16_3)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	よく説明してくれた	5	3.6	5.3	5.3
	ある程度説明してくれた	14	10.2	14.9	20.2
	どちらともいえない	16	11.7	17.0	37.2
	あまり説明してくれなかった	6	4.4	6.4	43.6
	説明してくれなかった	53	38.7	56.4	100.0
	合計	94	68.6	100.0	
欠損値	わからない	42	30.7		
	無回答	1	.7		
	合計	43	31.4		

合計	137	100.0		
----	-----	-------	--	--

問16(4) 弁護士からの説明の有無・法律扶助制度 (Q16.4)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	よく説明してくれた	3	2.2	3.2	3.2
	ある程度説明してくれた	5	3.6	5.3	8.5
	どちらともいえない	18	13.1	19.1	27.7
	あまり説明してくれなかった	8	5.8	8.5	36.2
	説明してくれなかった	60	43.8	63.8	100.0
	合計	94	68.6	100.0	
欠損値	わからない	42	30.7		
	無回答	1	.7		
	合計	43	31.4		
合計	137	100.0			

問17(1) 弁護士の見通し・裁判にかかるお金の見通し (Q_17.1)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	当たっていた	16	11.7	15.8	15.8
	ある程度当たっていた	41	29.9	40.6	56.4
	どちらともいえない	30	21.9	29.7	86.1
	あまり当たっていなかった	8	5.8	7.9	94.1
	当たっていなかった	6	4.4	5.9	100.0
	合計	101	73.7	100.0	
欠損値	わからない	34	24.8		
	無回答	2	1.5		
	合計	36	26.3		
合計	137	100.0			

問17(2) 弁護士の見通し・裁判にかかる時間の見込み (Q_17.2)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	当たっていた	9	6.6	8.7	8.7
	ある程度当たっていた	42	30.7	40.4	49.0
	どちらともいえない	32	23.4	30.8	79.8
	あまり当たっていなかった	15	10.9	14.4	94.2
	当たっていなかった	6	4.4	5.8	100.0
	合計	104	75.9	100.0	
欠損値	わからない	32	23.4		
	無回答	1	.7		
	合計	33	24.1		
合計	137	100.0			

問17(3) 弁護士の見通し・勝訴の見込み(Q_17.3)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	当たっていた	25	18.2	21.9	21.9
	ある程度当たっていた	27	19.7	23.7	45.6
	どちらともいえない	38	27.7	33.3	78.9
	あまり当たっていなかった	14	10.2	12.3	91.2

	当たっていなかった	10	7.3	8.8	100.0
	合計	114	83.2	100.0	
欠損値	わからない	22	16.1		
	無回答	1	.7		
	合計	23	16.8		
合計		137	100.0		

問18 弁護士の人数 (Q18)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	一人	103	75.2	85.1	85.1
	二人	13	9.5	10.7	95.9
	三人以上	5	3.6	4.1	100.0
	合計	121	88.3	100.0	
欠損値	わからない	13	9.5		
	無回答	3	2.2		
	合計	16	11.7		
合計		137	100.0		

問18 3人以上の弁護士の場合の人数 (Q18SQ)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	3.0	4	2.9	100.0	100.0
欠損値	非該当	132	96.4		
	無回答	1	.7		
	合計	133	97.1		
合計		137	100.0		

問19(1) 裁判途中で弁護士を替えたいと思ったか (Q19_1)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	替えたいと思った	18	13.1	13.7	13.7
	替えたいと思わなかった	113	82.5	86.3	100.0
	合計	131	95.6	100.0	
欠損値	無回答	6	4.4		
合計		137	100.0		

問19(2) 裁判途中で弁護士が変わったか (Q19_2)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	替わった	5	3.6	3.8	3.8
	替わらなかった	126	92.0	96.2	100.0
	合計	131	95.6	100.0	
欠損値	無回答	6	4.4		
合計		137	100.0		

問20 弁護士を替えたいと思った理由(多重回答) (Q20x1~15)

	応答数		ケースのパーセント
	N	パーセント	N
勝敗の見通しについての意見の違い	3	4.9%	16.7%

和解の方針についての意見の違い	3	4.9%	16.7%
裁判の進め方についての意見の違い	4	6.6%	22.2%
争点・問題を正確に理解していない	7	11.5%	38.9%
熱心に仕事をしてくれない	7	11.5%	38.9%
仕事が遅い	4	6.6%	22.2%
こちらの感情に無神経である	3	4.9%	16.7%
十分に話を聞いてくれない	3	4.9%	16.7%
相手方本人に配慮しすぎる	3	4.9%	16.7%
相手方弁護士との間に馴れ合いがあるように思われた	9	14.8%	50.0%
裁判所の言うなりである	4	6.6%	22.2%
経験不足である	3	4.9%	16.7%
説明をしてくれない	5	8.2%	27.8%
費用が高すぎる	3	4.9%	16.7%
合計	61	100.0%	338.9%

問20 弁護士を替えたいと思った最大の理由 (Q20SQ)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	勝敗の見通しについての意見の違い	1	.7	5.9	5.9
	和解の方針についての意見の違い	1	.7	5.9	11.8
	争点・問題を正確に理解していない	5	3.6	29.4	41.2
	熱心に仕事をしてくれない	3	2.2	17.6	58.8
	仕事が遅い	2	1.5	11.8	70.6
	相手方弁護士との間に馴れ合いがあるように思われた	3	2.2	17.6	88.2
	裁判所の言うなりである	1	.7	5.9	94.1
	費用が高すぎる	1	.7	5.9	100.0
	合計	17	12.4	100.0	
欠損値	非該当	119	86.9		
	無回答	1	.7		
	合計	120	87.6		
合計	137	100.0			

問21(1) 裁判の進み具合の説明 (Q21_1)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	裁判が開かれるたびに説明してくれた	74	54.0	63.2	63.2
	数回裁判が開かれるごとに説明してくれた	23	16.8	19.7	82.9
	裁判が終わるまでほとんど説明してくれなかった	12	8.8	10.3	93.2
	まったく説明してくれなかった	8	5.8	6.8	100.0
	合計	117	85.4	100.0	
欠損値	おぼえていない	11	8.0		
	無回答	9	6.6		
	合計	20	14.6		
合計	137	100.0			

問21(2) 裁判の進み具合についての説明の理解度 (Q21_2)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	よく理解できた	33	24.1	27.3	27.3

	ある程度理解できた	48	35.0	39.7	66.9
	どちらともいえない	19	13.9	15.7	82.6
	あまりよく理解できなかった	14	10.2	11.6	94.2
	まったく理解できなかった	7	5.1	5.8	100.0
	合計	121	88.3	100.0	
欠損値	わからない	15	10.9		
	無回答	1	.7		
	合計	16	11.7		
合計		137	100.0		

問22(1) 弁護士に対する評価・事件の内容や背景についてよく理解していた (Q22.1)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	よくあてはまる	38	27.7	31.7	31.7
	ある程度あてはまる	55	40.1	45.8	77.5
	どちらともいえない	19	13.9	15.8	93.3
	あまりあてはまらない	6	4.4	5.0	98.3
	あてはまらない	2	1.5	1.7	100.0
	合計	120	87.6	100.0	
欠損値	わからない	16	11.7		
	無回答	1	.7		
	合計	17	12.4		
合計		137	100.0		

問22(2) 弁護士に対する評価・あなたの気持ちを親身になって理解しようとした (Q22.2)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	よくあてはまる	34	24.8	27.9	27.9
	ある程度あてはまる	52	38.0	42.6	70.5
	どちらともいえない	28	20.4	23.0	93.4
	あまりあてはまらない	4	2.9	3.3	96.7
	あてはまらない	4	2.9	3.3	100.0
	合計	122	89.1	100.0	
欠損値	わからない	13	9.5		
	無回答	2	1.5		
	合計	15	10.9		
合計		137	100.0		

問22(3) 弁護士に対する評価・事件の法律的説明をわかりやすくしてくれた (Q22.3)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	よくあてはまる	30	21.9	25.2	25.2
	ある程度あてはまる	48	35.0	40.3	65.5
	どちらともいえない	27	19.7	22.7	88.2
	あまりあてはまらない	8	5.8	6.7	95.0
	あてはまらない	6	4.4	5.0	100.0
	合計	119	86.9	100.0	
欠損値	わからない	16	11.7		
	無回答	2	1.5		
	合計	18	13.1		

合計	137	100.0		
----	-----	-------	--	--

問22(4) 弁護士に対する評価・紛争当事者全員にとって良い解決を考えていた (Q22_4)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	よくあてはまる	19	13.9	16.4	16.4
	ある程度あてはまる	44	32.1	37.9	54.3
	どちらともいえない	37	27.0	31.9	86.2
	あまりあてはまらない	8	5.8	6.9	93.1
	あてはまらない	8	5.8	6.9	100.0
	合計	116	84.7	100.0	
欠損値	わからない	18	13.1		
	無回答	3	2.2		
	合計	21	15.3		
合計	137	100.0			

問22(5) 弁護士に対する評価・当事者になっていない家族等への配慮をしていた (Q22_5)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	よくあてはまる	24	17.5	21.2	21.2
	ある程度あてはまる	26	19.0	23.0	44.2
	どちらともいえない	46	33.6	40.7	85.0
	あまりあてはまらない	6	4.4	5.3	90.3
	あてはまらない	11	8.0	9.7	100.0
	合計	113	82.5	100.0	
欠損値	わからない	21	15.3		
	無回答	3	2.2		
	合計	24	17.5		
合計	137	100.0			

問23(1) 弁護士に対する総合的な評価 (Q23_1)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	満足している	36	26.3	29.3	29.3
	ある程度満足している	44	32.1	35.8	65.0
	どちらともいえない	27	19.7	22.0	87.0
	ある程度不満である	10	7.3	8.1	95.1
	不満である	6	4.4	4.9	100.0
	合計	123	89.8	100.0	
欠損値	わからない	14	10.2		
合計	137	100.0			

問23(2) 人や親戚に弁護士を紹介するか (Q23_2)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	紹介する	27	19.7	23.3	23.3
	たぶん紹介する	33	24.1	28.4	51.7
	どちらともいえない	36	26.3	31.0	82.8
	たぶん紹介しない	7	5.1	6.0	88.8
	紹介しない	13	9.5	11.2	100.0
	合計	116	84.7	100.0	

欠損値	わからない	21	15.3		
合計		137	100.0		

問23(3) 弁護士の性別により裁判結果に違いがあったと思うか (Q23_3)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	有利になっていたと思う	8	5.8	8.9	8.9
	変わらなかったと思う	78	56.9	86.7	95.6
	不利になっていたと思う	4	2.9	4.4	100.0
	合計	90	65.7	100.0	
欠損値	わからない	42	30.7		
	無回答	5	3.6		
	合計	47	34.3		
合計		137	100.0		

問23(4) 弁護士について印象に残ったこと(O.A.) (Q23_4)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	回答あり	41	29.9	29.9	29.9
	回答なし	96	70.1	70.1	100.0
	合計	137	100.0	100.0	

問24(1) 相手方弁護士の有無 (Q24_1)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	ついていた	107	78.1	91.5	91.5
	ついていなかった	10	7.3	8.5	100.0
	合計	117	85.4	100.0	
欠損値	わからない	20	14.6		
合計		137	100.0		

問24(2) 相手方弁護士に対する評価(多重回答) (Q24_2x1~8)

	応答数		ケースのパーセント
	N	パーセント	N
相手方弁護士の方が自分の弁護士より有能に見えた	55	12.4%	15.4%
相手方弁護士は有能に見えた	12	2.7%	3.4%
相手方弁護士は裁判官と親しげだった	35	7.9%	9.8%
相手方弁護士は自分の弁護士と親しげだった	17	3.8%	4.8%
相手方弁護士は親切そうだった	18	4.1%	5.1%
相手方弁護士は悪徳弁護士に見えた	105	23.7%	29.5%
もし将来裁判をするなら、相手方弁護士に依頼したい	14	3.2%	3.9%
相手方弁護士についてほとんど印象がない	134	30.2%	37.6%
その他	53	12.0%	14.9%
合計	443	100.0%	124.4%

問25(1) 裁判全体での費用負担の有無 (Q25_1)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	使った	75	54.7	79.8	79.8
	使っていない	19	13.9	20.2	100.0

	合計	94	68.6	100.0	
欠損値	わからない	42	30.7		
	無回答	1	.7		
	合計	43	31.4		
合計		137	100.0		

問25(1) 裁判全体での負担額 (Q25_1SQ)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	1.00	2	1.5	2.7	2.7
	6.00	1	.7	1.3	4.0
	10.00	2	1.5	2.7	6.7
	20.00	3	2.2	4.0	10.7
	30.00	5	3.6	6.7	17.3
	31.00	1	.7	1.3	18.7
	33.00	1	.7	1.3	20.0
	35.00	1	.7	1.3	21.3
	40.00	3	2.2	4.0	25.3
	45.00	2	1.5	2.7	28.0
	50.00	12	8.8	16.0	44.0
	60.00	4	2.9	5.3	49.3
	70.00	1	.7	1.3	50.7
	80.00	3	2.2	4.0	54.7
	90.00	4	2.9	5.3	60.0
	100.00	7	5.1	9.3	69.3
	130.00	1	.7	1.3	70.7
	140.00	2	1.5	2.7	73.3
	150.00	4	2.9	5.3	78.7
	190.00	1	.7	1.3	80.0
	200.00	3	2.2	4.0	84.0
	260.00	1	.7	1.3	85.3
	280.00	1	.7	1.3	86.7
	300.00	5	3.6	6.7	93.3
400.00	2	1.5	2.7	96.0	
692.00	1	.7	1.3	97.3	
700.00	1	.7	1.3	98.7	
40000.00	1	.7	1.3	100.0	
	合計	75	54.7	100.0	
欠損値	非該当	62	45.3		
合計		137	100.0		

問25(2) 負担額は高いか (Q26_2)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	安い	6	4.4	7.0	7.0
	どちらかといえば安い	14	10.2	16.3	23.3
	どちらともいえない	31	22.6	36.0	59.3
	どちらかといえば高い	16	11.7	18.6	77.9
	高い	19	13.9	22.1	100.0
	合計	86	62.8	100.0	
欠損	わからない	50	36.5		

値	無回答	1	.7		
	合計	51	37.2		
合計		137	100.0		

問25(3) 負担額は正当な額か (Q25_3)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	正当だ	11	8.0	14.1	14.1
	どちらかといえば正当だ	17	12.4	21.8	35.9
	どちらともいえない	34	24.8	43.6	79.5
	どちらかといえば不当だ	9	6.6	11.5	91.0
	不当だ	7	5.1	9.0	100.0
	合計	78	56.9	100.0	
欠損値	わからない	56	40.9		
	無回答	3	2.2		
	合計	59	43.1		
合計		137	100.0		

問26(1) 費用内訳説明の有無・弁護士費用と裁判所に納める費用の区別 (Q26_1)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	区別について説明を受けた	53	38.7	57.0	57.0
	区別について説明を受けていない	29	21.2	31.2	88.2
	費用の請求を受けていない	11	8.0	11.8	100.0
	合計	93	67.9	100.0	
欠損値	わからない	41	29.9		
	無回答	3	2.2		
	合計	44	32.1		
合計		137	100.0		

問26(2) 費用内訳説明の有無・弁護士報酬と弁護士実費の区別 (Q26_2)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	区別について説明を受けた	49	35.8	53.3	53.3
	区別について説明を受けていない	32	23.4	34.8	88.0
	費用の請求を受けていない	11	8.0	12.0	100.0
	合計	92	67.2	100.0	
欠損値	わからない	43	31.4		
	無回答	2	1.5		
	合計	45	32.8		
合計		137	100.0		

問27 訴訟の過程でわずらわしいと感じたか (Q27)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	わずらわしかった	61	44.5	46.9	46.9
	どちらかといえばわずらわしかった	44	32.1	33.8	80.8

	どちらともいえない	12	8.8	9.2	90.0
	どちらかといえばわずらわしくなかった	5	3.6	3.8	93.8
	わずらわしくなかった	8	5.8	6.2	100.0
	合計	130	94.9	100.0	
欠損値	わからない	7	5.1		
合計		137	100.0		

問28 地方裁判所での裁判結果 (Q28)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	判決が出た	70	51.1	56.0	56.0
	地方裁判所で和解した	51	37.2	40.8	96.8
	地方裁判所で訴えを取り下げた	4	2.9	3.2	100.0
	合計	125	91.2	100.0	
欠損値	わからない	12	8.8		
合計		137	100.0		

問29(1) 判決書を読んだか (Q29_1)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	冒頭の結論のみ読んだ	18	13.1	28.6	28.6
	結論以外の部分も読んだ	35	25.5	55.6	84.1
	判決書を読んでいない	10	7.3	15.9	100.0
	合計	63	46.0	100.0	
欠損値	わからない	7	5.1		
	非該当	67	48.9		
	合計	74	54.0		
合計		137	100.0		

問29(2) 判決書を自分で読んで理解できたか (Q29_2)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	理解できた	14	10.2	40.0	40.0
	ある程度理解できた	17	12.4	48.6	88.6
	理解できなかった	4	2.9	11.4	100.0
	合計	35	25.5	100.0	
欠損値	非該当	102	74.5		
合計		137	100.0		

問29(3) 弁護士は判決書の内容を説明してくれたか (Q29_3)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	くわしく説明してくれた	13	9.5	22.0	22.0
	ある程度説明してくれた	33	24.1	55.9	78.0
	あまり説明してくれなかった	6	4.4	10.2	88.1
	まったく説明してくれなかった	7	5.1	11.9	100.0
	合計	59	43.1	100.0	
欠損値	わからない	11	8.0		
	非該当	67	48.9		

	合計	78	56.9		
合計		137	100.0		

問29(4) 判決内容の評価・勝敗 (Q29_4)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	勝訴だった	21	15.3	31.8	31.8
	どちらかといえば勝訴だった	10	7.3	15.2	47.0
	どちらともいえない	8	5.8	12.1	59.1
	どちらかといえば敗訴だった	5	3.6	7.6	66.7
	敗訴だった	22	16.1	33.3	100.0
	合計	66	48.2	100.0	
欠損値	わからない	4	2.9		
	非該当	67	48.9		
	合計	71	51.8		
合計		137	100.0		

問29(5) 判決内容の評価・正当性 (Q29_5)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	正当だ	21	15.3	31.8	31.8
	どちらかといえば正当だ	8	5.8	12.1	43.9
	どちらともいえない	11	8.0	16.7	60.6
	どちらかといえば不当だ	10	7.3	15.2	75.8
	不当だ	16	11.7	24.2	100.0
	合計	66	48.2	100.0	
欠損値	わからない	4	2.9		
	非該当	67	48.9		
	合計	71	51.8		
合計		137	100.0		

問30(1) 地方裁判所における和解内容の評価・勝敗 (Q30_1)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	勝訴だった	5	3.6	10.6	10.6
	どちらかといえば勝訴だった	9	6.6	19.1	29.8
	どちらともいえない	13	9.5	27.7	57.4
	どちらかといえば敗訴だった	12	8.8	25.5	83.0
	敗訴だった	8	5.8	17.0	100.0
	合計	47	34.3	100.0	
欠損値	わからない	4	2.9		
	非該当	86	62.8		
	合計	90	65.7		
合計		137	100.0		

問30(2) 地方裁判所における和解内容の評価・正当性 (Q30_2)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	正当だ	1	.7	2.2	2.2
	どちらかといえば正当だ	12	8.8	26.7	28.9
	どちらともいえない	13	9.5	28.9	57.8
	どちらかといえば不当だ	12	8.8	26.7	84.4
	不当だ	7	5.1	15.6	100.0
	合計	45	32.8	100.0	
欠損値	わからない	6	4.4		
	非該当	86	62.8		
	合計	92	67.2		
合計		137	100.0		

問31(1) 地方裁判所における和解の際、考慮したこと・裁判官からのすすめ (Q31_1)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	6	4.4	15.4	15.4
	ある程度考慮した	20	14.6	51.3	66.7
	どちらともいえない	10	7.3	25.6	92.3
	あまり考慮しなかった	2	1.5	5.1	97.4
	考慮しなかった	1	.7	2.6	100.0
	合計	39	28.5	100.0	
欠損値	わからない	12	8.8		
	非該当	86	62.8		
	合計	98	71.5		
合計		137	100.0		

問31(2) 地方裁判所における和解の際、考慮したこと・弁護士からのすすめ (Q31_2)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	13	9.5	27.7	27.7
	ある程度考慮した	25	18.2	53.2	80.9
	どちらともいえない	8	5.8	17.0	97.9
	あまり考慮しなかった	1	.7	2.1	100.0
	合計	47	34.3	100.0	
欠損値	わからない	4	2.9		
	非該当	86	62.8		
	合計	90	65.7		
合計		137	100.0		

問31(3) 地方裁判所における和解の際、考慮したこと・家族からのすすめ (Q31_3)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	6	4.4	15.0	15.0
	ある程度考慮した	11	8.0	27.5	42.5
	どちらともいえない	8	5.8	20.0	62.5
	あまり考慮しなかった	3	2.2	7.5	70.0
	考慮しなかった	12	8.8	30.0	100.0
	合計	40	29.2	100.0	
欠損	わからない	8	5.8		

値	非該当	86	62.8		
	無回答	3	2.2		
	合計	97	70.8		
合計		137	100.0		

問31(4) 地方裁判所における和解の際、考慮したこと・和解しないと裁判でさらにお金がかかること (Q31_4)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	10	7.3	21.7	21.7
	ある程度考慮した	22	16.1	47.8	69.6
	どちらともいえない	6	4.4	13.0	82.6
	あまり考慮しなかった	4	2.9	8.7	91.3
	考慮しなかった	4	2.9	8.7	100.0
	合計	46	33.6	100.0	
欠損値	わからない	5	3.6		
	非該当	86	62.8		
	合計	91	66.4		
合計		137	100.0		

問31(5) 地方裁判所における和解の際、考慮したこと・和解の内容が納得できること (Q31_5)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	6	4.4	14.0	14.0
	ある程度考慮した	10	7.3	23.3	37.2
	どちらともいえない	21	15.3	48.8	86.0
	あまり考慮しなかった	3	2.2	7.0	93.0
	考慮しなかった	3	2.2	7.0	100.0
	合計	43	31.4	100.0	
欠損値	わからない	8	5.8		
	非該当	86	62.8		
	合計	94	68.6		
合計		137	100.0		

問31(6) 地方裁判所における和解の際、考慮したこと・裁判に疲れたこと (Q31_6)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	9	6.6	19.6	19.6
	ある程度考慮した	16	11.7	34.8	54.3
	どちらともいえない	11	8.0	23.9	78.3
	あまり考慮しなかった	4	2.9	8.7	87.0
	考慮しなかった	6	4.4	13.0	100.0
	合計	46	33.6	100.0	
欠損値	わからない	5	3.6		
	非該当	86	62.8		
	合計	91	66.4		
合計		137	100.0		

問31(7) 地方裁判所における和解の際、考慮したこと・紛争に早く決着をつけること (Q31_7)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	21	15.3	43.8	43.8

	ある程度考慮した	19	13.9	39.6	83.3
	どちらともいえない	5	3.6	10.4	93.8
	あまり考慮しなかった	2	1.5	4.2	97.9
	考慮しなかった	1	.7	2.1	100.0
	合計	48	35.0	100.0	
欠損値	わからない	3	2.2		
	非該当	86	62.8		
	合計	89	65.0		
合計		137	100.0		

問31(8) 地方裁判所における和解の際、考慮したこと・相手が解決内容にしたがう可能性 (Q31.8)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	8	5.8	18.2	18.2
	ある程度考慮した	14	10.2	31.8	50.0
	どちらともいえない	15	10.9	34.1	84.1
	あまり考慮しなかった	3	2.2	6.8	90.9
	考慮しなかった	4	2.9	9.1	100.0
	合計	44	32.1	100.0	
欠損値	わからない	7	5.1		
	非該当	86	62.8		
	合計	93	67.9		
合計		137	100.0		

問31(9) 地方裁判所における和解の際、考慮したこと・紛争解決の相場等に沿った和解であること(Q31.9)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	5	3.6	12.2	12.2
	ある程度考慮した	17	12.4	41.5	53.7
	どちらともいえない	15	10.9	36.6	90.2
	あまり考慮しなかった	2	1.5	4.9	95.1
	考慮しなかった	2	1.5	4.9	100.0
	合計	41	29.9	100.0	
欠損値	わからない	10	7.3		
	非該当	86	62.8		
	合計	96	70.1		
合計		137	100.0		

問31(9) 地方裁判所における和解の際、考慮したこと・裁判継続による家族や勤務先等の受けとめ方(Q31.9)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	7	5.1	16.3	16.3
	ある程度考慮した	6	4.4	14.0	30.2
	どちらともいえない	14	10.2	32.6	62.8
	あまり考慮しなかった	5	3.6	11.6	74.4
	考慮しなかった	11	8.0	25.6	100.0
	合計	43	31.4	100.0	
欠損値	わからない	8	5.8		
	非該当	86	62.8		
	合計	94	68.6		
合計		137	100.0		

問31(9) 地方裁判所における和解の際、考慮したこと・裁判継続により家族等に迷惑がかかること (Q31_9)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	5	3.6	11.4	11.4
	ある程度考慮した	12	8.8	27.3	38.6
	どちらともいえない	11	8.0	25.0	63.6
	あまり考慮しなかった	4	2.9	9.1	72.7
	考慮しなかった	12	8.8	27.3	100.0
	合計	44	32.1	100.0	
欠損値	わからない	7	5.1		
	非該当	86	62.8		
	合計	93	67.9		
合計		137	100.0		

問32(1) 裁判外での和解(示談)の有無 (Q32_1)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	はい、裁判外で和解しました	3	2.2	100.0	100.0
欠損値	非該当	133	97.1		
	無回答	1	.7		
	合計	134	97.8		
合計		137	100.0		

問32(2) 裁判外での和解(示談)内容の評価・勝敗 (Q32_2)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	どちらかといえば勝訴だった	2	1.5	66.7	66.7
	敗訴だった	1	.7	33.3	100.0
	合計	3	2.2	100.0	
欠損値	非該当	134	97.8		
合計		137	100.0		

問32(3) 裁判外での和解(示談)内容の評価・正当性 (Q32_3)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	正当だ	2	1.5	66.7	66.7
	不当だ	1	.7	33.3	100.0
	合計	3	2.2	100.0	
欠損値	非該当	134	97.8		
合計		137	100.0		

問33 証拠の収集方法(多重回答) (Q33x1~5_A)

	応答数		ケースのパーセント
	N	パーセント	N
自分の独自の判断で、事実や証拠・証人を探した	132	27.4%	30.9%

証拠等の収集方法-弁護士の指示で、事実や証拠・証人を自分で探した	136	28.3%	31.9%
証拠等の収集方法-弁護士が、事実や証拠・証人を探してくれた	57	11.9%	13.3%
証拠等の収集方法-事実や証拠・証人をさがさなかった	61	12.7%	14.3%
証拠等の収集方法-わからない	95	19.8%	22.2%
合計	481	100.0%	112.6%

問34 証拠収集での苦勞の有無(多重回答) (Q34x1~7_A)

	応答数		ケースのパーセント
	N	パーセント	N
証拠収集での苦勞の有無-相手方の持っている証拠や事実を調べるのが困難だった	79	18.9%	21.5%
証拠収集での苦勞の有無-第三者のもとにある証拠や事実を調べるのが困難だった	58	13.9%	15.8%
証拠収集での苦勞の有無-官公署のもとにある証拠や事実を調べるのが困難だった	31	7.4%	8.4%
証拠収集での苦勞の有無-証拠や事実を調べることは特に困難でなかった	111	26.6%	30.2%
証拠収集での苦勞の有無-証拠や事実をさがす必要がなかった	38	9.1%	10.4%
証拠収集での苦勞の有無-その他	12	2.9%	3.3%
証拠収集での苦勞の有無-わからない	88	21.1%	24.0%
合計	417	100.0%	113.6%

問35 イニシアティブ (Q35)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	弁護士に任せた	46	33.6	37.1	37.1
	あなたと相談しながら、主として弁護士が決めた	56	40.9	45.2	82.3
	弁護士と相談しながら、主としてあなたが決めた	18	13.1	14.5	96.8
	あなたが決めた	4	2.9	3.2	100.0
	合計	124	90.5	100.0	
欠損値	わからない	11	8.0		
	無回答	2	1.5		
	合計	13	9.5		
合計		137	100.0		

問36(1) 当事者尋問の有無 (Q36_1)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	宣誓をした上で、法廷で証言した	44	32.1	36.1	36.1
	宣誓はしないで、法廷で証言した	4	2.9	3.3	39.3
	法廷で証言したことはない	74	54.0	60.7	100.0
	合計	122	89.1	100.0	
欠損値	わからない	12	8.8		
	無回答	3	2.2		
	合計	15	10.9		

合計	137	100.0		
----	-----	-------	--	--

問36(2a) 当事者尋問で十分に発言できたか (Q36_2_a)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	言えた	9	6.6	19.6	19.6
	ある程度言えた	19	13.9	41.3	60.9
	どちらともいえない	9	6.6	19.6	80.4
	あまり言えなかった	8	5.8	17.4	97.8
	言えなかった	1	.7	2.2	100.0
	合計	46	33.6	100.0	
欠損値	非該当	89	65.0		
	無回答	2	1.5		
	合計	91	66.4		
合計		137	100.0		

問36(2b) 相手側の質問により不愉快になったか (Q36_2_b)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	不愉快になった	22	16.1	47.8	47.8
	やや不愉快になった	14	10.2	30.4	78.3
	どちらともいえない	6	4.4	13.0	91.3
	あまり不愉快にならなかった	2	1.5	4.3	95.7
	不愉快にならなかった	2	1.5	4.3	100.0
	合計	46	33.6	100.0	
欠損値	わからない	1	.7		
	非該当	89	65.0		
	無回答	1	.7		
	合計	91	66.4		
合計		137	100.0		

問36(2c) 裁判官の質問により不愉快になったか (Q36_2_c)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	不愉快になった	5	3.6	11.1	11.1
	やや不愉快になった	6	4.4	13.3	24.4
	どちらともいえない	15	10.9	33.3	57.8
	あまり不愉快にならなかった	10	7.3	22.2	80.0
	不愉快にならなかった	9	6.6	20.0	100.0
	合計	45	32.8	100.0	
欠損値	わからない	2	1.5		
	非該当	89	65.0		
	無回答	1	.7		
	合計	92	67.2		
合計		137	100.0		

問36(2d) 証言内容について弁護士の指導を前もって受けたか (Q36_2_d)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	指導を受けた	30	21.9	65.2	65.2

	指導を受けなかった	16	11.7	34.8	100.0
	合計	46	33.6	100.0	
欠損値	非該当	89	65.0		
	無回答	2	1.5		
	合計	91	66.4		
合計		137	100.0		

問37(1) 裁判途中の和解交渉の有無 (Q37_1)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	した	58	42.3	51.3	51.3
	しなかった	55	40.1	48.7	100.0
	合計	113	82.5	100.0	
欠損値	わからない	23	16.8		
	無回答	1	.7		
	合計	24	17.5		
合計		137	100.0		

問37(2) 和解のための話し合いをどのようにしたか (Q37_2)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	弁護士に任せた	23	16.8	41.1	41.1
	あなたと相談しながら、主として弁護士が話し合いをした	23	16.8	41.1	82.1
	弁護士と相談しながら、主としてあなたが話し合いをした	8	5.8	14.3	96.4
	あなたが話し合いをした	2	1.5	3.6	100.0
	合計	56	40.9	100.0	
欠損値	わからない	2	1.5		
	非該当	79	57.7		
	合計	81	59.1		
合計		137	100.0		

問37(3a) 和解交渉のために事前に弁護士と検討したこと・どこまで譲歩できるか (Q37_3_a_A)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	検討した	38	27.7	73.1	73.1
	検討しなかった	7	5.1	13.5	86.5
	わからない	7	5.1	13.5	100.0
	合計	52	38.0	100.0	
欠損値	非該当	79	57.7		
	無回答	6	4.4		
	合計	85	62.0		
合計		137	100.0		

問37(3b) 和解交渉のために事前に弁護士と検討したこと・どういう判決が出るかの見通し (Q37_3_b_A)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	検討した	34	24.8	63.0	63.0

	検討しなかった	8	5.8	14.8	77.8
	わからない	12	8.8	22.2	100.0
	合計	54	39.4	100.0	
欠損値	非該当	79	57.7		
	無回答	4	2.9		
	合計	83	60.6		
合計		137	100.0		

問37(3c) 和解交渉のために事前に弁護士と検討したこと・相手を説得するための材料 (Q37_3_c_A)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	検討した	22	16.1	42.3	42.3
	検討しなかった	16	11.7	30.8	73.1
	わからない	14	10.2	26.9	100.0
	合計	52	38.0	100.0	
欠損値	非該当	79	57.7		
	無回答	6	4.4		
	合計	85	62.0		
合計		137	100.0		

問37(3c) 和解交渉のために事前に弁護士と検討したこと・相手が判決や和解にしたがわない可能性(Q37_3_c_A)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	検討した	25	18.2	47.2	47.2
	検討しなかった	14	10.2	26.4	73.6
	わからない	14	10.2	26.4	100.0
	合計	53	38.7	100.0	
欠損値	非該当	79	57.7		
	無回答	5	3.6		
	合計	84	61.3		
合計		137	100.0		

問37(4) 和解交渉に立ち会ったとき(多重回答) (Q37_4x1~7)

	応答数		ケースのパーセント
	N	パーセント	N
立ち会ったことはない	51	33.8%	35.9%
毎回立ち会った	26	17.2%	18.3%
和解のための話し合いをはじめたとき	33	21.9%	23.2%
和解のための話し合いの途中の段階	15	9.9%	10.6%
和解書に署名するとき	16	10.6%	11.3%
その他	3	2.0%	2.1%
わからない	7	4.6%	4.9%
合計	151	100.0%	106.3%

問38 裁判官が和解を勧めた程度 (Q38)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	非常に強く勧めた	2	1.5	4.9	4.9
	強く勧めた	14	10.2	34.1	39.0
	ある程度勧めた	21	15.3	51.2	90.2

	それほどは勧めなかった	1	.7	2.4	92.7
	勧めなかった	3	2.2	7.3	100.0
	合計	41	29.9	100.0	
欠損値	わからない	14	10.2		
	非該当	79	57.7		
	無回答	3	2.2		
	合計	96	70.1		
合計		137	100.0		

問39 裁判の最終結果とその履行状況 (Q39)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	判決や和解の内容が現実に履行された	77	56.2	61.6	61.6
	判決や和解の内容の一部が現実に履行された	15	10.9	12.0	73.6
	判決や和解の内容は全く履行されていない	7	5.1	5.6	79.2
	再び話し合って裁判の結果とは別の合意となって履行された	3	2.2	2.4	81.6
	裁判の結果とは別の合意となり、その一部しか履行されていない	1	.7	.8	82.4
	裁判の結果とは別の合意となり、全く履行されていない	1	.7	.8	83.2
	履行されるべき内容がなかった	12	8.8	9.6	92.8
	その他	9	6.6	7.2	100.0
	合計	125	91.2	100.0	
欠損値	無回答	12	8.8		
合計		137	100.0		

問40(1) 地方裁判所に行った頻度 (Q40_1)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	毎回行った	33	24.1	25.6	25.6
	しばしば行った	11	8.0	8.5	34.1
	ときどき行った	9	6.6	7.0	41.1
	まれにしか行かなかった	31	22.6	24.0	65.1
	まったく行かなかった	45	32.8	34.9	100.0
	合計	129	94.2	100.0	
欠損値	わからない	4	2.9		
	無回答	4	2.9		
	合計	8	5.8		
合計		137	100.0		

問40(2) 裁判所にいった場面(多重回答) (Q40_2x1~10)

	応答数		ケースのパーセント
	N	パーセント	N
初回の審理の日	161	17.6%	48.5%
裁判の初期の段階	130	14.2%	39.2%
裁判の半ばの頃	110	12.0%	33.1%

証人尋問の日	90	9.8%	27.1%
あなたが証言した日	111	12.1%	33.4%
相手が証言した日	81	8.9%	24.4%
和解成立の日	100	10.9%	30.1%
判決の日	88	9.6%	26.5%
その他	31	3.4%	9.3%
わからない	13	1.4%	3.9%
合計	915	100.0%	275.6%

問41(1) 裁判官に対する総合評価・裁判官はよく話を聞いてくれた (Q41_1)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	そう思う	17	12.4	20.2	20.2
	どちらかといえばそう思う	21	15.3	25.0	45.2
	どちらともいえない	24	17.5	28.6	73.8
	どちらかといえばそう思わない	10	7.3	11.9	85.7
	そう思わない	12	8.8	14.3	100.0
	合計	84	61.3	100.0	
欠損値	わからない	47	34.3		
	無回答	6	4.4		
	合計	53	38.7		
合計	137	100.0			

問41(2) 裁判官に対する総合評価・裁判官は問題とその背景をよく理解していた (Q41_2)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	そう思う	12	8.8	13.3	13.3
	どちらかといえばそう思う	24	17.5	26.7	40.0
	どちらともいえない	23	16.8	25.6	65.6
	どちらかといえばそう思わない	13	9.5	14.4	80.0
	そう思わない	18	13.1	20.0	100.0
	合計	90	65.7	100.0	
欠損値	わからない	41	29.9		
	無回答	6	4.4		
	合計	47	34.3		
合計	137	100.0			

問41(3) 裁判官に対する総合評価・裁判官の言うことはわかりやすかった (Q41_3)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	そう思う	14	10.2	16.1	16.1
	どちらかといえばそう思う	24	17.5	27.6	43.7
	どちらともいえない	27	19.7	31.0	74.7
	どちらかといえばそう思わない	13	9.5	14.9	89.7
	そう思わない	9	6.6	10.3	100.0
	合計	87	63.5	100.0	
欠損値	わからない	44	32.1		
	無回答	6	4.4		
	合計	50	36.5		
合計	137	100.0			

問42(4) 裁判官に対する総合評価・裁判官は相手方に味方しているように見えた (q41_4)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	そう思う	15	10.9	16.9	16.9
	どちらかといえばそう思う	6	4.4	6.7	23.6
	どちらともいえない	39	28.5	43.8	67.4
	どちらかといえばそう思わない	9	6.6	10.1	77.5
	そう思わない	20	14.6	22.5	100.0
	合計	89	65.0	100.0	
欠損値	わからない	42	30.7		
	無回答	6	4.4		
	合計	48	35.0		
合計	137	100.0			

問42(5) 裁判官に対する総合評価・裁判官は自分を見下しているようだった (Q42_5)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	そう思う	5	3.6	5.6	5.6
	どちらかといえばそう思う	11	8.0	12.4	18.0
	どちらともいえない	28	20.4	31.5	49.4
	どちらかといえばそう思わない	14	10.2	15.7	65.2
	そう思わない	31	22.6	34.8	100.0
	合計	89	65.0	100.0	
欠損値	わからない	42	30.7		
	無回答	6	4.4		
	合計	48	35.0		
合計	137	100.0			

問41(6) 裁判官に対する総合評価・裁判官の裁判のすすめ方は強引だった(Q41_6)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	そう思う	7	5.1	8.2	8.2
	どちらかといえばそう思う	5	3.6	5.9	14.1
	どちらともいえない	31	22.6	36.5	50.6
	どちらかといえばそう思わない	10	7.3	11.8	62.4
	そう思わない	32	23.4	37.6	100.0
	合計	85	62.0	100.0	
欠損値	わからない	45	32.8		
	無回答	7	5.1		
	合計	52	38.0		
合計	137	100.0			

問41(7) 裁判官に対する総合評価・審理の途中で裁判官が交替して審理が滞った (Q41_7)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	そう思う	2	1.5	4.0	4.0
	どちらかといえばそう思う	4	2.9	8.0	12.0
	どちらともいえない	10	7.3	20.0	32.0
	どちらかといえばそう思わない	5	3.6	10.0	42.0
	そう思わない	29	21.2	58.0	100.0

	合計	50	36.5	100.0	
欠損値	わからない	69	50.4		
	無回答	18	13.1		
	合計	87	63.5		
合計		137	100.0		

問42(1) 担当裁判官の性別 (Q42_1)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	男性	81	59.1	91.0	91.0
	女性	8	5.8	9.0	100.0
	合計	89	65.0	100.0	
欠損値	わからない	43	31.4		
	無回答	5	3.6		
	合計	48	35.0		
合計		137	100.0		

問42(2) 担当裁判官の年齢 (Q42_2)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	30代	8	5.8	9.5	9.5
	40代	27	19.7	32.1	41.7
	50代	42	30.7	50.0	91.7
	60代	7	5.1	8.3	100.0
	合計	84	61.3	100.0	
欠損値	わからない	47	34.3		
	無回答	6	4.4		
	合計	53	38.7		
合計		137	100.0		

問42(3) 担当裁判官に対して印象に残ったこと (Q42_3)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	回答あり	30	21.9	21.9	21.9
	回答なし	107	78.1	78.1	100.0
	合計	137	100.0	100.0	

問43(1) 裁判所職員の印象(多重回答) (Q43_1x1~5)

	応答数		ケースのパーセント
	N	パーセント	N
裁判所職員と裁判官の区別が付かなかった	26	5.5%	5.6%
裁判所職員とは話をしていない	235	49.6%	50.5%
裁判所職員と話したが特に印象はない	126	26.6%	27.1%
裁判所職員について何らかの印象を持った	58	12.2%	12.5%
その他	29	6.1%	6.2%
合計	474	100.0%	101.9%

問43(2) 裁判所職員についての印象(O.A.) (Q43.2)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効 欠損値	回答あり	7	5.1	100.0	100.0
	非該当	130	94.9		
合計		137	100.0		

問44(1) 味方当事者(共同原告または共同被告)の有無 (Q44.1)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	いなかった	56	40.9	42.7	42.7
	いた	75	54.7	57.3	100.0
	合計	131	95.6	100.0	
欠損値	いたかどうかわからない	5	3.6		
	無回答	1	.7		
	合計	6	4.4		
合計		137	100.0		

問44(1) 味方当事者(共同原告または共同被告)の人数 (Q44.1SQ)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	1.00	32	23.4	23.4	23.4
	2.00	14	10.2	10.2	33.6
	3.00	5	3.6	3.6	37.2
	4.00	6	4.4	4.4	41.6
	5.00	1	.7	.7	42.3
	7.00	1	.7	.7	43.1
	10.00	2	1.5	1.5	44.5
	12.00	1	.7	.7	45.3
	13.00	1	.7	.7	46.0
	15.00	1	.7	.7	46.7
	30.00	1	.7	.7	47.4
	88.00	62	45.3	45.3	92.7
	99.00	10	7.3	7.3	100.0
	合計	137	100.0	100.0	

問44(2) 味方当事者(多重回答) (Q44.2x1~8)

	応答数		ケースのパーセント
	N	パーセント	N
配偶者・元配偶者	58	19.9%	24.4%
配偶者以外の家族・親戚	108	37.1%	45.4%
友人・知人	31	10.7%	13.0%
近隣の人	14	4.8%	5.9%
職場の同僚・上司など	30	10.3%	12.6%
それまで知らなかった人	23	7.9%	9.7%
自分の会社	13	4.5%	5.5%
その他	14	4.8%	5.9%
合計	291	100.0%	122.3%

問44(3) 中心になって裁判を進めた人 (Q44_3)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	あなたが中心となって進めた	31	22.6	56.4	56.4
	あなた以外の原告が中心となって進めた	24	17.5	43.6	100.0
	合計	55	40.1	100.0	
欠損値	誰が中心ということもなかった	18	13.1		
	非該当	62	45.3		
	無回答	2	1.5		
	合計	82	59.9		
合計		137	100.0		

問45 訴訟相手(多重回答) (Q45x1~9)

	応答数		ケースのパーセント
	N	パーセント	N
配偶者・元配偶者	16	2.9%	3.1%
配偶者以外の家族・親戚	63	11.4%	12.1%
知人・友人	40	7.2%	7.7%
近隣の人	28	5.1%	5.4%
職場の同僚・上司など	11	2.0%	2.1%
自分の会社	24	4.3%	4.6%
取引先	64	11.6%	12.3%
それまで知らなかった人	140	25.4%	27.0%
その他	166	30.1%	32.0%
合計	552	100.0%	106.4%

問46 訴訟相手と知り合った時期(年) (Q46_YEAR)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	1946.00	1	.7	1.0	1.0
	1947.00	1	.7	1.0	2.1
	1948.00	2	1.5	2.1	4.1
	1951.00	1	.7	1.0	5.2
	1953.00	1	.7	1.0	6.2
	1960.00	1	.7	1.0	7.2
	1963.00	1	.7	1.0	8.2
	1965.00	4	2.9	4.1	12.4
	1966.00	1	.7	1.0	13.4
	1968.00	1	.7	1.0	14.4
	1970.00	1	.7	1.0	15.5
	1975.00	1	.7	1.0	16.5
	1976.00	2	1.5	2.1	18.6
	1983.00	1	.7	1.0	19.6
	1985.00	3	2.2	3.1	22.7
	1986.00	1	.7	1.0	23.7
	1987.00	1	.7	1.0	24.7
	1988.00	3	2.2	3.1	27.8
	1989.00	1	.7	1.0	28.9
	1990.00	2	1.5	2.1	30.9
1991.00	2	1.5	2.1	33.0	

	1992.00	2	1.5	2.1	35.1
	1994.00	3	2.2	3.1	38.1
	1995.00	3	2.2	3.1	41.2
	1996.00	1	.7	1.0	42.3
	1997.00	1	.7	1.0	43.3
	1998.00	6	4.4	6.2	49.5
	1999.00	4	2.9	4.1	53.6
	2000.00	8	5.8	8.2	61.9
	2001.00	10	7.3	10.3	72.2
	2002.00	7	5.1	7.2	79.4
	2003.00	10	7.3	10.3	89.7
	2004.00	10	7.3	10.3	100.0
	合計	97	70.8	100.0	
欠損値	無回答	40	29.2		
合計		137	100.0		

問47 訴訟相手と他にも紛争を抱えていたか (Q47)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	かかっていた	27	19.7	20.5	20.5
	かかえていなかった	105	76.6	79.5	100.0
	合計	132	96.4	100.0	
欠損値	無回答	5	3.6		
合計		137	100.0		

問48 訴訟相手に対する評価(多重回答) (Q48x1~6)

	応答数		ケースのパーセント
	N	パーセント	N
相手方は犯罪的だ	163	25.7%	32.7%
相手方は理不尽だ	266	41.9%	53.4%
相手方の立場は一応理解できる	110	17.3%	22.1%
相手方にも誠意があることがわかった	33	5.2%	6.6%
相手方とはこの裁判をきっかけに、よい関係を築けた	8	1.3%	1.6%
その他	55	8.7%	11.0%
合計	635	100.0%	127.5%

F1 生年

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	1920.00	1	.7	.8	.8
	1924.00	1	.7	.8	1.5
	1925.00	3	2.2	2.3	3.8
	1927.00	1	.7	.8	4.6
	1928.00	1	.7	.8	5.3
	1929.00	1	.7	.8	6.1
	1930.00	2	1.5	1.5	7.6
	1932.00	1	.7	.8	8.4
	1933.00	2	1.5	1.5	9.9
	1934.00	2	1.5	1.5	11.5
	1935.00	2	1.5	1.5	13.0

1936.00	4	2.9	3.1	16.0
1937.00	2	1.5	1.5	17.6
1938.00	2	1.5	1.5	19.1
1939.00	1	.7	.8	19.8
1940.00	4	2.9	3.1	22.9
1941.00	2	1.5	1.5	24.4
1942.00	2	1.5	1.5	26.0
1943.00	3	2.2	2.3	28.2
1944.00	1	.7	.8	29.0
1945.00	7	5.1	5.3	34.4
1946.00	7	5.1	5.3	39.7
1947.00	3	2.2	2.3	42.0
1948.00	9	6.6	6.9	48.9
1949.00	1	.7	.8	49.6
1950.00	9	6.6	6.9	56.5
1951.00	2	1.5	1.5	58.0
1952.00	5	3.6	3.8	61.8
1953.00	3	2.2	2.3	64.1
1954.00	4	2.9	3.1	67.2
1955.00	3	2.2	2.3	69.5
1956.00	4	2.9	3.1	72.5
1958.00	4	2.9	3.1	75.6
1959.00	4	2.9	3.1	78.6
1960.00	3	2.2	2.3	80.9
1961.00	2	1.5	1.5	82.4
1962.00	1	.7	.8	83.2
1963.00	1	.7	.8	84.0
1964.00	2	1.5	1.5	85.5
1965.00	1	.7	.8	86.3
1966.00	1	.7	.8	87.0
1967.00	4	2.9	3.1	90.1
1968.00	3	2.2	2.3	92.4
1969.00	1	.7	.8	93.1
1970.00	1	.7	.8	93.9
1971.00	3	2.2	2.3	96.2
1973.00	2	1.5	1.5	97.7
1976.00	1	.7	.8	98.5
1977.00	1	.7	.8	99.2
1982.00	1	.7	.8	100.0
合計	131	95.6	100.0	
欠損値	無回答	6	4.4	
合計	137	100.0		

F2 性別

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	男性	90	65.7	65.7	65.7
	女性	47	34.3	34.3	100.0
	合計	137	100.0	100.0	

F3(1) 職業 (F3_1)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	農林漁業の自営業	7	5.1	5.2	5.2
	商業・工業の自営業	29	21.2	21.5	26.7
	その他の自営業	13	9.5	9.6	36.3
	管理的職業の従業員	10	7.3	7.4	43.7
	販売的職業の従業員	3	2.2	2.2	45.9
	技術的職業の従業員	5	3.6	3.7	49.6
	労務的職業の従業員	8	5.8	5.9	55.6
	事務的職業の従業員	9	6.6	6.7	62.2
	教員	1	.7	.7	63.0
	専門職業	6	4.4	4.4	67.4
	パート	11	8.0	8.1	75.6
	専業主婦・主夫	11	8.0	8.1	83.7
	無職	21	15.3	15.6	99.3
	その他	1	.7	.7	100.0
	合計	135	98.5	100.0	
欠損値	無回答	2	1.5		
合計		137	100.0		

F3(2) 法律に関わる仕事の経験の有無(多重回答) (F3_2x1~4)

	応答数		ケースのパーセント
	N	パーセント	N
法務部・法務課・法規室など、法律事務に直接関係する部門で仕事をした経験がある	11	8.2%	8.3%
営業・販売・製造など、通常の仕事をしながら、法律に関わった経験がある	23	17.2%	17.3%
仕事上で法律に関わった経験はない	95	70.9%	71.4%
わからない	5	3.7%	3.8%
合計	134	100.0%	100.8%

F4 最終学歴

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	小学校、中学校	28	20.4	20.4	20.4
	高等学校	55	40.1	40.1	60.6
	短期大学、高等専門学校	8	5.8	5.8	66.4
	大学	44	32.1	32.1	98.5
	大学院	2	1.5	1.5	100.0
	合計	137	100.0	100.0	

F5 法律に関する勉強をしたか

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	法学部系の学部又は大学院で法律を勉強したことがある	14	10.2	10.4	10.4
	法学部系以外の学部又は大学院で法律を勉強したことがある	6	4.4	4.5	14.9
	大学以外で法律を勉強したことがある	9	6.6	6.7	21.6
	法律を勉強したことはない	105	76.6	78.4	100.0

	合計	134	97.8	100.0	
欠損値	わからない	2	1.5		
	無回答	1	.7		
	合計	3	2.2		
合計		137	100.0		

F6 世帯人数

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	一人	12	8.8	8.8	8.8
	二人	37	27.0	27.0	35.8
	三人	37	27.0	27.0	62.8
	四人	27	19.7	19.7	82.5
	五人	18	13.1	13.1	95.6
	六人以上	6	4.4	4.4	100.0
	合計	137	100.0	100.0	

F6SQ 世帯人数(6人以上の数)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	6.0	3	2.2	75.0	75.0
	7.0	1	.7	25.0	100.0
	合計	4	2.9	100.0	
欠損値	非該当	131	95.6		
	無回答	2	1.5		
	合計	133	97.1		
合計		137	100.0		

F7 世帯収入

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	なし	3	2.2	2.3	2.3
	70万円未満	2	1.5	1.5	3.8
	70万～250万円未満	22	16.1	16.8	20.6
	250万～500万円未満	26	19.0	19.8	40.5
	500万～750万円未満	27	19.7	20.6	61.1
	750万～1000万円未満	19	13.9	14.5	75.6
	1000万～1250万円未満	8	5.8	6.1	81.7
	1250万～1500万円未満	12	8.8	9.2	90.8
	1500万円以上	12	8.8	9.2	100.0
	合計	131	95.6	100.0	
欠損値	無回答	6	4.4		
合計		137	100.0		

F8 総資産

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	1000万円未満	49	35.8	41.2	41.2
	1000万円～3000万円未満	24	17.5	20.2	61.3
	3000万円～5000万円未満	13	9.5	10.9	72.3
	5000万円～7000万円未満	9	6.6	7.6	79.8

	7000万円～1億円未満	9	6.6	7.6	87.4
	1億円以上	15	10.9	12.6	100.0
	合計	119	86.9	100.0	
欠損値	無回答	18	13.1		
合計		137	100.0		

F9 裁判所への所要時間

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	30分未満	29	21.2	21.8	21.8
	30分～1時間未満	55	40.1	41.4	63.2
	1時間～1時間半未満	26	19.0	19.5	82.7
	1時間半～2時間未満	11	8.0	8.3	91.0
	2時間～3時間未満	4	2.9	3.0	94.0
	3時間以上	8	5.8	6.0	100.0
	合計	133	97.1	100.0	
欠損値	無回答	4	2.9		
合計		137	100.0		

FA 自由回答

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	回答あり	41	29.9	29.9	29.9
	回答なし	96	70.1	70.1	100.0
	合計	137	100.0	100.0	

訴訟上の和解の成立要因：再考

—— 当事者の判決志向と弁護士の和解志向とのズレ ——

守 屋 明

関西学院大学法学部
moriya@kwansei.ac.jp

【論文要旨】

我が国においては、一般的に紛争当事者には訴訟回避傾向が強いものの、一旦訴訟化した場合には、当事者は非妥協的になる傾向があるといわれてきた。このような傾向は、訴訟当事者の抱く訴訟期待からもある程度裏付けられるようである。しかしながら、白黒をはっきりさせることへの訴訟当事者の高い期待にもかかわらず、代理人弁護士付の当事者の場合、その約4割が訴訟上の和解で終わっている。そのような和解の選択が、当事者の判決志向にもかかわらず実現されているのは何故かを、本稿では当事者の訴訟期待に加えて、裁判官による和解勧試の受け止められ方、弁護士の役割認識と和解志向、和解した当事者にみられる類型的諸特徴などを分析しながら検討する。

【キーワード】 訴訟上の和解、当事者の判決志向、和解勧試、弁護士の和解志向

1. はじめに

今回の訴訟行動調査の目的の一つは、当事者および代理人の目から見た裁判所における和解の実態を明らかにし、我が国における「訴訟上の和解」の意義を確認することにあつた。そこで、本稿では、主として訴訟提起から和解成立までの過程における当事者および弁護士の訴訟関心を中心に、調査結果を検討したい。なお、類型別の回答者数は表1のとおりである。

表1：回答者数

	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
代理人付原告	243	45.6%	45.6%	45.6%
代理人付被告	137	25.7%	25.7%	71.3%
本人訴訟原告	37	6.9%	6.9%	78.2%
本人訴訟被告	116	21.8%	21.8%	100.0%
合計	533	100.0%	100.0%	

2. 当事者調査の結果

(1) 第一審の結果

今回の訴訟当事者に対するアンケート調査結果では、判決で終わったと答えた者の比率は49%であり、訴訟上の和解で終わったと答えた者の比率が43%に上っている(表2参照)。

この43%という数値は、当該年度の司法統計に現れた和解率よりもかなり高くなっている。そこで、訴訟記録とアンケート調査結果をつきあわせてみたところ、第一審の結果に

対する当事者の記憶にはかなり不正確な面があることが分かった。誤解は特に、代理人付原告と本人訴訟被告の場合で高くなっている。このような誤解が生じる原因については、ここではこれ以上踏み込むことはできないが、それ自体が当事者の訴訟への関心を示すものとも言えそうである。

表 2：第一審の結果

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	判決が出た	230	43.2	49.4	49.4
	地方裁判所で和解した	202	37.9	43.3	92.7
	地方裁判所で訴えを取り下げた	25	4.7	5.4	98.1
	その他	9	1.7	1.9	100.0
	合 計	466	87.4	100.0	
欠損値	わからない	61	11.4		
	無回答	6	1.1		
	合 計	67	12.6		
合 計		533	100.0		

(2) 一審結果と当事者類型

和解で終結したと答えた回答者の比率は、全体では 43%であるが、回答者類型別にみると表 3 のとおりとなっている。和解で終わる比率が最も高いのは本人訴訟被告で (55.1%)、最も低いのが本人訴訟原告 (24.3%) である。

表 3：第一審の結果と回答者類型

	第一審の結果			合 計
	判 決	和 解	そ の 他	
代理人付原告	100 48.5%	88 42.7%	18 8.7%	206 100.0%
代理人付被告	70 56.0%	51 40.8%	4 3.2%	125 100.0%
本人訴訟原告	26 70.3%	9 24.3%	2 5.4%	37 100.0%
本人訴訟被告	34 34.7%	54 55.1%	10 10.2%	98 100.0%
合 計	230 49.4%	202 43.3%	34 7.3%	466 100.0%

3. 訴訟当事者の判決志向

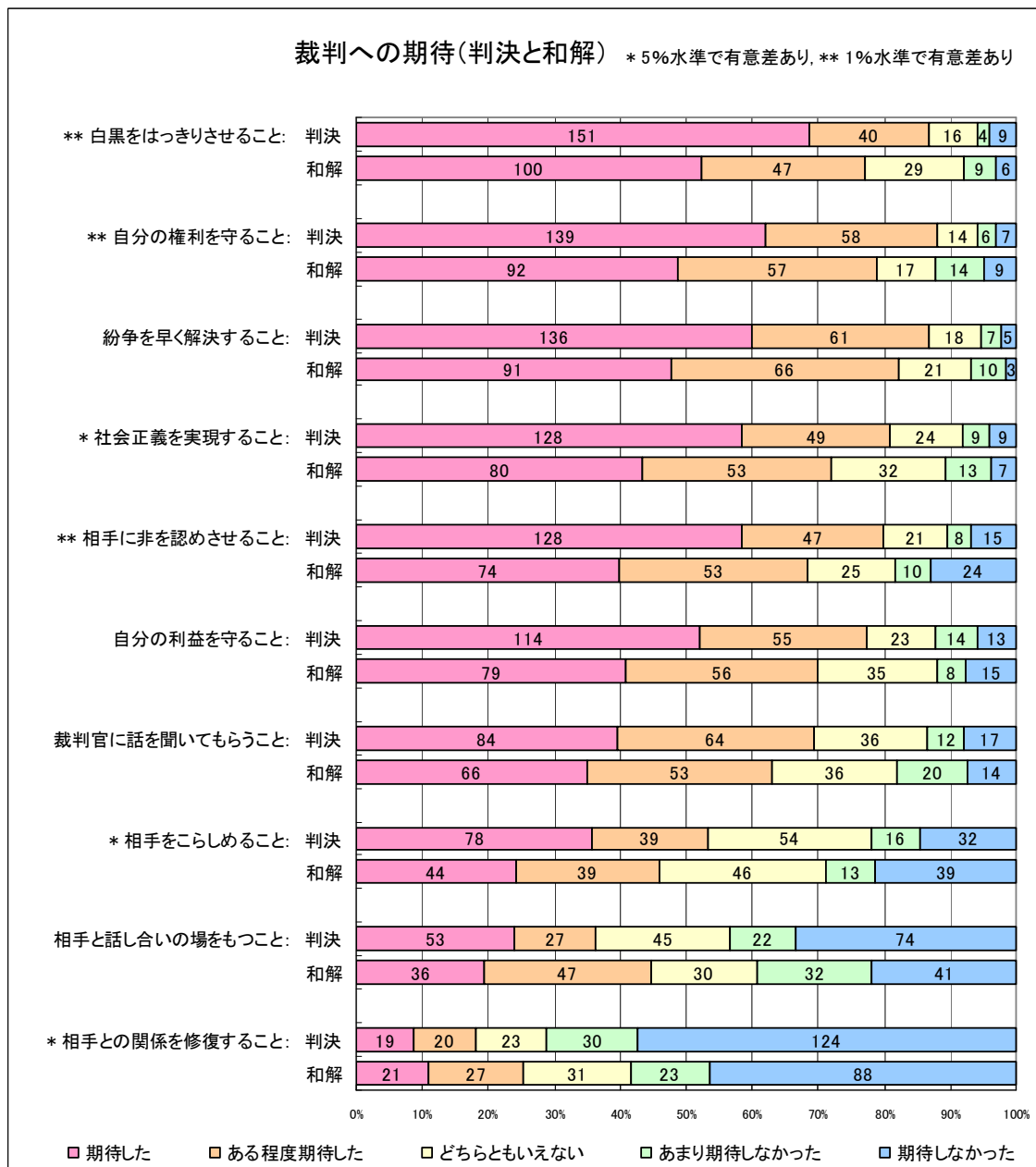
(1) 全体傾向

今回の調査では、訴訟当事者に対し、裁判提起時において訴訟にどのようなことを期待したかについて尋ねた。質問は、「1＝期待した」「3＝どちらともいえない」「5＝期待しなかった」の 5 段階で行った。質問した項目と回答結果は図 1 のとおりである。

この結果をみると、回答者全体では「白黒をはっきりさせること」への期待が最も高く、それに次いで「自分の権利を守ること」、「紛争を早く解決すること」、「社会正義を実現すること」などへの関心が高くなっている。他方で、「相手との関係を修復すること」および

「相手と話し合いの場をもつこと」への関心は低いことが分かる。

図1 訴訟当事者の裁判への期待（判決と和解）



また、判決で終結したグループと和解で終結したグループとを比較すると、調査したほとんどの項目で、判決グループの方が強い期待を抱いていたことが分かる。判決に親和的な期待である「白黒をはっきりさせること」をはじめ、「自分の権利を守ること」「社会正義を実現すること」「相手に非を認めさせること」「相手をこらしめること」への期待は、和解グループよりも判決グループで高くなっている（統計的に有意な差がみられる）。

他方で、和解に親和的な項目である「相手方との関係を修復すること」への期待については、逆に和解グループの期待の方が統計的に有意に高くなっている。

従って、当初の当事者の抱いていた裁判への期待が、ある程度まで裁判結果に影響を及ぼしていることが推測される。

但し、「相手と話し合いの場をもつこと」についてはやや微妙であり、全体的には話し合いへの期待が高い当事者の方が和解で終わる傾向がみられるものの、話し合いへの期待が最も高いグループはむしろ判決で終わる（おそらく不本意ながら）傾向が見られている。従って、「相手と話し合いの場をもつこと」への当事者の期待が高い場合に和解の可能性が高くなるとは一概にいえまいようである。

なお、「紛争を早く解決すること」「自分の利益を守ること」「裁判官に話を聞いてもらうこと」への期待については、やや判決グループに強い傾向が見られるが、統計的に有意差はみられなかった。これらの期待については、場合によって判決でも和解でも満たされうるとためであるかもしれない。

(2) 訴訟期待と当事者類型

そこで次に、「白黒をはっきりさせること」と「相手と話し合いの場をもつこと」の二つの項目を取り出して、これを当事者類型により期待に差があるかどうかをみてみると、まず、「白黒をはっきりさせること」への期待については、表4のとおり、本人訴訟原告の期待が最も高く（平均値 1.32）、本人訴訟被告の期待が最も低いことが分かる（平均値 2.15）。他方で、「相手と話し合いの場をもつこと」への期待については、表5のとおり、全体的にそれほど期待値が高いわけではないが、本人訴訟原告および本人訴訟被告の期待は同じ 2.86 という平均値で、これは代理人付当事者、特に代理人付原告（平均値 3.33）と比べて有意に高くなっている。つまり、本人訴訟の当事者はわずかに話し合いに肯定的であるが、代理人付当事者、特に代理人付原告の場合にはむしろ話し合いに否定的であることが分かる。

なお、訴訟を経験していない一般人の場合には、「白黒をはっきりさせること」については本人訴訟原告および代理人付原告と同程度にその期待が高くなっているが、他方で「相手と話し合いの場をもつこと」への期待については、訴訟当事者のどの類型よりも高くなっていることが分かった。逆に言えば、現実の訴訟当事者は、一般に感じられているほどには「相手との話し合い」を訴訟の場に期待していないようである。

表 4：訴訟への期待「白黒をはっきりさせること」

当事者類型	度数	$\alpha = .05$ のサブグループ		
		1	2	3
本人訴訟原告	37	1.32		
代理人付原告	230	1.53	1.53	
一般人	973	1.62	1.62	
代理人付被告	127		1.76	
本人訴訟被告	96			2.15

表 5：訴訟への期待「相手と話し合いの場をもつこと」

当事者類型	N	$\alpha = .05$ のサブグループ		
		1	2	3
一般人	948	2.15		
本人訴訟被告	98		2.86	
本人訴訟原告	37		2.86	
代理人付被告	124		3.12	3.12

(3) 当事者の判決志向と和解率

以上の結果から、訴訟当事者は全体として、和解よりも判決に親和的な訴訟への期待を抱いており、逆に和解に親和的な期待は弱いため、仮に当事者の訴訟期待が直ちに裁判結果に反映すると仮定すると、本人訴訟被告の場合を除き、和解よりも判決で終わる可能性がはるかに高くなりそうに思われる。

少し細かくみますと、本人訴訟原告は「白黒をはっきりさせること」への期待が特に強いために、判決で終わる傾向をみせるはずであるし、本人訴訟被告は「白黒をはっきりさせること」への期待が特に低いため和解で終わる傾向をみせることになると思われる。更に、代理人付原告もまた、「白黒をはっきりさせること」への期待がかなり高く、同時に「話し合いの場をもつこと」への期待が特に低いため、判決で終結する可能性が高いことが予測される。代理人付原告の特徴を少し薄めたような傾向を示している代理人付被告の場合にも、基本的に同様の傾向が見られるはずであると思われる。

当事者の回答した一番結果は先の表3のとおりであるので、本人訴訟原告の判決率が70.3%と高く、本人訴訟被告の判決率が34.7%で最も低いことは、当事者の訴訟への期待を反映していると考えることができる。しかし、本人訴訟原告と同様に高い判決率を示すことが予測される代理人付原告の場合、判決率は48.5%に留まっており、これは代理人付被告の場合の56.0%よりもむしろ低くなっているため、予測は当たっていない。

そこで、当事者の訴訟期待と実際の結果との間には、おそらく当事者の全般的に高い判決志向にもかかわらず当事者を和解へと向かわせる多様な要因、特に代理人付当事者を和解へと導く特別の要因が存在していることが推測される。

そこで、そのような諸要因の検討を以下で行うこととする。

4. 和解への誘因①：裁判官の和解勧誘

(1) 裁判官の和解勧誘と当事者

当事者が共通に和解へと向かう契機としては、裁判官による和解勧誘が考えられる。そこで、当事者がどの程度裁判官に和解を勧められたと感じているかを尋ねた結果は図2のとおりである。和解を「ある程度勧められた」と感じている当事者が5割近くに上っており、「勧められなかった」と感じている当事者は6%にすぎないようである。

この裁判官による和解勧誘の程度と和解の成立との相関を見てみると、図3のとおりであり、一見して和解勧誘の程度が強いほど和解が成立しているように見える。但し、回答が「ある程度勧められた」と「強く勧められた」に偏っているため、統計的に有意差があるといえるかどうかはやや微妙である（クロス表分析の場合、Pearsonのカイ二乗値4.843 自由度4 漸近有意確率（両側）0.304；判決グループと和解グループとの平均の差の比較の場合、有意確率0.058）。全体として当事者は、和解勧誘を「強く」または「ある程度」感じて和解したと思っているようである。

なお、当事者類型別に和解勧誘の効果の有無を検討したところでは、それぞれの類型に含まれるケースが少なくなることもあり、有意差は見出されなかった。訴訟当事者の回答

を前提とする限り、さしあたり和解勧試の効果は当事者類型と無関係であると想定した方が良いように思われる。

図2：裁判官の和解勧試の程度（当事者の認知）

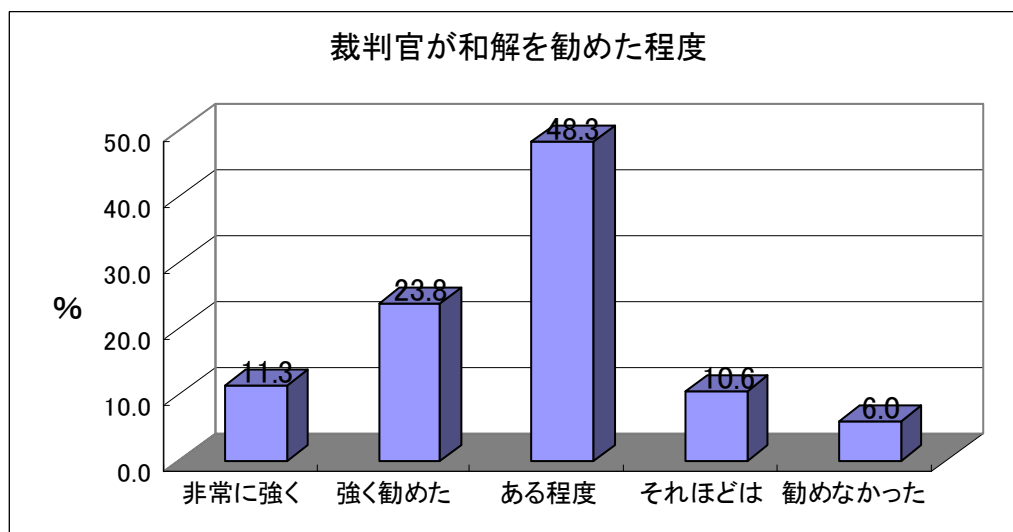
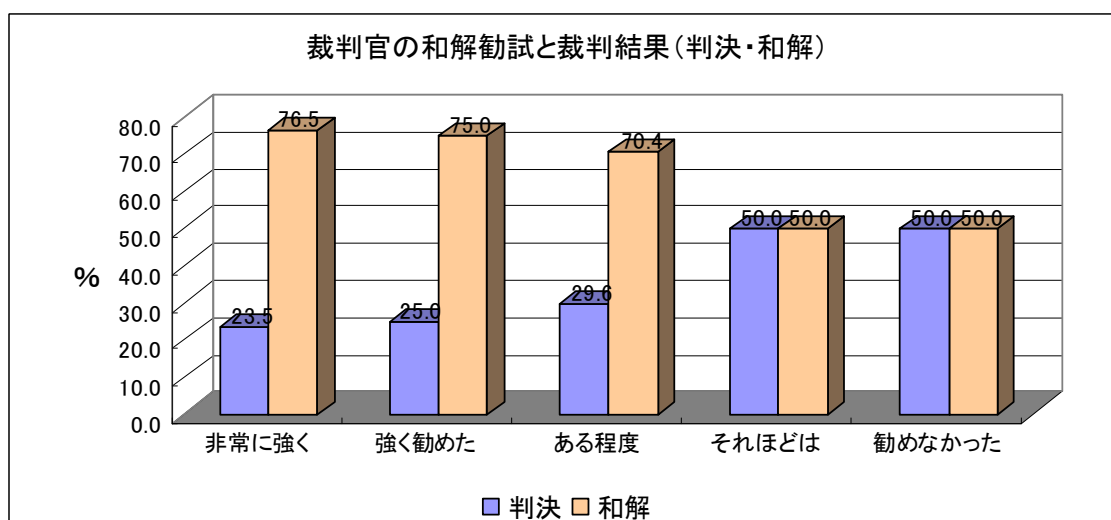


図3：裁判官の和解勧試の程度（当事者の認知）と裁判結果

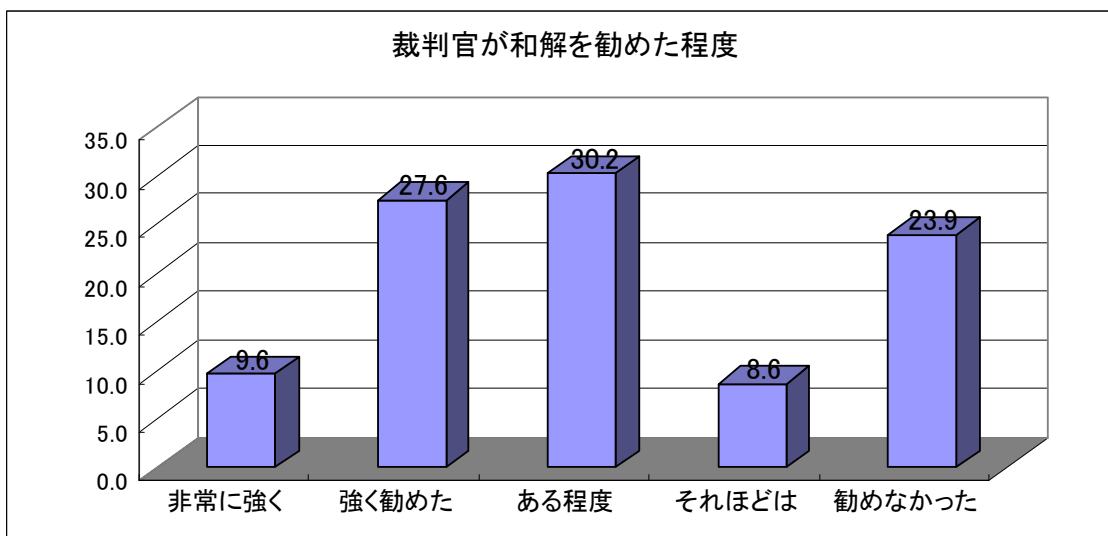


(2) 裁判官の和解勧試と弁護士

後述するように、代理人付当事者の場合、弁護士が和解を勧めるかどうかは、当事者にとって最大の関心事である。そこで、裁判官の和解勧試を弁護士がどのように認知していたかをみると、図4のようになる。

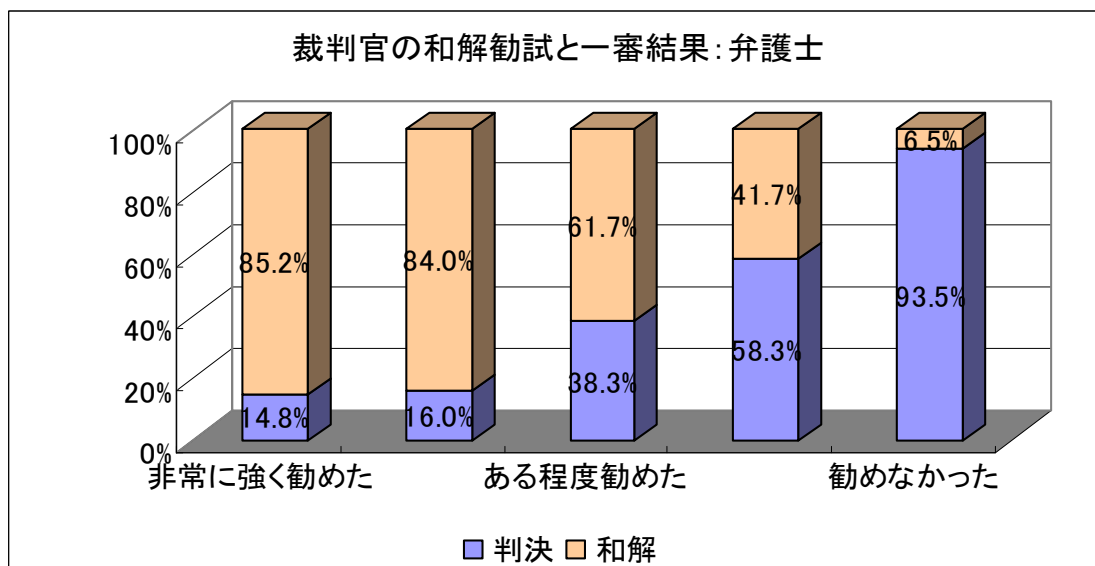
和解勧試に対する当事者の認知と比べて、弁護士の場合には「ある程度勧めた」に回答が集中することなく、「勧めなかった」という回答も24%に上っている。おそらく弁護士の認知の方がより正確だと思われるので、当事者は裁判官による和解勧試が無かった場合でも、ある程度の勧めがあったと思っている可能性が高いといえそうである。

図4：裁判官が和解を勧めた程度（弁護士の認知）



次に、弁護士による和解勧試の認知と裁判結果との関係を見ると、図5のとおり、明かに強い相関が見られる（クロス表分析：Pearson の χ^2 乗値 83.0 自由度 4 漸近有意確率（両側）0.000）。代理人付の場合には、裁判官の和解勧試は弁護士によって、その強さに応じて受け止められ、それが裁判結果に反映していることが推測される。

図5：裁判官の和解勧試の程度（弁護士の認知）と裁判結果



なお、当事者類型別では、被告側弁護士の方が原告側弁護士よりも、裁判官が和解を「ある程度勧めた」場合に和解で終わる傾向がやや見られるが、全体としてみると原告側弁護士か被告側弁護士かの違いはあまり影響がないようである。

(3) 裁判官による和解案の提示ないし心証開示

更に、表6および表7のとおり、裁判官が「具体的な和解案を提示した」場合には明らかに、また「心証を開示した」と弁護士が感じている場合にも有意傾向をもって、裁判が和解で終わる比率が高くなっている。

表6：和解交渉の際の裁判官による「和解案の提示」と裁判結果

			一審結果_判決か和解か（取下げを含む）		
			判決	和解	合計
具体的な和解案の提示	した	度数	23 19.2%	97 80.8%	120 100.0%
	しなかった	度数	29 39.7%	44 60.3%	73 100.0%
	合計	度数	52 26.9%	141 73.1%	193 100.0%

カイ乗検定：Pearson のカイ乗=.002, Fisher の直接法=.003

表7：和解交渉の際の裁判官による「心証開示」と裁判結果

			一審結果_判決か和解か（取下げを含む）		
			判決	和解	合計
心証開示	した	度数	21 21.2%	78 78.8%	99 100.0%
	しなかった	度数	31 33.7%	61 66.3%	92 100.0%
	合計	度数	52 27.2%	139 72.8%	191 100.0%

カイ乗検定：Pearson のカイ乗=.053, Fisher の直接法=.073

以上のように、当事者の意識の中ではほとんどの場合に和解が勧められたと感じられているものの、和解勧試の強さが直ちに和解という結果に結びついているかどうかは明確でなかったが、弁護士が付いている場合には、弁護士は裁判官の和解勧試の強弱を感じ取り、それぞれの程度に対応して裁判結果にそれを反映させていると思われる。特に、被告側弁護士の場合には、裁判官が和解を「ある程度勧めた」場合に、原告側弁護士よりも一層強く影響されている可能性がありそうである。

従って、代理人付当事者の場合には、裁判官の和解勧試は、弁護士によるその解釈を介して裁判結果を左右している可能性が大きいといえる。そこで、次に、更に弁護士の判断傾向をみてみることにしたい。

5. 和解への誘因②：弁護士の和解志向

(1) 受任動機

弁護士の受任動機と裁判結果との関係を見ると、表8のような結果が得られる。

統計上有意な傾向をみせている項目を取り出すと、「やらねばならない社会的責務を負う事件と思った」「社会的に興味深い事件だった」「公益的事件だった」「自分の社会的評価を高める事件だと思った」という各項目については、判決ではなく和解が成立している事件

の場合に、「該当した」と答える比率が高くなっている。事件の公益性や社会的責務を感じたとき、弁護士はむしろ和解の道を探る傾向があるようである。

他方で、事務所内の割り当てだったという回答は、判決で終わった場合に多くなっている。

表8：弁護士の受任動機と裁判結果

事件を引き受けることを決めた理由		度数	平均値	有意確率
依頼人に同情すべき事件だった	判決	127	3.906	0.566
	和解	159	3.994	
自分の専門領域に属する事件だった	判決	127	3.425	0.538
	和解	159	3.535	
依頼された以上断れないと思った	判決	127	3.394	0.888
	和解	159	3.421	
やらねばならない社会的責務を負う事件と思った	判決	127	3.016	0.047
	和解	159	3.390	
勝てそうな事件だった	判決	127	3.236	0.840
	和解	159	3.201	
内容的に興味深い事件だった	判決	127	2.835	0.078
	和解	159	3.157	
仲介者との関係を形成あるいは維持したかった	判決	127	2.953	0.160
	和解	159	2.635	
依頼人との関係を形成あるいは維持したかった	判決	127	2.567	0.722
	和解	159	2.635	
公益的事件だった	判決	127	1.866	0.064
	和解	159	2.220	
事務所内の割り当ての結果、引き受けることに	判決	127	2.134	0.091
	和解	159	1.780	
報酬額が大きい事件だった	判決	127	1.787	0.563
	和解	159	1.881	
弁護士間で自分の評価を高める事件だと思った	判決	127	1.567	0.117
	和解	159	1.805	
自分の社会的評価を高める事件だと思った	判決	127	1.433	0.033
	和解	159	1.736	

1＝「該当しない」 3＝「どちらともいえない」 5＝「該当する」

受任動機についての上記の回答に対して因子分析を行うことにより、次の3因子を取り出すことができる。第一は「公益責務」感、第二は「対外評価」に対する関心、第三は依頼人との関係形成などの「人的資本」への関心である。平均値をみると、弁護士が受任する際には、弁護士としての公益的役割が意識される場合が多いようであるが、それほど意識されることのない対外的評価に対する関心も一つの要因となっており、またその中間的な水準の関心事である人的資本の維持・形成への関心も一つの受任動機と見なすことができそうである（表9参照）。

表 9 : 受任動機の因子分析

事件を引き受けることを決めた理由	因子		
	1: 公益責務	2: 対外評価	3: 人的資本
やらねばならない社会的責務を負う事件と思った	0.862	0.114	0.041
依頼人に同情すべき事件だった	0.571	0.107	0.147
公益的事件だった	0.554	0.354	0.020
自分の専門領域に属する事件だった	0.400	0.188	0.294
内容的に興味深い事件だった	0.489	0.412	0.180
自分の社会的評価を高める事件だと思った	0.316	0.830	0.325
弁護士間で自分の評価を高める事件だと思った	0.330	0.762	0.333
報酬額が大きい事件だった	0.212	0.487	0.459
依頼人との関係を形成あるいは維持したかった	0.274	0.058	0.635
依頼された以上断れないと思った	0.102	0.121	0.450
仲介者との関係を形成あるいは維持したかった	0.074	0.139	0.428
事務所内の割当ての結果、引き受けることに	-0.105	0.237	0.422
勝てそうな事件だった	0.276	0.239	0.273

この3因子が裁判結果にどのように関わっているかを調べた結果でも、公益責務感や対外評価への関心から受任したとの回答比率は、和解で終結している場合に高くなっていることが分かる（表 10 参照）。他方、人的資本への関心は、判決・和解の結果に影響を及ぼしていないようである。

表 10 : 受任因子と裁判結果

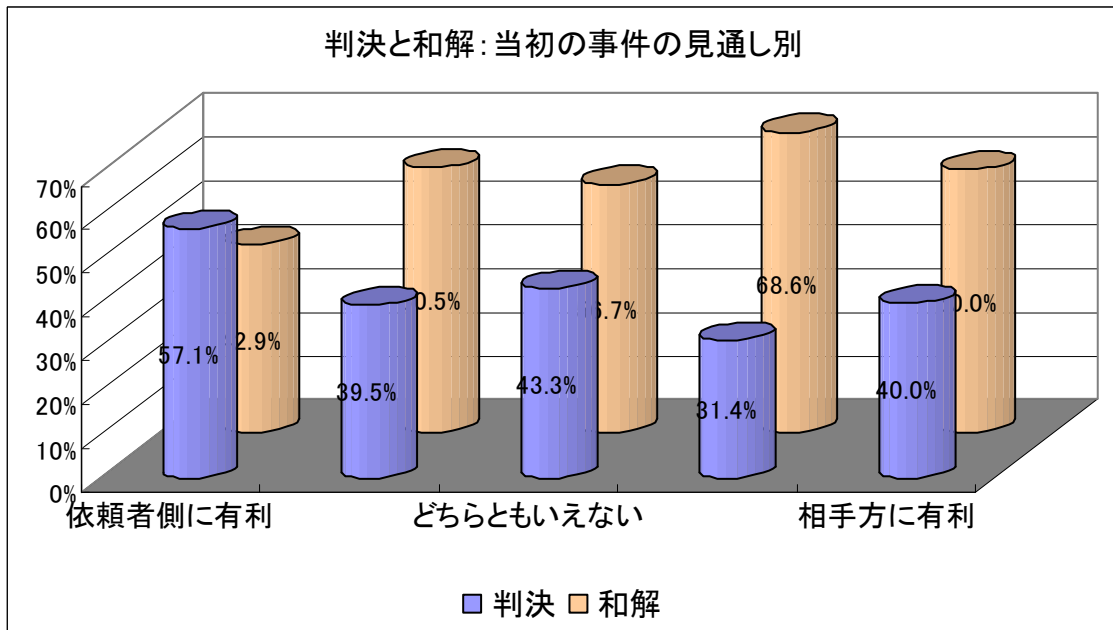
		度数	平均値	有意確率
受任因子 1 尺度_公益責務	判決	106	2.90	0.054
	和解	167	3.18	
受任因子 2 尺度_対外評価	判決	106	1.44	0.031
	和解	167	1.74	
受任因子 3 尺度_人的資本	判決	106	2.94	0.667
	和解	167	2.88	

分散分析（尺度：1 = 該当しない 3 = どちらとも 5 = 該当する）

(2) 事件の見通しと裁判結果

事件の見通しの善し悪しもまた、弁護士による判決・和解の判断に影響を与えていると思われる。そこで事件の当初の見通し別に裁判結果を比較すると、図 6 のようになる。当初の見込みが依頼者に有利な場合には判決で終わる可能性が高く、それ以外では和解の方が高くなっていることが分かる（統計的に有意である傾向が見られる）。

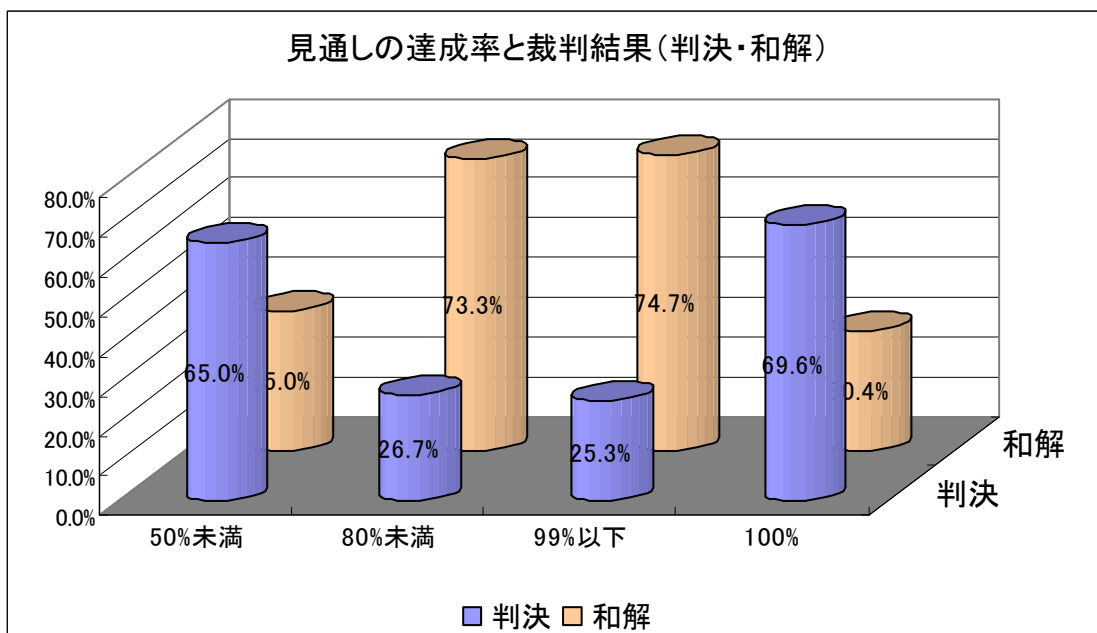
図6：当初の見通し別にみた裁判結果



更に、そのような事件の見通しがどの程度最終的に達成されたかについて、裁判結果との関連をみてみると、図7のようになる。

当初の見通しが100%達成されたと回答した場合に判決の比率が高くなっているが、50%～99%の達成率であると答えた場合には、和解の方が圧倒的に多くなっている。そして、50%未満の達成率になると、再び判決の方が高率となっている。

図7：当初の見通しの達成率と裁判結果



従って、事件が依頼者に有利である場合、確かに裁判が判決で終わる可能性が高くなっているが、それは主に100%勝訴の見通しがある場合のようであり、依頼者に有利な場合でもそれほど勝訴の見込みが確実でない場合には、達成率を高い水準で確保するため、和解を選択しているように見える。他方、100%勝訴の確信がない場合に判決に至ると、50%以下の達成率に陥る可能性もまた高くなるようである。

(3) 弁護士の役割認識と危険回避

このように弁護士は、一方では必ずしも勝訴の見込みが高くない事件について、社会的責務感や部分的に對外評価への関心からそのような事件を引き受け、これをむしろ和解に持ち込むことにより自らの役割を果たしている場合があるようである。また、勝訴が確実でない事件一般については、実質的な利益を確保することへの関心から和解を選択しているように見える。

従って、勝敗がはっきりしている事件以外の場合には、双方の弁護士が共に和解を志向し、その結果として譲歩の余地が広くなり、和解が成立しやすくなっている可能性がありそうである。この譲歩可能な領域で裁判官により「具体的な和解案」が提示され、あるいは「心証が開示」される場合、弁護士が和解を当事者に助言し、当事者がこれを受け入れて和解が成立する可能性が一層高くなるように思われる。

しかしながら、弁護士にみられる和解志向が、もともと判決志向の強い訴訟当事者によって肯定的に受け入れられているのかどうか問題となる。そこで、次に、和解を選択する際の当事者の判断傾向を少しみてみることにしたい。

4. 当事者による和解選択の理由

(1) 和解時の考慮事項

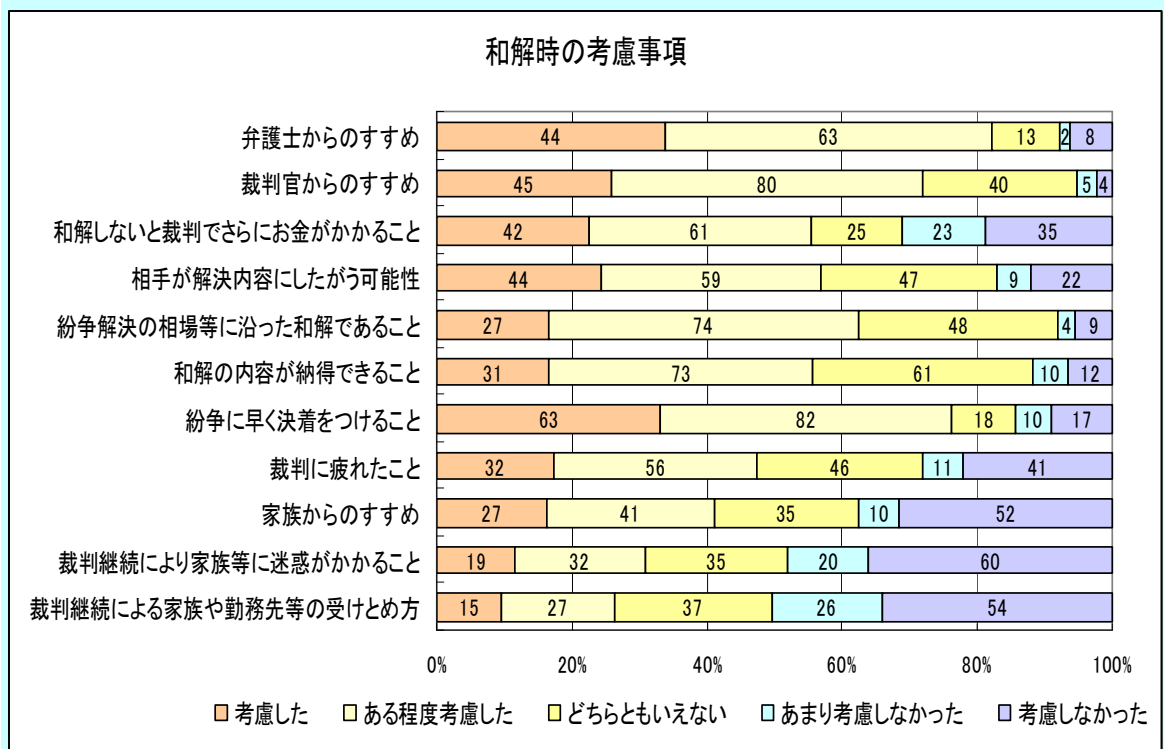
和解を選択した当事者について、和解時にどのような項目を考慮したかについて尋ねた結果は、図8のとおりである。

代理人付当事者の場合に限定されるが、全ての項目の中で「弁護士からのすすめ」が最も重視されており、それに次いで「紛争に早く決着をつけること」および「裁判官のすすめ」が重視されているようである。「和解しないと裁判で更にお金がかかること」「相手が解決内容に従う可能性」「紛争解決の相場に沿った解決であること」「和解の内容が納得できること」なども半数以上の回答者によって考慮されていることが分かる。

他方で、「裁判継続により家族や勤務先等に迷惑がかかること」および「裁判継続による家族や勤務先の受けとめ方」についての考慮は、全体としてみれば和解の選択に際して大きな影響を及ぼしていないようである。

なお、以上の各質問は、「1＝考慮した」「3＝どちらともいえない」「5＝考慮しなかった」の間の5段階で尋ねた結果である。

図 8 : 和解時の考慮事項



(2) 和解の3因子：当事者の回答

和解時の考慮事項には異質なものが並記されているので、その回答を因子分析してみると、3つの因子を抽出することができる。

第1因子は「人間関係」因子とでも呼ぶことができるものであり、家族や職場の同僚、隣人など人的関係への考慮が和解の選択を促すという側面を説明する因子である。第2因子は「負担回避」因子とでも呼びうるようなものであり、これ以上の金銭的・精神的負担は避けて早急に紛争を終わらせるために和解が選択されるという側面を説明している。第3因子は「結果志向」因子と呼ぶことができそうで、訴訟の相手方が和解に従う可能性が高いかどうかを含めて、相応の納得できる利益を確保するために和解が選択されるという側面を説明している（表8参照）。

全般的にみて和解した訴訟当事者は、人間関係因子（第1因子）と結果志向因子（第3因子）とからより強い影響を受けているようである。和解当事者全体についてみると、第1因子と第3因子の平均値がそれぞれ-2.26と-2.14であるのに対して、第2因子の平均値は-1.58となっており、第2因子が和解選択に影響を与える程度は相対的に低いといえるようである。

ところで、人間関係因子による和解成立という側面は、相手方との対決を覚悟している当事者にとっては不本意な妥協を意味すると思われる。また、負担回避因子による和解選択の場合、結果的に「紛争を早く解決すること」への期待が満たされる可能性があるが、訴訟遂行コストの高さに対する不満が残りそうである。

他方で、結果志向因子によって和解がもたらされる場合、「自分の利益を守ること」への

関心は満たされる可能性が高そうに思われる。しかしながら、訴訟当事者全体に強くみられる判決志向（つまり、「白黒をはっきりさせること」などへの関心）は必ずしも満たされない可能性が高いため、そのような当事者になお不満を残す可能性がありそうである。

表 11：和解時の考慮事項：訴訟当事者の判断（因子分析）

和解の際の考慮事項	因子		
	1：人間関係	2：負担回避	3：結果志向
裁判官からのすすめ	-.031	-.037	.258
弁護士からのすすめ	.179	.233	.535
紛争解決の相場等に沿った和解であること	.039	.030	.641
和解の内容が納得できること	.213	-.007	.699
相手が解決内容にしたがう可能性	.084	.423	.522
紛争に早く決着をつけること	.121	.643	.109
裁判に疲れたこと	.269	.808	-.093
和解しないと裁判でさらにお金がかかること	.446	.502	.077
家族からのすすめ	.536	.191	.255
裁判継続による家族や勤務先等の受けとめ方	.855	.129	.039
裁判継続により家族等に迷惑がかかること	.873	.250	.036

因子抽出法：主因子法 回転法：Kaiser の正規化を伴うバリマックス法

なお、当事者類型により各因子の影響の仕方に差異が見られるかどうかを調べたところ、5%水準では有意差はみられなかった。但し、人間関係因子については、代理人付被告が相対的にその影響を強く受けているのに対し、本人訴訟原告はあまり影響を受けていないことが分かる（表 12 参照）。

表 12：和解因子得点_当事者_人間関係因子

質問票の種別	度数	α=0.05 のサブグループ	
		1	2
代理人付被告	51	-.1718885	
本人被告	54	.0023527	.0023527
代理人付原告	88	.0445140	.0445140
本人原告	9		.5246705
有意確率		.837	.185

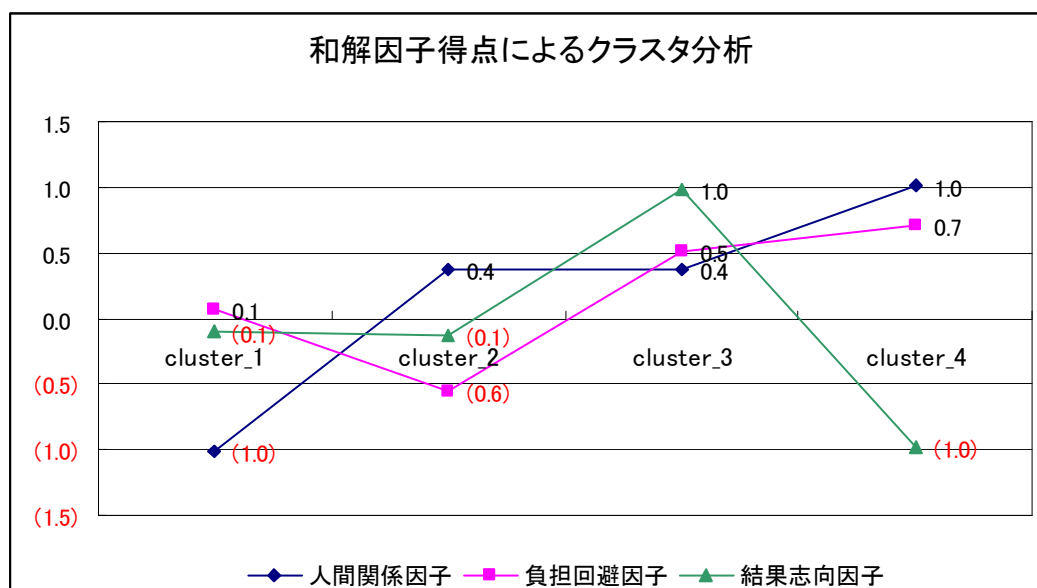
Tukey HSD：等質なサブグループのグループ平均値が表示されています。

(3) 和解因子得点による当事者の分類

和解を選択した当事者の中で、どの因子がどの程度作用しているかをみるために、クラス分析を用いて和解当事者をいくつかのグループに分けてみたところ（欠損値には平均値を投入した）、次の図 9 のとおり、それぞれに特徴をみせる 4 グループを取り出すことが

できた。

図9：和解因子と当事者のタイプ（クラスタ分析）



第一のグループ（クラスタ1）は人間関係因子が強く働いているが、それ以外の因子については平均並みである。そこで、このグループを関係関心型と呼ぶことにしたい。第二のグループ（クラスタ2）は3因子の平均が共に全体平均の近くにあるので、標準関心型と呼ぶことにする。ただ、このグループは、若干ではあるが負担回避因子の影響が強いようである。第三グループ（クラスタ3）は全ての因子の影響が弱く、特に結果志向因子の影響が他のグループと比べて弱いので、結果無関心型と呼びたいと思う。第四グループ（クラスタ4）は特に結果志向因子の影響のみが際だっているので、結果集中型と呼ぶことにする。それぞれのグループの所属者数は表13のとおりである。

表13：和解4クラスタの所属者数（クラスタ分析：Ward Method）

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	1. 関係関心型	65	32.2	32.2	32.2
	2. 標準関心型	73	36.1	36.1	68.3
	3. 結果無関心型	40	19.8	19.8	88.1
	4. 結果集中型	24	11.9	11.9	100.0
	合計	202	100.0	100.0	

この4グループがどのような特徴をみせているかについて調べたところ、次のような結果が得られた。

まず、当事者類型によりグループの所属に違いがあるかどうか調べると、表14のとおりであり、統計的に有意差がみられないようである（Pearsonのカイ二乗値=0.594）。

従って、原告であるか被告であるか、あるいは代理人付であるかということが、クラスタを分ける大きな要因ではないようである。

表 14：質問票の種別 と 和解因子4 クラスタとの対応表

	和解因子クラスタ4 (ward 法)				合計
	1. 関係関心型	2. 標準関心型	3. 結果無関心型	4. 結果集中型	
代理人付原告	28	30	16	14	88
代理人付被告	20	19	10	2	51
本人原告	2	4	1	2	9
本人被告	15	20	13	6	54
合計	65	73	40	24	202

次に、和解結果の評価についてみると、表 15 および表 16 のとおり、結果集中型グループに実質的勝訴感が強く、また和解の正当性の評価も高いことが分かった。

他方、結果無関心型グループが逆の特徴をみせていることも分かる。

表 15：地方裁判所における和解内容の評価・勝敗 (Tukey HSD)

和解因子クラスタ4 (ward 法)	度数	$\alpha = 0.05$ のサブグループ	
		1	2
4. 結果集中型	24	1.50	
1. 関係関心型	62		2.69
2. 標準関心型	67		2.84
3. 結果無関心型	40		3.30
有意確率		1.000	.109

表 16：地方裁判所における和解内容の評価・正当性 (Tukey HSD)

和解因子クラスタ4 (ward 法)	度数	$\alpha = 0.05$ のサブグループ		
		1	2	3
4. 結果集中型	24	1.96		
1. 関係関心型	61	2.57	2.57	
2. 標準関心型	64		2.98	2.98
3. 結果無関心型	40			3.40
有意確率		.092	.402	.391

この他の特徴としては、結果無関心型グループは、裁判開始時における期待のうち、「紛争を早く解決すること」「白黒をはっきりさせること」「自分の利益を守ること」への関心が他のグループと比べて弱く、また裁判開始時の不安についても、「裁判にかかるお金」「裁判にかかる時間」「裁判に勝つ見込み」のいずれもが、他のグループに比べて弱い傾向が見られる。このように、裁判の開始時点でそもそも裁判への期待や不安が弱く、投げやりなイメージが伺われるのみならず、裁判終了後の裁判所に対するイメージもまた、他のグループに比べて悪化しているという特徴がある。

また、このグループは弁護士に対する評価も低く、「弁護士に対する満足度」に関する質問についても、また「その弁護士を知人・友人に紹介するか」という質問についても、いずれも他のグループと比べてはっきりと否定的になっている。更に裁判官に対する評価についても、「裁判官は良く話を聞いてくれた」「裁判官のいうことはわかりやすかった」な

どの多くの項目で他のグループと比べて否定的であり、また「裁判官は相手方に味方しているように見えた」という項目については肯定的であるなど、裁判手続全般に対して否定的評価を下していることが分かった。

この結果無関心型グループと比べると、結果集中型グループは対照的な特徴を示している。裁判への期待では「白黒をはっきりつけること」「自分の利益を守ること」への関心が強く、当初の裁判への不安についても「裁判で勝つ見込み」が気になり、裁判後にも「類似問題が起きた場合に裁判を利用する」と回答する傾向が強く、「精神的疲労」も当初予想したほどに感じておらず、裁判所のイメージも裁判前よりも良くなっている。また、このグループの学歴は他のグループよりも高いという特徴がある。

更に、このグループは、弁護士に対する評価および裁判官に対する評価が、全般的にみて高いという傾向をみせている。

このように、結果集中型グループは、訴訟に対して期待と不安をもって臨み、それをある程度和解において実現し、訴訟への満足度を高めているようである。

(3) 和解実現の課題

以上のクラスタ分析の結果から分かるように、和解した当事者の動機は多様であり、それはいくつかのパターンをなしているようである。

このような中で、比較的少数とはいえ結果集中型のグループが裁判を肯定的に評価していることが、今後の和解の一つのモデルを提示しているように見える。妥当な結果を自ら選び取ることへの当事者の関心を高めることが、和解過程の一つの課題であるように思われる。

また、標準関心型グループにやや強くみられる負担回避傾向については、訴訟コストを下げることで不本意な和解との印象を薄めることができそうであるし、関係関心型グループについては、人間関係への気配りが和解過程において尊重されることが実感できれば、より自己肯定的に和解結果を受容することができるのではないかと思われる。

いずれにせよ、訴訟当事者にみられる当初の漠然とした判決志向が、実際の裁判過程・和解過程において当事者自身により整理され、判決なり和解なりが自覚的に選択されるように、弁護士および裁判手続が当事者支援をしていくことが望ましいであろう。

女性にとっての訴訟イメージ

— 「一般人調査」から得られる 10 の知見 —

和田安弘

大阪府立大学

yktwada@hs.osakafu-u.ac.jp

【論文要旨】 「訴訟行動調査」との比較検討のために、一般人を対象として訴訟に関する全国調査を行った。その結果の概観は別稿（ワーキングペーパー第3集所収、2008年）に整理されている。本稿では、その中で特にジェンダーの観点から意味のあると思われる知見を、10の命題にまとめて示す。より詳細な分析につなげるための一つのステップとして、現段階での分析を、仮説化の方向で整理したものである。

【キーワード】 訴訟、一般人、調査、ジェンダー

1. はじめに

「訴訟行動調査」とは、科学研究費補助金特定領域研究「法化社会における紛争処理と民事司法」（代表：村山眞維）の一部を成す「訴訟行動調査班（略称：C班）」により行われた大規模調査のことである。2005年度には、日本全国の地方裁判所（本庁のみ）で2004年に終結した民事の全事件から無作為抽出によって取り出された1132件の訴訟記録を閲覧することで、その概要を所定の様式に記録する「訴訟記録調査」が行われ、続く2006年度には、前年度の調査によって知られた訴訟当事者および代理人を対象として、アンケート方式の調査票による「当事者／代理人調査」が行われた。

本稿の分析対象となる「一般人調査」は、上記の当事者調査に用いられた調査票に対応させて、一般人に対して、訴訟に関する意識などを尋ねたアンケート方式の調査（調査員による訪問留め置き調査）である。全国サンプル1000名（割り当て抽出）に対して、2007年に実施されている。調査票の構成、サンプリング、調査の実施方法などの詳細については、別稿（WP第3集所収、拙稿「一般人調査の概要」2008年）を参照されたい。なお、それを加筆修正して公刊した拙稿（「訴訟に関する一般人の意識と行動」人間科学：大阪府立大学紀要第3号、2008年）には調査票も添付されている。「一般人調査」についての一般的な説明に関しては、それらを参照いただければ幸いである。

2. 10の知見

統計数値とともに示す10の命題は以下の通りである。

- (1) 裁判経験・調停経験は男性の方が有意に多い。
- (2) 女性も（少なくとも潜在的には）裁判を利用したいと考えている。
- (3) 裁判に対するイメージは女性の方がより重たい。
- (4) 裁判と弁護士結びつきを女性の方がより深刻に受けとめる。
- (5) 女性は弁護士を依頼する際に男性よりも「評判」を重視する傾向にある。
- (6) 裁判に期待する事柄については、男女の差が見られない。
- (7) 裁判利用の際に気がかりな事柄については、女性のほうが強く気にする。
- (8) 依頼弁護士に対して女性のほうがより強く配慮を求める。
- (9) 裁判のわずらわしさという感覚において男女差は見られない。
- (10) 裁判官に対しても女性の方が強く配慮を求める傾向にある。

- (1) 裁判経験・調停経験は男性の方が有意に多い

表 A-1 に示すように、裁判経験は、男性が475人中38人（8.0%）で女性は515人中17人（3.3%）であり、調停経験は、男性が476人中40人（8.4%）で女性は516人中26人（5.0%）であった。裁判経験については1%水準で有意、調停経験については5%水準で有意である。明らかに男性のほうが、裁判や調停の経験が多いという結果になっている。

表 A-1 裁判・調停の経験と性別

裁判の経験			
	なかった	あった	合計
男性	437	38	475
女性	498	17	515
合計	935	55	990
調停の経験			
	なかった	あった	合計
男性	436	40	476
女性	490	26	516
合計	926	66	992

(2) 女性も（少なくとも潜在的には）裁判を利用したいと考えている

「問 2：あなたは将来、重大な問題に直面したら、民事裁判を利用したいと思いますか」への 5 段階での回答（利用したい、どちらかといえば利用したい、どちらともいえない、どちらかといえば利用したくない、利用したくない）を性別とクロスさせた結果は、表 A-2 に示した通りである。「利用したい」についてみると、男性がより積極的のようであるが、「どちらかといえば」を両極に一括して 3 区分にした場合には、男女の差はさほど見られなくなる。

さらにこれを、民事裁判の経験の有無で分けて別々に示した場合には、表 A-3 に示すように、次のようなことが言える。裁判未経験者では、全回答者についてみた場合の結果と同様の特徴が見てとれる（これは、裁判経験者の数が少ないことから当然とも言える）が、経験者についてみると、「どちらともいえない」が 10 ポイントほど減少して、その分が「利用したい」「利用したくない」の両極に分散している。女性の「利用したい」が 443 人中 90 人（20.3%）から、15 人中 4 人（26.7%）に増加し、男性の同じ回答（36 人中 10 人、27.8%）とほぼ等しくなっていること、および、「利用したくない」は回答ゼロになっている（男性は 36 人中 3 人、8.3%）こと、などが注目される。

以上の結果からは、女性の裁判経験の少なさは、現状でははっきりと見られる特徴であるが、それは女性に本質的な特徴というよりは、これまで裁判の経験が少なかったことの結果の反映であり、潜在的には女性の裁判需要は少なくはなく、女性の裁判経験の相対的な少なさは、裁判を経験することによって解消される（社会的制約が取り払われれば、ジェンダーによる差異は解消する）傾向にあることが示唆されている。

表 A-2 裁判利用予測と性別

	利用したい	どちらか といえば	どちらとも いえない	どちらか といえば	利用した くない	合計
男性	103	114	134	64	14	429
女性	90	118	157	57	21	443
合計	193	232	291	121	35	872

表 A-3 裁判利用予測と性別（裁判経験の有無ごと）

		利用し たい	どちらかと いえば	どちらとも いえない	どちらかと いえば	利用した くない	合計
経験なし	男性	91	104	126	58	11	390
	女性	85	115	150	53	21	424
	合計	176	219	276	111	32	814
経験あり	男性	10	10	7	6	3	36
	女性	4	3	5	3	0	15
	合計	14	13	12	9	3	51

(3) 裁判に対するイメージは女性の方がより重たい

問3では、裁判のイメージ（費用・時間・ストレスの観点から）と裁判所のイメージ（良いイメージ、悪いイメージ）を尋ねている。全体としては、裁判には、費用も時間もストレスもすべて伴うものであるとの回答が圧倒的に多いが、これを男女別に見てみると、表A-4に示すように、ストレスが最も顕著で、次いで費用、時間の順に、女性の方が男性よりも、裁判に対して、より重たい認識をもっていることが窺われる。

裁判所のイメージについては、表A-5に示すように、男女ともに「どちらともいえない」が過半数を占めるが、良いイメージについても悪いイメージについても男性の方が女性より多く、「どちらともいえない」は女性の方が多くなっている。このことから、裁判や裁判所に対して、漠然とした重いイメージをもつ傾向は、女性の方により顕著であると言える。

表 A-4 裁判イメージと性別

費用がたくさんかかる						
	そうは思 わない	どちらかと いえば	どちらとも いえない	どちらかと いえば	そう思う	合計
男性	11	19	39	197	180	446
女性	11	11	33	196	212	463
合計	22	30	72	393	392	909

長い時間がかかる						
男性	6	9	31	164	246	456
女性	6	15	40	162	261	484
合計	12	24	71	326	507	940
精神的疲労(ストレス)がともなう						
男性	3	10	37	155	262	467
女性	2	3	28	143	326	502
合計	5	13	65	298	588	969

表 A-5 裁判所イメージと性別

	良いイメージ	どちらかといえば	どちらともいえない	どちらかといえば	悪いイメージ	合計
男性	14	51	263	99	27	454
女性	8	44	294	105	21	472
合計	22	95	557	204	48	926

(4) 裁判と弁護士の結びつきを女性の方がより深刻に受けとめる

問 5 では、民事裁判利用を考慮しなくてはならないような問題に直面した際に弁護士に相談するかどうかを尋ねている。表 A-6 がその結果を示している。全回答者について見ると、相談するとの回答が圧倒的に多数であり、そのうち「一人の弁護士だけに相談する」が最も多かった。しかし、これを男女別に見てみると、男性は一人だけに相談するという回答が顕著に多いが、女性では、二人以上の弁護士に相談するとの回答もかなりの多数になっていることがわかる。

問 7(2)では、依頼する弁護士を見つけるのは大変だと思うかどうか、を尋ねている。表 A-7 に示すように、大変だと感じている人は、男性よりも女性に多いと言える。

こうした結果からは、男性よりも女性の方が、裁判と弁護士の結びつきをより深刻に受けとめているらしいことが窺われる。またこの傾向は、以下に見るように、依頼弁護士の性別選好にも反映しているようである。

問 8 では、「民事裁判を依頼する弁護士は、男性がいいですか、女性がいいですか」と尋ねた。その結果は、表 A-8 に示すように、性別選好のある人たちについては、男性は男性弁護士を選好し、女性は男性弁護士も女性弁護士も同じ程度に選好していることがわか

る。ただし、(相対的に選好されることの少ない) 女性弁護士が(あえて) 選好されるのは誰からか、というふうに見点を改めて見た場合には、女性弁護士を求めているのは圧倒的に女性回答者であることがわかる。つまり、男性弁護士は男性からも女性からも選好されるが、女性弁護士は男性から選好されることは稀であり、女性(による選好)に限定される傾向にある、ということである。この結果は、女性が女性弁護士を求める背景には、裁判と弁護士の結びつきを女性の方がより深刻に受けとめる傾向にあることを示唆しているように思われる。選好が限定的である女性弁護士を、あえて求めるには、そこになんらかの理由があると考えられるからである。

なお、この、女性が女性弁護士を選好する理由については、前掲拙稿において、調査票に回答するに際して念頭においていた裁判内容の観点から若干の分析を試みた。その結果は、女性弁護士を選好する女性回答者が離婚などの特定のケースを想定しているわけでは必ずしもないというものであった。

そこで次に、ジェンダー・バイアスと関連していることが予想される年齢(年代)と依頼弁護士の性別選好との関係について見てみたい。その結果は、表 A-9 に示すように、女性弁護士を選考するのは低年齢世代が相対的に多く、逆に高年齢世代は男性弁護士を選好する傾向にあることがわかる。これをさらに、男女別に見てみると、表 A-10 に示すようになる。簡潔に要約すると、1. 男性・高年齢世代は女性弁護士を拒絶する。2. 男性・低年齢世代は女性弁護士も(いくぶんかは)許容する。3. 女性高年齢世代は女性弁護士を許容するが男性弁護士への選好のほうがより強い。4. 女性低年齢世代は(その中ではより若い世代ほど顕著に)女性弁護士のほうを選好する。

このように、女性回答者でも、高年齢世代では、女性弁護士を選好しない人の方が相対的に多いのであるが、女性回答者にあつては、男性回答者と異なり、女性弁護士を選好する人には世代による偏りが見られない。これに対して、男性回答者では、わずかしかない女性弁護士への選好が、かろうじて若い世代にのみ見られる現象であることがわかる。これらのことから、女性弁護士への選考は、現時点では女性回答者に著しく偏って見られるが、それは、主として、男性回答者の高年齢世代に女性弁護士を選好しない傾向が著しいことの結果であり、そこには、性別と年齢の二つの変数が同時に関与していると考えられるべきであろう。つまり、弁護士の性別選好を規定する変数として、性別よりも年齢(年代)のほうに説得力があるという単純な理解では不十分であることがわかる。

ここでは、一つの解釈として、次のように述べておきたいと思う。女性に、女性弁護士のほうが共感を得やすい、あるいは安心できるという感覚をもつ人がある程度存在すると仮定すれば、女性が女性弁護士を求めるという現象がある程度まで特徴的に存在することは、裁判に対する不安や懸念から生じる反応、つまり女性が裁判と弁護士の結びつきをより深刻に受けとめていることの反映として理解できるのではないか。これが、この時点での仮の結論である。

表 A-6 弁護士への相談と性別

	弁護士には 相談しない	一人の弁護士だ けに相談する	別の弁護士に も相談する	合計
男性	25	241	140	406
女性	23	211	170	404
合計	48	452	310	810

表 A-7 弁護士を見つけることの大変さと性別

	簡単だと 思う	どちらか といえば	どちらとも いえない	どちらか といえば	大変だと 思う	合計
男性	31	63	78	178	112	462
女性	20	36	73	201	155	485
合計	51	99	151	379	267	947

表 A-8 依頼弁護士の性別選好と性別

	男性がい い	どちらか といえば	どちらで もよい	どちらか といえば	女性がい い	合計
男性	67	105	268	12	8	460
女性	31	81	256	60	38	466
合計	98	186	524	72	46	926

表 A-9 依頼弁護士の性別選好と年齢

	男性が いい	どちらか といえば	どちらで もよい	どちらか といえば	女性が いい	合計
70 歳代以上	23	24	53	11	5	116
60 歳代	20	31	106	10	8	175
50 歳代	25	34	99	10	7	175
40 歳代	13	33	85	10	10	151
30 歳代	13	44	116	14	10	197
20 歳代	4	20	65	17	6	112
合計	98	186	524	72	46	926

表 A-10 依頼弁護士の性別選好と年齢（回答者性別ごと）

	男性が いい	どちらか といえば	どちらで もよい	どちらか といえば	女性が いい	合計
男 70 歳代～	16	14	29	2	0	61
男 60 歳代	10	14	54	0	1	79
男 50 歳代	17	15	52	2	0	86
男 40 歳代	10	22	40	1	3	76
男 30 歳代	10	27	56	2	2	97
男 20 歳代	4	13	37	5	2	61
合計	67	105	268	12	8	460
女 70 歳代～	7	10	24	9	5	55
女 60 歳代	10	17	52	10	7	96
女 50 歳代	8	19	47	8	7	89
女 40 歳代	3	11	45	9	7	75
女 30 歳代	3	17	60	12	8	100
女 20 歳代	0	7	28	12	4	51
合計	31	81	256	60	38	466

(5) 女性は弁護士を依頼する際に男性よりも「評判」を重視する傾向にある

問 10 では、弁護士を依頼する際に考慮することがあると思われる 11 の項目（人柄、能力、専門分野、評判、費用、親身に話を聞く、紹介者への信頼、紹介者への義理、以前からの知り合い、勝訴の予想、他の弁護士を選択できる可能性）について、その考慮の程度を 5 段階で尋ねている。全回答者について見ると、はじめの 8 項目については考慮するとの回答が多く（「考慮する」と「ある程度考慮する」を合わせて 8 割を超えている）、その他については、その数値は半数程度にとどまる。これを男女別に見た場合に注目されるのは、表 A-11 に示すように、「弁護士の評判」について、女性は男性よりも「考慮する」の回答が顕著に多いことである。なお、「評判」以外の項目については、男女間で顕著な差は認められないが、どの項目についても一貫して、女性のほうが男性よりも「考慮する」の回答が多いことは注目されるべきであろう。（なお、回答選択肢の「考慮する」だけを見ると男性の多くなる項目も 2 つあるが「ある程度考慮する」との合計では、女性のほうが多くなる。）これらの結果もまた、すでに上記（3）（4）において述べたような、女性は男

性よりも裁判を深刻に受けとめている傾向を示唆しているように思われる。

表 A-11 依頼弁護士選任の際の考慮事項(「評判」と性別

	考慮する	ある程度考慮する	どちらともいえない	あまり考慮しない	考慮しない	合計
男性	202	196	49	9	3	459
女性	278	189	31	1	3	502
合計	480	385	80	10	6	961

(6) 裁判に期待する事柄については、男女の差が見られない

問 13 では、民事裁判への提訴を決めた状況下で、裁判に何を期待するかと尋ねている。それぞれ 5 段階(期待する、ある程度期待する、どちらともいえない、あまり期待しない、期待しない)のスケールで、10 の事項(社会正義を実現すること、自分の権利を守ること、紛争を早く解決すること、相手と話し合いの場をもつこと、相手との関係を修復すること、白黒をはっきりさせること、自分の利益を守ること、相手をこらしめること、相手に非を認めさせること、裁判官に話を聞いてもらうこと)について尋ねたものである。これらについては、数値は省略するが、どれにも男女間で有意な差が見られなかった。

(7) 裁判利用の際に気がかりな事柄については、女性のほうが強く気にする

問 14 では、民事裁判を利用するかどうか考慮する際に、以下の事項(かかるお金、かかる時間、勝つ見込み、勝っても相手方が従わない可能性、家族や勤務先・近所の人の受けとめ方、家族や勤務先・近所の人に迷惑がかかる可能性)はどの程度気になりますか、と尋ねている。表 A-12 に示すように、どの事項についても、男性より女性に「気になる」の回答が多いが、特に最後の二つの事項(：周囲への配慮や懸念にかかわる事項)において、男性との差が顕著である。この結果は、裁判を利用するに際して副次的に生じる可能性のある周囲との軋轢については、女性のほうがより敏感になっているということを示すものであろう。この点もまた、上記(3)(4)(5)に述べたところと一貫して、女性は裁判をより深刻に受けとめているということを示しているように思われる。

表 A-12 裁判利用に際して気になる事項と性別

裁判にかかるお金						
	気になる	ある程度 気になる	どちらとも いえない	あまり気に ならない	気になら ない	合計
男性	336	117	14	5	1	473
女性	405	94	6	0	1	506
合計	741	211	20	5	2	979
裁判にかかる時間						
男性	301	144	16	11	0	472
女性	349	145	8	4	0	506
合計	650	289	24	15	0	978
裁判に勝つ見込み						
男性	288	138	36	3	3	468
女性	342	139	22	0	2	505
合計	630	277	58	3	5	973
裁判に勝っても相手がしたがわない可能性						
男性	228	167	46	16	7	464
女性	275	163	45	10	3	496
合計	503	330	91	26	10	960
家族や勤務先・近所の人への受けとめ方						
男性	131	185	77	55	19	467
女性	202	182	67	38	12	501
合計	333	367	144	93	31	968
家族や勤務先・近所の人に迷惑がかかる可能性						
男性	195	175	58	25	7	460
女性	283	145	47	14	5	494
合計	478	320	105	39	12	954

(8) 依頼弁護士に対して女性のほうがより強く配慮を求める

問 18 では、依頼弁護士に対して、4つの事項（親身な理解、わかりやすい説明、当事者全員にとっての良い解決、家族や関係者への配慮）につき、どの程度期待するかを5段階のスケール（期待する、ある程度期待する、どちらともいえない、あまり期待しない、期待しない）で尋ねている。その結果は、表 A-13 に示すように、どの項目についても、女性のほうが男性よりも期待の度合いが強いことを示している。この点もまた、上記（3）（4）（5）（7）において述べたこと（：女性は裁判をより深刻に受けとめている）と一貫した結果になっているように思われる。

表 A-13 依頼弁護士に対する期待と性別

あなたの気持ちを親身になって理解しようとする						
	期待する	ある程度期待する	どちらともいえない	あまり期待しない	期待しない	合計
男性	309	131	18	9	3	470
女性	362	127	12	3	2	506
合計	671	258	30	12	5	976
事件の法律的説明をわかりやすくしてくれる						
男性	339	118	12	2	1	472
女性	394	107	4	0	0	505
合計	733	225	16	2	1	977
紛争当事者全員にとって良い解決を考えてくれる						
男性	280	138	35	13	3	469
女性	326	139	30	6	1	502
合計	606	277	65	19	4	971
当事者になっていない家族等への配慮をしてくれる						
男性	235	162	51	11	9	468
女性	279	169	35	14	2	499
合計	514	331	86	25	11	967

(9) 裁判のわずらわしさという感覚において男女差は見られない

問 19 で「あなたは自分が当事者(原告や被告)として民事裁判にかかわることを、わずらわしいと感じますか」と尋ねて、5 段階のスケールで回答を得ている。この結果を見ると、表 A-14 に示すように、「わずらわしい」(942 人中 375 人、39.8%)と「どちらかといえばわずらわしい」(942 人中 351 人、37.3%)で 8 割近くになり、圧倒的に多数の人が裁判に煩わしさを感じているが、男女間ではほとんど差が見られない。このことから、上記の(3)(4)(5)(7)(8)で示唆されていたこと(：女性は裁判をより深刻に受けとめている)は、煩わしさの感覚とは別のことであるように思われる。したがって、女性は、必ずしも、裁判が煩わしいと感じるから、裁判を重く受けとめたり、弁護士との結びつきを重視したり、弁護士の配慮をより強く求めたりしているわけではない、ということになる。

表 A-14 裁判の煩わしさと性別

	わずらわしい	どちらかといえば	どちらともいえない	どちらかといえば	わずらわしくない	合計
男性	179	174	84	9	16	462
女性	196	177	84	14	9	480
合計	375	351	168	23	25	942

(10) 裁判官に対しても女性の方が強く配慮を求める傾向にある

問 21 では 7 つの事項(よく話を聞く、問題と背景を理解する、わかりやすく話す、中立である、和解を勧める、早く判決を出す、権威をもって振る舞う)について裁判官への期待の度合いを 5 段階で尋ねている。男女の比較を見る場合、結果は、項目によって異なる様相を示す。はじめの 3 つの事項については、表 A-15 に示すように、女性の方が強い期待を示しているが、あとの 4 つの事項については、男女でほとんど差が見られない。前者が、裁判官から当事者への配慮に関する事項であるのに対して、後者は制度としての裁判のあり方に関わる事柄であることを考えるならば、この結果についてもまた、上記の(3)(4)(5)(7)(8)で示唆されていたこと(：女性は裁判をより深刻に受けとめている)と一貫性をもって見ることができるように思われる。

表 A-15 裁判官への期待と性別

裁判官がよく話を聞いてくれる						
	期待する	どちらかといえば	どちらともいえない	あまり期待しない	期待しない	合計
男性	303	127	22	14	4	470
女性	368	106	23	7	2	506
合計	671	233	45	21	6	976
裁判官が問題とその背景をよく理解してくれる						
男性	337	108	18	9	3	475
女性	387	97	15	6	2	507
合計	724	205	33	15	5	982
裁判官がわかりやすく話してくれる						
男性	338	108	13	13	3	475
女性	386	101	15	6	1	509
合計	724	209	28	19	4	984

3. おわりに

女性が民事裁判に対してどのようなイメージを持っているかということを中心に、一般人調査で得られた結果を整理してみた結果は、以上の通りである。一般的に見て、女性は男性よりも、民事訴訟を重たく受けとめていると言えそうである。それは、上記（3）に示されている費用・時間・ストレスに対する心配（「重たい裁判イメージ」）に始まり、（4）で見られた弁護士の位置づけ（弁護士との関わりをより深刻に捉える態度）、（7）から窺われる裁判利用に伴う懸念（直接的・間接的なコストをより深刻に受けとめる傾向）、（8）および（10）が示す弁護士や裁判官への期待（訴訟遂行に関する配慮をより強く求める姿勢）などに、顕著に表れていると言えよう。

なお、本報告に用いたデータ（およびそれにより作成した表 A-1 から A-15）は、「わからない」および「無回答」を欠損値として除いた全ケースを分析対象としているが、上記（3）以降の分析については、裁判経験のない回答者のみを対象として分析した場合にも同様な結論が導かれるのか、確認しておくべきであろう。実際にそのように限定を加えたケースのみを対象として、表 A-1 から表 A-15 に対応する表を作成し（表 B-1 から表 B-15、ただし本稿では非表示）確認を行ったところ、上述した結論と同様な結果となったことを付記しておきたい。

特定紛争類型における法使用に対する一般人の評価

— インターネット・サーベイ実験の結果から —

前田 智彦

名城大学

tomaeda@ccmfs.meijo-u.ac.jp

【論文要旨】本稿では、特定領域研究 C 班（訴訟行動班）が実施したインターネット調査を用いたサーベイ実験の結果を報告する。調査は、法的紛争に関するストーリーを示して、主人公が法使用（弁護士利用、裁判所利用、警察への相談）をすべきかどうかを尋ねる方法で、ストーリー中の要因を操作した複数バリエーション間の回答の比較によって、一般人の法使用に対する評価を左右する要因を検証するというものである。調査結果からは、係争額が大きければ法使用に肯定的になること、訴訟の金銭的費用が高ければ勝訴した場合でも結果の評価が低くなること、弁護士の性別に対する選好は回答者の性別だけでなく、各ストーリーの示す紛争類型にも影響されること、男性が女性に物理的暴力をふるう家庭内暴力の事例では他の組み合わせよりも離婚に向けた法使用に特に肯定的になること、などが確かめられた。

【キーワード】 サーベイ実験 法使用 訴訟利用 ジェンダー

1. はじめに

本稿では、特定領域研究 C 班（訴訟行動班）が実施した全国民事訴訟インターネット調査（以下、インターネット調査と呼ぶ）の結果を報告する。この調査は、全国民事訴訟当事者調査（以下、本調査と呼ぶ）および全国民事訴訟代理人調査の結果を補うものとして企画された。

本調査の結果や、特定領域の他班の調査・分析結果からは、紛争類型が当事者の紛争行動・法使用を左右する大きな要因であることが明らかになりつつあるが、本調査は地方裁判所における民事通常訴訟全般を対象としたために多様な紛争類型を含み、対象事件数が 1000 件を超える調査規模でもなお、特定の紛争類型のみを取り出すと統計的検定にたえない少数ケースのみとなる場合が多い。そこで、特定類型の紛争に関するストーリーを示して、法使用に対する評価を尋ねることで、特定類型紛争での法使用に影響する要因を検証することをインターネット調査では計画した。

また、訴訟行動班の問題関心の 1 つである、法使用・訴訟利用へのジェンダーの影響を検討するにあたっては、離婚等を扱う人事訴訟事件も調査するのが本来望ましいが、人事訴訟事件の地方裁判所から家庭裁判所への移管にともない対象時期の人事訴訟の事件記録

が分散してしまっているため、調査対象からは外さざるを得なかった。そのため、インターネット調査には家族関係の紛争における法使用を考えるデータを得る目的もあった。

2. 仮説

インターネット調査では、法使用に対する評価に関する次のような仮説にもとづいて設問構成を行った。

- ① (金銭をめぐる紛争では) 係争額がより大きいほど当事者は法利用・訴訟利用に積極的・肯定的になる。
- ② 事件内容・終結結果が同じであれば、判決で終結した事件の当事者(原告)の方が、和解で終結した事件の当事者(原告)よりも訴訟結果を肯定的に評価する¹。
- ③ 同じ訴訟結果(判決額)であれば、訴訟期間がより短く、訴訟費用がより安価な場合に、当事者は訴訟結果をより肯定的に評価する。
- ④ 家庭内暴力被害者からの離婚請求といったケースでは、被害者が男性の場合よりも女性の場合の方が、精神的ないじめによる家庭内暴力の場合よりも物理的暴力をふるわれている場合の方が、法利用・訴訟利用・離婚の妥当性が肯定的に評価される。

訴訟行動班の主たる問題関心は、紛争当事者の法使用行動と法使用に対する評価・判断枠組みであるが、回答者にストーリーをあたかも自らの問題経験のように感じて回答してもらうというのは困難であるので、本インターネット調査では「親しい第三者の経験した問題」についての評価を尋ねることとした。

また、ジェンダーの観点から弁護士の性別に対する選好についても各紛争類型について調査している。ここでの仮説は、(A)男女とも特に相談する弁護士の性別にこだわらないのが多数派であるが、女性弁護士を望む少数派は女性に多い²、(B)家庭内暴力・離婚といった問題では女性弁護士が選好される、という2つである。

3. リサーチデザイン

本調査は、株式会社ボーダーズの協力を得てインターネット調査の形で実施した。調査

¹ 本調査の分析の初期段階で、判決で終結したケースと和解で終結したケースを比較したところ、訴訟の再利用に関する意欲が判決で終結したケースの方が高いという結果が得られた。

² インターネット調査に先行する補足調査である全国民事訴訟一般人調査でジェンダーの観点から弁護士の性別選好を質問したところ、回答にこのような形の男女差が見られた。同調査は特に紛争類型を指定することなく、一般的に「訴訟を考えなければいけない問題」で利用する弁護士の性別選好を尋ねているため、男女で想定する紛争類型がことなっていた可能性もある。そこで、インターネット調査では紛争類型を特定した上で同様の違いが見られるかを検証することとした。

の中核となるのは、法的紛争に関するストーリーを提示してそれぞれの当事者が法使用をすべきか否かを尋ねる部分である。各ストーリーについて、法使用に対する評価を左右すると考えられる要因を操作した複数バリエーションを設け、それらの要因が実際に回答に影響を与えているかバリエーション間の回答傾向の比較によって統計的に検証しようとした。問5から問7がストーリー提示型の設問であり、問5では「いところに対する貸金紛争」、問6では「見知らぬ相手とけんかになり一方的に殴られた（不法行為）」、問7では「夫婦間の家庭内暴力と被害者からの離婚要求」をそれぞれ事例として示している。

問5では、係争額（150万円と30万円）と訴訟結果（敗訴に近い不利な和解と敗訴判決）について操作を行い、全4バリエーションを作成した（仮説①と仮説②に対応する）。問6では紛争内容や訴訟結果は統一し、勝訴判決（300万円の請求に対し200万円を認容）に至るまでの訴訟期間（1年、2年、3年）と金銭的費用（50万円と100万円）について操作を行い、全6バリエーションを作成した。問7については、被害配偶者の性別（女性か男性か）と暴力の程度（精神的ないじめか、肉体的暴力か）を操作した全4バリエーションを設けた。

問5、7が4バリエーション、問6が6バリエーションであるため、最小限の組み合わせ数である12種類の調査票を作成した。

問5から問7では、法使用に対する評価を尋ねる設問として、弁護士に相談すべきかどうか、相談するとしたら男女どちらの弁護士に相談するのがよいか、裁判所手続（調停、訴訟）を用いるべきかどうか、警察に相談すべきかどうかを共通して尋ねている。また、主人公の訴訟提起後の訴訟結果までストーリーとして提示した問5、6では、訴訟結果に対する評価（公正かどうか、受け入れられるかどうか）も共通して尋ねている。

以上の中核部分に加えて、本インターネット調査では、すべての質問票に共通の設問も設けている。問1から問4では、裁判所利用経験、法的紛争経験、裁判・法のイメージについて質問し、問8、9では攻撃性尺度、性的役割尺度から抜粋した質問を用いて、回答者の他者に対する攻撃性とジェンダーバイアスの程度を測定している。また、最後に設けられたF1からF5ではいわゆるフェイスシート項目として、職業、職務上の法律との関わり、学歴、法学教育経験、世帯人数、世帯資産の各項目を、全国民事訴訟一般人調査と同じ設問形式で尋ねている。

これらストーリー提示型設問以外の設問も、法使用に関する評価を左右する要因になりうると想定している。

4. データセット

調査の実施については調査用入力フォームのプログラムを含め、株式会社ボーダーズの協力を得た。調査は同社の運営するアンケート専門サイト「アンとケイト」（<http://www.ann-kate.jp/>）の登録モニターを対象に行われ、12種の質問票それぞれについて100件が目標回収数として設定された。さらに100件を男女半数に分け、さらに日本

の全人口における男女別の各世代人口の比率に従って、男女・世代による階層別に割り振った目標回収数（表1）を定め、各階層に属する登録者モニターから無作為に抽出した回答者候補に回答勧誘のメールを送付し、各階層の目標数の回答がなされた時点で回答を締め切るという方法で回答の回収（あるいは募集）が行われた。分析に用いたデータセットは、12種類の調査票別に各100件、合計1200件のデータである。

表1) 性別・世代別割当て回収数（男女同数、世代別人数は全人口に比例）

男 20～29 歳	10	女 20～29 歳	9	男女 20～29 歳	19
男 30～39 歳	11	女 30～39 歳	11	男女 30～39 歳	22
男 40～49 歳	9	女 40～49 歳	9	男女 40～49 歳	18
男 50～59 歳	11	女 50～59 歳	11	男女 50～59 歳	22
男 60～69 歳	9	女 60～69 歳	10	男女 60～69 歳	19
合計	50	合計	50	男女合計	100

5. 分析結果

以下では、二元配置分散分析によるストーリーのバリエーション間の回答値の平均の比較を中心に、調査データを用いた分析結果を概観する。

(1) 事例1：いとことの貸金紛争

問5で示すストーリーでは係争額（未回収の貸金額）の大小と訴訟の終結形態（敗訴判決か実質敗訴の和解か）が実験要因となっている。これらの要因の効果を分析するために、二元配置分散分析を行った。前半部分では、係争額の大小と弁護士への相談、裁判所利用の評価に統計的に有意な関係が見られる。各設問の平均値の比較から、係争額が大きければ、弁護士への相談、裁判所利用（調停申し立て、訴訟申し立て）に対してより積極的な評価がされることが明らかになる。これは仮説①を支持するものである。

また、訴訟の終結形態の違いは、裁判結果を受け入れられるか否かには影響しないが、裁判結果の公平性の判断や、証拠不足による敗訴をやむなしと考えるか否かに有意な影響を与えている。回答平均値の比較から、訴訟が実質的な敗訴にあたる和解で終結した事例に対しては、訴訟が敗訴判決で終わった場合よりも、結果が公正でないと見られやすいことがわかった。また、実質敗訴の和解の場合は証拠不足から敗訴する場合がありますということに否定的な評価がなされやすくなるといえる。この分析結果は、権威ある裁判官の判決という形をとることで、当事者や周囲の人々が敗訴判決を公正な結果、やむを得ないものと受容しやすくなるとことを示すとの説明が可能であろう。

(表2) 事例1：被験者間効果の検定結果 (有意確率)

質問	係争額	和解／判決	交互作用
(事例1) 弁護士への相談	0.0000	0.7783	0.3275
(事例1) 男性弁護士と女性弁護士	0.0834	0.5869	0.0757
(事例1) 調停の申し立て	0.0040	0.7135	0.4870
(事例1) 民事訴訟の申し立て	0.0005	0.7229	0.1307
(事例1) 警察への相談	0.9953	0.8010	0.2199
(事例1) (ア) 証拠がないだけで実際にお金を貸した友人が敗訴するのはおかしいー(イ) 証拠がないならば友人が敗訴しても仕方ない	0.4241	0.0147	0.2866
(事例1) 裁判の公平さ	0.2866	0.0703	0.1445
(事例1) 結果への納得	0.9855	0.4558	0.4942

(2) 事例2：見知らぬ相手に殴られた事例

事例2では、近い親戚の男性が、見知らぬ男性とけんかになり、一方的に殴られたという事件であり、ストーリーの前半部分で示した紛争内容自体は全調査票で共通であり、ストーリーの後半部分で訴訟提起に至った後の訴訟期間（1年、2年、3年）と訴訟費用（300万円の請求額、200万円の認容額に対し、50万円と100万円）を操作している。これは仮説③を検証するためのものである。

訴訟期間、訴訟費用が各質問への回答に影響したか否か、二元配置分散分析で比較をした結果は表3に示すようになった。シナリオ操作のない共通部分に続く法使用の是非についての各設問では、調査設計上当然ではあるがバリエーション間の差は生じていない。

問題となる後半部分については、第1に、訴訟費用の金額が高ければ「高い」との評価が、訴訟期間が長ければ「長い」との評価が増えるというように、実際のコストの大小に応じて主観的評価も変化することがわかった。この結果については、さらに3段階のバリエーションを設けた訴訟期間について、一元配置分散分析を行い Duncan の検定によって3段階の間でどこで有意差が生じるかを確認した。その結果、「訴訟期間1年」という争いのある民事訴訟の第一審の審理期間としては平均的といえる長さに対しても、一般人は長いと感じることが（5段階評価の平均が4を超えるという数値に）明らかになった。また、3段階の設定のうち1年と2年の間で平均に有意差があり、訴訟期間が1年を超えると、期間が長すぎるという評価が特に強まることが明らかになった。この結果から、第1審の審理期間を1年以内に終わるとの努力義務を課した裁判の迅速化に関する法律の規定は、一般人の訴訟期間に対する感じ方と合致したものと評価できる。

第2に、裁判の公正さ、結果への納得といった総合的な評価には、訴訟費用の差異のみが有意な影響を及ぼすことがわかった。これは、損害賠償請求という金銭の形で結果が出

る事件類型で、訴訟費用 100 万円のバリエーションでは原告の純益が判決での認容額から実質半分に目減りするという設定にしたことで、原告の権利が実質的に損なわれたとの評価がなされたためとも解釈でき、訴訟期間よりも訴訟費用が訴訟結果の評価に影響すると一般化することには慎重であるべきだろう。

(表 3) 事例 2 : 被験者間効果の検定結果 (有意確率)

質問	訴訟期間	訴訟費用	交互作用
(事例 2) 弁護士への相談	0.5482	0.8524	0.7181
(事例 2) 男性弁護士と女性弁護士	0.1722	0.1431	0.2149
(事例 2) 調停の申し立て	0.3598	0.8295	0.2260
(事例 2) 民事訴訟の申し立て	0.1532	0.8791	0.5365
(事例 2) 警察への相談	0.8343	0.3599	0.5795
(事例 2) 裁判費用 (1 安い / 5 高い)	0.7663	0.0000	0.9527
(事例 2) 裁判にかかった時間 (1 短い / 5 長い)	0.0000	0.1530	0.5825
(事例 2) 裁判の公平さ	0.7705	0.0166	0.9267
(事例 2) 結果への納得	0.6266	0.0001	0.7710

(表 4) 事例 2 : 裁判にかかった時間の評価——訴訟期間のカテゴリ間の平均の比較

	事例 2 : 訴訟期間	度数	$\alpha = .05$ のサブグループ ^a	
			2	1
Duncan(a ,b)	1年	392	4.39	
	2年	396		4.60
	3年	392		4.67
	有意確率		1.000	.205

等質なサブグループ^aのグループ^a平均値が表示されています。

a 調和平均サンプルサイズ^a = 393.324 を使用

b グループ^a サイズ^aが等しくありません。グループ^a サイズ^aの調和平均が使用されます。タイプ I 誤差水準は保証されません。

(3) 事例 3 : 家庭内暴力被害者からの離婚請求の事例

事例 3 では、夫婦間の家庭内暴力とその被害者からの離婚請求のストーリーを用い、被害者の性別の男女、ならびに暴力の程度が精神的ないじめと物理的な暴力のいずれかという 2 点をそれぞれ操作した。

二元配置分散分析の結果 (表 5) からは、被害者の性別が、法使用の是非、相談相手として望ましい弁護士の性別、夫婦生活をやり直すか離婚するかのいずれの回答の平均値に

も有意に影響を与えており、離婚訴訟の申し立ての是非にもその傾向が見られた。被害者が女性である方が、弁護士に相談すべきであり、男性弁護士よりも女性弁護士に相談することが望ましく、離婚訴訟を申し立てること、警察に相談することに肯定的で、結婚生活が破綻しているので離婚するべきとの判断を示しやすいということになる。

暴力の程度については、離婚調停の申し立ての是非、警察への相談の是非、離婚すべきか否かの評価に影響を与えることがわかった。

以上の結果は、仮説④を支持するものである。ただし、事例3については被害者の性別と暴力の程度の2変数の交互作用が見られた。被害者が女性でかつ家庭内暴力が物理的暴力に及ぶバリエーションでは、とくに離婚すべきとの意見が回答者に強く現れ(表6)、それと軌を一にして離婚調停を申し立てるべきとの意見が強くなる。これは、男性が女性に物理的暴力をふるう事件が夫婦間の家庭内暴力のステレオタイプとして浸透しており、特に夫婦関係の破綻が顕著で、両者の引き離しが不可欠の事例と認識されるためであろうと考えられる。

(表5) 事例3：被験者間効果の検定結果(有意確率)

質問	被害者性別	暴力程度	交互作用
(事例3) 弁護士への相談	0.0001	0.2891	0.1285
(事例3) 男性弁護士と女性弁護士	0.0000	0.2319	0.1597
(事例3) 離婚調停の申し立て	0.0008	0.0487	0.0573
(事例3) 離婚訴訟の申し立て	0.0514	0.1865	0.9687
(事例3) 警察への相談	0.0000	0.0000	0.5484
(事例3)(ア) 夫婦で話し合っ て夫婦生活をやり直すべきだ ー(イ) 夫婦の一方が離婚 を望んでいるから離婚する べきだ	0.0000	0.0031	0.0095

(表6) 事例3：やり直すべきか離婚すべきか——バリエーション毎の平均の比較

従属変数: (事例3)(ア) 夫婦で話し合っ
て夫婦生活をやり直すべきだー(イ) 夫婦の一方が離婚を望んでいる
から離婚するべきだ

事例3:被害者性別	事例3:暴力の程度	平均値	標準誤差	95% 信頼区間	
				下限	上限
女性	精神的いじめ	3.623	.064	3.499	3.748
	物理的暴力	3.977	.064	3.852	4.101
男性	精神的いじめ	3.430	.064	3.305	3.555
	物理的暴力	3.453	.064	3.329	3.578

(4) 男女間の比較

最後にジェンダーの視点から、男女による回答差があるか、若干の項目につき比較を試みた。

まず、裁判所利用経験については、全国民事訴訟記録調査、全国民事訴訟一般人調査のいずれでも指摘されているとおり、男性は女性に比べて有意に裁判所利用経験者が多いことが表7で明らかである。

次に、全国民事訴訟一般人調査のデータから指摘された、男女とも弁護士の性別に対する選好はとくにないというのが多数派だが、男性弁護士を選好するのは男性回答者に多いとの知見が、特定の事件タイプのストーリーを提示した場合でも支持されるかを確認した。全国民事訴訟一般人調査では、事件類型を特に指定しないまま弁護士の性別選好を尋ねているので、男女で想定した事件類型が異なり、設問による刺激が同一でなかったおそれがあるからである。表8～10に示したクロス集計、一元配置分散分析のいずれの結果も、男女で弁護士の性別選好に差があるが、女性が一貫して女性弁護士を選好するというのではなく、事件類型によって異なる選好を示すことが本調査では明らかになった。家庭内暴力被害者からの離婚請求の事例では、女性回答者は男性回答者よりも女性弁護士を選びやすく、その背景には「女性弁護士は家庭問題に強い」といった認識があると考えられる。見知らぬ相手とけんかして殴られたという事例では、相手方が粗暴な人物と認識されるためか、女性回答者の方がより男性弁護士を選びやすいという結果となっている。

(表7) 裁判の経験——男女別

			裁判の経験			合計
			なかった	あった	わからない	
性別	男性	度数	538	61	1	600
		%	89.7%	10.2%	.2%	100.0%
	女性	度数	562	37	1	600
		%	93.7%	6.2%	.2%	100.0%
合計		度数	1100	98	2	1200
		%	91.7%	8.2%	.2%	100.0%

(表8) 問5 : (事例1) 男性弁護士と女性弁護士どちらに相談するのがよいか——男女比較

			(事例1)男性弁護士と女性弁護士					合計
			男性弁護士 に相談した方 がいい	どちらかといえ ば男性弁護士 に相談した方 がいい	どちらとも いけない	どちらかといえ ば女性弁護士 に相談した方 がいい	女性弁護士 に相談した方 がいい	
性別	男性	度数	46	120	358	40	10	574
		%	8.0%	20.9%	62.4%	7.0%	1.7%	100.0%
	女性	度数	19	143	320	62	8	552
		%	3.4%	25.9%	58.0%	11.2%	1.4%	100.0%
合計		度数	65	263	678	102	18	1126
		%	5.8%	23.4%	60.2%	9.1%	1.6%	100.0%

* 複数シナリオを通じての集計結果

(表9) 問6 : (事例2) 男性弁護士と女性弁護士どちらに相談するのがよいか——男女比較

			(事例2)男性弁護士と女性弁護士					合計
			男性弁護士 に相談した方 がいい	どちらかといえ ば男性弁護士 に相談した方 がいい	どちらとも いけない	どちらかといえ ば女性弁護士 に相談した方 がいい	女性弁護士 に相談した方 がいい	
性別	男性	度数	89	124	324	36	7	580
		%	15.3%	21.4%	55.9%	6.2%	1.2%	100.0%
	女性	度数	95	166	275	22	5	563
		%	16.9%	29.5%	48.8%	3.9%	.9%	100.0%
合計		度数	184	290	599	58	12	1143
		%	16.1%	25.4%	52.4%	5.1%	1.0%	100.0%

(表10) 問7：(事例3) 男性弁護士と女性弁護士どちらに相談するのがよいか——男女比較

			(事例3)男性弁護士と女性弁護士					合計
			男性弁護士 に相談した方 がいい	どちらかといえ ば男性弁護士 に相談した方 がいい	どちらとも いえない	どちらかといえ ば女性弁護士 に相談した方 がいい	女性弁護士 に相談した方 がいい	
性別	男性	度数	13	24	241	186	121	585
		%	2.2%	4.1%	41.2%	31.8%	20.7%	100.0%
	女性	度数	13	34	223	191	116	577
		%	2.3%	5.9%	38.6%	33.1%	20.1%	100.0%
合計		度数	26	58	464	377	237	1162
		%	2.2%	5.0%	39.9%	32.4%	20.4%	100.0%